

平成29年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成29年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成29年9月8日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第5号から議案第83号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 議員提出議案第1号の上程

(趣旨説明)

日程第 6 請願の委員会付託

平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

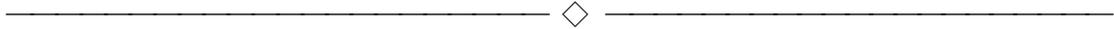
馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

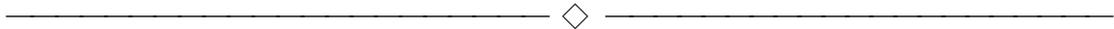
ただいまから平成29年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

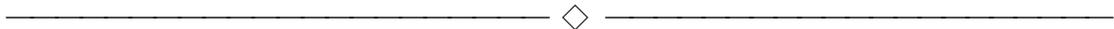
○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

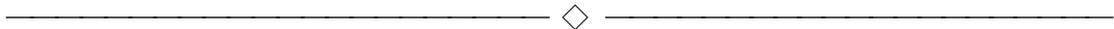
○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、湯田哲君及び16番、星登志一君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月15日までの8日間と

し、明9日から12日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの8日間とし、明9日から12日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成29年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、8月28日に招集された平成29年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び平成29年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成29年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成28年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、医療法人社団仁嘉会、以上の6法人等に係る経営状況説明資料は議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及びみなみやま観光株式会社の経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成29年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報

告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎報告第5号から議案第83号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第4、報告第5号から議案第83号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成29年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回の議会定例会は、新庁舎が完成いたしまして、新しい議場での最初の会議となります。議員の皆様と活発な意見交換を行いまして、そして、本町のさらなる進展のために誠心誠意尽力してまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案について提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第5号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、専決第15号の工事請負契約の一部変更についてであります。平成27年災町道古内平・竜伏線の災害復旧工事において産業廃棄物の処分量がふえたことから、請負金額を283万680円増額し、変更後の請負金額を1億845万4,680円とする工事請負契約の一部変更を行い、専決処分をしたものであります。

次に、専決第16号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年4月14日、田島ドライビングスクール前の国道121号の駐車帯から本線をUターンしようとして職員が公用車を発進した際に、後方から走行してきた相手方車両に衝突し、相手車両左側ドアに損傷を与えたものであります。損失割合を町95%として、相手方に対して賠償金15万2,950円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第17号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年6月21日、ヨークベニマル田島店駐車場において、地域おこし協力隊員の運転する公用車がバック発進をした際に後方に駐車していた相手方車両に衝突し、相手車に損害を与えたものであります。損失割合を町100%として、相手方に対して賠償金82万3,176円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第64号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正が、平成29年5月27日に公布されたことに伴い、南会津町情報公開条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正が、平成29年5月27日に公布されたこと、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が、平成28年11月28日に公布されたことに伴い、南会津町個人情報保護条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、人事院規則で定められている職員の育児休業等の取り扱いが一部改正され、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、育児休業等の再取得等に関し、南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案も、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町復興産

業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産の課税免除の適用期間を4年延長し、平成33年3月31日までとするものであります。

次に、議案第69号 ヤマザクラ一万本の里づくり基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、今年度から事業に着手したヤマザクラ一万本の里づくり事業を伸展させるため、その財源確保に資するため、ヤマザクラ一万本の里づくり基金条例を新たに制定するものであります。

主な内容は、基金の目的、積み立てに関する取り扱い、基金の管理、運用益の処理、繰りかえ運用、処分等、基金の取り扱い全般について定めるものであります。

次に、議案第70号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪2期）工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、地中熱交換機設置22カ所、放熱管設置一式、主配管設置一式、機械室設置1基でありまして、町内の機械設備業者7社を指名し、去る8月8日、指名競争入札を執行した結果、請負金額9,936万円で会津ガス株式会社田島営業所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は平成30年2月26日までを予定しています。

次に、報告第6号 平成28年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第71号以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成28年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

なお、議案第71号から第78号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第71号 平成28年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、町村合併から10年が経過し、改めて平成28年度を持続可能なまちづくり元年と位置づけ、「新たなまちづくりへ再スタート！～豊かで元気な地域創造を目指そう～」をスローガンに掲げ、町総合振興計画

のもとに、関東・東北豪雨災害からの着実な復旧、若者定住と交流人口拡大の取り組み、元気で持続可能な地域社会づくりへの取り組みの3項目を重点施策として位置づけ、予算編成を行いました。

一般会計当初予算額は、138億5,600万円で、新庁舎建設事業費及び関東・東北豪雨災害復旧費等の予算を計上した関係もあって、前年度比8.6%の増となり、その後5回の補正を行った結果、最終予算総額は、前年度繰越明許費及び事故繰り越しを加えて161億7,017万3,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で151億8,197万1,000円、歳出総額は141億7,118万4,000円で、歳入に関しては前年度比0.6%減、歳出に関しては2.5%の減となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支額は、10億1,078万7,000円と黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億9,869万6,000円を除いた実質収支額は3億1,209万1,000円で、前年度比5.0%の減となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は、1,649万7,000円の赤字となり、ここから財政調整基金への積立額と取り崩し額の差額3,482万5,000円を差し引いた実質単年度収支は、5,132万2,000円の赤字となりましたが、前年度に引き続き決算状況はおおむね良好な状況を維持しております。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は経常経費に大幅な増加はなかったものの、普通交付税が合併算定がえ終了に伴う激変緩和措置期間となり縮減されたことに伴い、標準財政規模が5.1%減となった影響が大きく、前年度から2.0ポイント増加し、85.9%となりました。

実質公債費比率においては、3年間平均の比率で前年度より0.9ポイント減少し5.2%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の37ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下となっております。

このように、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町税において固定資産税と軽自動車税が増加し、対前年度比3.1%伸びたものの、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、さらには地方交付税が減収となったために、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる

一般財源ベースでは5.2%の減となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、寄附金において平成27年度豪雨災害関連寄附金との関係で48.5%の減、町債についても広域消防デジタル無線整備事業や伊南保育所建設事業が完了したことが主な要因となって30.9%の減となりました。

その一方で、繰入金では庁舎建設基金からの繰り入れで98.6%の増、繰越金では前年度繰越金との関係で40.2%の増、諸収入では庁舎建設事業との関係で再生可能エネルギー発電設備等導入促進対策費補助金があり、39.7%の増となっております。

歳出では、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、衛生組合負担金との関係で衛生費が、原子力災害対応雇用支援事業との関係で労働費が、広域消防負担金との関係で消防費が、それぞれ大きく減額となる一方、花木の宿改修事業やクロスカントリーコース整備事業等が要因となり商工費が増となるとともに、関東・東北豪雨災害による災害復旧費も大きく伸びております。

また、性質別では、義務的経費において臨時福祉給付金給付事業の関係で扶助費が増となりましたが、人件費は職員数の関係で減となり、さらに公債費についても平成14年と15年度の起債償還が完了したことから減額となっております。

投資的経費のうち普通建設事業費は、再生可能エネルギー導入事業として実施した町内小・中学校における太陽光発電施設の整備や、伊南保育所建設事業が完了したこともあり補助事業費が減となる一方、田部地区における経営体育成基盤整備事業に着手したことにより県営事業負担金が大きく伸び、また、災害復旧事業費も関東・東北豪雨災害に関する復旧事業費が大幅に伸びております。その結果、投資的経費としては対前年比8.1%の増となりました。

その他の経費については、対前年度比で10.0%の減となっております。

維持補修費につきましては、平成27年度と比して除雪関連経費がふえたことから大幅に伸びましたが、一方、補助費等につきましては、広域消防負担金や衛生組合負担金が減ったことによる減、積立金につきましても、公共施設整備基金積立金が大きく減少したことにより減となっております。

このように、合併11年目の決算はおおむね良好な決算状況となりましたが、平成28年度より普通交付税の合併算定がえ終了に伴う激変緩和措置期間に入り、普通交付税が縮減されました。

本町の財政運営においては、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていく必要があります。

次に、議案第72号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億2,297万2,000円となり、対前年度比6.8%の減、歳出総額は22億858万8,000円で対前年度比5.6%の減となりまして、歳入歳出差し引き額1,438万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、被保険者数の減少もあり、対前年度比5.7%、7,604万1,000円の減となりましたが、本会計は財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、引き続きジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や、医療費適正化事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は対前年度比で2.2%、838万2,000円の減となりました。

なお、国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政運営の責任主体が福島県に移管されることになっておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、議案第73号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,181万2,000円、歳出総額2億1,080万9,000円で、歳入歳出差し引き額3,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.7%増の1億1,476万8,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比0.6%増の1億9,276万3,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第74号 平成28年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額21億1,763万2,000円、歳出総額20億3,973万7,000円で、歳入歳出差し引き額7,789万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の91.1%を占める保険給付費については、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の施設サービス費が伸びたことにより、対前年度比3.6%の増となりました。また、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行したことより、地域支援事業の伸び率が98.6%となる一方、基金積立金、諸支出金の支出額は大きく減少し、歳出決算額全体では4.2%の増となっています。

次に、議案第75号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 1 億 6,690 万 3,000 円、歳出総額 1 億 6,085 万円で歳入歳出差し引き額 605 万 3,000 円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて 9 施設の維持管理経費であります。

次に、議案第 76 号 平成 28 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 3 億 9,884 万 4,000 円、歳出総額 3 億 7,399 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き額 2,485 万 3,000 円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が田島地域で約 143 ヘクタール、南郷地域が約 104 ヘクタールで、全体で 247 ヘクタールとなっております。

また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で 76.0% となり、接続世帯数は 1,907 世帯となりました。

次に、議案第 77 号 平成 28 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

水道事業の制度改革として水道事業の健全な経営を行うため、これまでの用途別料金制から口径別料金制に移行し、平成 28 年 7 月検針分から水道料金の改定を行ったところであります。

また、平成 28 年度の施設整備につきましては、南郷簡易水道、館岩地域中部地区簡易水道、荒海簡易水道において老朽施設及び老朽管の更新工事等を実施し、さらに遠隔監視装置の導入を実施したほか、田部長野簡易水道では水質問題改善に向け水源地建屋を整備し、施設統合と増強計画を盛り込んだ変更認可を行うなど各簡易水道の適切な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額 6 億 3,293 万 9,000 円、歳出総額 6 億 2,469 万 9,000 円となりました。

なお、簡易水道事業特別会計につきましては、平成 29 年度から水道事業会計に統合されたので、歳入歳出差し引き額 824 万円は水道事業会計へ編入することになります。

次に、議案第 78 号 平成 28 年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

水道料金の改定につきましては、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する説明の中で申し上げましたので、省略いたします。

平成 28 年度においては、主に水道水の安定供給を図るため給配水管布設及び移設工事等を実

施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入 1 億4,978万3,000円に対し収益的支出は 1 億3,401万7,000円となり、差し引き1,576万6,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で4,710万円、支出が 1 億5,000万9,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億290万9,000円につきましては、損益勘定留保資金・消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

以上、各会計の決算について説明いたしましたが、6月定例会で報告申し上げましたとおり、庁舎建設事業、個人番号カード等関連事業、農地耕作条件改善事業、地方創生拠点整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、さらには災害復旧事業など一般会計においては9事業、介護保険特別会計と簡易水道特別会計では、それぞれ1事業を繰越明許の予算措置を行っております。

また、事故繰り越しとしては、社会資本整備総合交付金事業と災害復旧事業につきまして平成29年度に繰り越ししておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第79号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億8,119万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億4,762万6,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金の決定、国庫支出金や県支出金の決定のほか、今年度事業の一部見直し、各種事務事業費の変更や福祉関連事業、観光関連事業、各種修繕料の追加、さらには、本年7月に発生しました豪雨災害に対応する事業費を計上するとともに、年度後半において新たに必要となる見込みの経費について補正を行うものであります。

それでは、歳入から説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填交付金の決定により52万7,000円の追加であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により8,512万8,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は59億3,512万8,000円で、対前年度比5.83%、3億6,724万8,000円の減となりました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金の補正で100万9,000円の追加となりました。

第14款国庫支出金は、障害児入所給付費等負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補

助金、障害者総合支援事業費補助金、農地耕作条件改善事業交付金、原子力災害対応雇用支援事業補助金等を追加・計上する一方、社会資本整備総合交付金の交付額決定に伴う減額補正であり、総体では9,309万4,000円の減であります。

なお、原子力災害対応雇用支援事業補助金につきましては、当初予算において第15款の県支出金に計上しておりましたが、県内市町村に対し県から指導があったため、第14款の国庫支出金に組み替えて計上するものであります。

第15款県支出金は、障害児入所給付費等負担金、林業成長産業化地域創出モデル事業交付金等を追加・計上する一方、今ほどご説明を申し上げました原子力災害対応雇用支援事業補助金の減額により総体では1,680万1,000円の減となっております。

第16款財産収入では、館岩総合支所に配車され老朽化が著しい昭和48年登録の車両グレーダーが価値のあるものとして売却できましたので、その売り払い収入として153万3,000円を新たに計上するものであります。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金の繰り入れでありまして、380万4,000円の追加補正となりました。

第19款繰越金は、平成28年度決算に基づき、2億6,209万1,000円の追加補正となりました。

第20款諸収入は、運動公園等指定管理料過年度精算金として310万2,000円の追加補正であります。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、3,389万8,000円の増額となりました。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、公有財産購入費として土地開発基金保有地の買い戻しのほか、財政調整基金への決算譲与積み立て、社会保障・税番号制度システム開発委託料、光ケーブル支障移転工事請負費等の追加により1億6,065万4,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、1,895万8,000円の追加補正となりました。主なものは、障害児入所給付費扶助費及び放課後児童クラブ運営委託料を追加するとともに、障害者及び高齢者の福祉施設に係る修繕料、保育所用備品購入費等の計上となっております。

第4款衛生費は、地域医療センター負担金の減額と、不法投棄等廃棄物運搬処分委託料の追加で総体では17万3,000円の減額補正となりました。

第5款労働費は、歳入予算に関連するもので、原子力災害対応雇用支援事業補助金に関し、歳入第15款の県支出金から第14款の国庫支出金に計上するという組み替えを行っており、財

源内訳上の補正となります。

なお、歳出予算上の財源内訳の欄に関しては、国県支出金として一緒になっていることから数値の記述はありませんのでご理解願います。

第6款農林水産業費は、園芸栽培促進事業補助金、水土里を育む普及促進事業等の経費を計上するとともに、林業成長産業化地域創出モデル事業に関連する補助金等を計上した結果、1,919万6,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、観光施設に関する消耗品費、修繕料、修繕工事請負費、さらには舘岩地域におけるバイオマスボイラー燃焼業務委託料を計上した結果、1,342万7,000円の追加補正となりました。

第8款土木費は、1,768万4,000円の減額補正となりました。その主なものは、除雪機械購入事業費確定に伴う減額、さらには社会資本整備総合交付金事業の交付額決定との関連で工事請負費を減額補正する一方、道路橋梁維持費において修繕料及び工事請負費等の事業費を追加するとともに、道路台帳補正業務委託料及び除雪費計算システム使用料を新たに計上いたしました。

第9款消防費は、舘岩地域における消防屯所解体工事請負費、伊南地域の防火水槽埋立工事請負費、消火栓関係経費の水道事業会計繰出金等の追加補正となり、779万6,000円を追加するものであります。

第10款教育費は、いずれの科目も追加補正となり、その主なものは、田島小学校プール管理棟の修繕工事請負費、御蔵入交流館文化ホールの音響設備と空調設備の修繕料、前沢曲家集落保存対策関連事業費、びわのかげ運動公園の藤棚修繕工事請負費、伊南交流センター照明設備改修工事請負費等を計上した結果、1,551万8,000円を増額するものであります。

第11款災害復旧費は、去る7月18日の豪雨災害に関する復旧事業費の計上であり、南郷地域の農地農業用施設で4カ所、林道については南郷地域の10カ所と田島地域の5カ所の災害復旧に関する修繕料を計上するもので、577万円を補正する内容となっております。

第14款予備費は、歳入との関連で5,773万5,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第80号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ460万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

22億6,115万8,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、国庫支出金において高額医療費共同事業負担金を減額する一方、新たに国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を計上、さらに前期高齢者交付金、高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等の本年度交付額の確定見込みによる補正を行うほか、前年度決算確定による繰越金について減額補正するものであります。

歳出では、介護納付金の追加補正と退職者医療療養給付費等交付金返還金を計上するとともに、歳入との関連で予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第81号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,902万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億717万円とするものであります。

その内容は、歳入では、地域支援事業交付金過年度精算金を計上するとともに、事務費繰入金等を追加するほか、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、臨時職員に関する経費、介護給付費準備基金積立金、介護給付費国県負担金等過年度精算返還金を計上するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第82号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ604万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,864万2,000円とするものであります。

その内容は、歳入において、平成28年度決算に伴う繰越金を追加補正する一方、歳出では、館岩簡易排水施設の修繕料を新たに計上するとともに、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第83号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を214万5,000円追加し、収入の予定額を5億3,888万7,000円とし、収益的支出を214万5,000円追加し、支出の予定額を5億7,665万9,000円とするものであります。

その内容ですが、収入は、町道改良工事関連で給水管移設補償費を減額する一方、一般会計からの消火栓移設工事負担金を増額するものであります。また、支出においても、受託工事費

において町道改良工事関連で給水管移設費を減額する一方、消火栓移設工事請負費を増額する内容となっております。

また、資本的収入を127万5,000円追加し、収入の予定額を7億8,912万8,000円とし、資本的支出を127万5,000円追加し、支出の予定額を9億8,691万4,000円とするものであります。

その内容ですが、収入は、工事負担金において消火栓新設工事負担金を追加補正するものであります。また、支出においても、消火栓新設工事請負費を追加補正するとともに、配水設備改良費において、国庫補助事業に伴う給配水管布設替事業に関し、委託料と工事請負費について予算の組み替えを行う内容となっております。

以上、本定例会に提案をいたしました議案20件、報告2件に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

以上であります。

○五十嵐 司議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第71号から議案第78号までの平成28年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣監査委員 代表監査委員の木下光廣です。

平成28年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成28年度南会津町水道事業決算、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成29年7月31日から8月9日までの実質8日にわたり、渡部勝善監査委員、湯田哲監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された平成28年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成28年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、千円単位で申し上げますが、一般会計の決算状況は、歳入決算額151億8,197万1,000円、歳出決算額141億7,118万4,000円、歳入歳出差し引き額10億1,078万7,000円となり、翌年

度へ繰り越すべき財源 6 億9,869万6,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は 3 億1,209万1,000円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額57億5,110万2,000円、歳出決算額 56億1,967万2,000円、歳入歳出差し引き額 1 億3,143万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 118万2,000円を差し引いた実質収支額は 1 億3,024万8,000円となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は 1 億2,778万3,000円となり、前年度と比較しますと5,035万円の減少となっております。

国民健康保険税の未納額は 1 億1,370万8,000円となり、前年度と比較しますと1,028万円の減少となっております。税務担当職員の真摯な取り組みの成果があらわれたものと評価いたしております。

後期高齢者医療保険料の未納額は320万9,000円となり、前年度と比較しますと48万2,000円の増加、介護保険料の未納額は1,274万2,000円となり、前年度と比較しますと43万3,000円の増加となっております。

一方、使用料等の未納額は、保育料が前年度との比較で78万円の減少、町営住宅使用料が前年度との比較で218万1,000円の減少となっておりますが、下水道使用料が前年度との比較で33万8,000円の増加、水道事業会計を含めた水道使用料が前年度との比較で496万3,000円増加しており、全体では 1 億4,298万7,000円となり、前年度と比較しますと271万2,000円の増加となっております。使用料につきましても、町税の滞納対策の取り組みに学び、滞納解消に向けたなお一層の努力が必要です。

町税、使用料等を合計した一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、合計で 4 億42万9,000円となり、前年度と比較しますと5,700万2,000円の減少となっております。町税、使用料等の合計では 3 年連続の減少となりましたが、今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

滞納対策としては、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながら、その義務を果たさない滞納者に対しては、公平公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計の平成27年度末地方債残高は153億6,998万

9,000円でありましたが、平成28年度末では152億3,189万2,000円と1億3,809万7,000円減少しました。

特別会計の平成27年度末地方債残高は、54億4,084万4,000円でありましたが、平成28年度末では53億5,119万1,000円と8,965万3,000円減少しました。

実質公債費比率は、3カ年の平均値で5.2%となり、前年度より0.9ポイント減少しました。単年度の実質公債費比率を見ますと、平成26年度5.2%、平成27年度5.4%、平成28年度5.2%となっております。前年度比較で平成28年度は前年度より0.2ポイント減少しております。早期健全化比率である25.0%と比較しても低位で推移しており、財政の弾力性は保たれております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成28年度の当年度純利益は1,576万6,000円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億6,161万9,000円に対し決算額1億6,036万9,000円で、99.2%の執行率でありました。

支出については、予算額1億4,590万7,000円に対し決算額1億3,608万5,000円で、93.3%の執行率でありました。

上水道使用料の未納額解消についてであります。平成28年度の未納額が612万8,000円発生し、累積未納額が3,459万8,000円となっております。前年度と比較しますと188万5,000円、5.8%増加しており、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から滞納解消のために未納者の現況を十分把握して、徴収計画書等を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものです。この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設けることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結赤字比率は、一般会計等の平成28年度の決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成28年度は5.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これも大きく下回っており、問題はありません。単年度で見ても平成26年度5.2%、平成27年度5.4%、平成28年度5.2%と低位で推移しております。

将来負担比率については、平成28年度は19.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これも下回っており、問題はありません。過去3カ年を比較しても平成26年度16.6%、平成27年度16.1%、平成28年度19.8%と低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成28年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課は役割を認識し、着実に第2次南会津町総合振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう、時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、報告をいたします。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎議員提出議案第1号の上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、議員提出議案第1号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議員提出議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について、提出者議員を代表し、議席番号17番、室井嘉吉が趣旨説明をします。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成には特に森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかし、森林を多く抱える我が町を含む山村地域の市町村は、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急激な人口減少など厳しい情勢にあるとともに、森林吸収源対策及び担い手の育成など山村対策を主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足をしている状況にあります。

こうした中、政府・与党は平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組みなどについて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示しました。

もとより、山村地域の市町村による温室効果ガス削減に向けた森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や林地災害防止、地方創生などにもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題です。

また、森林は我が国で自給できる数少ない資源であり、全国にあまねく広がっている資源であることから、政府が推し進める地方創生の核となり得る資源です。

森林の公益機能を確保しつつ林業を成長産業化させることで、地方創生を推進し、我が国全体が森林・林業・木材関連産業を支え、再生を図らなければなりません。

そのため、全国森林環境税の制度創設などについて、その実現を求めるため意見書の提出について提案をするものです。

慎重審議の上、決定されますことを強く求めます。

なお、意見書の提出先については、内閣総理大臣を初め議案に記載のとおりであります。

以上を申し上げ、趣旨説明を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で議員提出議案の説明は終わりました。



◎請願の委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正です。

請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所でございますが、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名でございますが、日本労働組合総連合会福島県連合会、南会津地区連合会、議長渡部英明氏です。

請願の趣旨ですが、昨年度も同様の趣旨で請願がなされ、本議会において意見書提出の採択をいただいた内容でございますが、一部文面追記もありますので、請願書を読み上げて趣旨説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

請願書。

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられています

が、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、2018年度（平成30年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願いいたします。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、請願書で述べている7点について、政府関係機関に対する意見書の提出についての採択をお願いするものでございます。

なお、政府関係機関等への提出先は、内閣総理大臣以下、この請願の最後に記載の7名宛てでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付しました請願文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定によって所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長。

○渡部正義総務課長 報告第6号 平成28年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告、さらには議案第71号以下各会計の決算、これに関する附属資料として議員の皆様に関係資料を事前に配付させていただきました。

その中の財産に関する調書、こちらに誤りが発見されましたので、ご報告申し上げますとともに、修正する箇所が広範囲に及ぶことから、その訂正の方法については資料の配付差しかえという形をお願いをしたいと思います。

それでは、なお、お手元にごらんいただきまして、訂正箇所のご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目中ほどに公共用財産⑦その他の施設という欄がございます。その左から2つ目、本年度中増減高という項目がありますが、ここの数字が誤っておりまして、

「1,939.74」と記述されておりますが、ここが「2,059.94」というふうに変わります。その隣、決算年度末現在高、こちら数字が変わりまして、変わった後の数字を申し上げますと、「3,520,972.59」となります。その関連で同じ欄の一番下、年度中増減高の合計の欄、こちらの合計の数字が変わりまして、変わった後の数字を申し上げますと、「4,456.02」となります。その隣が「71,038,956.69」というふうに変わります。1ページ目が4カ所の訂正でございます。

それから、めくっていただきまして、4ページ目、こちらのページは伊南地域の部分でございまして、同じように中ほどに公共用財産の欄がございまして、その他の施設、ここで「△120.20」と記述ありますが、これがゼロでございまして、「0.00」となります。その隣の現在高も変わりまして、変わった数字は「349,243.18」と、このようになります。あわせて、その下の合計の数字、「△118.61」と記述されておりますが、ここについては△がなくて「1.59」、その隣が「9,006,110.08」ということで数字が変わってまいります。

それから、13ページに飛びます。債権の欄の一番真ん中辺に、公共建築物木材利用促進対策事業貸付金の欄が出てまいります。これは、実は昨年度の欄をそのまま計上してしまったというミスでございまして、この欄そのものを削除していただきたいと思っております。そうすることによって、合計の金額が記述では「41,198千円」と記述されておりますが、ここについては30,198千円」と変わってまいります。その隣の年度増減高については、三角の表示がなくなりますので、こちらがゼロという形に変わってまいります。

それから、最後でございまして、18ページをお開きください。18ページの一番下に⑦その他の欄、土地の項目に住宅団地分土地のため120.20㎡の減、合計異動額△120.20㎡と記述がありますが、ここは記述が入りませんので、削除となります。

それから、19ページ、公有財産異動内訳書の中の⑦の次に⑩が入ってきます。実はこの⑩は、この欄の中でいうと「行政財産」と記述に入っておりますが、実は行政財産ではなくて普通財産であるために、18ページの中段に普通財産の区分、種別、普通財産、土地、それから建物、木造、非木造という表記があります。ここの⑦と⑩の間にこの表の記述を加えさせていただきたいと思っております。

そして、最後の修正箇所ですが、⑦のその他の施設の移動により「2,206.00」と単位が入っておりません。ここが「㎡」という単位を記述するというところでございます。

議会に配付する資料に誤りがありまして、本当に申しわけございません。修正方法については、冒頭申し上げましたように、複数ページに及ぶことから財産に関する調書の差しかえをも

って訂正させていただきたいと思いますので、何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ただいまの総務課長説明のとおりご了承を願います。

それでは、差しかえを行ってください。

[資料差しかえ]



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月13日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

平成29年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成29年9月13日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 山内 政 議員
- 12番 高野 精一 議員
- 2番 森 秀一 議員
- 10番 楠 正次 議員
- 7番 大桃 英樹 議員
- 14番 菅家 幸弘 議員
- 3番 丸山 陽子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山 陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 湯田 良一 議員 |
| 7番 大桃 英樹 議員 | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井 嘉吉 議員 | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----◇-----

◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

-----◇-----

◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 おはようございます。

一般質問を始める前に一言申し上げます。

新庁舎議場での一般質問の歴史がきょうから始まるその1番目に、質問に立たせていただく光栄に感謝を申し上げます。これからこの議場で多くの議論がなされ、その議論が真に町民の

ためになりますよう切磋琢磨し、常に町民のための議会であり続けるように、真摯に努めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから一般質問を行います。

質問は1点であります。前沢曲家集落の今後の維持についてであります。

前沢伝統的建造物群保存地区・前沢曲家集落は、平成23年6月20日に国選定になった本町の宝物であります。集落の今後を見据えたとき、高齢化、後継者の不在等、課題があるようです。

町は、この課題に対してどのような方策を検討していくのか、6項目にわたりまして質問を申し上げます。

1つ目、国選定以後、屋根の修繕、ふきかえはどのくらい実施されてきたのか。丸ぶき及び差しガヤと言われる補修の実施件数は何件か。

2つ目、その経費の負担割合はどのようになっているのか。個人負担はどのくらいか。

3点目、国の補助が出るとしても、丸ぶきがえを行うと個人の負担は相当なものと考えられるが、今後、集落の維持のため、全額補助は考えられないか。

4つ目、全額補助に向け、前沢曲家集落維持の基金を創設し、年間数棟の修繕、今後の丸ぶきがえに対応することが可能だと思うが、どう考えるか。

5つ目、今後、後継者が不在になる可能性のある家屋について、町はどのような対応をしていくのか。また、前沢の地域外に居住し、管理ができなくなった所有者が今後取り壊しを希望したら、町はどのような対応をしていくのか。

最後6つ目、以前、特定物件が所有者の意向で取り壊されるということがありました。国選定の監督官庁である文化庁は、このことに対してどのような見解で対応をしたのか。今後もしこういうことが想定されますが、選定取り消しもあり得るのか。

以上、質問をいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

11番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、前沢曲家集落の今後の維持についての1点目ではありますが、伝統的建造物群保存地区の国選定後の屋根の修繕、ふきかえの実施件数は何件かとのおただしでありますけれども、平成28年度までの6年間で、差しガヤ20件の修繕が実施されております。

なお、丸ぶきは、この実施はございません。

次に、2点目であります。1点目に関する経費の負担割合はどのようになっているかのおただしであります。修繕費用の1件当たり平均が約245万円でありまして、そのうち90%が補助となっております。10%の約25万円が個人負担と、そのような状況であります。

次に、3点目であります。カヤぶき屋根のふきかえ費用に対して全額補助してはどうかのおただしであります。前沢集落にある伝統的建造物のカヤぶき屋根を丸ぶきした場合の事業費は約2,000万円程度と、そのように試算されるのではないかなと思います。町からは、事業費に対して90%の補助を行っておりますので、この際、個人負担は約200万円程度と、そのようなことになるのかなと考えられます。

このように、丸ぶきした場合は、一度に多額の経費負担が発生することから、前沢集落においては、屋根の状況を見ながら差しガヤを行い、カヤ屋根の維持修繕を行っているところであります。

私も以前、カヤ屋根の家屋を持っておりまして、これに対する負担の大きいことは重々承知でありますし、本当に丸ぶきとなれば、またいろんな意味で、経費ばかりじゃなくて負担がかかることは想像できるところでありますけれども、そういうことで一般の個人所有の住宅であっても屋根の維持修繕に対する経費が生じることや、他の国選定伝統的建造物群保存地区の状況を参考にしながら、現在の補助率を設定しているところであります。

国選定伝統的建造物群保存地区の建造物であっても、個人所有の資産ということもまずありまして、維持に関して一定の個人負担が生じることは受益者負担の観点から適当なものと、そのように考えられるのかなと思っております。現時点では全額補助はちょっと厳しいのかなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。前沢曲家集落維持のために基金創設についてのおただしであります。先ほど申し上げましたとおり、カヤ屋根の丸ぶきに対する全額補助は現時点では考えておりませんので、基金創設の考えは現在ございません。

なお、補助金の町負担分については、毎年の一般財源の中から、これは対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。後継者が不在になった場合の対応と所有者が取り壊しを申し出た場合の対応についてのおただしであります。前沢集落は少子高齢化が進んでいることから、建物の所有者が集落内に居住しない状況が今後増加していくものと十分考えられるわけでありまして、

町といたしましては、集落内に所有者が居住していない場合であっても適切に管理していた

だけのように、伝統的建造物の保存に関して所有者にさらに理解を求めてまいりたいと思います。

これまでも、そういう意味では、この保存も含めてですが、前沢地区の推進といいますか、皆さん方に頑張ってもらえるように、町の職員もそこに配置いたしまして、これまでもいろいろな相談をさせていただきました。先ほども申し上げましたように、高齢化が進んでおりますので厳しい状況でありますけれども、町としても、一方で、そのような支援もしながら今後の方向性を探っていくのが、今現在のところの町としていい方法かなと、そのようにも考えております。

また、空き家になった場合については、伝統的建造物を活用した前沢集落への移住促進等について検討する必要があると、そのように考えております。前沢景観保存会と町が窓口になり、前沢集落への移住希望者に空き家をあっせんすることを想定しておるところでございますけれども、移住希望者に対しては地域活動等への参加の意思を確認するなどして、伝統的建造物の保存だけでなく、前沢集落の集落機能の維持・活性化が図れますように、町としてそのような体制をつくっていくことが大事だと考えております。

所有者から建物の取り壊しの申し出があった場合については、貴重な伝統的建造物を保存していくことに対して、重要性について説明を申し上げまして、引き続き維持管理していただくよう交渉してまいりたいと、そのように考えております。遠方に居住し、維持管理が困難な場合なども想定されますので、公有化も含めて検討を進める必要があるものと、そのようなことも出てくるのかなと考えております。

私も、伝統的建造物群というか、そういう研修会等ございますので、訪れることもございますし、あの萩市でさえ、それこそ維新のときに活躍された、その家であってもやはり後継者がいないと、市で買い取ったというケースもございますし、そのようなことも今後我々のところでも発生する可能性は十分あると、そのような認識は持っております。

次に、6点目であります。以前、特定物件が所有者の意向で取り壊されたことに対する監督官庁である文化庁の見解及び国選取り消し等もあり得るかとのおただしであります。議員おただしのとおり、特定物件となっていた土蔵が平成26年に取り壊されております。

この物件は、所有者から取り壊したいとの意向もございました。数年来の積雪により、主要部材が傷み、建物が損傷し、倒壊の危険性もあり、修理維持も困難であったことから、文化庁からの指導のもと、町伝統的建造物群保存地区保存審議会に特定物件解除の妥当性を諮りまして、妥当であると、そういう旨の答申を受けまして、そして文化庁へ報告し、取り壊しに至っ

たものでございます。

今後、前沢集落の住民と共通認識を持って保存に努めるとともに、このような事案が発生した場合も、文化庁の指導助言を仰ぎながら適切な対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。伝統的建造物群保存地区の国選定取り消し等はないものと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ご答弁の中で、今後、後継者がいなくなった場合に、公有化も考えていくというご答弁だったかなというふうに思うんですが、ちょっとその1点、町長の、公有化でいいのか、どういう意味で、お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私は、今そのように言いましたけれども、結局、先ほど萩市の例を私申し上げましたけれども、萩市もやっぱり市で買い取ったり引き取ったり、買い取る場合もあるだろうし、引き取る場合もあるということ、そのような話を伺っています。萩市の例でありますけれども、各地区でどのようなことを対応されているのかというのは、今後またいろいろ検討の部分になるかと思っておりますけれども、そういうことも想像しながら、今後進める必要があるだろうと一つは思いますが、その前に、先ほど申し上げましたように、私としては、あの地区が本当にこれからしっかり伝統的建造物群を守ってきた地域として、それを資源として、宝として、より活用していただいて、そして、そこで自立できるような方向性を町としてはまず探していきたいと、そのように基本的には考えています。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 最終着地点に公有化というものがあ程度お示しをいただければ、非常に住民にとっても頑張れるんじゃないかなというふうに私も考えます。実は、再質問の中で、そのこともちょっと質問しようかなと思ったんですが、最初からそういう答弁がありましたので、非常にいいなというふうに私も思います。

現在、前沢集落の選定は17件でよろしいですか、ちょっと確認したいんですが。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

前沢集落の建造物の対象物件でありますけれども、対象物件全体では、現在27件となっております。

ります。そのうち、母屋、主家ですが、14件、土蔵が5件、寺社等が2件となっております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 母屋14件ということではありますが、実際に今後、この10年以内くらいで、後継者がひよっとするといなくなるのではないかというような想定をされる家屋は、どの程度掌握されておられるんですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

その前に、ただいまお答えいたしました対象物件の内訳であります。先ほど母屋14件とお答えしましたが、20件でございます。そのうちのカヤぶきが14件、カヤぶき以外が6件ということでございます。大変失礼いたしました。

次に、ただいまのご質問でございますが、後継者がいなくなると想定される世帯ということのご質問だったかと思いますが、後継者がいなくなると想定される世帯であります。町としても集落の方からお話を聞くなどして、おおよその想定はしておりますけれども、あくまでも想定域を出ませんので、今後、一軒一軒聞き取り調査等を実施しながら、将来的な維持管理の見込みについて具体的に把握をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 現実に、現在、集落で生活をされないで、空き家になっていて、それを集落の住民の方が管理をされているというような具体的な案件もあるんですが、少数のうち、その対応ができるかなと思うんですけれども、これが件数が多くなると、雪おろしから草むしりから、それこそ畑の管理等も非常に大変になってくるのかなと思うんですが、今後、そういったことも含めて、その対応の中に入れていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

今後、後継者が不在になる可能性のある家屋についての対応ということでございますが、先ほど町長からも答弁がありましたように、他の伝建地区でも、空き家問題が課題となっている地区は多数ありまして、空き家への移住者の受け入れや空き家の利活用、地域活性化にNPOや第三セクターなどの組織がかかわって成功している事例もございます。

前沢地区についても、今後、そのような組織により、維持と活性化を図っていくということも考えられます。その場合でも、前沢の住民の皆さんと十分協議しながら、進めていく必要があるのではなかろうかと考えております。

以上であります。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 町長の答弁の中にも、将来的には移住者の誘導という、本当に私もそういう提案をしようというふうに思っていたんですけども、答弁に出てきましたので、本当に都会の生活の中で、例えば期間限定、夏限定あるいは雪降るまでの限定でも私はいいなというふうに捉えているんですが、とにかくあそこに住んでもらうというような誘導は非常に大切だなと、さっき課長が答弁されましたように、いわゆる前沢集落の住民の方の合意を得て、そういうことがなされるようであれば、やはり私は、非常にいいケースになるのではないかなというふうに考えております。

今後、どういった方策で地域外からの居住者を誘導していくのか、ちょっとプランがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今までもご答弁いたしましたとおり、前沢集落の課題については、私どもも質問議員も全く同じ認識だというふうに理解しております。今までも前沢の資料館であったり、前沢交流館であったり、入口の農産のそば屋を営んでいる建物であったり、そういった意味で、旧館岩村が一定の公有化ということで、地域の人たちの話を進めながら維持管理をしてきたと。

今後、今もそうでございますが、いわゆるIターン者という移住者、それから地域おこし協力隊の配置とか、そういった外部の力も入れながら、今、地域の方々とお話し合いをしていく、今後の前沢全体の活性化をどう本質的に捉えるかという協議をいたしております。

そういう中で、最近では、前沢の集落の人たちが前沢交流館を活用した、この間、いわゆる役場のOBであったりそういう人たち、その世代が若い世代というかどうかは、ちょっと60代でどうかというのはありますが、そういった意味で、前沢交流館の活用策を町に対して提言を受けたり、自分たちが、みずからが実施しようということで、集落内の話し合いも行っているというふうにも伺っておりますので、そういった前沢の人たちの意向を十分に町が支援して、成功するように、そういった意味で全体が一つずつ活性化していく、そういうことが成功に導ければ、いい意味での後継者が逆に育ってくると、そういう認識でおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 まだ選定を受けて6年でありますので、本当にこれからどういふ

うにしていくのかというのが正直なことであるというふうに私も思っております。

これは7月4日に、住民の皆さんと議会報告会の中で懇談を持ったときに、問題提起をされた案件でございました。それで、その中で、やはり高齢の方の負担は大変厳しいものがあるよと、そういったようなお話も承りました。そういったことも踏まえて、きょうの一般質問の提案になったわけであります。

例えば丸ぶき等については、今後検討していくというような答弁だったかなというふうに思っていますので、それは今後、大きな流れの中で、ぜひ調査研究をしていただきたいなというふうに思います。

1つ提案なんですけれども、ふるさと納税の中に「前沢曲家集落の応援」というような項目、ちょっと細かいところはわからないんですが、そういう項目というのはありません。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

具体的に前沢集落に使っていただきたいというような、そういう具体的なものは入っていません。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今後、これから10年先、20年先を考えたときに、基金創設はしないということでありましたので、外部からの応援者を募るという意味で、ふるさと納税の中に、ふるさとのカヤぶき屋根を守るために、ぜひこういうところにもお願いしたいというような項目をつけたらいいのではないかなというふうに、実は提案をしたいと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

今後、そういったことについても検討していきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それから、前沢集落のそば屋さんの前にある駐車場というのは、有料でしたっけ。お金を取るんでしたっけ。その辺をちょっと確認させてください。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

ただいまありました駐車場につきましては、無料ということで扱っております。ただし、集落内の散策等、そういう場合は協力金ということで、一部協力金のほうをいただいている実例がございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 駐車場は無料だけれども、いわゆる集落を散策するのに協力金ですね。全面的に協力金の中に、例えば曲家集落を維持するために、ご奉仕じゃないけれども、「よりお願いします」みたいなPRもぜひやったらいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えいたします。

協力金そのものがそういった趣旨のもとということで行っている事例がございます。また、協力金とした場合、じゃどういう形でと、また金額の設定、そういうものもございますので、そちらにつきましても含めて、今後検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 協力金が脆弱でなくても、これで集落維持のために貢献できるんだというようなことがある程度見えると、やはり今後につながるんじゃないかなというふうに思ひましたので、お話をさせていただきました。

前沢曲家集落の特徴は、橋を渡ると、かつては田んぼがあったんですけども、今は花が咲いていますが、畑作を中心にした、いわゆる本当に田園・農村の曲家集落ということで、本当に国で選定されるという、いわゆる宝であります。あそこで観光地化されていないということも非常に評価をされているところだというふうに私は思っております。

観光地化されていないので、大内宿さんみたいに観光収益でその持ち主が収益を受けるといふことがないので、いわゆる収益の中から屋根の修繕あるいは施設の修繕のためにとっておくということが、観光地化されたところはあるわけですが、前沢集落についてはなかなかそこが望めないで、きょうこういった提案をさせていただきました。

お互いに問題点は共有していると私も思ひますので、今後、6年、7年目以降、丁寧な集落との話し合いの中で、しっかりと後世に残すような展開をしていただきたいというふうに思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で11番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 高野 精 一 議員

○五十嵐 司議長 次に、12番、高野精一君の登壇を許します。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 おはようございます。

通告に従いまして、2番の質問で、高野精一がしたいと思います。

きょうは3点ほど質問がございます。

まず1点目でございますが、女性向けに対する補助金についてという項目でございます。

この南会津町も少子高齢化となり、人口減少に歯どめがきかない状況となっております。新卒の女性が町内に就職した場合は、年間6万から12万円程度の補助金を3年間を限度として出したらどうでしょうか。女性が地元就職すれば、結婚する環境も整いますし、少子高齢化の歯どめとなる政策が必要と思いますが、考えはどうか伺います。

2点目に対しましては、遊休農地についてお伺いをいたします。

平成29年度から遊休農地の課税対象額が上がると聞いております。

1点目で、土地所有者に対してどのような周知をしているのか。

2点目で、雑種地にすることは可能なのか。

3点目は、実質的に課税対象者は何人なのか。

4点目に、今後どのような指導をしていく計画があるのか伺います。

3点目、老朽化した町の施設についてお伺いします。

町では、南会津町公共施設等総合管理計画を策定し、去年12月12日だと思いますが、議員懇談会での説明がございました。公共施設等の総合的な管理運営に努めるとのことですが、具体的な計画があるのか伺います。

再質問は質問席で行います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、12番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新規学卒の女性に対して、3年間限定の補助制度を設けてはとのおただしであります。町の総合戦略においても、少子化と若者の流出に歯どめをかけることは本町の重要な課

題の一つとなっております。

それらを実践するため、本町では、平成26年度から若者定住応援プログラム交付金という制度を創設いたしまして、新規学卒者やU・Iターン者の生活支援策として、1人1回に限り10万円を交付しております。さらに、本事業は、本町への若者定住促進を図るため、定住する若者への生活支援を行うこととあわせて、事業対象者を正職員として雇用した町内事業所に対しまして、人材育成を支援する事業でもあります。

本交付金事業の年齢要件につきましては、子供を産み育てられる年代として、40歳未満という対象条件を設定しているところであります。また、安定した雇用が定住につながるとともに、町内事業所の経営基盤の安定が図れることから、正社員として就職した方を対象に、そのようなことを条件にしているところでもあります。

なお、本交付金事業は、事業開始から今年度で4年目となっております。交付実績は、平成26年度が34名、それから平成27年度が45名であります。平成28年度が47名でありまして、合計126名というのが現在であります。おただしの女性の新規学卒者への交付人数は、3年間で18名の方に交付した実績でございます。

次年度以降につきましては、男女を問わず、地元企業への就労機会が高まることは、まちづくりの観点においても重要な要素となると、そのようにも捉えておりますので、これまでの事業の成果を踏まえまして、若者定住の支援のあり方について議論しながら、新規学卒者やU・Iターン者の増加につながり、そして人口減少に歯どめがかかるための施策を今後とも展開してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、遊休農地についての1点目であります。平成29年度から遊休農地の課税対象額が上がると聞いているが、土地所有者に対してどのような周知をしているかとおただしであります。まず、この制度は、農地法及び国の固定資産評価基準の一部の改正に伴いまして、遊休農地の所有者を対象に農業委員会が実施する農地利用意向調査の結果、農業上の利用を行う意思がない場合等において、農業委員会から農地中間管理機構と協議するよう勧告されます。

その後、農地所有者がそのまま放置した場合には、その農地の固定資産税の評価額が約1.8倍になるという制度であります。これらの制度の周知は、平成28年11月に町の広報紙で町民の皆様にお知らせするとともに、農業委員会が実施する農地利用意向調査においても、遊休農地所有者に直接お知らせをしているところであります。

次に、2点目ですが、雑種地にすることなどは可能かとおただしであります。農地の状態にかかわらず農地を転用する場合は、農地法に基づく農業委員会等の許可が必要とな

ってきます。明確な転用目的がありまして、そして許可基準に合致している場合は可能であると考えます。また、所有者の申請に基づきまして、既に山林化している等、農地として復元することが不可能であり、周辺農地に影響を及ぼさないと認められる場合につきましては、農業委員会において非農地証明を交付することにより農地の地目変更が可能な場合があります。

次に、3点目であります。実質的に課税対象者はとのおたただしであります。平成28年度において農業委員会が農地中間管理機構との協議の勧告をした農地はございません。現時点において、この制度による課税強化の対象者はいらっしゃらないということでもあります。

次に、4点目であります。今後どのような指導を行っていく計画かとおたただしですが、遊休農地の問題は、集落の維持においても大変大きな課題であります。遊休化する農地にはそれぞれの原因がありまして、1つの政策で解決したり、所有者個人の努力だけで解決できるものではないと、そのようにも考えております。地域の農地をどうしていくのか、地域ぐるみで相談する、人・農地プランの作成などを通じまして、一つ一つの解決策を探りながら解決していくよう指導してまいりたいと考えております。

次に、町では、南会津町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的な管理運営に努めるとのことですが、具体的な計画があるかとおたただしですが、ご承知のとおり本計画は、平成28年度に作成したものでありまして、町が保有・管理する公共施設の調査・分析と中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や施設の再配置や統廃合、複合化及びさらなる有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など、公共施設の維持管理・更新等の適正化を図る目的として、基本方針を定めた計画であります。

今後の具体的な計画であります。当面は今後10年間を見据えた個別計画の策定を検討しつつ、本年度においては総合管理計画の概要版を各地域協議会へ説明してまいりたいと、そのように考えております。

また、庁内職員における意識啓発を図るために、庁内の横断的な連携による公共施設等の一元的・一体的な管理を行えるよう、予算編成においても全体計画を見据えた優先順位づけを行えるように、無駄やむらのないよう維持管理を検討していく庁内個別計画検討委員会を立ち上げてまいりたいと考えております。

さらに、公共施設等のマネジメントを推進するため、職員一人一人がその意義や必要性を理解していただくよう、全職員を対象とした研修会等を行いまして、庁内でのマネジメント意識の共有を図ってまいりたいと思います。

そのためには、実際に住民の皆さんが利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた

検討も伴うことから、受益者である住民の皆さんの理解が必要不可欠でありまして、住民に対し、町が直面する状況を認識していただくとともに、公共施設のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について情報公開に努めながら、広く意見を募りまして、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みと、それから住民の皆さんとの協働による公共施設の維持管理のあり方についても検討してまいりたいと、そのように考えております。

皆さん方に、先般説明させていただきましたけれども、今後の40年の間に、40年の間というのがどうなのかということもありますけれども、約600億円が今の資産の中でかかっていると、貨幣価値も変わったり、あるいは状況が変われば、もっともっとかかる可能性もありますし、町としては、今後、私たちの財源が減る中で、この公共施設のあり方にしっかり対応していかないと、誤ると維持管理になかなか大変な、財政もきゅうきゅうとしてくるという状況が見込まれますので、町としても、住民の皆さん、そして議員の皆さんにしっかりこの辺は町の考えもお示ししまして、考えて対応していく必要があると、そのような認識でおりますので、これから我々もしっかり検討して皆さん方にも説明してまいりたい、ご理解もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 まず1点目に、私は、なぜこのような質問をしたのかということに対しまして、今までいろんな政治家が、内閣総理大臣の指針の中にも、常にこの一極集中をなくすための施策を皆さんそれぞれやってきたんですが、これぞという成果がまだ上がってなく、やっぱりどうしても東京のほうに一極集中をするという傾向がずっと続いていると。そこにおいて、この少子高齢化という問題がなお出てきましたので、私は、安倍政権の日本創成会議で、これが1つの一番重要課題だと、この人口流出をとめるためにどのような施策が一番なのかという会議があつて、これもこれぞという中で答えがまだ出てきていない。

その中で、やっぱり町として独自のものを、1つ旗を上げるならば、この中で若者定住応援プログラムというの、町長、4年でしたっけ、3年だっけ、ことしで4年目だっけ、立ち上げてやってきたと。そして、今までの成果の中で1,640万が対象だったというようなふうにお聞きしましたので、できれば町長、今、若い人が貯金ができない状況に入ってきているんです。そうであれば、1年に対して、私が言った女性に対してというのは、1つの特色を出すためには、これ女の人にしたほうがいいんじゃないかと思つて、1年間貯金が5万から6万くらい、

12万でもいいけれども、できるような形を、町として旗を上げたらどうかということで質問しましたので、答弁よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、議員と同じように、何とか若い人たちがここに残ってくれたり、あるいはU・Iターンで来てくれないかな、そして定着してほしいと思います。

しかし、こういう質問はこれまでいただいていますけれども、日本全体が減少の中で、私たちの町もまた、そういう地域としては厳しい町でありますし、いろんな方向を探りながらやっているところでございますけれども、確かに、女性を焦点に当てた中での施策というか、そういう事業もあるかと思えますけれども、今の私たちの地域、やはり何が原因でどうなのかということもしっかり踏まえた中での対策が一つは必要だと、女性だけが不足しているわけじゃなくて、女性をポイントにすれば男性も集まってくるのかなど、そのような考えだと思えますけれども、やはりそういうことばかりじゃなくて、町の根本的な部分をしっかり対策する、そして、これは一朝一夕、やったからすぐそのようになるということも思っていないし、ただ、先ほども実績といいますか、若者定住応援プログラム交付金事業という中での126名という、この3年間の実績があるわけでありまして、これは民間の会社であります。ですから、公務員とかそういう人たちはそのほかでありますし、そのようなことで少しずつではありますけれども、成果と言えるかどうかわかりませんが、これだけの数字が上がってきているということでもあります。そうしたことも含めて、町としてはこの辺も見据えた中で、今後の対策をまたとっていく必要があると、そのようにも考えております。

また一方で、看護師さんが不足しているということもありまして、奨学金であったり、あるいは看護師さんが町に移住された場合の引っ越し費用とか、そのような事業もございますし、そういうことをやっているんですけれども、なかなか対象者が出てこないという現実もございますので、そういうことも踏まえた中で、町として、どのような対策がまた現実的に対応できるのかということも含めて、若い人たちが町に戻ってきてもらえるようなまちづくりということをしっかりやっていきたいと思えます。

そういう意味では、ここにせっかく残ってくれている人たちの子育て支援であったり、いろんな相談であったり、そういうことも町はいろんな事業を含めた中で、そういう総合的な対策の中でこういうことをやっていければなど、基本的にはそういうふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。議員の気持ちも十分わかっての、私がここで答弁させてい

ただきました。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今の質問で、最後のくくりをぶっちゃったのかなと、こう思いますが、やっぱり国の試算でいくと、生まれてから人口流出が、二十歳から39歳まで、この町から3%ずつ流出すると、10年から15年くらいで、この自治区というか、この町はやっていくことができないような試算もあるようなので、できればそういうことも加味しながら、すぐにカンフル剤で、これ、どうのこうのになるわけでもないし、犬みたいに首輪をつけてつないでおくわけにもいかないのが今の状況なのでありますが、できれば町長、中央要望によく町長は東京へ行っていますが、できれば総務省に毎日、1カ月くらい泊まって、我が町のことを物すごく毎日陳情するくらいの気持ちで、我が町の人口をふやす施策のヒントをもらってけるとかなんとかしながら、そのくらいの心構えを持って中央要望に当たっていただければいいと思うんですが、町長、その辺、ちょっと答弁をお願いしたいと思う。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 そのくらい命かけて頑張れという励ましかと思って、一生懸命頑張ります。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 その方向性を聞けば、それはそれでいいのかなと、こう思います。

続いて、何点かこれをお聞きしたいと思うのは、遊休農地でございますが、今、田部地区で耕地整理が進められている。また、荒海地区のほうでも耕地整理の機運が高まってきていると。

ただ、当地区中荒井において、過去にパイロット事業、畑をやったときに、今はきれいにソバ畑になっておりますが、耕地整理をやってもらって、その畑を耕すことなく、耕地整理の金を二十何年払い続けた経過があつて、やっぱり目的がなく耕地整理をすとかそういうこともあるし、また、後継者もいなくてそういう耕地整理もやって、大変苦勞して借金を払ったという実情もありますので、例えば耕地整理をすれば、二十何年間は、土地は地目変更だめですよという中であつても、そういう雑種地みたいに松が生えたり柳が生えたりした経過がありました。そうであれば、これからもそういう所有者がふえることが想定されますので、なかなか農業委員会の中でも、これはだめだけんじょ、何とか農地として残しておくしかないな、なんていうような、気持ちの中でのそういう農地検証というのはあつたのかなのか、伺います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

ご質問なんですけれども、まず、荒れてしまっている農地を地目変更ができないかということでございますが、町長答弁にもありましたとおり、既に山林化してしまったり、農地として復元ができない状態であった場合に、農業委員会で調査をしまして、非農地証明を出して、農地転用ができる可能性があるということがございます。

冒頭の、最初から作付されていなかったということでございますが、これは逆に、農地法におきまして農地所有者の義務としまして、農地所有者は農地を耕作して良好に維持していかなければならないというのが基本でございますので、そういったところで計画が少しよくなかったのかなというような気もしております。そういったことがないように、今後、基盤整備等のほうを行われる、人・農地プランなどを基本にしまして計画されると思いますので、今後はそういったことがないようにということで考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これは農業をやっている人に対する権利でしょう、農地というのは、農業をやっている人の権利でしょう。そうすると、農業をやっていない人が、例えばたまたま他人の財産を買ったらば、農地も一緒にくっついてきちゃって、荒れて、もう何ともしようがないと、そうなった場合の農地転用というのは、農地耕作者だけができるのか、そうでなくて、耕作をしていなくても農地がついてきちゃったから、そういう人も、それじゃ農業委員会に申請すれば、雑種地としてできるのかできないのか、それを伺います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐 小一郎 農業委員会事務局長 お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、まず農地を所有する場合、山林とか宅地は別なんですけれども、農地につきましては、売買または贈与を受ける場合は、受ける方の耕作、現在だと50アール以上の耕作をしていると、それで良好に耕作できるという見込みがあるということの場合、農地法の第3条の許可で許可がされるというようなのが一般的でございます。

したがって、宅地と山林は、もともと農地を所有していない方が宅地と山林を購入することはできますが、農地法において農地については、第3条の許可が、その場合、そういった条件があるということが発生します。

以上です。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 だけれども、くっついてきてしまった場合には、それをどうするの。

その人は、例えば田んぼはやらない、畑はやらないで、そうするとそのまま第3条を外すということは、なかなかそれ、そうするとできない状況になる可能性もあるわけ。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

冒頭申しましたが、農地法において、農地を有効に耕作していくという意味におきまして、農業機械を持っていない、あるいは農地経営をしていない方が農地を所有することは、そういった条件があるということの法律でございますので、その場合は、そういった条件のある方に農地を譲っていただく、そういうことが必要かと思われま。

以上です。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これ以上は何を聞いても同じ答えだなと、こう思うんで、あれですが、この雑種地については、そういうふうにしようがないかと、こう思いますが、今後の中で、農業委員会の制度が変わるわけでしょう。当町は30年度から変わるのかな。そうすると、農業委員の選出方法が変わって、今度はそれに対して、農地利用最適化推進委員という者ができるんでしょう。そうすると、これは30年度から変わるから、今度は12月の議会でこの条例を出して、皆さんに理解を求めていきますよというのが、この間の説明だったように私記憶しているんですが、そうすると、この南会津町の広い面積の中において、人口で農業委員の選出を少なくするのか、それとも面積が広いのを、それも加味しながら農業委員の人数を減らすのか、それと推進委員の権限というのはどういうものがあるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、農業委員と推進委員の人数のご質問でございますが、まず農業委員につきましては、今回の法律改正によりまして、各市町村の農地面積において上限が規定されております。その上限以下で、当町の農業委員の数を決めるということになるかと思えます。

もう1点、農地利用最適化推進委員、新しい委員でございますが、こちらについても農地面積100ヘクタールに1人という国の政令の基準がございますので、それ以下で決めるということになっております。

それから、2点目のご質問で、推進委員の権限ということでございますが、今回の改正によりまして農業委員と農地利用最適化推進委員という2つの委員がございますが、農地利用最適

化推進委員については、主にその活動の内容は、現地、地域において、農地利用の最適化の活動を進めるという任務になります。また、農業委員と一緒に、さまざまな活動をするということがございます。

農業委員会には農業委員が出席いたしますが、農地利用最適化推進委員は調査案件等の該当があれば、出席して意見を述べるというのがこれまでの先進各町村の状況のようでございますので、当町もそのようになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それでは、次に移りたいと思いますが、町の公共施設の関係でございますが、俺の計算でいくとそんなにあると思わなかったんですが、さっき商工観光課長に聞いたら、その施設は800ぐらいあるんですよという話を伺いました。

先ほど町長が答弁したように、これを維持していくのには600億かかるという話でございますが、実は、ことし、針生小学校の中において今、森林組合が入って作業をしているんですが、その針生小学校の屋根が、こっぴ屋根ではないんでしょうけれども、雨漏りがかなりして、作業に支障を来すほど、バケツを持ってあっちこっち置いて歩いたという事案がありましたので、私としては、こういう建物は、住民感情もいろいろ中には入ると思うんですが、壊すものは早く壊して、あそこは、もうそういうものはなくすという形で、森林組合さんには、行ってもらうまで1年そこそこで移動してもらうのは何でしょうか、檜沢中学校の建物利用ということで、地元の有識者と協議を大変しているようですが、できるだけ森林組合の施設をそっちのほうに移動していただければ、1つは形として楽になるのかなと、こう思うんですが、町長、答弁をお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

具体的な例を挙げられましたけれども、そういう雨漏りしている状況であるならば、当面、それはそれなりの対策をしなければならぬかとは思いますが、先ほど申し上げましたように、いろんな施設ございますし、そしてやっぱり地域に密着した施設もございますし、そういうところで、町としては、今後、話し合いを進めながらやっていくということが基本であります。

そういう応急処置をしなければならぬものは、どういうことであれ、やっぱりやる必要があると、私はそのような認識でおりますけれども、そういうことで、森林組合の事務所等も森林組合自身も考えるべきものと、私はその事務所についてはそう思います。

ですから、町が所有している公共施設等、これらに対しては、今後、そういうことを優先順位といたしますか、そういうことも決めながら、町としての対応をしていきたいと、そのように考えております。

ですから、雨漏りしているような状況であるならば、それは特に森林組合にやってもらうということも必要であるでしょうし、町が責任ある中でやらなきゃならない部分は、当然町がやるべきだと、そのような認識でおりますので、今後のいろんな公共施設の、施設にもよりますけれども、基本的にはそのような考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 公共施設の総合管理計画は総務課で担当しておりますので、若干触れさせていただきます。

先ほど、28年度において総合計画をつくりましたということで、基本的な考えに基づいた計画の策定を終えたところでございます。

今後、それぞれの個別施設について、この施設を継続していくのか、ほかの用途に転用するのか、集約するのか、または廃止するのか、そういったことを複数年かけて個別計画を策定していくというような流れになっておりますので、まずそこはご承知おきいただきたいと思います。

そして、具体的に旧針生小学校の事例をお出しいただきましたが、この施設についても、施設の耐震度だとか建築年度からの老朽度合いを含めまして、今後考えていくことになりますが、いずれにいたしましても、住民の方の考えも含めて、検討しなくてはならないということでございますので、そういう中で、今後の管理方針を定めていくというような考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 総務課長からそのような答弁がございましたが、また、ことは、私も町の施設として、スポーツに関する施設とか住宅に関する施設とか、やっぱり文化的なものの施設とか、いろいろなものがこの中に入っておりますが、1つ、びわのかげのプールの関係で、これは町の考えとしては、このびわのかげプールは、町の一つのシンボリックなものだから残すのか、それともこれからは計画的にそれは外していくのか、そういうことも一つ聞きたいと思うんですが、私はことし、びわのかげのプールに行って、田島小学校のプールが藻が張って使えないためにびわのかげに行く子供たちが大変多かったと、そうした中で、びわのかげのプールの敷地のコンクリートが劣化してきて、歩くと足が痛くてけがした子供も、皮をむい

た子供もいたようであります。それで私も歩いてみましたが、やっぱり最近、私もはだしで歩くこともなかったもんだから、これは足に大変強い衝撃があつて、これは子供たちが大変だなという思いをしました。

それで、これからあのびわのかげを残していくならば、1つは、大規模な修繕をしないといけないのかなと、こう思うんですが、町の中における位置づけというのはどうなっているのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

びわのかげプールでございますが、担当課といたしましては、大規模な改修が必要な施設であるということは認識しておりますけれども、町民の利用、それから合宿の利用等もございますので、当面は適正な維持管理をしながら使用してまいりたいと考えております。

それで、位置づけのご質問でございますが、先ほど総務課長からも答弁がありましたとおり、町の公共施設等総合管理計画、他の計画とも整合性を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 確かにそういう状況でありまして、今回、補正の議案の中に160万だか何か田島小学校のプールの修繕費が入ってございましたが、学校で、もうこれからはそういうプールを各学校で維持して、施設として残していくことが必要なのか、また、スクールバス対応でびわのかげの施設でやっていったほうがいいのか、経費の問題も考えながら、やっぱり1つは方向性をつくっていかないと、町の施設の経費が大変になるんだろうと思うんですね。現実、荒海中学校は、プールは廃止になっているからスクールバスで対応していると。そうすると、町の中の部分だけであれば、それもこれから今後、英断をもってプールの廃止は必要になっていくのかと思うんですが、答弁よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

学校のプールについては、小学校区については今、全部配置されておりますが、伊南と館岩については町民プールを学校が活用している状況にあります。それについては、担当課と協議しながら、プールは各小学校には維持していきたいというふうに、今のところでは考えております。

なお、田島小学校については、本年、藻が張りまして、びわのかげプールに行ったというふ

うには聞いておりますが、薬剤師の指導のもとに薬剤を入れて管理しておりましたが、うまくいかなくて、緊急事態ということでびわのかげのほうに行ったというふうに学校からは報告を受けておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そういう大きい施設が、これからいろいろ出てくるようになると思うんですね。そうすると、そういう施設のエリアも、教育のエリアとか、やっぱりスポーツとか、そういうレクリエーションとか文化的なものというふうに、そういう施設も出てくると、分けて明確に、今度は町の振興計画の中でも入れていかないと、それはなかなかできないこともあるんだろうと思いますが、一つ体育館も、駐車場も狭く、大分老朽化してきておりますので、そういうものも南会津町においては、体育館もこれは必要でありますよということになれば、新しいものもこれは必要になってくると思うし、そういうものも明確に入れながら、この計画をつくっていただければいいのかなと、こう思いまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で12番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 2番、森秀一議員にお諮りします。

正午まで40分近く残しておりますが、一般質問を継続したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○2番 森 秀一議員 引き続きお願いします。

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一、通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、工事等の年度繰り上げ予算と発注についてであります。

工事の施工について、年間を通して考えたとき、作業がしやすく、最良の仕上がりが期待できる期間は、融雪後から入梅までの乾燥期と思います。また、この期間は、建設業者にとって

受注工事も少なく、作業員の継続雇用等で大変苦慮している時期でもあります。

これらに対する弊害は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという会計年度独立の原則と考えます。会計年度独立の原則により、作業効率の悪い冬季間であっても、積雪をかき分けて作業し、年度末の工期に間に合わせなければなりません。年度内工事完了のために、全力を出し切った後には受注工事もなくなり、作業員の継続雇用のために仕事探しに奔走するといった状況であります。新年度予算による工事発注は、国・県からの補助金交付指令を待つこととなりますが、交付指令收受後に設計・積算に着手しますので、工事発注は相当期間過ぎてからになります。

このことから、最適な工事期間には工事ができず、入梅期の豪雨や台風、積雪といった作業に支障を受けやすい厳しい期間の施工になります。これらの解決策としては、会計年度独立の原則の例外である繰越明許費や事故繰越しの規定の活用が考えられます。

南会津町における平成28年度からの繰り越し工事は、繰越明許費で11事業15億7,740万1,000円、事故繰越しは4事業で7,472万円となっており、平成29年度においては各建設業者ともに十分満たされた施工計画になっていると思います。

しかしながら、今後を考えたとき、災害復旧工事の発注が今年度で完了するなど、国・県補助金による工事では繰り越しも期待できないと判断します。年度当初の工事施工は、建設業者にとって最も重要な期間であり、いずれの業者も受注工事を求めて奔走している期間でありますから、たとえ小規模工事であっても、受注することができるならば、円滑な施工計画により通年施工、通年雇用、これらが容易に進められることとなります。これらの解決のために、年度繰り上げによる前倒し予算と年度内発注が必要であると考えます。

このことから、次のことについて質問します。質問は2点になります。

1点目、町単独事業及び起債事業の年度繰り上げ予算についてであります。

南会津町では、次年度の予算編成を1月ごろから行われていると思います。各課においてはそれ以前に予算要望は固まっており、予算査定に向けた準備が進められていると思います。当初予算で予定していたこれらの工事の中から、12月議会に提案できるものを抽出し、12月議会に諮り、可決後、速やかに発注し、繰越明許費として繰り越し、新年度速やかに着手できるようにするものです。これらのことについて、町の単独事業や起債事業ならできるものと考えます。町長の考えをお聞きします。

次に、2点目、その他、年度当初に施工できる工事の発注方法についてであります。

建設業者の求めていることは、年度初めの工事受注であり、繰り越し工事に限らず、手段は

あると思います。このことについて町長に考えがありましたら、お聞きします。

次に、質問事項の2点目、温泉施設を利用する高齢者の支援拡充についてであります。

元気でゆうゆう温泉等利用助成事業、これについて支援の内容を拡充すべきと考え、質問します。

本事業は、要介護・要支援の認定を受けていない70歳以上の高齢者で、町指定温泉施設を利用する際の費用の一部を助成し、健康増進と交流を通じた生きがいを支援しますという目的の事業であります。昨年は949人の利用実績がありました。私は、年間券により温泉施設を利用しても、本事業では助成していただけないことを知り、助成要件を緩和し、年間券を利用する高齢者にも助成すべきと考えました。

私もきらら289の年間券利用者という立場から、きらら289の状況について紹介をしてみたいと思います。

きらら289は、独自にシルバーでいを設定し、月3回、5のつく日には入湯税150円のみで入浴できるよう便宜を図っています。昨年4月からことしの3月まで、この実績は36回の計画に対して、休業日などを除き、利用できた日は28回ありました。その結果、年間の利用者は延べ1,058人で、1回の平均利用者数は約38人となっています。きらら289の厚意的な事業ということになりますが、これらの利用も健康増進と生きがいに共通することであり、町にかかわって大きく貢献している事業と言えます。

年間券購入者の状況は、家族券14世帯、年間券6人、平日限定券50人となっておりますが、利用者の多くは70歳以上の高齢者であります。特に家族券の利用者は、高齢者2人世帯の人たちで、年間の利用回数が300回を軽く超えており、家族券の代金4万5,000円に入湯税も単純計算で9万円を超える金額が加算となり、これらの支出は年金生活者にとって大きな負担となっております。平日限定年間券の年齢を見ると、高齢者は少数であります。本事業による助成券も土日祭日の使用は可能であるにもかかわらず、ほとんど利用されていません。また、平日限定年間券の代金、これは7,500円ですが、週2回から3回の利用状況であり、年間にすると100回程度になります。

年間利用者の施設での利用を見ると、それぞれが夕方の入浴を楽しみにしており、常連同士の会話も弾み、広範な情報交換の場となり、和やかな雰囲気醸し出されております。年間利用者であるこの人たちが健康増進と生きがいづくりという事業の目的を一番達成している人たちと感じています。

きらら289の利用状況について話しましたが、効果を発揮させるためには、より多くの高齢

者がより多くの回数で施設を利用することと考えます。指定された施設の利用券は、それぞれに異なると思いますが、それらの内容を把握し、できる限りの助成をすべきと考えます。助成要件を緩和し、これらの温泉施設を多くの高齢者が利用することができたら、本事業の効果により、医療費の軽減、福祉施設利用者の減少、町や家族の負担軽減など、大きな効果に結びつくものと考えます。

このことから、次のことについて質問します。3点について質問します。

1点目、各指定施設の利用状況についてであります。

高齢者が温泉施設を利用する場合、交通事情等により、より身近な施設を利用するものと考えます。各施設の利用料によって施設近辺の高齢者が本事業を理解しているか、利用しようとする意識は、交通事情等による障害となるものといった課題が見えてくると思います。このことから、指定されている9施設の利用状況についてお聞きをしたいと思います。

次に、2点目、年間券購入者に対する助成支援についてであります。

助成目的である健康増進と生きがいづくりを考えると、助成利用券による年に数回の温泉施設利用者と比較して、年間利用券を購入し、毎日のように温泉施設を利用している人のほうが効果が高いことは言うまでもありません。このことから、年間利用券の購入者に対しても、1人当たりの上限である2,500円、夫婦の場合は2人で5,000円を助成し、年間利用者の増加を図るべきと考えます。利用者数の拡大も必要ですが、利用回数をより多くすることも必要であると考えます。町長の考えをお聞きします。

3点目、利用者の普及拡大についてであります。

高齢者の場合、回覧やチラシ等でお知らせしても、見る機会は少ないように感じます。また、本事業の紹介や施設における利用券等の検証をする機会も少ないと思います。高齢者を対象にした集会などあらゆる機会を利用し、チラシ等により周知すべきと考えます。また、利用券等の内容もそれぞれの施設において異なると思いますので、それに合わせた助成を行うとともに、地域の高齢者に周知するよう、指定施設に対しても指導すべきと考えます。利用拡大のため、周知方法について町長の考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、工事等の年度繰り上げ予算と発注に関する1点目ではありますが、町単独事業及び起債事業について、年度繰り上げ予算と発注による繰り越しができないかのおただしであります。

すが、地方自治法第208条において「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされております。この質問は、議員がよくご理解の上での質問だと思っておりますので、そのような上で答弁させていただきますが、一会計年度の収入で、その年度の全体の経費を支弁しなければならない以上、1年間に起こった収入と支出は一切この期間内に整理・完結し、他の年度に影響を及ぼさないという会計年度独立の原則に基づいているものであります。

したがいまして、制度上、年度を繰り上げての予算執行はできませんので、この点は、まず基本的にわかっていらっしゃると思うんですが、ご理解をお願いしたいと思います。

また、発注による繰り越しにつきましては、これまでも繰越明許費、事故繰越し予算として計上しておりまして、年度末等に決定された国の補正予算に伴う未発注の予算についても、同様に計上しているところであります。

しかし、あくまで予算の繰り越しにつきましては、当該年度中に突発的な事故や災害等の発生によりまして、年度内に事業の完了が難しいと、そのような状況になった場合に行う措置であり、特に起債事業につきましては、事由書を提出し、借入期日の延長承認の手続を行う場合も、そのようなこともあることから、今回の事由による予算の繰り越しは条件的に厳しいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。年度当初に施工できる工事の発注方法についてのおただしであります。町単独事業につきましては、これまでも年度当初に早目の入札を行いまして、早期に工事の発注ができるよう取り組んできておるところであります。今後も引き続き、年度当初より工事が発注できるように、設計や積算業務について関係各課と連携を図ってまいりたいと思っております。

そういうことで、私ども、いずれにしましても、これ、今の私たちの地域的なこともあろうかと思っておりますけれども、本当に議員、先ほどいろいろ説明されましたけれども、やっぱり冬季間に適さない仕事もございますし、そのことはやっぱり私どもが町の事業として進める上において、大変その辺も考慮したいんですが、会計年度ということも一つありまして、あと発注時期も、いろいろ町としては考慮していかなければならないなと思っております。そうしたことも含めて、年中雇用できるような、町の対策として何かできないかということも、工夫しながらやっていければなと思っておりますので、皆さん方にまた知恵をかしていただきたいと、そのようにも考えております。

次に、温泉施設を利用する高齢者の支援拡充についてであります。各指定施設の利用状況

についてのおただしであります。元気でゆうゆう温泉等利用助成事業における平成28年度事業実績では、対象者利用助成券の利用枚数は2,698枚であります。対象者を町指定施設まで乗用車等で送迎される方が利用できる送迎者用利用助成券の利用枚数は657枚でありまして、合計3,355枚となっております。

助成券が利用可能な施設は9施設となっております。対象者と送迎者を合わせた施設ごとの昨年度の利用枚数は、田島地域の会津高原温泉夢の湯では343枚、それから館岩地域のたかつえ温泉白樺の湯は利用はありませんでした。0枚であります。老人福祉センターことぶき荘は117枚、伊南地域の小豆温泉花木の宿は74枚、それから赤岩荘は1,181枚、南郷地域のさかい温泉さゆり荘は155枚、会津みなみ温泉里の湯は27枚、ホテル南郷は138枚、きらら289は1,320枚と、そのような状況となっております。

先ほど、きらら289に関しましては、シルバーでいということを設定されまして、企業努力でされているのかなと思いましたが、私どもは、そういうことをされるのは、町としても大歓迎だと思っています。そういうような利用状況であるということをご報告させていただきます。

次に、2点目であります。年間券購入者に対する助成支援についてのおただしであります。本制度は、これまで余り温泉施設を利用されたことのない元気高齢者に対し、元気でゆうゆう温泉等利用助成券を使っていただくことによりまして、閉じこもりの予防を図り、高齢者における生きがいづくりや交流の場の確保、そして住民相互の理解や支え合い体制の基盤づくりにつなげていくことを目的にしているところであります。

また、これまで、年間券により年間を通じて同じ温泉施設をご利用いただいている方についても、この利用助成券をご利用いただくことにより、町内の他の地域にも点在する他の特色あふれる温泉を周遊していただき、各地域の住民との交流を深めていただくこと、こういうこともできるということも考えています。

したがって、年間券購入者に対する助成を行うことは、高齢者の新たな温泉利用の動機づけ、また町内に多く存在する温泉施設の利用にもつながっていくものと、そのような制度の趣旨をご理解いただきたいと思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目であります。利用者の普及拡大についてのおただしであります。平成28年度における本事業の利用実績は、事業対象者である70歳以上の介護認定を受けていない元気な高齢者の方3,696人に対して、950の方が利用されました。25.7%の利用率でありましたが、今後、高齢者福祉の充実を図る上で本事業のさらなる普及拡大を積極的に行っていかなければならないと、そのように考えております。

本事業の普及拡大に向けましてPRが大事じゃないかと、こうおっしゃいました。私どもも全くそのとおりだと思いますし、PRのこれからについては、今後いろいろ工夫をしながらPRしていきたいと思います。PRのポスター等を各温泉施設に掲示したり、あるいは老人クラブ会員が一堂に会する町高齢者福祉大会等にチラシの配布等を行いまして、高齢者の方に情報が伝わりやすいように、そして皆さん方に知ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

しかし、このサービスでありますけれども、行政が対応するには限度があると、私は一方ではそのようにも思っています。できる限り、そういう中で町としては対応していきたい、そして健康寿命を延ばしていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 再質問をさせていただきます。

工事等の年度繰り上げ予算ということでは、正式に質問をすれば、正式に答弁が返ってくると、予想していたとおりの内容ではありましたが、私のほうとしては少し申し上げたいこともありますので、ちょっとお聞きいただきたいと。

まず、国では、景気浮揚策として、年度末に補正予算を組むということは常時やられております。私の記憶しているところでは、補正予算もウルグアイラウンドの農業合意の後には、補正予算ばかりでなくて、ゼロ国債というようなものまでやって、補正とゼロ国債で年度内発注、そして繰り越しというようなこともやっておりました。国がやっているのに町ができないということは腑に落ちない部分もありますが、制度には従うしかないというような思いを持っております。

議会に予算を提案するとき、例えば12月に上程していただいて、審議していただくとなったとき、これは来年度の予算なんですが、今回提案させていただきましたなどという説明も何にも必要ないと思います。もう当初から12月に必要な予算だったんですよ、中身として見れば、年度内に例えば資材の準備だとか人員の配置、現地の確認、そういうようなものが必要であって、例えば農作業前に工事を終わらせたいというような、そういう思いのときもあるわけなんです、そういうときにはやはり12月議会に提案をしてやらなくちゃならない。次年度と断る必要はないわけなんです。そんなようなことを考えていただければ、ありがたいなと

いうふうな思いを持っております。

また、今現在、建設業者の方が大変厳しくなっていると、以前あった建設業者の数が、今現在はかなり減っているというようなことは、皆さんご承知のところだと思います。ある会社の社長さんに少しお聞きしたんですが、まず4月は何とかいいんだけれども、5月、6月が厳しくてなというような話を聞きました。そういうような事情の中で、何とか建設業者さんにもがっちりした経営をしていただくということになるのには、町の支援も必要なのかなというふうな思いを持っております。

また、建設業者さん、なくては困るよというのを、皆さんは除雪の関係でなくなったら困るというのは承知していると思いますけれども、以前あった関東・東北豪雨だとか新潟・福島豪雨とか、大きな災害があったときに、本当に助けてくれたなというのは建設業者さんだと思っております。そのようなことから、建設会社の健全経営に向かって支援をするというのは必要だと思いますが、これらについて町長の考えをお持ちでしたら、お聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 本当がいざ災害というときには大変お世話になりましたこと、ここ7年ぐらいの間には、毎年のように大きな災害が来ておりますし、そうした中で、本当に多くの方にご支援いただきましたし、心配もかけました。

今、災害の箇所、県の事業も含めてでありますけれども、町の地域の事業者が本当に一丸となって、その復旧に当たっていただいているという実情も考えまして、これからまた、そういう事業がどのように継続していくのかということもございまして、今後、将来の見通しも立てた中で、町としては、それはしっかりやっていきたい、そしてもちろん、冬季間のある私たちのこの地域は除雪も大事でありますし、これに関しましては除雪の補償といたしますか、基本的な経費というものは、町が今年度の予算の中からはしっかり対応するような形の中で対応してまいりたいと思っておりますし、ですから、本当にこの地域に合った、実情に見合ったやり方というものは検討していきたいと思っております。

先ほどもそれぞれ、木でくくったようなことになれば、全てそのとおりになると思うんですが、町としてもできる限りの工夫をしながら、またやっていきたいと思っておりますし、また民間の皆さんにも、町の公共事業に一方で頼るばかりでなくて、やはりみずからのいろんな事業も少し努力される部分も必要になってくるのではないかなと、私はそのようにも思います。そうした中で、町としての地域の環境づくりは、もちろんそのようなことになれば、地域の環境づく

りも大切になってくると思いますから、直接・間接的なかわりの中で、町としていろいろな方策を考えていければいいのかなと、そのようにも考えております。

そういうことで、町としては、今確かに置かれた状況は、現状としてはそのような状況は自覚しておりますので、そうした中で、踏まえた中で、しっかり町としてのできる限りのことはやっていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今、町長の考えをお聞かせいただいたところで、私にしてみると、各工事予算を持っている課長さん方に、ちょっとお願いをしたいなというふうに思うんですが、先ほども申し上げましたけれども、予算を計上するときに、これは当初予算用の予算ですと、これは補正予算用ですよ、それが書いてあったり、そういうものを前提にしてやるということは何もないわけですから、当初から12月予算として計上していただいて、審議をしていただくというようなことを、どんどんやっていただければなというようなことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

それで、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業でありますけれども、先ほどシルバーでいについて話をしましたけれども、きらら289はレストランというのと商品販売というのをやっているということで、支配人から聞いたところでは、温泉以外の見返りがあるからやっていますというようなことを聞きました。それをよその施設にもお願いしますというようなことは、ちょっと無理な話かなというふうに思います。

それで、私が一番申し上げたいと思うのは、高齢者に対して、きらら289が出している平日限定年間券、これは券の代金が7,500円ですけれども、今回の年間券に対しても2,500円が助成ということになれば、5,000円となります。5,000円ということは、高齢者にとってもそれほど大きな金額ではないのかな、例えば1年間、平日といえども無償で入れますよということになれば、利用してくれる人が相当出てくるのではないかなというような、私にしてみれば、利用者がふえるということに思っているわけなんですけれども。

きらら289の平日年間券利用者というのは、週に二、三回、ということは、1年間は大体50週くらいありますから、100回の利用になると。それを入湯税に換算すると1万5,000円です。2,500円を助成して、1万5,000円の入湯税をいただく、見返りとして1万2,500円が町に入ってくる。町の場合、もうけを前提にして事業をやっているわけではありませんから、そこは余り強調できないのかなとは思いますが、損して得とれのような話になりますが、平日年間券というものをきらら289に限らず、よその施設にも普及していただいて、同じような利用をさ

せるというようなことになった場合には、高齢者の生き生きづくりというか、今もその目的たるものについては物すごい効果があるのではないかなと、そんな思いを持っております。

結果として、施設利用者がふえれば、施設の増益にもなりますし、入湯税の増益にもなる、それから高齢者の健康増進ということで、三拍子そろったような内容になると思いますが、このお勧めめなところに対する、町長、私の思いをどういうふうにお聞きしましたか、聞かせていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

年間券の制度について、皆さんがどう考えるかということが、まず原点が1つあると思うんですが、年間券そのものが私はサービスされているのかなと思いますね。ですから、毎回行って、入湯税まで払って利用するというよりも、年間券は何回使っても、この券があればフリーパスですよ。ですから、そこにまた、何というんだらう、サービスというか、割引券みたいな、あるいは補助事業みたいのをやるというのは、補助のダブル支給みたいになると。

それは、いろいろ考え方はあるかと思えます。ですから、その施設をもともと利用していただいて、また付加価値的な利活用をしてもらおうということであるならば、それはそういうことにもなるんでしょうけれども、やはり町としては、そういうことも先ほど申し上げましたように、サービスするには、ある程度一定の限度を設けてやるのが、やはり施策であり、町の事業だと思えますね。

ですから、そういうことを踏まえた中で、現状では、今のところで利用していただきたい、理解してほしいというのが今の現状の考え方であります。また特別なことがあれば、それはそれなりの対応は必要になってくるとは思いますけれども、やはりサービスのダブルサービスはちょっと厳しいのかなと、条件的にね、結局それは全ての事業に影響してくるんで、こればかりというわけにはいかない。ですから、そういうことも含めた中で、町としては今そのような判断を持っております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 大体事情はわかりました。高齢者の生き生きというものは、大変大切なものであります。町の負担、家族の負担というのもありますので、これらについてはいろいろ前向きな検討をしていただくということを期待して、私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

午後 1 時より会議を開きます。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

16番、星登志一君が都合により早退となりました。

ここで、会議録署名議員の指名を行います。16番、星登志一君が本定例会の会議録署名議員になっておりますが、早退となりましたので、17番、室井嘉吉君を指名します。



◇ 楠 正次 議員

○五十嵐 司議長 それでは、10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 登壇順序4番、議席番号10番、楠正次、一般質問を開始いたします。

大きく4点であります。1点目、水道水給水事業について。

本町の上水道普及率は、平成27年度末で99.5%、簡易水道は98.9%と、県内でも高い普及率であります。国全体の水道普及率は97.9%で、国民皆水道と言えるような状態になりました。

水道水は、水道施設で水質管理がなされ、常に安全で衛生的な状態を保ち、供給されることが重要であります。地震などの影響により、亀裂や破損等の影響により断水も想定されます。また、送水管の劣化による異物混入などが起こることもありますが、1つ目、送水管の布設に対し、断水等の影響を最小限に抑える考え方、バックアップ等とか貫流とかという方法があると思いますが、考え方を示していただきたいと思っております。

②として、直結給水方式、ほとんどのところが貯水タンクを持たず、こういうような形式になっておりますが、緊急時の水の確保は非常に重要であります。貯水機能付きの給水管、これが今できておりますけれども、こういうものの設置に対する考え方をお聞きします。

大きな2点目であります。メガソーラー用地の貸し付け契約についてであります。

グリーンパワーキャピタルが平成26年10月10日付の資料を我々に提示され、メガソーラープロジェクト開発について、議会に対しても南会津太陽光発電所に対する事業説明が行われました。電力固定買取制度のもと、規模は11メガワットで、305ワットのパネル4万3,000枚を設置し、20年間売電事業を行うというものでありました。

昨年は、総務委員会に対して、当時の総務課長が委員会説明で、29年、本年でありますね、10月ごろ売電開始の予定という説明があり、運営はジャパンインベストメントアドバイザー（JIA）にかわり、パネル設置の工事が行われるということでありましたが、現在、パネル設置に至っておらないということで、町の事業ではありませんけれども、ジャパン・ソーラーパワー・リアルエステイト合同会社は当時、土地を購入したいという希望でありましたが、当面は貸し付けで、事業運営が安定してから検討するという含みのある回答だったと記憶しています。

貸し付け用地は大切な町営地であります。改めて、貸し付け契約の内容及び期間をお示しいただきたいと思います。

続いて、3点目であります。山村留学について。

過日、8月4日に南会津町の教育を考える会が開催され、財団法人育てる会の青木代表理事の講話がありました。育てる会の子供観によると、日本は第一次産業をベースに四季で動いている。学校、家庭、地域社会、合宿通学、地元の子供とともに4キロから6キロの徒歩通学、また、テレビ、漫画、スマホ等のない生活、不自由な生活でありますけれども、生活営みは自然との接点なしでは成立しないと言われました。さらに、子供たちの本質は、未知なるものへの好奇心であり、さまざまな実体験を通じた文字どおり体験することが必要と言われました。

心を育む5つの「不」について、私も感銘を受けましたが、「不足」、与え過ぎはだめということであります。「不満」、満足させないでいること。「不便」、多少の不便さを与えること。例えば通学、三、四キロをスクールバス、安全を考える場合は別でありますけれども、危険から身を守ることもこういうことの中から、体験の中で身につくというような内容でありました。4番目には「不快」、虫に刺されるなど、何というんですか、我慢する経験、かゆみをこらえる経験等々。それから、5点目の「不潔」、不潔を推奨するというようなことではないと思いますけれども、清潔も過ぎると免疫が低下する等々のものが生じるというようなことで、これら全体を、青木代表は課題解決能力の獲得に極めて重要で効果的、生きる力の獲得はよく机上のことでは身につかないと言われますが、学校以外の体験で身につく、人も鳥もけものも虫も魚も、四季の移り変わりに歩調を合わせ行動できる知恵、これがないと生きていけないと。

南会津町は、山、川、田畑、星空等々、体験活動材料の宝庫と話されました。

少子高齢化が進み、児童数の減少により、効果的な学級経営を行うことが難しくなることが予想されます。山村留学を今後の学校運営・経営に生かすことができると考えますが、町の考えをお聞きします。

4点目であります。

町長の所信についてであります。思い起こすと本当に早いもので、平成22年3月定例会で議員辞職を決意され、翌月の町長選挙に立候補され、初当選から2期目の町政運営も終盤になり、今年度ではほぼ2期8年を終えようとしております。

平成23年3月の定例議会において、町長として初の当初予算案を示し、提案理由の説明時に見舞われました東日本大震災、同年7月の福島・新潟豪雨災害、一昨年の関東・東北豪雨災害と、たび重なる大災害に見舞われたことが思い出されます。その復興の途上でありましたが、南会津町の防災拠点としての新庁舎の建設、完成、竣工となりました。

これまでの町政運営を振り返り、達成できた部分、そして自身の思うまちづくりへの反省点があれば、考えを示していただきたいと思えます。

そして、来年4月、3期目に向けた考え及び町長の決意を伺います。

以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水道水給水事業に関する1点目、それから送水管の敷設に対し断水等の影響最小限に抑える考えを示せとのおたただしであります。送水管などの工事を実施する際に、管理用としての水の流れをとめる仕切弁を同時に埋設しております。漏水等の事故が発生した場合は、対象となる両端の弁を締めることで修理を行うことが可能となります。そのため、仕切弁の設置箇所については、主に道路交差点部、長い管路の中間地点、地上式消火栓の管理用に設置し、断水の範囲を最小限に抑えられるよう計画しているところであります。

今後につきましても、断水の範囲を最小限に抑えられるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

貯水機能つき給水管設置に対する考えを示せとのおたただしであります。現在の水道技術においては、耐水性貯水槽といった設備があり、地震に見舞われ寸断された水道管にかわり、揺れを感知して水槽が独立し、衛生的な飲料水を確保できる、こういう水槽があることは承知し

ております。

しかし、貯水槽の設置については多額の費用を要すること、また、設置場所の優先度について、防災担当部署と調整し決定しなければならないことから、水道管布設がえ工事の際に、耐震性にすぐれた配水用ポリエチレン管を採用する等、緊急時の水の確保に努めてまいります。

この水道管の耐震性も課題になっておりまして、できるところから、これから設置するところはそのようなことの対応の中でやっていきたいと思っておりますし、今後も安全・安心の安定した水の供給ができるように、精いっぱい努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。メガソーラー用地貸し付けについて、貸し付け契約の内容及び期間を示せとのおたがしであります。館岩地域大久保地区の町有地について、ジャパン・ソーラーパワー・リアルエステイト合同会社代表社員養父謙一氏を相手方といたしまして、平成26年11月28日付で土地賃貸借契約書を締結しておるところであります。

契約の主な内容を要約いたしますと、土地は、太陽光発電事業を実施するための施設を建設し、また運用する目的で使用すること。賃貸期間は、準備を含めた施設の建設期間及び東北電力株式会社への電力受給開始日から20年間とすること。貸し付け地は、11筆でありまして、面積が41万9,453.46平方メートルとすること。賃料は、年額420万円とすること。以上のようになっております。

この事業、この話が始まりまして、実際契約を結びましてからかなり年月も流れておりますし、私も非常に気になっておりまして、これまでも何度か協議、話し合いを進めてまいりました。このたび、私もこのおくれ気になっておりまして、去る8月25日に養父氏、それからJ I A、K D D I、京セラ等関係事業者においでいただきまして、現在の進捗状況と今後の見通しについて説明をいただきました。

その結果、現在、事業計画地内の立木の伐採と刈り払いに着手しているということでありまして。これを10月末までに完了させたいと。そしてさらに、完了後は敷地の傾斜と方角を調査する測量を行いまして、効率的なパネル設置を決定した後、来春から建設工事に着工し、平成31年春の売電、系統連系開始を目指すという説明をいただきました。

町としても、地域の方々の気持ちも、我々も説明した責任もありますし、一日も早くこの事業を完成させて、そして発電の開始をお願いしたわけでありましてけれども、そういうことで、今後とも事業の進捗状況を随時確認して、この進捗状況をしっかりできるように、町としても指導なり、あるいは要望をしていきたいと、そのように考えておりますので、何とぞご理解を

お願いしたいと思います。

それから次に、山村留学を今後の学校運営に生かすことができると思うが考えはとのおただしであります。山村留学により児童生徒数が増加することが期待され、特に次に挙げる点で学校運営に生かすことができると、そのように考えています。

まず1点目ではありますが、児童生徒にとって、今まで以上に多様な考えを知る機会がふえることが期待できます。特に、山村での生活や自然体験が真の学力を育む場所として最適で、そのような場所で学びたいという児童生徒の存在は、地元を愛する児童生徒の育成や、積極的にふるさとの環境から学ぼうとする児童生徒の育成につながると、そのように考えられます。

2点目であります。児童生徒の固定化された人間関係の改善が期待できると、そのようにも思います。本町の多くの学校は少人数で、家族的な雰囲気で大変よい点もございますが、人間関係が固定化されることで自分らしさといいますか、仲間同士の関係といいますか、ある一定の決まった関係になってしまうのではないかなど、そのようなことから自分らしさを発揮できないでいる児童生徒もおるようにも見受けられます。

そのような点から、留学生の受け入れは児童生徒にとって新鮮な刺激となり、本来の自分自身の力を積極的に発揮できる児童生徒の育成につながると、そのようにも考えております。

これらのことは、町教育大綱の基本目標である「町を愛する人の育成」「自ら学ぼうとする人の育成」においても大きな期待が持てるものだなと、そのようにも考えています。

また、山村での暮らしを通じた生活や自然体験に裏打ちされた学力が真の学力であるという山村留学の考えは、現在の本町の学校運営においても大切であると、そのように考えております。

また一方で、懸念の要素もございますが、町・地域の対応にも課題があると感じております。そうした中にありまして、先ほど議員もおっしゃいましたが、やはり進歩する以上、満足がすれば、その時点で思考停止に陥る、工夫もなくなる、努力もなくなると、そのようなことも考えられますが、そういう点で、町としても、上を目指す、そして思いやりのある人間の教育に今後とも努めていきたいと、そのように考えております。

今後とも、本町の豊かな自然や人的環境を学校運営に生かし、これからの地域を担えるたくましい人材の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、最後でありますけれども、私の所信に関する1点目ではありますが、これまでの町政運営を顧みて、達成感と反省点。2点目の3期目に向けた考え及び決意のおただしであります。

が、一括してお答えさせていただきます。

いろいろな思いがございます。平成22年、そして26年4月の町長選挙におきまして、町民の方に本当に非常に多くの方にご支持いただきました。そして、この7年4カ月ですか、町政を担わせていただきました。この間、私は自分の政治信条として、公平、公正、そして誠実、思いやりをモットーに、毎日頑張ってまいったところであります。

そうした中で、これまでの在任期間を振り返ってみますと、東日本大震災であったり、新潟・福島豪雨災害であったり、そしてまた一昨年の関東・東北豪雨災害であったりと、毎年毎年何らかの大きな災害が続いてきまして、そして新潟・福島豪雨災害以来、連続で激甚災害に指定されたという地域でもあります。

そうした中にありまして、住民の皆さん、町民の皆さんに、本当にみずからこの町を元気にしたいと、そしてみずから頑張るといふ、ある意味、この災害によって大きな力を私自身もいただいたものと、そのように感じております。

また、この間、当初、行政改革をどうするんだと、そしてまた合併した直後でありますけれども、財政健全化をどうするんだと、そのような課題もございました。そうしたことも含めて、迅速な対応が求められた災害復旧や復興、さらには地域の経済に活性化を取り戻すための商工業の問題、そして農林業の問題、雇用の拡大、若者への対策、子育て支援と、いろいろな課題が次から次とあるわけがございますけれども、達成感というものは全く自分としては感じるというよりも、やっつけていかなければならないという思いと、それから日々刻々と変わる情勢にしっかりした対応が必要であると、そのように感じた毎日でもありました。

この間、何よりも本当に多くの皆様方に絶大なご支援いただきまして、ご協力いただきました。そして、みんなで協働のまちづくりをしたいという、そういう思いの中で安全・安心なまちづくり、そして町民の皆様が主人公であって、本当に住んでよかった、住みたい町、そういう町にしたいということで、これまで頑張ってきたことを心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、昨年には、南会津町合併10周年記念式典も執行することができました。なかなか、この4つの地域が集まった合併というそういう条件の中で、町民が10年の中で1つになり切れたかという、まだまだ課題はあろうかと思っておりますけれども、1つの区切りとして、皆さん方でその10年間のお祝いのできたのかなと思います。

町の力、総力を結集した新庁舎の建設も、本年8月には新庁舎の落成式を開催することもできました。そして、このように新しい庁舎の中で、そして議場で議会も今開かれているわけで

あります。明るい未来に向かって新たな一步を踏み出していくこと、町民の皆様とともに確認したところでもあります。

そうした中で、来年の4月の町長選挙に当たりましては、後援会の方々、そして支援者の方々とも話し合いもさせていただきました。私の信念をしっかりと胸に刻みまして、この間の経験を生かし、町民の方々の幸せと将来の活力あふれる南会津町の創造に頑張っていきたいと、そのように考えております。

ただいま南会津町には強い強い追い風が吹いていると、これまで以上に増していると、そのように感じております。再び町民の方々からご支持、ご支援を賜りまして町政を担わせていただきたいと、そのように決意いたしましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、順次再質問させていただきます。

今、水道水の給水については、断水の範囲をできるだけ狭く、時間も短くということで、仕切り弁等を設置して、漏水であろうという箇所、事故のあった箇所の前後で閉じて、ほかに迷惑がかからないと。送水管というのは一方通行ではなく、ループというかバックアップ、そういうときのために循環するというような形になっているのかなというふうに思ひますけれども、その考え方でよろしいでしょうか。例えば、公共施設であったり、給食センター、学校等、そういうところに関しては特に一方的なものではなく、回っていて、ここでとまっても、違う方向から送水できるという形になっているんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

全ての施設がループになっているということではございません。場所場所によりまして、一方通行的な送水というのもございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 例えば、今、私が言った公共施設であったり、そういう施設の場合はほぼ循環できるとか、ループ型の設置とかということではなくて、ただそこにもう行きっ切りみたいな形で、とまる場合もあるということではよろしいんですか、改めて。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

議員今ほど言われたとおりでございます。ご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そうしますと、私が先ほど申し上げた送水管でありながら、例えば今でありますと、直径2メートルの球形のステンレス製の給水管につながっているんですね。それも給水管として考えると。上から水が入って、また上から施設に配水すると。直径2メートルで4トンの水が確保できる。そこから20センチ直径がふえるだけで5トンになると、そういうのが例えば給食センターとか学校とかの場合に、一方通行であるところなどはそういうのをつければ、中の水というのは常に動いていて、安全に、そこにたまりっ放しではない、常に新しく供給されたのが循環して配水されるというシステムでありますから、ぜひ一方通行の場合のところは特にそういうのを検討すべきだなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

我々のほうで思っていたのは、その施設だけではなくて、地域の方々とかそういった方々のためにも使えるような、飲料水兼用の貯水槽というような形で、次の質問の中でも町長のほうからもお答えさせていただいておりますが、そういったものを想定をしておりました。

また、大きな施設になりますと、その施設そのもので受水槽というようなものを持ってやっている施設もございますので、そういったもので今後とも計画していただければなというふうには思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 今回、委員会の中でも説明があったんですけども、館岩の給食センターで異物の混入が確認され、給食がストップして、1日目は非常食とかで対応したということがありました。その場合などは、例えば館中橋、松戸原側の橋ですね。あそこで異常があったとすれば、止水して、仕切り弁という形でとめた。そうした場合にはとまってしまう、戸中橋側から送水ができていれば、そこは保護者に2日間でしたか、急にあすから弁当にしてくださいというようなことはしなくても済んだのかなというふうに思います。

その送水管、ぜひ復旧すべきと思いますが、考えはどうですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

今、議員おただしになりました添架管につきましては今現在壊れておりまして、それを今後調査をいたしまして、次年度以降、改修できるような形で今後計画していきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

さっきちょっとずれてしましまして、直結給水方式の貯水タンク、貯水槽とかというような大がかりなもの、貯水槽というのは、やはりなかなか中の衛生的な維持管理とかが大変で、給水管型の貯水槽というのが、先ほど申し上げましたけれども、2メートルで4トン、2メートル15センチで5トン、2メートル28センチだと6トンという安全な水が常に流れて循環する、使うたびにその水が流れていって、新しい水が供給されるというものなので、一方通行というか、そこにしかないという施設であれば、そういうのも検討すべきだろうなというふうに思っております。

あと、さきに出していただきました経営戦略といいますと、簡水は昭和32年から布設が始まって、給水開始がされていると。伊南簡水なんかはすごい古いというか、歴史あるなということがわかりまして、糸沢簡水とかも同じ32年です。という、60年経過しているわけですが、それらの施設というのは、順次、送水管は布設がえをし、そしてメーターまでの配水も町のほうで布設がえをしているということによろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

今、議員おただしのとおりでございまして、老朽管につきましては順次新しい管に更新をしているという内容でございまして、給水についてもメーター器までは町の工事として実施しているという内容でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 まだまだというか、今後、膨大な管路を維持管理していかななくてはいけないので、常に安全性を重視して、30年以上前のやつですか、だから、今の施設はもう当然更新していると思うんですけれども、水道水は朝一の水は飲むなんていう記事が先日あったもんですから、それは鉛管が使われている可能性が30年以上前のやつにはあるということなので、その辺もぜひ調査をしていただいて、安全な水の提供に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目に移ります。

賃貸期間、売電開始から20年ということで、賃料は420万円ということで答弁がありました。が、地元では、もう中止になったとか、そういうような誤報が流れているので、私も今回、いやいやそんなことはなく、ことしの10月からと以前は説明していたんですけども、もう8月、9月になっても、いやいや全然設置されてないよと。でも、森林組合で伐採をしているとかという情報が入ってきておりましたので、進んではいるんだろうな、おこなっているんだろうということは思っておりましたが、先ほどの説明ですと、来春からくい打ちとかパネル設置の工事が始まる。そして、再来年が売電開始、31年から20年の売電開始期間を、賃貸借なり新たな契約をするというふうな理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げます。

先ほど町長から、事業者の方との交渉の結果、聞き取りの結果については、ご報告申し上げたとおりでございまして、今、森林組合、それからもう1社が入って、立木の伐採と下草刈りをやっています。それが終わってから、傾斜とそれから方角をもう一度測量し直して、効果的な発電ができるように、パネルの配置計画をつくるというのが今年度の事業計画。それで、雪が解けてから、来春から工事に着手して、館岩地域もやっぱり11月、12月になると雪が降ってしまいますので、その間、工事をやって、31年の春に東北電力への接続を目指すというようなことでございます。

事業者のほうも、町のほうに賃料だけ払っている状態が続いているものですから、なるべく早く事業開始をしたいというようなことで、今お示しできるのは31年ですけども、少しでも前倒しはしたいというようなことで話を受けておりますので、もし議員の方も住民の方から問い合わせがあったときには、そのようなお答えをしていただければよろしいのかなと思っております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

さっきも少し申し上げましたけれども、売電が始まって、運転が順調に進んだら、当時、土地は買い求めたいという話があったと記憶しておりますけれども、今もやっぱり相手方はそういう考えなのでしょうか。

というのは、こういうふうに契約案件がずれ込んでいたり、工事会社がかわったりとかというふうに、いろいろ変更があるとすると、将来的に、売電開始から20年も先の話になりますけれども、売却してしまった場合は、この地域の人ではないものですからね。その施設、最終

的に20年で全く使えなくなるものなのか、その後もちょっとした修繕とかで使って、継続して借りていくことが可能なのか、その辺の状況はどうでしょうか。貸借でいって20年たったら、その処理、片づけ等々まできちっと向こうに負っていただくことができるのか、その辺のところはどうでしょうか、詰めてあるでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答え申し上げますが、貸借期間については、準備期間、それから準備期間後の事業開始期間と。事業開始期間から20年間ということで、契約書上整っております。

それで、土地を今、賃貸という形でやっていますが、契約書の中にも協議に応じるというような一項目がありますけれども、これまで、やっぱり事業者の方がおられてきた状況を見ると、町としては慎重に持っていかなくちゃいけないと思います。

ですから、今後、事業が展開されてから安定的に動くのか、そういったところを見きわめた上で慎重な判断をするというのが、町としての求められている責務かなと、このように感じております。

それから、パネルの設置と、それから耐用年数等々につきましては、一般的に20年と言われていると思いますけれども、契約書の中では、事業が終了したときにはもとに戻して返すという契約条件になってございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 その契約が新たな契約になるというときは、議会にもお示しいただくんだと思いますけれども、本当に今、総務課長が言われたように慎重に、そういう気持ちがないにしても、かなりの長い先の期間ですから、会社もどうなるかわからない、そういうこともありますのでね。大切な町有地でありますから、やっぱり安全で安心な地域ということを念頭にやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

山村留学についてであります。先ほど町長から、それぞれのメリットであったり、またデメリット的な話もありましたが、旧館岩村時代に、旧大宮市の市民との間で山村留学の話が出たことがありました。そして、当時の教育委員長のところ引き受けるということで、留学生も決まって、受け入れ先も決まったということがあったんですけども、急に当時の教育委員長のところで都合が悪くなって、とても受け入れできないということで、結局、計画倒れになってしまったことがあるんですけども、この南会津町は、台東区であったりさいたま市であったり、友好都市であったり姉妹都市、そういうところで今、昔ですとその地域でちょっと阻

害されてしまったような子供が逃げるような受け皿的な山村留学ということがあったんですけども、この前、青木代表の話を聞くと、いや、そうではないんだと、今、本当にすごい家庭の人たちが月7万5,000円とか8万5,000円を払いながら、自然豊かな中で体験して、心身、本当に真の生きる力を身につける、そういうことが求められているという話を聞いて、なるほどなど。

私もことし、農業体験、教育旅行受け入れ、やらせていただいたんですけども、千葉、埼玉とか、あと東北だと仙台からの学校がありましたけれども、本当に自然豊かで、川の水のきれいさ、仙台から来た子なんて、いや、仙台なんてそんなにこっちと水が違わないだろうなと思いつつも、川の水のきれいさに驚嘆しておりました。ジャガイモ掘りとか、泥だらけになりながら土いじりをして。

千葉からの子供の一人が、殻に閉じこもってしまうというか、担任の先生がおっしゃるのには、「この子はそういうふうになる可能性があるんで、なった場合は余り励ましたりなんかしないで、じっとしておいてください」と、そのうちに一人で立ち直ることのほうがいいですという対応の仕方を聞いたんですけども、その子が本当に今、真面目だからそういうふうになるのかもしれませんが、みんなは遊びながら虫を追いかけたりとかなんかしている。5人受け入れたんですけども、その1人の子は、本当にみんなのやり残した分まできちっとやって、後片づけまでやって、夕食のときに先生方が見回りに来ました。きょうのMVPは彼だったと。彼がこういう行動して、こういうことをしたと言ったら、私は彼の顔は余り見なかったんですけども、先生と話していて、彼がとってもうれしそうだったと、すごい表情豊かだったと。それは、私、女房から聞いたんですけども、次の日、お別れ会のときに、その担任が「2年間担任してきたけれども、あんな笑顔は初めて見た」と。

ですから、自然との触れ合いの中で、感動したり、生きる力、そういうものって、我々の知り得ない大きな力があるんだろうなと思って、ぜひ進めるべきだろうなというふうに、前向きな答弁でありましたけれども、そこについてどうでしょうか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の南会津町の子供たちの実態をまずちょっと考えてみますと、なかなか昔の子供と比べて、山川に行って遊ぶ子供もだんだん少なくなっている。あと、せつかく農家が周りにありながら、農業体験的なこともだんだん少なくなっているということで、こういう環境にありな

がら、うちの町の子供自身もそういう体験が不足しているのかと。

あと、よく学校の先生方にお聞きしますと、大人が手をかけ過ぎている子供が多くて、やっぱりちょっと子供の自立心というか、そういうものがなかなか育まれないでいるんじゃないかなということをよく聞きます。

そんな点から、育てる会というところの考え方もありますが、山村留学ということを考えてみると、なかなかそういう子供たちに自然の豊かさとか、もしくは自立心のことをですね、先生や家庭で指導はしていくんですが、なかなか上手に指導できないところもあるのかなというふうに思っています。

そんな中で、そういう山村留学的な、こういう自然の中で学ぶことで真の学力が身につくという考えがもしこの地にも広がっていけば、せっかくこういう自然が豊かなところがあるので、ぜひ地元の子供たちにもこういうところを生かした教育を受けさせたいなというふうに考えて、あわせて山村留学ということもちょっと考えてみました。

それで、前回、育てる会の講演にいらしていただきまして、本当にありがとうございます。あの一つの目的は、山村留学の中身について、考え方についてお知らせするとともに、ぜひ地域の方や教師の方も、そういうこの地で育てることの大切さというものに気づいていただければありがたいかなということで、あの講演会を実施してみたものです。

今後につきましては、先ほど町長の答弁にありましたとおり、もし山村留学の子供がこの地に来るとなると、本当に子供たちのよい刺激になっていくんじゃないかなというふうに考えています。仮にそういう方がいらっしゃらなくても、そのような考え方は今後も大切にして、この地の自然や環境を生かした教育に努めてまいりたいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 まさにそのとおりだと思います。先ほども申し上げましたけれども、もうなれてしまっているんですね、この豊かな自然に、このきれいな空気に、きれいな星空に。やはり、そこはもう一度しっかりと指導、教えないと、田舎の子供でも今、ゲームとか、情報伝達技術というのは都会も田舎も全く関係なく、世界と通じるようになり、ゲームができたり、スマホを持ったりする子供も多くなっていますけれども、そういうことから離れること、一時的でもいいですけども、そういうことも絶対的に必要なかなと。

ただ、それを、今の電子機器等々を全く排除するというのも、今の時代にはそぐわないと思います。それをしっかりと自分で維持管理ができるようには、やっぱり親であったり先生で

あったり、こういうところの助言であったり指導が必要なんだというふうに思います。だから、自然を生かすこと、そしてそういうゲーム機であったりパソコンであったり、そういうものの使い方、あわせてやっぱりこの地域ならではの指導、そして世界に通じる子供たち、今、そういうところにお金、オーストラリアとか留学制度なんかもありますけれども、英語の教育にも特化されていますけれども、やっぱりそういうところが今の南会津の子供たちにも求めるべきなんだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えします。

まさしく議員お話のとおりかなと私も思います。いろいろあると思いますが、基本が、やはりこの地で生まれ育って、この地で学習するということが大前提の基本中で、それにあわせてIT機器の活用とか英語教育とか、そういうものが付随していくのかなと。ですから、IT、英語ありきで、こういう自然環境の中で豊かに育つことがもし体験できなくなると、それはやはりちょっと片手落ちかなというふうに思います。やはり、この自然豊かな環境というものが、まず大前提になってくるかなというふうに考えます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

それでは、4点目の町長の所信についてであります、町長のこれまでの自分なりの感じ方、そして今後に向けての思い、しっかり聞かせていただきました。

財政の点でいきますと、町長も我々も議員であったときに、起債制限比率が高くなってしまって、一時的ではありましたが、知事の許可団体になる数値になってしまったというようなこともありました。しかし、今、4つの指標とも全て本当によく改善されて、これは職員たちのやる気を出させた力なのかなというふうに思います。

今後に向けては、やはり健康、これが重要であると思いますので、ぜひともその辺に留意され、残りの期間を全うしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で10番、楠正次君の一般質問を終わります。

◇ 大 桃 英 樹 議員

○五十嵐 司議長 次に、7番、大桃英樹君の登壇を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 登壇順序5番、議席番号7番、大桃英樹、これから一般質問を開始いたします。

大きく2点について質問いたします。

まず1点目、子育て世代包括支援センターの役割は。

今年度より、妊娠期から学童期までの子育て世代の相談窓口として、子育て世代包括支援センターが設置されました。このことから、以下について質問させていただきたいと思います。

1つ目、相談件数と内容は。

2、臨床発達心理士、言語聴覚士の資格を有する子育て支援専門員を配置しておりますが、業務内容と効果は。

3、人間関係、社会のつながりの希薄化により、家族において子育ての悩みは個別化、複雑化していると言われております。専門的知識や資格を持つ職員の役割は今後も大きくなっていくと考えますが、計画的に専門的知識や資格を有する職員を増員していく考えがあるか、伺います。

大きな2番目です。リゾートイン台鞍の拡充について。

リゾートイン台鞍は平成2年に建設され、30部屋、100名収容の台鞍スキー場に併設された宿泊施設でございます。スキーシーズンの教育旅行や団体を受け入れるには規模が小さく、スキー場の営業にも支障を来しているのではないかと。同スキー場は、関東圏からのアクセスも非常によく、ファミリー向けのスキー場として評価も高いことから、同施設の拡充について伺います。

1、リゾートイン台鞍の冬季2016から2017シーズンの宿泊状況は。また、東日本大震災と前と比較して、営業成績は回復しているか、伺います。

2つ目、夏季シーズンの合宿等の利用状況について伺います。

3、収容可能客数が少ないことで、教育旅行誘致に影響を来しているのではないかと考えますが、町の考えは。

4、長期的な視点での同施設の改修や増築の考えがあるか、ないか、伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、子育て世代包括支援センターの役割に関する1点目ではありますが、相談件数と内容

についてのおただしであります。今年度4月より、安心して子育てができる環境づくりのため、健康福祉課内に南会津町子育て世代包括支援センター「えがお」を開設いたしました。ここでは、妊娠や出産、子育てのさまざまな相談に応じ、必要なサービスやお手伝いできる機関を紹介するなど、町民が安心して妊娠・出産、そして子育てができる子育て世代を応援しているところであります。

今年8月までの5カ月間での相談件数は、子供の発達のおくれや言葉のおくれ、保育所などの集団になじめない登校しぶりなどに関するものが113件ありました。また、これらに伴う知能測定や個人の持つ得意・不得意を見る発達検査、それから読み書き検査、発音検査などの各種検査は、28人に対し実施しております。さらに、保育所、小中学校の先生から、子供に対するかかわり方の相談が30件ありました。このほか、不妊、不育などの治療等に関する相談や、赤ちゃんを育てる自信がない、子育てがうまくできないなどの悩みに対する相談を受けているところであります。

開設して間もないわけでありませうけれども、想像はある程度しておりましたけれども、大変大勢の方にご利用いただいていること、この現実を真摯に受けとめて、本当にこの町で安心して産み育てられる対応や対策が必要だなど、そしてしっかりやっつけていかなければならないな、そういう方たちを支えていきたい。それには、また地域の人たちの協力やそういう意識づけも必要かなと、そのように感じておりますので、町としてもこれまでいろいろな相談を受けた中で、その状況を酌んで、そしていろんなこれからの対策もまた検討が必要になっていると思いますので、しっかり町として対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、子育て支援専門員の業務内容と効果についてであります。本年4月より、臨床発達心理士と言語聴覚士の専門資格を有する子育て支援専門員を非常勤特別職として健康福祉課に配置しておりますが、専門の知識と経験を生かして、子供のよいところや苦手なところを把握する各種検査の実施と、検査の結果をもとに客観的に必要な支援を組み立てていくことが業務の中心であります。

データに基づき丁寧な説明を行うことによりまして、保護者の信頼を得ながら、早い段階から子供とのかかわりを開始することが可能になってきているのかなと、そのようにも考えています。また、就学時には、教育委員会との連携により、より手厚い支援を進めております。

このほか、障害のある子供を持つ保護者自助グループの運営や、支援方法を検討するケース会議、保育所保育士への助言や講話を行う業務を行っているところであります。

次に、3点目であります。計画的な専門職員の増員についてのおたただしであります。幼少期から専門的な支援を受けることによりまして、より改善が図られるとされていることから、今後もより早い段階から適正な支援を受けることができる環境を整えていく必要があると考えております。

子育てや教育をめぐる環境が複雑・多様化している現在においては、専門的知識と経験、さらには人格を兼ね備えた人材を雇用していくことは重要かつ不可欠なことでありますので、今年度の業務内容や効果を見据えながら、人的配置について検討してまいりたいと考えております。

次に、リゾートイン台鞍の拡充に関する1点目であります。

リゾートイン台鞍の冬季2016から2017シーズンの宿泊状況はどうかのおたただしであります。リゾートイン台鞍の冬季2016から2017シーズンの宿泊者数は2,969人です。また、当施設の営業状況については、昨今の他県での大型バス事故等による団体客の減少や、ファミリー層の旅行形態が日帰りに変化したことで、宿泊客数は震災前と比較して44.4%減少するなど、依然として営業成績は厳しい状況が続いております。

バスは安全運行されるべきでありますけれども、やはりそのためには、安全対策にはいろいろな経費がかかるということ、それはひいては利用者にかかっていく。その状況の中で、これだけの影響が私たちの地域ばかりでなくて、全国的にそのような影響があるということも現在続いているわけでありまして、しかし、やはり安全運行は基本でありますし、町としてそれは踏まえた中で、今後どのように対応するかということが今の課題であります。

次に、2点目、夏季シーズンの合宿等の利用状況はとのおたただしであります。夏季シーズンの7月から9月末までの期間に、合宿誘致促進事業で当施設を利用された団体数と延べ宿泊者数は、平成27年度が7団体で1,847名、平成28年度は5団体で1,849名となっております。また、本年度の利用団体数と延べ宿泊者数の見込みであります。5団体で804名となっております。

次に、3点目であります。収容可能客数が少ないことで教育旅行誘致に影響を来していると考えますが、町の考えはとのおたただしであります。現在、教育旅行誘致事業につきましては、大きな痛手を受けた震災以降、全国各地の学校や関係団体に足を運ぶとともに、ニーズに合った体験型メニューの充実や、合宿助成などの受け入れ体制の整備に力を入れてまいりました。これも、実際あの直後、首都圏のほうに行きましたけれども、放射能の問題もありまして、やはり一部の声の大きい人に左右されるというような現状が続いておりました。

しかし、少しずつではありますが、私どものほうも理解されつつありますが、先ほどの利用も1つございます。でも、やはりまだ根強くそういう考えの方もいらっしゃいますし、そしてもう一つは、教育旅行と直接関係ありませんけれども、農産物の特に米等の問題がございまして、厳しい状況が今も続いているわけでありまして。

そういう意味で、平成27年度から福島県と郡内町村が手を結びまして、南会津地方の教育旅行の回復という大きな目標に向けまして、粘り強い取り組みにより、教育旅行受け入れ団体数は着実に回復してきているところではあります。

そこで、受け入れ体制の基盤となる宿泊施設については、大型宿泊施設のリゾートイン台鞍以外にも、南郷地域のさゆり荘、ホテル南郷、舘岩地域の会津高原アストリアホテルなどの施設管理団体と連携し、収容可能数の確保に努めているところが今現在であります。

また、大型宿泊施設以外にも、町観光物産協会が推進する民宿やペンションなどの小規模宿泊施設の活用も進んでいるところでもございます。さらに、南会津農村生活体験推進協議会と連携した農家民泊や農村生活体験では、利用者数が増加傾向にあり、震災前に迫る勢いと、そのような状況にはなっております。

このように、教育旅行誘致事業につきましては、多くの関係団体と連携により宿泊場所の確保は現在図られておるわけでございますが、今後も受け入れ体制の充実の努めながら、教育旅行誘致に影響を来さないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。長期的な視点で同施設の改修や増築の考えはとのおたただしであります。当施設につきましては昭和62年に建築され、約30年が経過しておりますが、施設の長寿命化対策を講じることで継続使用は可能であると、そのように思います。

現在の施設改修につきましては、老朽化の状況や利用実態を踏まえた点検作業により、計画的に修繕や改修を行いまして、品質の保全や機能改善に努めておりまして、宿泊客の受け入れに支障を来さないように、施設維持を行っておるところであります。

なお、現時点での増築の計画はございませんが、南会津町公共施設等総合管理計画や教育旅行を含めたグリーンシーズンの利活用検討会の中で議論を深め、今後のスキー場を取り巻く環境動向や需要見通しを踏まえた総合的な見地の中で判断していきたいと、そのようにも考えております。

せっかくこの4月21日から「リバティ」も参りました。いろいろな道路の建設等もどんどん進んでまいります。そうした中にありまして、これらの施設が飽和状態になるように、皆さん

にも頑張っていたきたいと思えますけれども、町としてもそのような対策を今後ともしっかりしていくことがこれからの町としての課題かなと、そのようにも考えております。そのようなことを踏まえた中でのこれからの行政の進め方、かかわり方を進めていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 再質問させていただきたいと思えます。

子育て世代包括支援センターの役割ということから再質問させていただきますが、この施設というか、機関ができたことは非常に大事なことだと思っていました。今ほど町長からも、この短い期間にこれだけの数があるということに対して、多分驚きとやっぱりそうかという受けとめ方をされているのではないかなと思っています。

ということは、つまり、やはり悩んでいる保護者さんが多いのではないかな、さまざまな情報をメディアを通して知ることはできますが、いざ自分の子供に向かったとき、一人の人間に向かったときに、この子の育ちはどうなんだろう、将来どうなんだろうと考えると非常に不安になる、その裏返しなのではないかなと感じました。

113件という非常に多い相談件数なんですけど、この件数について少し伺わせてください。

町では、健康福祉課のほうで1歳6カ月健康診査であるとか3歳6カ月、その年齢期において健康診査されているかと思えますが、この113件というのは、こういったところをきっかけに診断されたとか、そういった部分での相談件数も含むのか、それとも全くそうではなくて、ここに駆け込んできた、もしくは電話をしてきた、そういった数なのか、伺いたいと思えます。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答え申し上げます。

保健センターのほうで1歳6カ月健診、それから3歳6カ月健診それぞれ行っておりますが、その中で問診、それからまた保健師による検査等を行いまして、異常があるとまでは言わないまでも、通常の子よりも苦手なことが多いというお子さんがいらっしゃいますので、その方をこちらの子育て世代包括支援センターのほうの子育て支援専門員の方につないで、詳しい専門的な判定をして、その結果を保護者に伝えて、今後の対応についての相談を受けるということが入っておりますので、当然113件の中にはそういう保健センターから上がってきた検査の結果もありますし、窓口においでになって直接自分の子供の、例えば夜泣きがあるとか、集団

になじめないとか、あるいはほ乳瓶がやめられないとか、そういう細かい点まで含めまして、そういう相談件数がふえていると、113件にあるということでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私は、例えば発達障害を持つ子供さんの育ちに関して、文教厚生委員会でございますので、以前から注目させていただいています。今、地方創生だとか、成長戦略であるとかということで、トップを伸ばそう、人をふやそうだとか、お金が入ってくる量をふやしましょうというようなことで、成長戦略ということで立てるわけですが、一方で、大局的な考え方として、よりよい住みよいまちづくり、これはもう自治体の基本であります。町長も同様の考え方を持っておりますが、住みよい町ってどういうことなんだということを、やはり具体的に進めていかななくてはならないかなと思っています。

そういった視点に立つと、これからは少子高齢化の中、少ない子供をいかに大事に育てていくか。それと、ふえていくご高齢の方、例えば認知症であるとか介護が必要な方、こういった方にどうやって地域で手を差し伸べながら、より幸福度の高い人生を送っていただけるか、ご家族の方をケアしていくかということが求められていくのではないかなと思っています。

したがって、発達障害を持っているお子様もしくはその可能性のあるお子様、それに対するケアを高めることによって、きっとこれからの南会津町のあり方、我々の暮らしのあり方についてヒントになるのではないかと、強く信じております。

そういったことから、私は、発達障害を持っている子供たち、どうしたらよりよく、生きづらさをなくしながら成長できるかということを考えています。その解決策として、やはりまずは早期発見であるだろうと。そして、その次は適切な理解、保護者さんであったり、それを育てる環境にある方々、学校の先生であったり保育所の先生であったり、そういった方の適切な理解の仕方、そして療育をどうやって進めていくか、適切な療育をどうやったら進められるのか、そういったことも必要だと思っています。そして最後には、地域でどうやって育てていくか。この4つの段階で、このことに関しては考えていくべきだろうと思っています。

子育て世代包括支援センターというのは、相談の役割、そして療育につなげる、そういったところのフェーズを捉えた施策であると考えております。

そういったことから、まず早期発見、このことからちょっと深めていきたいなと思っているんですけれども、早期発見のためには、以前から申しておりますとおり、見守る目の醸成が不可欠でございます。つまり、子供たちと触れる、例えば保育士さん、幼稚園の先生、この方々がどのように見守る目を持っていただき、もしかしたらこの子可能性があるのでないかなとい

うことで、保護者さんとコミュニケーションをとって専門家の方につなげると、こういったことが必要かと思えます。

この局面において必要なことと申しますか、現状どうなのかということ把握する必要があるかと思えます。平成16年に発達障害支援法ができてから、さまざまな全国各地の自治体で取り組みをしている中で、我々文教厚生委員会で今度、認知症に対してのことに関して視察研修に伺う静岡県の富士宮市という自治体では、早くから取り組んでおります。アンケート調査を行っています。「気になる子アンケート調査」ということで、インターネットからその資料も見ることができるんですけども、その現状についてどうやって把握したらいいんだろう。

文教厚生委員会では、田島第二小学校の子供たち、発達障害を持っている子、疑いのある子が多い、3割弱いらっしゃるという現状を踏まえて、町は全体でどうなんだろうということに今着目しています。しかしながら、学校教育課さんに伺ったり、健康福祉課さんにお伺いしても、その全体の状況というのはなかなかつかめていない状況ではないかなと思っております。

しかしながら、これずっとやってもなかなか進まないことから、まず現状の例えば発達障害を持っている子供の、例えばこのアンケートでは、約1割の方が保育所の先生方、保育士さんに尋ねたアンケートでございます。こちらでは、約1割がその疑いがあるのではないかなということで、「気になる子」というようなことで上げられておりました。

町全体で今どういう状況なんだろうというか、そういったことについてどのように把握されているのか、伺いたいと思えます。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

当然、先ほど町長が申しあげましたように、町としての対策を進める上では、現状把握というものは大変重要であるというふうには認識をしております。

先ほど申しあげましたように、まず乳幼児健診、ここは全ての赤ちゃんが通る場所でございますので、1歳6カ月、3歳、さらには2歳にもございますが、そこで健診を受けられたお子さん、それから保護者の方にさまざまなスクリーニングというか、そこをかけながら、先ほど申しあげましたように専門員のほうに回していくという形の現状把握の方法。さらには、保育士の話もございましたが、保育士からの情報提供というのも今も行われております。定期的に行われております。

こういう子育ての仕組みがなかったときには、やはり保育士のほうから直接保護者のほうとお話をするという場面が多かったようなんですが、なかなか1対1ということでは、発達

障害というような微妙な問題になってきますと、直接のやりとりというのはなかなか難しいという状況であったんですが、今回この専門員が配置されたことによりまして、そちらを経由で、専門的な知識を持った方々を通して、その対応について保護者の方に伝えるというような方向ができております。

そういう意味で、健診なり保育所からの情報等が上がってくるということで、今のところは現状把握しておりますが、やはりそれだけでは、なかなかこういう問題というのは、保護者の方が積極的に、私の子供はこういう疑いがあるんだということで、積極的に声を上げるという場合はなかなか少ないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、今、議員からおただしのありましたように、こちらからアンケートという形で、どういう悩みを持っているんでしょうか。さらには、どういう支援が必要なんですかというようなところまで、踏み込んだそういう実態調査というのは必要であるかと思っておりますので、全町民アンケートというのはなかなか難しいと思っておりますので、各種健診の際にそういうような実態把握というのには努めていければというふうには考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 まさにそのとおりだと思います。本人からはなかなか言いにくいことたくさんあるので、そこのどうやって手を差し伸べられるか、その壁を取っ払えるような、そういう施策をぜひ、まずその入口をつくっていただきたいなと思っております。

今ほど、保育士さんからの例えば問い合わせがあるというようなことがございました。保育士さんの理解、これもまた絶対的に必要かと思っております。必ず主観が入ってしまうので、どうしても専門員と違うところは、客観的なデータであるとか、見方という部分が難しいのかなと思っております。

こちらの富士宮市さんのアンケートにも、保育士さんからの悩みが逆に非常に多く掲載されておりました。それだけ、身近で見ている人にとっては気になることが、なかなか保護者さんにも伝わりにくい。あと、全体的につなげていくにもどうしたらいいかという、行き詰まっている感が非常にうかがいとれました。

したがいまして、お子さんを対象にした、家族を対象にした、お母さん方を対象にしたではなくても、まずその関係機関であります保育所であったり、幼稚園から始めてみてはどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和 健康福祉課長 先ほどお答えしたとおり、前向きにそういうアンケート、実態把握

については当然、保育所の方々とも相談をしながら、なお緊密に連携がとれるような実態把握の方法については検討してまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひそのように進めていただきたいと思いますが、やはり例えば研修の機会であったり、ただ、保育士さんも非常に忙しい職業でありますので、こういった形で提供するか、言葉では簡単なんですけど、非常に難しい。先ほどあったように、訪問されているとか、あちらからあった場合に電話で質問に答えるということはあるかと思いますが、ぜひそういった柔軟な対応していただきながら、全体の理解が深まるような施策をとっていただきたいなと思います。

ということで、次に、相談体制の中でも、見守る目の醸成というところです。そういったところは、こういうふうに醸成していきましようということで今なりました。

次に、保護者さんとの関係についてなんですけれども、相談体制の充実ということで、今回、本町にこういった機関ができたわけなんですけれども、この相談される方におかれまして、例えば西部は館岩・伊南・南郷地域においては不足している嫌いはないのか、その辺少し感じてしまうんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

子育て支援専門員に対する相談というのは、先ほど申し上げましたように大変多く来ております。それは全町から、直接役場のほうではなくても、先ほど言いましたように、保育所を通してとか保健師を通してとかという方法ではあるんですが、逆に、こちらから出向いて、家庭訪問的なことでお子さん、保護者に対しての相談を受けながら、実態を見ながら相談というのも行っておるんですが、現実、なかなか田島地域内のほうでしか行けていないような状況で、たしか西部地域のほうにはまだ一、二件しか訪問されていないというふうにちょっと記憶しておりますが、そういう広範囲なエリアでございますので、今のところは田島地域の訪問がメインになっているというような状況でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それで、今回、専門的知識を持つ方が子育て支援専門員ということで、非常勤特別職で町の職員として配置されました。ということで、こういった職種はやはりふやしていく必要あるんじゃないかなと思わざるを得ません。

そういったときに、まずはこういった専門員になるためにはどういった資格が必要なんですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

条例上は、心理士というような形で記されているかと思うんですが、特に子育て支援専門員が必ずこういう資格が必要だというものはないというふうに考えております。ただし、ほかの市町村におきましては、当然、臨床心理士、言語聴覚士、これは南会津町の場合は運よくといいますか、こういう方が見つかるというのはなかなか珍しいんですが、県内でもほとんどないと思うんですが、配置されているということなんですが、そのほかに心理判定員だとか作業療法士だとか、それから児童福祉士だとか、そういう資格を持っている方に来ていただいて、採用させていただいて、こういうような対応にさせていただければというふうには考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 かしながら、非常勤特別職をふやしていくというのは、町にとっては非常に大きな決断が必要かと思いますが、町長、こういった問題に対して専門員をふやしていくというような考えはございますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

この子育て世代包括支援センターということを発足させまして、そしてこれだけの短期間の中で多くの相談があったということ、この事実はしっかり受けとめなければならないと思っています。そうした背景には、やはり核家族とか、逆に、子供が少ないがゆえにそれぞれの子供の成長の中で悩みが、個人個人のエリアだけになってきているのかなと。みんなと接することができなくて、自分の子供だけがこういう状況になるのかなと、そういうような不安感も大いにあるかなと思います。そうした中にありまして、とりあえずといいますか、このようなことで設置させていただきました。

今、課長から答弁あったように、この資格を持っている人があったということであるので、本当によかったなと思います。やっぱり、もう少し地域としても子供にというか、子育てしている親御さんにもっと声をかけるとか、そういうことも逆な意味で必要じゃないかなと私感じました。

南会津町を振り返ればそうですけれども、やはりテレビなんかでも、子育てで悩んで子供をかわいそうなことをしたと、そういうことも報道されますけれども、あれはごく一部であって、

全国的にいえば、もっともっと多くのそういう不幸な状況にある親御さん、それから子供さんもいると思います。そうしたこともしっかり自分としては踏まえた中で、町としての対応、できる限りのことをやっていきたいと思います。

それは、どれだけ配置すればどうなのかということはあるかもしれませんが、今のところ本町でありますけれども、今後、その成り行きを見ながら、また、ここで対応できるのか、これからどうするのかということは、これからの動向も1つは重要になってくると、そのように思います。

必要に応じた中での適切な対応ということで、町として今答弁させていただきますが、今後、何しろ子供が生まれえない状況にもあります。ことしは六十数人ですかね。ですから、それは1年限りの子供じゃないですから、ずっと何年も何年もそういうふうに生まれてくるわけでありまして、それは年代によって課題が出てくるわけでありまして、そうしたことも含めて、それぞれの立場の中でアドバイスできる、あるいは相談できるような町としての対応も必要だということがはっきりわかりましたものですから、その辺を踏まえた中で今後、相談していきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ、例えば相談できなくて、二次障害を生んでしまったというようなお話も伺います。二次障害というのは、結局、そういったことを相談できないまま家庭に閉じこもってしまって、鬱病を発症してしまったり、例えば人格障害を伴ってしまったりということもあるそうです。恐らく、まだわかりませんが、この町にもそういった方がいらっしやるかどうかわかりませんが、そういった被害というか、第二の悲劇を生んでしまっは元も子もございませんので、ぜひ格段のご配慮いただきながら、こういった行政施策を進めていただきたいなと切に願っているところであります。

すみません。療育の話にも話を及ばせていただきたいと思っております。

ひかり園、こちら社会福祉法人牧人会、西郷村にございます法人でございますが、南会津町のひかり保育所だった場所にひかり園という場所をつくっていただきました。こちらの利用が昨年度が23名だったと。その前年度を見ると、18名だったんですね。この増加というのは、やはりそういった相談体制であるとか、見守る体制がしっかりしているからこそその結果かなと思うんですが、その見解について伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和 健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、子育て専門員に相談につながった方々については、どのような対応したらいいかというのは専門員のほうからの指導が、指示があります。その中の一つに、今、議員からおただしのありましたひかり園、こちらへの通園を進められるというケースが進められておりますので、そういう意味で、ひかり園の利用というのがふえているというふうに私どもも認識をしております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 来ていただいて、本当によかったなと思っています。やはり、その専門性というのがいかに必要かというのを、所長先生とお話ししても、そういったことを非常に感じました。

それで、ひかり園のこの23名というのは、年齢的にどうなんでしょうか。例えば、学童時期、保育所、幼児なのか、それとも小学生、中学生まで入っている数なのか、伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 基本的には未就学児が基本でございますが、小学生を対象にしている方も数名入っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この利用者の負担額なんですけれども、幼児に限っては全額補助というようなこと、事務報告にも書いてあったんですが、小学生以上、例えば今もう中学生になろうかとしている子供さんもいらっしゃる中で、今後、例えば中学生まで、例えば長期休業期間、夏休みであるとか、冬期休業期間においても預かってくださるというお話を伺っております。そういった場合、利用料がどうなるのか、また、個人負担ってどうなっているのか、それについて伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 ひかり園につきましては、未就学児は当然無料でございますが、小学生、就学児についても、町の決裁上で無料という形で、町の単独の判断で無料として、町で対応しているというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ということで、町の中ではこういったひかり園がございます。そういったところで療育が可能になるということで、ぜひ周知を図っていただきたいと思うんですけれども、一方で、この施設しかないのか、例えばほかの病院であったり、違う施設でこうい

った療育が可能であるのか、ないのか。

ここに行っていないとすれば、会津若松なり、ほかの市町村に行ってらっしゃるのか、その状況を伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

障害の程度にもよるんですが、ひかり園につきましては、障害の程度が軽度な方についてはこちらのほうに通っていただいて、いろいろな対応をしているということでございますが、場合によって、会津若松のほうにも、症状によって対応できる施設がございますので、現実、ちょっと数字を把握しておりませんが、会津若松市であったり、それから美里町であったり、他の市町村にもそういう施設がございますので、場合によってはそちらのほうに回っていただいているというケースもございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 早期に発見をして、例えば幼児のときに見つかった、そういった対処していくことで改善していくということがあるそうです。

そういった中で、そういった関係する方々、例えば保育所から小学校に上がったとき、例えば保育所の先生方から、小学校に上がったときに先生方に情報共有が図れているのという状況について伺いたいですけれども、例えば共通の電子カルテのようなシステムがあった場合、こういうことなんだということで、例えば先生方がわかる。あと、例えばお医者さんですね、それについてもこういったケースが見られるので注意すべきとか、ふだんの生活に必要な注意事項であるとかについても共有化が図れるかなと思うんですが、この情報共有についてはケース会議等を行っているということですが、こういった関係機関の方が集まって、どれぐらいの頻度で行っていらっしゃるのか、伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 答えいたします。

ケース会議につきましては、それぞれ個別の対応がございますので、正確な数字は把握しておりませんが、100件程度のケースを抱えながら、町全体ではそういうケースは100件程度ではあるというふうに認識をしております。ただ、個別にそのケース、ケースで対応する方が違ってまいりますので、誰がというわけにはいかないと思うんですが、それぞれの、今申し上げた100件ぐらいのケースを取りまとめて、情報共有という機会を町では持っておりまして、それにも先ほどの子育て支援センター、それから教育委員会、こちらが事務局となってネットワー

ク会議というのを開催しておりますので、その中で町全体のそういうケースの情報共有、または対応の方策についての情報共有、こういうものは行っております。

参加メンバーにつきましては、保健センターの保健師、それから保育所の保育士、それから先ほど言いましたひかり園の指導員の方々とか、あと南会津教育事務所、さらには保健福祉事務所に南会津相談室というのがございますが、そういうところの方がそれぞれ参加していただきまして、情報共有を図るといような方向を行っております。したがって、電子カルテとか、ちょっとそういうような進んだような形では行っておりませんが、まめに顔を合わせて情報共有を図って、保育所、それから小学校、それから中学校、それから成人に至るまでの情報の共有を図っているということでございます。

ただ、問題なのは、どうしても我々公務員ですと、人事異動でかわってしまうというところがありまして、なかなか話のつながりができないということがあるんですが、こういう専門員の方々がいらっしゃるといことで、長く携わっていただくといことで、そのケースならば前にあの子だねとかこの子だねという話で、話がつながっていきますので、そういう意味では、そういう専門員の方々が出ている会議といことで、有効に情報共有は図れているというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そういったことで、療育までいかにつないでいくかという部分は非常に大切かなと思います。

冒頭申し上げたとおり、こういったなかなか相談しにくい方々をケアすることによって、よりよいまちづくりの方策が見えてくるのではないかなと思いますので、今後とも、ぜひこちらの子育て世代包括支援センターを中心にそういった情報をまとめていただいて、町の方々にもわかっていただけるような、そういった情報共有等もしていただきたいなと思っております。

続きまして、リゾートイン台鞍の拡充についてということに進ませていただきます。

先ほど44.4%という数字が出ました。震災前に比べて44.4%、確認ですが、こちらは冬期間の宿泊者数に対して44.4%、それとも通年なのか、確認させてください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほどの44.4%の落ち込みの数字でございますが、これは冬期間に限定したものでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この半分以下に減ってしまった要因というのは、先ほどの町長の答弁から推測しますと、教育旅行の学校が来てもらえなくなったというふうな感じ方をしたんですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

昨年度の減収につながった主な理由としまして、1つ目としましては、27年の災害で3コースが滑れなくなってしまったということで、お客様が違うスキー場に流れたということも考えられます。

あと、もう一つ、2目が、先ほど町長がお話ししましたように、団体客から個人客に、旅行形態が大分移動しております。特に、昨年度、減収になった主な理由としましては、そういったことで平日のお客さんが物すごく減っているということでございまして、閉店がらという状況でございまして、そういった状況が続きまして、昔はお客さんはスキーに来るには宿泊で来るというのが一般的だったんですが、最近はほとんど日帰りで来るということもありまして、その分が減収になっております。

また、先ほど申しましたように、教育旅行の受け入れについても、思ったような受け入れができなかったというのが、減収の主な要因かなということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私お尋ねしたのは、昨年度だけの状況ではなくて、震災前と大きく変わった要因というのは何なんですかということです。つまり、それだけ、例えばわかりやすい話でいうと、何千人、2,000人ぐらい教育旅行でもって来ていたんですけれども、スキー旅行で来ていたんですけれども、それが停止になってしまって、戻っていないんですよというお話なのか、複合的なものであるのか、もう一度伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

平成21年につきましては、冬期間に限って申し上げますと、宿泊者が約6,600でございました。28年度は約3,000人でございます。

あと、夏場に限って申し上げますと、夏場については21年が約2,400、昨年度については約2,000人ということで、夏場の利用についてはほとんど変わらないんですが、先ほど申しあげましたように宿泊数の大幅な減が大きな要因かなということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 宿泊者数の減はわかったんですが、その要因としては、ですから、スキー旅行で個人客が減ったのか、団体客が減ったのか、この見込みというのはどうなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

平成21年以前ですと、団体で大勢の方が押し寄せたということがございます。ですが、震災以降は、先ほど町長からお話がありましたように、各地域で大きなスキーバスの事故があったということで、そういった団体での受け入れがほとんどなくなってしまったということがございます。

あと、個人客に目を向けてみますと、先ほど言いましたように、日帰りコースになってしまったということで、なかなか思うように家族連れで泊まってもらうというような旅行形態にならないというのが宿泊者の減少につながっていると思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 平成24年度に出された第三セクター経営評価委員会、こちらの答申によりますと、リゾートイン台鞍は採算性がなくて、廃止の方向がいいですよというような答申をいただいております。この中に、例えばなくても役割は終えたと判断し廃止とした。そして、附帯施設となるべく、民間宿泊施設が整っていることから、多分これは針生地区内の民宿等を指しているのかなと思うんですけども、まずこの答申の中身にあるように、果たしてどうなんだろうかということをお考えまして、果たして本当になくなった場合に、少なくなっているものにならなかった場合に、果たして針生地区の民宿だけで、それだけで賄えるのかということをお疑問に思うんですが、こちらについてはどんなお考えでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

私どもとしましては、スキーとこのホテルは一对だと考えております。大桃議員もスキー場に足を運んでラウンドも見ていただきたいと思うんですが、春木沢方面についてはリゾートイン方面の施設を利用してもらっていると。あと、中央リフトのお客さんが既存の施設で昼食をとっているということもございますから、施設的にはホテルとスキー場は一体的にあるべきものと考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私もそう思うんですよ。やはり、スキーに行ったら宿泊施設はつきもので、これがないと受け入れできないのではないかなと思っております。したがって、この答申の内容については、今見ても少しおかしいなと首をかしげていたところなんですけれども、そういったところで、私は逆にですよ、リゾートイン台鞍を拡充すれば、もう少し団体客も受け入れられるんじゃないか。先ほど大幅に減少したという、例えば10人、20人の規模のお客様も呼びもどすことができるんじゃないかということで今回質問させていただいています。

大きな考え方としては、やはり宿泊施設が小さいから、受け入れ客数が少ないから、なかなか連動した営業の仕方ができないのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 リゾートイン台鞍につきましては、大桃議員もお話ししましたように、100人規模の施設でございます。大型の教育旅行を受けるには、なかなか難しい施設ではございますもんですから、前回までは、そういった高校等の受け入れについてはちょっと遠慮してもらったという経過がございます。

今後ですが、今、南郷地区のさゆり荘とホテル南郷が、みなみやまさんが管理運営しておりますので、受け入れる際は、距離的にもそれほど遠くはありませんから、そこを3つを1つの受け入れ施設と考えながら、受け入れ体制の充実に努められないかということで今、検討を進めているところでございまして、そういった形で、ある施設をうまく利用すれば、先ほど言いました減少に歯どめがかかるのではないかなということで考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 本当に少子高齢化って大変な問題で、1万3,000人程度までもう数年後にはなるんじゃないかという情報もございます。そういった中で、やはり交流人口をいかにふやしていくかというのは死活問題なんではないでしょうか。そういったときに、南会津の資源を考えた場合、例えばだいくらスキー場であれば7万人、少なくとも7万人入っている。これ被災して、道路状況も悪かった、あとゲレンデもあれほど大きな被害を受けている。そんな中でも7万人来てくれる施設、そういった観光施設をもう一度つくろうとなると非常に大変なことです。

私は、もう一度原点に戻って、冬の資源であるスキー場を生かしていくべきではないか。特に、田島地域には宿泊施設も少ない。例えば、ほかの旅行客が来たときにも泊まる場所が少ないという意味から、リゾートイン台鞍の改修とか増築をきっかけに、交流人口増を目指してはどうかというような趣旨でこの質問させていただいておりますが、町長の考えはいかがでし

ようか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

確かに、観光交流人口が減ってきているということは現実であります。一方で、これから確かに人口、また、地域の人口が減っている。そういう中で交流人口をふやそうという、そういう考え、私もそれは同じです。ですけれども、やはり呼ぶからには、皆さんに来てもらうからには、地域の資源というか、迎え入れ、おもてなし、そのようなこともしっかり対応していないと、私はなかなか宿泊施設だけでも来ないし、スキー場だけでも来ないし、ですから、そういうことを含む中で、今後の将来のそういう総合的な中で時間かかる分もありますけれども、それはやらなきゃならない、これが1つの一番の要素だと。私は、特にこの田島地域を思っています。

そうしたことを踏まえて、現在何をやらなきゃならないかということなんです。これもやっぱり今の状況では、先ほど課長が答弁しましたように、リゾートイン台鞍、この施設も大事でありますけれども、今、先ほども議員の質問の中で、公共施設どうするんだと、町所有の施設をどうするんだという話もありました。そういうことも含めた中で、総合的なその辺の利活用を含めて、今後の方向性をしっかり町としては考えを出さなきゃならないと思っています。

そして、ないものねだりよりも、やっぱりあるものをどう活用するんだということが当面大事かなと、私はそう思いますので、それは確かに7万人くらいのスキーの利用をいただいて、そこに泊まれたら一番便利だと思いますけれども、今の状況を踏まえた中で今後の町としての対応を、それにかわる対応を何かできないかということも含めて、町としてはしっかりやっていくことが将来の負担も軽減するし、将来の繁栄にもつながるものと私は思います。だから、そうした意味において、今のやらなきゃならないこと、将来のやらなきゃならないこと、それを踏まえた中でしっかり考えて検討して、対応していきたい。

ですから、大型バスが来ないのは施設がないからということではないと思います。ですから、そのところ、根本の部分をしっかり私どもは踏まえて、その対策をするということ、それからまず始めたいと、私はそのように考えています。そうした中において、対応できることはできるだけ対応したいと、それが基本的な考えだと私は思っています。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私も、そこは全く反対するところではなくて、いかにある資源を生かしていくかということには間違いはないと思います。しかしながら、やはり財政状況というのも

当然考えなくてはならない、責任持ってらっしゃるので考えなくてはならないかと思うんですが、どこから始めるかというところに関しては、何か起爆剤が必要じゃないかなという考え方もあろうかと思います。これに限らず、何かきっかけになること、どうしたらつなげていけるのかということをおもこれから一生懸命考えていきたいと思っています。

そういった視点から、リゾートイン台鞍に関しては、規模が中途半端であるがために通年営業ができない。それと、冬季のお客様を招き切れていない。結果的に、だいくらスキー場の営業収入も上がらないというジレンマに陥っているのではないかなということで、こういった質問をさせていただきました。

これからも、私は私の視点の中でさまざまな提案させていただきたいと思っています。交流人口をふやし、住みよい南会津をつくるために、今後も鋭意努力してまいります。

以上で私の一般質問を終了します。

○五十嵐 司議長 以上で7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 菅 家 幸 弘 議員

○五十嵐 司議長 次に、14番、菅家幸弘君の登壇を許します。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、通告に従いまして、議席番号14番、質問議員、菅家幸弘でございます。質問事項は1点であります。

さいたま市との都市交流についてであります。

まず、さいたま市との都市交流については、昭和57年館岩村時代にさいたま市立館岩少年自然の家の建設を契機に友好都市が締結され、合併後も新町に引き継がれ、以来35年の歳月を

経過し、両市町の交流が続いているところであります。特に、現在、進められておりますさいたま市立館岩少年自然の家の増築に当たっては、群馬県赤城自然の家、新潟県六日町山の家を統廃合により当館岩少年自然の家一本化され、平成29年度完成の暁には560人収容施設となり、全国的にも誇れるものだと思います。さいたま市の自然教室において、さいたま市の小学5年生、中学2年生の全ての児童生徒約2万人が利用することになりますが、私は友好都市締結の宣言書にも記載されているように、これを機会に両市町の産業、文化、教育等の分野における交流を通しての地域のさらなる発展を願い、南会津町受け入れ態勢について質問をいたします。

まず1番、町道向山1号線の小白沢橋工事の進捗状況はどのぐらい進んでおりますか、お伺いをいたします。

2点目、館岩少年自然の家やたかつえスキー場のレストハウスでの食事提供時に南会津町産食材の野菜などはどのぐらい使用されているのか、お伺いをいたします。

3点目、南会津町産の同一食材を約2万人分を確保することは大変なことと思いますが、この機会に安全・安心な南会津町産のトマトやアスパラガスなどの野菜を提供していく考えはないか、お伺いをいたします。

4点目、南会津町産の加工食品、6次化商品にも提供できる食材があるのか検討すべきではないか、お伺いをいたします。

5点目、さいたま市の児童生徒の利用増加が見込まれる中で、町の支援策は検討されておられるか、お伺いをいたします。

以上、演壇から終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 それでは、14番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、さいたま市との都市交流についてに関する1点目でございますけれども、町道向山1号線の小白沢橋工事の進捗状況はとのおただしであります。町道向山1号線の改良工事につきましては、平成24年に測量設計を実施いたしまして、平成26年から改良工事に着手しているところであります。小白沢橋につきましては、平成27年から着手し、下部工につきましては、間もなく完成する見込みであります。今後につきましては年内に橋梁上部工を発注し、橋梁前後の道路改良も含めて平成31年度中の完成を目指しているところであります。

次に、2点目であります。

館岩少年自然の家やたかつえスキー場のレストハウスでの南会津町産の野菜などはどのくら

い使用されているかとのおただしであります、館岩少年自然の家においては、平成28年度実績で米6.8トン、牛乳200ミリリットル2,600個分、たかつえスキー場レストハウスでも南会津町産米を1.47トン使用していただいているところであります。

過去に館岩地域で同一野菜の数量を確保するのが困難ということから、それ以外の野菜などは現在も使用できないという状況になっております。

次に、3点目ではありますが、2点目に関連し、安全・安心な南会津町産のトマトやアスパラガスなどの野菜を提供していく考えはないかとのおただしであります、既に学校給食や特別養護老人ホームでも積極的に使用しているところであります。今後は、町内全域から館岩少年自然の家やたかつえスキー場などに提供できる仕組みづくりをJAや生産組合、個人農家など関係者と協議してまいりたいと、そのように考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

南会津町産の加工食品、6次化商品も提供できる食材もあるのか検討すべきではとのおただしではありますが、たかつえスキー場では、一部エゴマ加工食品を供給しておりまして、今後は加工会社や生産組合等と協議いたしまして、提供できる食材の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目であります。

さいたま市の児童・生徒の利用増加が見込める中で、町の支援策は検討されているかとのおただしではありますが、今まで児童の木工体験費用の助成やたかつえスキー場の利用に伴う特別料金での便宜を図ってまいりました。今後もさいたま市と協議の上、可能な支援策を進めてまいりたいと、そのように考えております。

また、道路等の社会資本整備を促進するほか、受け入れの環境整備を推進するため、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、平成31年1月からスキー教室での生徒受け入れのための都市交流施設として216人収容の第2レストハウスの施設整備も進めておるところでございます。

また、県の事業として、お世話になっております館岩の中山峠の合併推進債の応援道路でありますけれども、先般の南会津建設事務所さんのお話でありますと、ナナシ沢のほうも改良していただけるというお話もあります。安全の通行の中で冬場は特に大事だと思いますので、そのようなことも一日も早く安全に通行できるように町としても県のほうに要望いたしまして、その対策を急いでいただくことも一つの支援策にもなるのかなと思いますし、総合的な中でいろいろあうかと思っております。町としてもできる限りのことはやっていきたいと考えておりますの

で、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、1点目から大体町長さんの答弁が聞いておりますと、大変進捗状況がいいということで、31年度中には小白沢の橋が完成するというところでございますし、現在、さいたま市の子供たちの来るバスが大体6台から7台、大体2泊3日で来ているわけでございますが、子供たちの安全・安心を考えると大変南会津町のご支援をいただいて、中山峠からそれぞれレストハウスの施設から、ハード的な面をどんどんと進めていただいて、その事業があることによって、さいたま市も安全・安心で館岩少年自然の家の方に方向を向けたのかなと、そういう考えも私は思っております。

そういう中におきまして、さいたま市の5年生と中学2年生ですけれども、5年生は夏場に来られまして、登山やら炊飯やったりして、体験をしていくわけでございます。中学生の場合は冬期スキーということで、入ってくるわけでございますが、こういう中におきまして、約2万人の食料ということは大変なことだと思うんです。この食料の生産を何とか我が町でそういう食べ物の提供を窓口を行政のほうにつくっていただいて、農家の人が私やってみたいなという人も話を聞くと何人かいるんです。でも、個人的には受け付けられないし、さいたま市に入っている大きな事業者がありますから、そういう中におきましてぜひとも私は食材の提供を何とかできないかなということが念頭にありまして、何としても町長をお願いして、こういう政策というのは町が先導していくんではないかと思うんですけれども、その辺ちょっとお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ただいま議員のお話はさいたま自然の家の食料の提供ということでありますけれども、私としては、この地域農業が基幹産業だとも思っています。ですから、そういう中でJAさんもありますけれども、個々の農家、町の駅とか道の駅とかにも納めておられますけれども、そういう事業所との安定した供給体制をどのように構築するかということは、町にとって非常に大きなことだと思います。

実は、逆に今の町全体の飲食業の人たちがどういう食材をこの町で求めているのか、さいたま市さんももちろんでありますけれども、そのようなことを調査する必要があるのかなと、それは思っています。できるだけここで生産して供給できる期間のものは、ここのものを学校給

食も含めて提供できるような体制づくりをするということがある意味地方創生というか、地域活性化の一つのものだし、先ほどの遊休農地の話ではないですけども、そういう一つの農家の意識にも生産する意欲にもつながっていくのかなと。ですから、相乗効果はいろいろあると思いますので、私としては、その調査をというか、どのようなことを使ってどのように供給してほしいのかというようなことを調査する必要があるのかなと思っていますので、そのことをまずやって、そしてそういう、それをするためには、じゃどのようなことが必要なのかということも当然出てくるわけでありまして、そういうことも含めて町として検討を進めていければと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 大変アンケートをとりながら、いろいろと地域産業のものを子供たちに向けていくことは私重要だと思うんです。35年前に締結して以来、旧大宮市の人たちは親子二代になっているんですけども、その子供たちに今親が教えていることは、館岩で食べたイワナはおいしかったですよ、館岩で乗ったスキーは楽しかったですよと、いろいろな山の森からいろいろな体験のことが受け伝えられているんです。だから、そういう体験的なものが少しずつでも南会津町の中で2万食というのは私、本当にこだわるんですけども、旧館岩時代には地産地消で館岩でできないんですかと言えば、館岩の場合はどうしても冬期間があって、なかなか年間の食料提供はできないから、米ぐらいならばできるんじゃないかということで、吟味しながら米を今も現在も続けて提供していると思うんですけども、南会津町は大きくなりましたから、田島の方、南郷の方、伊南の方、これはかなり優秀な農家が多いと思うんです。そういう人たちがJAさんも先ほど言われたように、JAさんもありますけれども、そういう農家の人たちのよい作物を一生懸命私たちはさいたま少年自然の家に提供していますというような、誇りを持てるようなそういう野菜づくりをやっていただけないかなと私思うんです。

そのためにも、さいたま市では今後、来なくなることはないんです。必ず2泊3日ずつ、これが生徒がいらっしゃるわけですから、その辺も何とか窓口というんですか、農家の人は手を挙げて私もやってみたいという人は必ず聞いておるんですけども、ぜんぜんそれは受け付けにもならないと思うんですけども、確かに大きな企業とか町の産業もありますから、その食にかかわらずいろいろな面で広がってくると思いますから、今後その辺の状況をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

提供するからにはしっかりした信頼関係というか、品質もそうですし、量も、ロットもこれは確実に提供できる体制づくりをしなければならないと思っています。ですから、それは課題はいろいろあろうかと思いますが、まずそういうことも状況の調査をしてそしてどういうものが求められるのか、どういうものができるのかと、両者の話し合いも大事だと思うんです。ですから、そういうこと、またできなくても、やる気があればできることもあるし、ですからそういうことも含めた中でこの地域でできるだけせつかく南会津に来られているんですから、南会津のおいしいものを食べて飲んで行っていただけるような対策は、町としても当然やらなければならないと思っていますので、これからそういう意味では新たなスタートということになるかと思いますが、できる限りのそういうことを努力してみると。まずその第一歩を調査し、そしてそれを進めてみよう、そのように思っていますので、皆さんにも声をかけていきたいと思っていますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 大変よくそれは努力していただいて、つなげていただきたいと思います。それで、食材の中にもいろいろ加工食品ございまして、今6次化産業が非常に活発になってきておりますから、そういった中において、南会津町産のトマトとかアスパラとか、それぞれいろいろな食材あるんですけれども、その中での工夫した食材とか何かでそういう提供を子供たちにたとえ一品であっても今、子供たちが2泊3日に来て、約1人7食食べていくわけです。7食食べて帰るわけなんです。だから、その中でたとえ一品であっても南会津町の自然の家で食べたものがおいしかった、今後また次の世代に子供ができたときに、そういう食べ物があるんだということをどんどんと出していただけないかなと、そう思うんですけれども、6次化の商品開発なんかにも手を挙げていくようなそれぞれの会社があるかどうか、その辺は町は把握しているかどうか、お願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

6次化に関しては、なかなか自分でつくって自分で加工して自分で売ると、つくるのは結構つくれるんですが、なかなか販売に結びつけないというようなことで、難しい面はあるんですが、現在のところ、我々把握している中では、例えば田島地域の田部地区でみそ、かなり人気ありまして、たちまち売れてしまうそうです。ですから、みそというものは人間の食生活に欠かせませんから、こういうみそなんかを子供たちに提供するのも一つの方法ではないかと。

それから、トマト、アスパラ、出荷物に関しては、ちょっともう出荷はなかなか難しい面も

ございますので、JAさんよりむしろ個人とか団体とかの法人でつくられている方、例えば南郷の今回福島農業賞をもらいましたグリーンカルチャーとか、そういうところはトマトとかつくっておりますから、そういうところから提供というのも考えられると思います。

あと、さらに子供たちですから、今田島の高野地区で遊休農地を生かして取り組んでいるのがサルナシ、このサルナシは結構珍しくて、大変味もいいというようなことで、ジュースとか、ジャムをつかって道の駅とか町の物産館、ここに置かまして、たちまち売れるそうです。非常に味がよくて、こういう珍しいものを子供たちに提供するのも一つの方法じゃないかというふうに考えております。

あと、これはトチ、昔から餅です、おやつに餅を出してみようかとか、今トチ餅なんて言うこと、幻の餅と言われるぐらいできないんです。そういうものをトチ餅、豆餅、草餅、これなんかすごく子供たちも興味持つと思いますから、こういうものを、地元にあるものをまず検討して提供するような体制を整えていってはどうかというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 大変すばらしいいろいろな食材ございまして、それは十分私も聞いたことがあるんですけども、南会津町の場合は、それぞれ郷土料理があるんです。郷土料理の中にも祇園祭の中でもことじみみたいな一品料理あります。ああいったものでも例えば子供たち、7食食べる中に夕飯にちょっと入るとか、それぞればんでいもちもそうでしょうけれども、いろいろな食材はあると思うんですけども、今サルナシとか言われましたけれども、こういうのもよほど食品を味見をしながら、市場に出していくには大変かなと思うんですけども、こういうものが子供たちに与える印象はうんと強いと思うんです。だから、こういうものが年間に2万人も往来する子供たちに将来に残るような食べ物であれば、私は南会津町の相当な農家の人たちのお金になるんじゃないかと思います。

そういう中におきまして、子供たちの体験学習があるんです。イワナ1匹を子供たちがつかんで、中のはらわたをとりながら塩で焼いて食べるという、そういう経験が本当に子供たちにやったことない体験がもうさいたま市には大多数いるわけですから、そういうイワナ1匹にしてもすごい印象強いものがありますから、南会津の特産品ですか、そういうものを子供たちに食べさせていただけのような提供があっているのかなと思います。

だから、それにはとにかく私は行政のほうで積極的に田島町の農家のほうに何か手を挙げる人がいれば、そういう人たちの相談に応じるなり、それなりにして、いい食材を求めるような

提供があれば、道の駅に提供するよりははるかに金額も上がるし、相当な農家の所得のためにもなると思うんですけども、その辺のこともしっかりとお願いしたいと思います。

それで、5番目に入りますが、町の支援策もいろいろとやっていただいておりますから、しっかりとしたいまま市の友好が築けると思いますが、私は先ほど10番議員も言われたように、山村留学、田舎への山村留学というのは今北海道のほうは盛んにやっているんです。首都圏から行っている人たちはかなり上層階級の人たちの子供がもう北海道のほうへ、小学校5年とか6年の子が行っているんですけども、私たちの館岩地域も非常に単独校でありますけれども、複式が進んでおりまして、何とかしてこの2万人の生徒が来る中においても、さいたま市にはそういう子供たちが行ってみたいと手を挙げる子供がいるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひともその辺も研究してお願いできたらいいかなと思うんですけども、その辺、先ほど答弁も聞いておりますが、ひとつもう一度。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

確かに、さいたま市の子供たちがたくさん館岩に来ているのは、恐らく館岩地区に魅力を感じて来ていただけているんじゃないかなというふうに感じています。そういう子供たちから先ほど申し上げましたように、地元の子供たちが刺激を受けるという、まずそういうことが大事かなというふうに思っていますので、なかなか交流の機会というのは持てないところではいるんですが、県に今あるカリキュラムの中で、そして向こうのさいたま市の子供たちの3日間の中のカリキュラムの中で、そういう交流が図っていければ、大変いいことかなと、そういう中でさいたま市の子供たちがこの館岩に魅力を感じてそして年間を通してこの地で学びたいとか、そういう声がかんたんと上がってくるようでしたら、確かにそれが山村留学という形で移行するかなというふうには考えています。

現にさいたま市の子供たちが今3日間であれ、来ていただくことはミニミニ留学的なところもありますので、ぜひそういう機会を本当に町としても十分活用していければというふうに考えています。

以上です。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 最後に、私一つ町長にお願いしたいということでもありますが、どこでも同じそういう役場の課はあるんですけども、私たちの南会津町というのは非常に都市交流をこれからうんと進めていく地域ではないかと思うんですけども、その辺の状況、ちょ

っとうございます、意気込みをひとつ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 都市交流課をつくれということですか。

○14番 菅家幸弘議員 そうです。

○大宅宗吉町長 今、総合政策なり商工観光、やってもらっていますけれども、確かに私どもの町、友好都市も多いですし、そして特にさいたま市さんは35年という歴史の中での交流がつながっているわけでありまして、そしてさいたま市も合併された。私どものほうも合併した。その構成市町村がみんな同じになったということは大変私たちにとっても幸運でありますし、本当にこれまでの、先ほども災害のことも申し上げましたけれども、いろいろな多くの支援もいただきました。交流もいただいています。ですから、今後、もっともっと信頼関係が深まるように、私たちとしてもしっかりと対応していく必要があると思います。

ですから、そういう意味では今のできる範囲の中で考えていきたいとは思いますが、職員が減少する中でいろいろなそれぞれのどんどん仕事ふえるばかりで、それでも細切れにしたときに、果たしてそれがまた機能するかということもございます。ですから、その辺も踏まえた中で対応が必要かなとは思っています。いろいろ組織のあり方、少なくなったときにどうするかということは、非常にばらばらになって連携できなくなってもだめですし、まとまり過ぎて何をやっているかわからないというのもだめですので、その辺のところは庁内でいろいろ検討して、やっていく必要があるかと思えます。

決して、やらない、つukらないからそれを何といいますか、余力入れていないとか、そういうことじゃなくて、本当に職員の人も一生懸命やってもらっていますし、また、地域の人にも本当にあちこちに行ってもらって協力してもらっていますから、ですから、そういうことは町としてしっかりと対応していく必要があると。それは認識しています。ですから、そういう意味で、今後またそういう中で検討して、どのような対応をしていったらもっとよりよい交流ができるのか、そして町としての対応ができるのかということをもう少し検討させてください。

決して本当にそういう意味では、さいたま市さんにも本当にお世話になっているということは感じますし、職員もみんな思っていますし、館岩地区もそうですし、南郷地区もそうです。ですから、しっかりと対応していきたいと、その気持ちだけは間違いないんで、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 ぜひそれをお願いしたいと思います。それには、私は職員の20代の

職員の人たちにそれぞれ都市交流をつくって、さいたま市とか台東区とかに行って、二、三人ずつ交流を図って向こうからもこちらに職員として来てもらって、そういう交流を図りながら都市と山村、田舎、どうあるべきかということがうんと議論できると思います。先般、議案審議の中で、若者のそれぞれ意見を聞く4地域をやられたんですけれども、それは6回、7回やっても最終に行き着くところは私は20代の人たちやってもらいたいことは、将来南会津町をどのように考えるのか、どうしたら南会津町つくっていくかということは若い人たちに知恵を絞ってもらって、最後はそれぞれの地域で海外研修をさせていただいたほうが私はいいと思うんですけれども、そういうことを。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

海外研修の話になりましたけれども、私はそれも大事だと思います。世の中を知るということは。うちを知り、外を知るということは大事だと思います。

最近の若い人たちは、案外職員採用するんですけれども、職員になった人は大体田島へ来ているんです。ところが、田島から職員採用した人は西部に行ったことがないとか、案外そうなんです。ですから、職員でも南会津全体を知るということは私は大事だと思うんです。本当にこれはまず、外もそうですけれども、身内のこともしっかりわかってもらわないと、本当に町の行政ができないんで、これは本当に感じていますので、そういうことも含めた中で、また今、議員言われたような別に課をまたぐような中で都市交流の職員というか、そういうクラブというのか、そういうもので交流するのも一つの手だと思いますので、そのようなことも含めた中で、今後人材育成、そして交流の仕方、あり方を町として考えていければと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、最後に2万食の窓口というものは町で話し合いをしながら、それぞれ食材を極めてさいたま市のほうに供給できるような窓口をひとつつくりたいと思います。

終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、14番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○五十嵐 司議長 次に、3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 議席番号3番、丸山陽子です。通告に従い一般質問をいたします。

質問事項は1点になります。

防災士の養成について伺います。

災害列島と言われている我が国においては、地震、津波、火山、風水害、雪害、高潮災害など、甚大な被害をもたらしています。最近では、特に集中豪雨や竜巻等の被害も多く、南会津町においても、平成27年9月の関東東北豪雨や平成28年8月の台風9号による豪雨により甚大な被害がもたらされました。また、本年7月にも南郷を中心に集中豪雨があったばかりです。このような災害によって生じる人的物的損害は甚大であり、このような災害に対する備えと対応が大きな課題と言われています。

現在、多くの自治体では、災害からの被害を最小限にとどめるために、地域防災力の担い手として防災士の養成が進められています。防災士は地域の防災リーダーとして、防災訓練を初め、防災意識の啓発活動のほか、災害時には住民の避難誘導、負傷者の救出救助や避難所の運営支援を行うなど、防災士の役割に大きな期待が寄せられています。

そこで、本町としての防災士の養成について考えを伺います。

1点目ですが、防災士はそれぞれの現場の状況に応じて、リーダーシップを発揮し、その活動の中核となり、防災活動を行っていきます。

特に、災害が起きて、一番に駆けつけ対応に当たる消防団の皆さんや婦人消防隊、自主防災組織の皆さんが地域の中核となって災害活動を行ってくださっていますが、現在、本町では防災士の資格を持つ方は何名いますか。

2点目は、現在、福島県では福島県防災士養成研修事業を実施しています。本年は9月30日から10月1日に、明年は3月3日から4日に防災士養成研修講座が行われます。県より受講のお知らせが来ていると思いますが、町内各地域への周知及び受講者の取りまとめなど、本町の取り組みをお聞かせください。

最後、3点目になりますが、福島県では日本防災士機構が認定した研修機関が実施する防災士研修講座及び資格取得試験を受講する際の研修講座受講料、資格取得試験受講料、防災士資格認証登録料を負担するとしています。本町の方が受講する場合は、受験会場が県が指定する認定研究機関となっている仙台市の東北福祉大学になります。本町では受講会場までの交通費、

宿泊費等の支援を実施しているとのことですが、今後も継続していかれますか。考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災士の養成についての1点目ではありますが、本町で防災士の資格を持つ方は何名かとおただしであります。防災士資格の認証登録を行う特定非営利活動法人日本防災士機構に登録している本町における防災士は平成29年8月末現在であります。30名であります。

次に、2点目であります。県が実施している防災士養成研修講座に対する町内各地への周知及び受講者の取りまとめなど、本町の取り組みはとおただしであります。県では福島県防災士養成研修事業として、防災士の養成に県内各市町村における目標人数を定めまして防災士研修講座受講料や防災士資格取得試験受験料、防災士資格認定登録料を負担しております。

県が定める本町の目標人数は5名であります。既に目標人数には達しております。今年度の県の防災士養成研修事業は当初目標人数に達していない市町村を対象に募集を行ってまいりましたが、養成枠があいたために本町にも通知が届いたところあります。町といたしましては、県への報告期限が短いことから、地域の自主防災組織や町民の方を対象に広く募集することはしませんでした。地域防災の核を担う町消防団の本部員に対し周知を行いました。その結果、9月末に行われる防災士養成研修講座に対して町消防団から3名の受講希望があり、町として受講者の推薦を行ったところあります。

次に、3点目であります。

受講会場までの交通費、宿泊費等の支援を実施しているとのことですが、今後も継続する考えはあるかとおただしであります。県の防災士養成研修事業は平成25年度から実施しており、本町もこの事業において防災士養成研修講座を受講する方に対し、町の旅費規程に基づき、交通費や宿泊費の支給を行ってまいりました。町といたしまして県の防災士養成研修事業により、防災士養成研修講座を受講する方への支援は引き続き実施してまいりたいと、そのように考えております。

議員のお話にもありましたように、本町は新潟福島豪雨災害、平成23年以降、本当に毎年のように災害が、大きな災害が発生しておる地域でありますし、地元の人たち、町民の皆さんも防災に関する意識といいますか、かなり高まってきておりますし、自主防災も高まって、本当にいると思います。そうした中で、重要なことは、住民の命そして財産を守ること、これが大

事なことだと思っています。特に行政の責任は重いと、そのようにも感じております。防災士の養成も含めまして、地域の安全・安心しっかり対応していく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 今、町長より現在防災士の資格を持たれている方が町内で30名いらっしゃるというふうに伺いました。この30名の方はどの地域に所属されているというか、地域の広大な面積の南会津町でありますので、どの地方に多くこの方々が住んでいらっしゃるか、ちょっとお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

30名のうち多くは田島地域が多くなっております。職種別にちょっと説明させていただきますが、町職員が2人おります。それから消防団員が5人、それから婦人消防団員が2人、広域消防が4人、それから一般住民の方が17人、なお、30人のうち婦人消防2人とあと一般の女性1人で女性は3人という内訳になっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本当に30名ということで福島県の目標の中では多いほうになっているのかなというふうに思いますが、南会津町は本当に先ほども言いましたが、広大な地域でありますので、田島町の中にだけ集まっているということではなくて、各地域、また区に2名から3名の防災士の養成を考えてみてはというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 今、名簿ありまして、田島地域以外的人数ちょっと確認させていただきます。田島地域以外的人数11人ございます。田島地域が19人、それ以外の館岩、伊南、南郷地域で11人という状況になっております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 申しわけありません。

そうしますと、この11名の各区ごとに今回、私館岩の湯ノ花地区では、9月1日に防災の日、防災訓練をされたということで役場職員の方が出向かれて講師をしてくださったと伺って

いました。本当に、みずからのそういう地元で開催される、区ごとに開催されているところもあると思うんですけども、素晴らしい取り組みをされているというふうに思いました。そういう中で、その地域ごとに防災士の方がいることによって、皆さん安心しての防災時の対応ができるのではないかとこのように思います。そういう中でできれば、区ごとの対応ができるような方々の育成をしてはどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

県の養成講座、先ほども町長から答弁ありましたが、県の予定人数、南会津町の場合は5人、既に8人受けておりますので、予定数には達しております。今年度当初の照会は本町にはなかったわけですが、対象となる市町村に欠員があったことから、追加で募集があって、今回、消防団員の中から3人応募しまして、受講できるということになっております。今後も欠員が生じた場合に、追加の募集ということもあると思いますが、そういった地域性も考慮しながら受ける、主に消防団員が中心となりますが、地域性も考慮しながら研修を受ける人員の確保に努めたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、福島県の中で田島の目標は達成しているというふうに思われますけれども、ぜひ各地域、この広大な地域に各1名から2名ずつ地区でそういう方がいらっしゃることで安心するというふうに思われますが、今私もいろいろなところでの防災士の育成の様子を聞いたところでは、特に一例として、全国の約2万名の郵便局長全員が地域の大きな力となることを目指して、10年間の中で防災士となることを掲げて毎年2,000人の方が郵便局の局長の皆さんが受けられて、挑戦しているというふうにも聞いています。また、2,000カ所以上にガソリンスタンドとかそういういろいろな企業を持っている方は、ガソリンスタンドの契約者とか大手企業、そういう警備会社等についても、全国的にそういう防災士の育成に取り組んでいるというふうにも聞いています。例えば小学校の教師の方は生徒の命を守らなければなりませんし、また、地元の防災を日常的に担当していない役場の皆さんの部署の方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々で全職員が通常の業務を超えて災害の対応に当たられるわけですけども、そういう中でまた町の職員の方もこういう防災士の資格を取っていただいて、町のリーダーとなっていきたいというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

議員おただしのよう、できるだけ多くの方が研修受講できるように努力していきたいと思っております。

なお、30名防災士おりますが、こういった方の活用をこれからの町の防災活動にどうやって活用していくか、そういった部分もこれまで余り検討してきませんでしたので、そういった点も含めまして、検討してまいりたいと思っております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思います。

今のお話ではないんですけれども、全国の自治体とか、国立大学の教育関係では、それぞれの地域において、自主防衛組織で中学校にとか、また各事業所などに防災士の配置をして活動されているというふうにやっているところもありますので、ぜひ学校とか公共の建物のところとかそういうところの中にそういう防災士を採用していただいて、ぜひ守っていただけるような取り組みをしていただければというふうに思います。

では次の質問に移らせていただきます。

次に、資格に関しての今回の周知についてはもう既に3名の方が受講希望されて、消防団の方を中心に3名の方が希望されているということですので、まだ取り組みがまだ残されているようでしたらぜひふやしていただけるような取り組みをしていってはどうかと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

あと、3点目になりますけれども、引き続き受講料は県でやりますけれども、宿泊費のほうを町として負担をしてくださるということなんですけれども、今後もし福島県でのこの事業が終わった場合、本町として、どのように対応して、その授業料のほうも見ていただけるのか、その辺を含めてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

従来から、町長が申しておりますとおり、私たちの災害が残念でございますが、経験というか、毎年のように起こっているという、そういった経験を踏まえて、町職員であったり、消防団であったり、災害を避難だてしたり何なり、そういう命令系統といいますか、そういったものはしっかりと役場が防災計画に基づいて務めてまいりたいというふうに思っております。

そうした中で、基本的に最終的には自分の命は自分が守る、いわゆる各地域地域での自主防

災組織の高まり、組織化が一番重要な課題だと思っています。そういう中で、今議員ご提言の防災士の役割がどういう自主防災組織の中でどういうふうにかかわっていくのか、それがいかに重要なのか、その視点を見詰めながら、必要人数というものが結果的に定まってくるというふうに認識しておりますので、そういった体制づくりのために必要性があれば、町は今後とも支援といいますか、そういった必要な予算は確保してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ぜひ県での取り組みが終了しても町としての防災に関する思いをまた強く持っていただいて取り組みに支援を実施していただけたらというふうに思います。

本当に今まで私も防災士ということで、あれだったんですが、わからないところもいっぱいあったんですけども、町としてこのようにもう既に30名の方がいらっしゃるということでもありますし、そういう方々との連携を、常にどういう形で防災士の方々が自分たちの地域を守っていくのかという防災計画なども、防災士の方は立てられるというあれを持っていますので、ぜひそういう場がないのが一番あれなんですけれども、事前にそういうことを研修されながら町のために頑張っていけるようにぜひ支援をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、防災士の資格というのは、民間の資格ですから、特別の権限とか、義務とかを持つものではありませんので、しかし、防災に関する知識と技術を習得して、自分の身を守る、先ほど副町長もおっしゃいましたけれども、自助の、自分を守らなければ相手を守れないというところから、このとにかく自分の身を守り近隣の方々を守り、また高齢者の方々を守り、地域の防災リーダーとして、減災と防災に大きな役割を果たして活躍していくことは、町を愛し町を守る心を育てるということでもあるというふうに思いますので、ぜひ町の誰もが安心してついていける防災士の養成に取り組んでいただきたいことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明14日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

平成29年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成29年9月14日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 渡部 訓正 議員
- 17番 室井 嘉吉 議員
- 5番 室井 英雄 議員
- 1番 貝田 美郎 議員
- 9番 湯田 哲 議員
- 6番 湯田 良一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山 陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 湯田 良一 議員 |
| 7番 大桃 英樹 議員 | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 橘 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井 嘉吉 議員 | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 渡部訓正 議員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 おはようございます。

議席番号4番、渡部訓正です。これから、一般質問に入らせていただきます。

質問事項につきましては、南会津二次医療圏の存続と県立南会津病院の充実強化についてでございます。

本年6月7日付の新聞報道で南会津二次医療圏を会津に統合し、一つの二次医療圏とすることが福島県医療審議会保健医療計画調査部会において示され、部会では統合の了承を得たとの記事が出されておりました。二次医療圏は医療法において特殊医療や高度医療を除いた通常の医療行為が完結できる区域と規定され、その区域内の許可病床も規定しています。県内7つの

二次医療圏の既存病床数は国で示している許可病床を5,000床以上上回っており、唯一南会津二次医療圏だけが既存ベッド数が足りない現状にあります。つまり南会津医療はまだまだおくられているという現状にあるわけでございます。

今、申し上げたように、法律では二次医療圏はその圏域内で通常医療行為が完結できる区域とされているが、南会津医療圏の現状は入院できる病院は県立南会津病院ですが、12科の診療科目があるにもかかわらず、常勤医師配置は5科だけで7科の診療は他の病院からの応援に頼っており、通常の医療が完結できない状況にあります。町民の多くはやむなく片道1時間以上かけ、多くの交通費用を負担しながら会津若松市などに受診に行っています。これら解消のため、これまでも南会津病院の充実強化については多くの議員から一般質問で出され、町当局も最重要課題として取り組んでいく答弁がされているわけでございますが、充実強化は今ほど申し上げた現状にあります。

このような中で、今回出された南会津と会津の二次医療圏統合がされれば、法律上会津全域では医療過密の状況にあり、南会津病院の充実強化は困難となることが危惧されます。

さらに、昨年策定の地域医療構想では南会津病院は南会津地域で唯一の病院であるので、必要な医療機能は確保するとしています。医療法の制約がなくなる中ではその具体化はより困難と考えます。本町も含め南会津地方は医師の高齢化が進行し、医療供給体制も不十分な状況にあり、県内で最も医療過疎が進んでいる地域です。

会津二次医療圏と南会津二次医療圏を一つに統合した場合、今以上に医療の供給体制は会津若松市に偏ってしまいます。加えて、交通アクセスの改善もまだ進んでおらず、緊急搬送でも南会津病院まで1時間を超える地域が点在しています。南会津病院で対応できない場合、さらに1時間かけて若松の救急病院に搬送となります。冬期間は倍以上の時間を要します。助かる命も助けられない現実があります。この現実を踏まえるならば、統合は認めることはできないと考えます。

以上を踏まえ、以下質問したいと思います。

1点目、県は二次医療圏を統合し、看護師などの医療従事者の確保と医療体制の充実を進めるとしていますが、医療従事者確保は県内はもとより、全国的な課題です。町独自の施策として、奨学制度を創設して、人材確保に向けた取り組みを行い、県も評価していると聞いています。町に対して、県からは統合についてどのような説明がされているのか。

2点目、今回の統合について、町長の考えは。

3点目、町議会ではこれまで幾度となく南会津病院の充実強化を要望してまいりました。診

療科目の充実、医師の常勤配置等々を要望してきました。これらの充実が図られればおのずと患者は来ます。このことを強く県に訴え、改善を求めていくべきと考えますが、どうですか。

4点目、二次医療圏の統合によって、どのようなメリットがあるのか、県に問いただすべきと考えます。何回も申し上げますが、二次医療圏とは高度な医療や特殊な医療を除き、圏域内で医療体制を提供できるエリアと規定されています。このエリア内で許可病床も規定されています。現状は病床が少ないのは南会津のみで、会津は1,000床以上の過剰病床があります。これらを考えると、統合により南会津病院の充実強化は一層困難となるのが法律上からも成り立ちます。この点についての認識はどうですか。

5点目、県は今ほど申し上げました4点目に対して、町にどのような説明をしているのか。

6点目、南会津二次医療圏の存続と南会津病院の充実強化については町議会で意見書採択、南会津地方議員大会でも決議をしています。これらを踏まえ、町長としても町民の代表として先頭に立ち、議会とともに南会津二次医療圏の存続と南会津病院の充実強化に向け、要望活動を行うべきと考えますが、どうですか。

以上6点について質問して、壇上からの発言は終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

南会津二次医療圏存続と県立南会津病院の充実強化ということで、大変危惧された状況の中で質問いただきました。

まず結論から申し上げます。私ども南会津地方部会としても、首長ですけれども、毎年要望活動を行っていますし、ことしも行ってきました。9月1日です。保健福祉部、それから病院局、どちらも要望しましたけれども、南会津病院が機能低下しないように、充実の方向性の中でしっかりと県としては対応していくと。いろいろ今課題も申されましたが、後でまた詳しく申し上げますけれども、そういうこともしっかり対応していきますから、どうぞ心配しないでくださいということでありまして、私たちの南会津町にも説明に来ていただきました。そのときもいろいろな話もさせていただきましたし、結論は要は二次医療圏見直しはしますけれども、南会津地方の医療が後退することは絶対しないと、そのようなことを言葉強く申されましたものですから、そのような前提の中で私も答弁させていただきます。

初めに、南会津二次医療圏の存続と県立南会津病院の充実強化についてに関する1点目でありまして、県から医療圏統合についてどのような説明がされているかのおただしであります。

去る平成29年5月30日に、福島県地域医療課長が来町されまして、南会津医療圏は国の指針における第二次医療圏の見直しの検討基準である人口規模20万人未満であり、かつ推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出入院患者割合が20%以上に該当することから、二次医療圏として成り立っていないこと、また、一致することが望ましいとされている会津・南会津地域医療構想区域とも異なる圏域であることから、平成30年度から平成35年度までの第7次福島県医療計画においては、南会津医療圏を会津医療圏と一体とした二次医療圏として見直すことが適当と認められ、県医療審議会に諮ることとしたとの説明を受けたところであります。

なお、6月6日に開催された県医療審議会保健医療計画調査部会では、会津・南会津の統合について了承されたと、そのように聞いております。

次に、2点目であります。

今回の統合について、町の考えはとのおただしであります。これまでも県立南会津病院だけでは南会津医療圏全ての医療供給体制等の課題を解決することは困難な状況でありまして、会津医療圏と連携が図られてきたところであります。医療圏の統合によって、質の高い医療提供体制の確保と救急搬送などでの一層の連携が図られるものと、そのように考えております。南会津病院も断らない病院ということで、全国表彰もいただきました。スタッフ一同佐竹先生を先頭に頑張っているところであります。地域としても町としても大変本当に力強く感謝申し上げるところでもあります。

また、今後策定される第7次県医療計画においては、南会津地方の医療問題を解決する方策と医療機関が担う機能分化の推進を盛り込むよう要望しているところであります。

次に、3点目であります。

県に対し、患者増加のための県立南会津病院の改善を求めるべきとおただしであります。県立南会津病院は南会津地域医療の中核医療機関として大きな役割を担っていただいております。町民にとっても県立南会津病院に寄せる期待は非常に大きいものがあります。去る9月1日には福島県に対し、常勤医師初め、医療スタッフの安定的確保と回復期機能及び包括ケア病棟の整備拡充のほか、第7次医療計画を踏まえ、県立南会津病院の果たすべき医療機能を明確化するなどの要望を行ってまいりました。また、正面玄関の導入路やタクシー等の待合所の改善など、利用者に配慮した施設の改修もあわせてお願いしてまいりました。今後も引き続きこの医療体制の充実強化に向けて取り組んでまいりたいとそのように考えております。

先ほど申し上げました南会津地方部会としても、保健福祉部、そして病院局と要望活動をしてまいりましたし、そして南会津病院の整備、拡充、これからの不十分な対応に向けていろい

ろな話し合い、要望をしてみいました。これまでも一つは小児科医の常駐をお願いしたわけでありすけれども、これもかないました。あと、眼科医それから麻酔科医など要望しているところがございますけれども、県のほうもなかなか医師の確保が難しいということで、鋭意努力はしていきますと、配置できるように頑張りますという返事でありました。

そして空きベッドの活用の件も私も県のほうにも私たちの地域、なかなか特老とかそういう施設に入れない人が待機者がいっぱいいるんだと。そうした中で、まだまだ療養、治療ができればまた自宅に戻って自力で生活できる人たちも可能であると。そのようなことも可能になるということで、空いているベッドをそのようなことに活用できないかという話もしてみいました。県の病院局で来られたときも県としてはその方向性も検討していきたいと、私に回答していただきました。

それから、この11月からは県で訪問介護を南会津病院を中心として始めたいと、そのようなことも新聞に載ったわけでありまして、ですから、危惧されたことは確かに今の状況では大変厳しい状況もありますけれども、県としてはしっかり南会津の医療に対しては中心的な役割を果たせるように頑張って充実強化を進めていきたいというような話をしっかりされましたものですから、私どももぜひ一日も早くそのようなことが実現できるようにということでお願いしてみいました。

次に4点目ではありますが、統合によってどのようなメリットがあるか、県に問いただすべき、また会津医療圏は過剰病床であり、統合により南会津病院の充実強化は一層困難になると思われるが、町の認識はとのおただしであります。県からはこれまでも会津医療圏とは連携しており、統合による大きな変更はないと説明を受けております。

また、県立病院改革プランに基づき、救急医療等の水準の確保、訪問看護ステーション開設など、南会津地域への僻地中核病院である南会津病院の充実強化に取り組んでいくとも伺っております。特に、訪問介護事業として、要介護認定を受けた高齢者等も対象に、訪問介護が行われることは県内の県立病院では初めての試みであります。高齢化が進む南会津地方において、新たなサービスが展開されることは、大いに歓迎すべきものと評価するものであります。来年度から次期医療計画に県立南会津病院の果たすべき医療機能を明確化し、引き続き充実強化を強く要望してみいますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。

県は、町に対してどのような説明を行っているかとおただしであります。

県の担当者から会津・南会津を一つの医療圏に設定することで、南会津地域を含む会津全域

において、地域の実情に応じた質の高い医療供給体制の確保や救急搬送等でなお一層の連携強化に取り組んでいくこと、医師確保などを一体的で行う体制づくりを目指しているとの説明を受けております。また、9月1日の福島県に対する要望においても、二次医療圏が統合した場合でも南会津地方の拠点病院として地元の声を十分に反映して整備を進めると、そのような回答をいただいております。

次に、6点目であります。

町長としても、町民の代表として先頭に立ち、議会とともに医療圏存続と南会津病院の充実強化に向け、要望活動を行う考えはとのおただしであります。これまでもやってまいりました。そしてなお、いまの実情それから将来を考えた今後の南会津の地域医療のあり方ということ先頭に立って県のほうにしっかり実現できるように要望してまいる覚悟であります。先ほども申し上げましたが、そのようなことで中核病院医療機関として大変重要な役割を担っていただいておりますので、今後とも引き続き南会津郡内4町村、議会と協力しながら、最重点事項として県立南会津病院充実強化について、福島県等に対し要望活動を行ってまいります。

南会津保健所、南会津郡医師会等を構成メンバーとした南会津病院地域医療協議会や県立病院事業経営評価委員会、これは私も属しています。これらに対しましても南会津病院の診療体制充実に強く要望してまいりたいと考えております。私もこの県立病院の経営評価委員会の中では今の現状をしっかりと県のほうに会議の中で申し上げておりますし、その評価委員会の中でも赤字だから廃止するとか、そういう方向性は全く考えないという方向性の中の総体の意見が出ていますので、私としてもその中で今の現状を訴え、そして今後より充実を目指して頑張っ自分としてもいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 さきの6月定例議会の文教厚生委員会において、二次医療圏の統合については現在二次医療圏は県内7つの医療圏ということで、行政圏とまさにかぶった形になっています。だから、逆に現在この二次医療圏の統合の背景は、現在7つの行政圏を6つとする考えが背景としてあるんじゃないのかと。行政圏が6つとなれば、南会津にある県の出先機関は全て会津に統合され、約300名の県職員がこの南会津町からいなくなります。当然県の出先機関がなくなれば、国関係出先機関の税務署、簡易裁判所、森林管理署、登記所もなくなるだろうと。そのことによってより一層の過疎化が進むとの危機感を持って、文教委員全員の総意

として統合反対の意見書提出を確認し、本会議に上程、全会一致で採択されて県に提出したところでございます。

今回、町当局で県の統合提案を何の異議申し立てもしないで、受け入れるならば、今後、行政圏の廃止も議論の対象になってくるというふうに考えます。議会と町と一緒に進めることが大切で、このような危機感を持って医療圏統合を考えることが必要ではないのかなというふうに考えます。ぜひ、今回の統合提案について、今述べた危機感を持って反対という意思表示をしていくべきではと考えますが、町長の考えはどうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

行政圏と医療圏と私は一緒に考えておりません、はっきり申し上げまして。それで、この問題は本当にずっと県ともいろいろな話し合いをしてまいりまして、そして町村会の中でも話し合いをしてまいりました。皆その辺は共通の意識といいますか、そのような中でこのお話をしているところでありまして、決して行政圏の話はもちろん保健福祉部と病院局ですから出ませんけれども、病院局、保健福祉部のほうでは本当に絶対をつけて南会津病院を引き上げるとか、そういうことはありませんと。ただ、今の現状を考えたときに、どうしても会津全体の医療とすることをどうするかということを県は考えざるを得ないと。それは私も現状だと思います。

ですからそういう中で、今後南会津病院をより充実するために私どもも一生懸命要望活動をしてまいりましたし、そうした中で、医師が確保できなくて、あるいはスタッフが確保できなくてなかなか整備できない面はありますけれども、小児科医は本当に配置していただきました。

麻酔科の先生がいないと緊急の手術もできないということで、これも要望しておるんですが、麻酔科の先生が足りないんだと、産婦人科もそうであります。県としてはそういう先生とスタッフがそろえば、県としては南会津病院にもしっかり配置していきたいと。そういうような明確な答えをいただいておりますので、ですから、この二次医療圏の見直しというものは国のほうの基準の中での話でありますけれども、県としては会津を見直しはしますけれども、南会津病院の後退化するようなことはしないと、そういう約束をいただいております。

これは私だけじゃなくて4首長いますから、そして議長さんもいますから、そういう中での話なんで、私はそれを信頼したいと思いますし、そしてそっちの方向で努力していただいているということも私どもも認識していますので、いろいろな心配されるのは私もそれはよくわかります。行政のほうも行政圏が6つになるんだと、南会津がなくなるんだというようなことに

なればこれは私も反対しますけれども、医療圏に関しましては、充実する方向性の中でいろいろ検討していただいているという認識でありますので、町としても私としてもこれから地域4町村協力してよりよい南会津病院になっていくように、頑張っていきたいと、そのように努力してまいりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 その認識の関係で、確かに県のほうもそんな行政圏まで背景にあるなんて絶対言わないと思います。

ただ、今回6月定例議会においては、本町にある県立田島高等学校、そして県立南会津高等学校の存続を求める意見書も、今ほど言った二次医療圏の存続と同様に南会津行政圏が廃止される。それら一連の前段の一番今町長も申し上げましたように、全く行政圏には絡んでこないんだと、その医療圏だけなんだという形なんです。そういったそれぞれの教育部門、今言った医療圏の医療の部門、そういうのを外堀を埋めてきた中で、そして行政圏がどうなんですかと、会津一帯で考えるべきでしょうというような形が出てきた中では、そのときには遅くなってしまうんじゃないのかなというふうに私らは危惧をして、それが文教委員会としてはこれも意見書を出そう。そしてこれも意見書を上げたところです。私も先輩の議員も言っておりましたけれども、文教厚生委員会として、2件の意見書提出を確認をして、意見書提出をしたことは初めてだな、そんなふうに言っています。それだけの危機意識を持った対応というのが今必要なのではないのでしょうかというふうに私は考える。

何回も繰り返すような形なんです。そのような危機意識を持った中で、医療圏の問題も考えるべきではないかというふうに考えます。多分これは、町長の回答は同じかと思いますが、細かい点でお話しをします。

今回の二次医療圏の統合提案というのは、国から示された先ほど説明された3点の見直し指針全てに該当しているというような形で、言われているんです。

この原因というのは、患者が南会津病院を利用しない実態が数字上明らかになっているわけですが、主要な要因というのは、南会津病院の医療体制が不十分だというような形ではないのかな。あと、ざっくばらんに申しますが、医療スタッフの対応の仕方というのも大分悪い。病院ですから、本来はサービス産業なんです。患者さん、弱い気持ちで行くんです。そのときに、対応される方の一言がぐさっときたり、そうなるんです。そういうような方が今そういう医療スタッフがあるというような形が、若松まで時間と費用をかけてかかりに行くと思うんです。そういうのをもう少し、確かに言いつらいことかもしれませんが、先ほど町長が申されました

ように、そういういろいろな審議会なりあとは振興協議会等で意見反映をしている。そういうこともちゃんと出していかないと、変わっていかないのではないのかなというふうに思います。

そして、先ほども冒頭の演壇の中でも話しましたがけれども、医療スタッフの不足というのは県内はもとより、全国的な課題で、会津と医療圏統合したからといって、スタッフの確保を会津のほうからやりますと新聞報道に載っていましたがけれども、そんなふうに考えられますか、ないと思います。

南会津町は独自に奨学制度を設けて、そして医療スタッフの確保について取り組んでいるところです。このような取り組みが医療の南会津病院の充実強化につながるというふうに考えているから、町としても独自にそういう奨学制度を設けているんじゃないのかなというふうに思います。

ぜひこういうことで、実際の訴えの中でちゃんと、私は一番の基本は、統合の問題というのは、今回も実は私らも先月22日の文教厚生委員会に、先ほど言った福島県保健福祉部参事兼地域医療課長に来町していただいて、今回の医療圏統合についての説明を受けました。説明の中で、医療法はあくまでも二次医療圏の設定と医療圏ごとの許可病床を定めて、医療圏ごとの個別の具体的計画は地域医療計画等で定める。そしてなおかつ県立南会津病院は公立病院ですから、公立病院ガイドラインというのに基づいて、計画が定められるだろうと思います。その中で、私は担当課長に医療法は上位に立つのか、説明を求めましたがけれども、つまり上位に立つのかというのは地域医療計画よりも医療法で医療圏の設定、許可病床を定めて、個々具体的なものは地域医療計画で定めるんだという説明でしたので、医療法が上位に立つのではないかという視点の中で、お話をしたらその回答はありませんでした。

医療法があって、その具体化のために地域医療計画が策定されるんです。ですから、その一番もとなる医療法で定める二次医療圏がもうなくなれば、そしてこんなことも言っていました。5年間はこの地域医療計画、去年策定したからいきますと。それ以降、今度は会津一本になって、その中で考えざるを得なくなると思うんです。だからこそ医療圏の統合というのは、反対をしていくべきではないのかなというふうに考えます。地域医療計画の策定に当たっても、その前段の説明は町のほうにはあったんでしょうか。去年の地域医療計画の策定の際の説明というのはあったんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○4番 渡部訓正議員 つまり去年の、ですから私は地域医療計画上は、会津と連携してやらざるを得ないと思います。南会津病院しかありませんから、ちょっとした高度な通常の医療が

今の12科ある体制が5科しかありませんから、それはできないんですが、会津とちょっと脳とか、そういう疾患になってくれば転送をせざるを得ないというのはわかりますから、ただ、決して医療圏統合と何もそれでただ単に会津と連携ということで、地域医療計画でやっているから、二次医療圏を一緒に統合しなくてはならないという理由がないと思うんです。そういうふうに捉えて私は、この医療法で一定程度この医療圏を残すというのはすごい意味があるんじゃないかというふうに考えますから、このような質問をしつこくいたす。そういう認識が必要ではないかというふうに考えますが、ぜひそれについて再考をすべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

県のほうでは県医療審議会保健医療計画調査部会でそのようなことが了解されたと、了承されたということになっておりますので、そういう中で、我々はどのようにするのかという話になってくるわけだと私は思います。

そうした中で、先ほども言いましたけれども、本当に保健福祉部に行ったときに、そのようなことをいろいろ言って、二次医療圏になって心配しているんだと。今後の南会津病院、今の現状を踏まえた中で、今後県はどのように対応されるんですか。県は、拠点病院として今後充実していくと、より充実していくと。そして二次医療圏の不安、住民のそういうことをないように、住民の生活を守っていくと。そして地元の声を従前よりしっかりと対応していきますよと。そういう答弁をいただいています。

今の現状を踏まえた中で、スタッフもない中で、南会津病院を総合病院にしてくださいと言っても無理なんです。ですから、会津を一体化する中でこの南会津と会津の連携をして、そして総合病院的な体制をつくりたいというのが、県の今の考え方だと私は理解しているんです。

確かに、時間差があって、ここでは本当に助かる命も助からないんじゃないかと、そのようなこともあるんじゃないかと、そのことも現実としてはあるんですが、物もスタッフもそろわない中で、やってくださいと言っても、ないものはできないと私は思うんです。そういうことで、できるものをまずやってもらうということ、そういうことも現実的な要望として私どもの4町村はやってきましたし、県のほうでも一つ一つそれをクリアしてもらっている状況に、そういう考え方の中にあると私はそういう認識でいるんです。

今度看護師の問題もそうですけれども、評価委員会の中でも看護師さんの配置どういふふうになっているんですかと聞いたら、南会津病院の希望多いんですと。ですから、ことしは南会

津病院に何人かの看護師さん来たと思うんです。そういう意味で県は十分そういういろいろなことを配慮しながら、実際的にすぐは我々の要望を100%はできない状況ではありますけれども、そのようなことを県は対応してもらっているというのは実感は私は感じているんです。

ですから、二次医療圏が見直しになって、会津に全部統合されるんだと。それは確かにこの薄くなるという感覚はありますけれども、県は決してそういうことじゃなくて、むしろそれをすることによって、こちらの強化も図れると。交流もできるというような考え方だと思うんです。あと病院の対応の問題とかありますが、私どももこれは私たちに直結する本当に問題だと思って、しっかり南会津病院にもそれから県のほうにもその状況をしっかり何と言いますか、対応を要望していききたいと、そのようにも考えています。

いろいろな課題はあることも承知です。そういう中で今後本当に我々も南会津病院が充実することが私たちのこの地域の命を守ることなんだと、そういう自覚は持っていますので、皆さんと連携しながらやるということも非常に大事ですので、その危機感の認識は持っています。あとは解釈の仕方といたしますか、その辺はいろいろあるかもしれませんが、そういうことで考えは一緒ですから、方向も一緒ですから、私のほうも4町村連携してそしていろいろな関係の方々と連携して、しっかり県のほうにも要望してそして充実強化を図っていただくような方向性の中で頑張っていきたいと思えます。

ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 確かに認識とか、危機意識というのは町長も今言ったような形でなかなか要望しても相手が県ですから、対応されていないというような形もあるかもしれません。ただ、地域医療計画の内容について、ちょっと触れたいと思えます。

去年策定された地域医療計画の施策の方向性で述べられているんです。地域医療課長が来て、説明をした中ではその資料が出されていきました。そこで載っているのは、南会津地域の唯一の病院機能については、将来の医療需要や地域の実態を踏まえ、必要な医療機能を確保しますだけなんです。これは、この文面から南会津病院は現状で行きますという形で、そしてその前に資料もどれだけ南会津病院にかかるのかと。高齢者主体というような統計資料も前段に出して、話をされていました。それでは、私らが要望している中身とは違うんです。

先ほども町長も言われたように、要望の中身は少なくとも小児科は常勤医師が配置されて5科になっていると。そしてそこに麻酔科、そして後眼科の要望というのはすごく確かに週に1回だか2回のときの病院というのは物すごくこむようです。話を聞きます。今回の一応先月先

ほど町長も触れましたけれども、29日付の新聞報道では、11月から在宅介護支援のため訪問看護事業を実施することというので載っています。確かにそのとおりです。確かに、高齢化社会に対応した措置で喜ばしいこととは考えますが、私たちが要望している充実強化ではないんだというところをもっともっと訴えていくべきだろうと。それを否定するつもりはありませんが、僻地病院ではないんです。南会津病院の形でそしてなおかつ生存権にも医療がないところには生存がないんです。そのことをぜひ今後も訴えていくというのが必要でないのかなと。

私はだからちょっと何回も繰り返しますが、医療法で今回医療圏がなくなるというのは、極端に言えば先ほどちょっと地域医療課長の発言で、5年間はこの地域医療計画でいきますと。その後のものはわかりませんということです。そうならないためにも、この医療圏は残すべき、存続をさせるというのは、絶対重要だなというふうに私は考えます。これについてまた町長に何回も今ほど回答いただいていますから、中身については回答いただいているもの、失礼でしょうけれども、失礼と思いますので、けっこうです。

そんな意味合いで、ただ少なくとも先ほど申しましたように、そういった危機意識を持ちながら、今回の病院問題、あとはそれらについて県にちゃんと物は言っていく。そういう実態を訴えていくというのはすごく今後重要ですから、そして、なおかつ県のほうはこんなことを言うと、ちょっと語弊があるかもしれませんが。ただ、今回、医療圏の統合を通すためには一定程度、やはり事務局段階ではそういうような話はされるんだと。ただ、それもその後の担保までちゃんと、病院充実というのはずっと人が住んでいる以上は、今後も続くわけですから、そういうのもちゃんと担保してくださいということの申し入れは、最低でも必要ではないかというふうに思います。

そういう立場でこれまで町長も言ってきていますから、ぜひそれらについて最後、答弁いただければというふうに思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、県立病院の経営評価委員会の中でも私も今のような意見を申し上げています。そういう中でも私ばかりじゃなくて、そういうことを言う委員もいっぱいいます。これまでは、県立病院評価委員会の中では赤字だからやめろとか、そういう声があったけれども、この様子変わったね。地域の病院は大事なんだと。だから県としてはこれをやっていく必要があるんだということを評価委員会の中で申し上げていきたいと思います、委員の意見なんです。

ですから、医療圏を統合するということが後退だとかというんじゃなくて、先ほども申し上げましたように、私が説明受けているのは、そうした中で、南会津病院で全部できないから、南会津病院を補完するために会津と一体化してこの交流をしたり、そういうことの中で南会津病院の充実を図っていくんだと。それを理解してほしいというのが県の説明なんです。

それは現状として、私もそうだと思います、そこは。これは見直しになってしまって、みんな会津に引き上げられてしまってこっちが手薄になるから、こちらがその次廃止だと。私は、そんなことは思っていない。そう解釈していません。逆にそれをやることによって、向こうに充実するかもしれないけれども、その今度南会津病院の補完が逆にできるんだというような解釈で私は思っています。

今後10年、20年後、正直どうなるか、それはわかりませんが、でもむしろ逆な意味言えば、今度は南会津病院をどんどん充実するということが可能になると私は逆に思うんです。ですから、そうしたときに、県のほうでも麻酔科の先生もそれは本当に具体的に言っています。麻酔科の先生配置してくださいと。急に手術が入ったときにできません。そういうことも言っていますし、眼科の先生のことも言っています。眼科の先生も実は先生が少なくて配置できないんだと。県としては南会津病院に常勤の医師を置きたいんだけど、できないのが今の現状なんで、もう少し我慢して待っていてくださいというような言い方をしているんです。

産婦人科もそうです。全国的に産婦人科医は不足しています。福島県ばかりではありません。そういうことも全て具体的な医師の配置であったり、スタッフの配置であったり、要望しているんです。ですけれども、現状の中で、できないということでもありますので、その点は私どももより配置していただけるようなスタッフの確保も含めて、そして医療のあり方も含めてしっかりやっていかなければならないと思っています。そのためには、県立南会津病院ばかりじゃなくて、この地域の医師会の先生方の応援も必要になるだろうし、皆さん方のご理解やあるいは何と申しますか、バックアップも必要になると思います。

ですから、そうならないように、しっかりと町としてはそういう意味では危機感を持ってしっかり活動していきたいと思っています。これは4首長、このことも話しました。我々のところでこういう話があると言ったら、それはしっかり地域としてやっていく必要があるからみんなで協力してやりましょうと。そういう合意のもとでこのような要望を行っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これまで言ってまいりましたけれども、あと、この前の地域医療課長

の中の発言では、南会津病院の医師配置というのは何か自治医大の先生を中心に、配置をしていくということで、何で医大の菊池前理事長がいたのに医大のほうから対応できないのかと、医者の世界というのはまだまだ別なところの世界なのかなというふうにも考えますが、ただ声を絶えず出していくということは大事だなと、確かにすぐにもう変わってこない。これまでずっとやってきているわけですから、変わってこないというのもわかりますが、ぜひこのところはある意味では今回も南会津病院がなくなれば、本当に地域のいろいろな計画が全てマイナス効果になってくるということも踏まえながら、議会、私も議員として頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これについては今ほど町長から回答いただきましたから、以上で私の一般質問については終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○五十嵐 司議長 次に、17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議席番号17番、室井嘉吉であります。

ただいまより一般質問を行います。

今回の質問は、林業にかかわる点について課題的には2題の課題について質問をしたいと思います。

8万町歩の山が我が町にはあります。その山には1,000万立方を超える木材の蓄積がございます。言い換えれば、単純計算でやっても年間20万立米ずつ切っても50年間切れる分の資源がございます。だから、20万ずつ切って、50年ごとに切っていれば永遠に山の木は回転して切れるような、こういう資源内容を有しているということでもあります。仮にその半分10万立米を切れれば100年間切っていただける。そして100年でぐるぐる回って切っていける。同じ箇所を100年単位で回して切っていけるという、こういう生産量可能な森林を我が町は有しているということでもあります。

また、この7月18日に開庁をした新庁舎においては、森林・林業・林産業の活性化を追及を

する町の姿勢を反映をして、内装材に皆さんごらんのとおり、町産、町から出た木をふんだんに使っております。庁内の備品も全て町産の木で作られているところでもあります。そうした意味では、我が町は森林・林業・林産業を守り育てていくという、こういう町の姿勢をこの新庁舎はシンボリックにあらわしているというふうに私は理解をしているところでもあります。

あわせて、この4月には林野庁所管の林業成長産業化地域創出モデル事業、全国で16カ所、16の地域が指定をされました。その1カ所に我が町が指定を受けたところでございます。そういった意味では、本町産材を活用した新たな建築工法による住宅や木造公共施設の整備を通じまして優良な地域材の消費拡大を図るなどすることにより、山もとに利益を還元する仕組みづくりの事業がこれから本格的にスタートをすることになります。そういった意味では本町の森林・林業・林産業にとって極めて有利な風が吹いてきているという今日の情勢にあるのではないかとこのように私は捉えております。

そういう意味でまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく林業政策について3つの点について質問をいたしたいと思っております。

平成28年3月に策定をいたしました南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域の産業、雇用創造チャートによると、本町林業は雇用力が極めて低いと分析をしています。間伐材を核とする林産業復活プロジェクトで今年3月末、木材生産で2万8,000立米、総生産額で3億3,000万円、新規林業従事者10名、計画最終年の平成31年度には、木材生産量で3万立米、総生産額で3億6,100万円、新規林業従事者15名を目標に現在取り組み中でありまして。こうした取り組みについて、ことし6月に外部組織参画者、さらに9月には議会の検証をすることになっているが、このような認識でよいか、伺います。

2つ目は、新規就労者は早々に11名の実績があるとの報告を受けておりますが、その後の新規就労者はどうなっているのか、伺います。

3つには、この新規就労者の平均的年収について伺います。

2つ目、先ほども冒頭申し上げました林業成長産業化地域創出モデル事業について、伺います。

1点目は、総合戦略の林産業復活プロジェクトと今回選定された林業成長産業化創出モデル事業について、リンクしているのか、あるいはそれぞれ一本の事業として捉えるのか、あるいはモデル事業に吸収されるのか、その事業の位置づけについて伺いをいたします。

2つ目は、モデル事業は多くの関係者のもとで取り組まれることとなりますが、本町行政機関がその責任のもとで適正的確な指導のもと、取り組まれるとの理解でよいか。

3つには、モデル事業は本町の森林・林業・林産業の活性化とあわせ、若者定着、地域振興、森林組合の強化、ヤマザクラ1万本の里づくり事業などとも連動する取り組みであり、対策室などを設置し、専門職員を配置するなど、指導体制の強化を図るべきと思うが、どうか。

4つ、ハード事業の実施者の経費負担に対する支援策の町の考えは。

5つ目、モデル事業に対する取り組みの町長の決意について伺います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の林業政策についての1点目であります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、林産業復活プロジェクトに関して議会の検証をするという認識でよいかとのおたただしであります。議会において検証いただくのは地方創生交付金事業で実施した事業であり、林産業復活プロジェクトは国へ事業申請を行った結果、残念ながら不採択となったという結果であります。今回の議会検証には林産業復活プロジェクトは上がっておりません。しかし、今年度からの町の主要な政策について、総合振興計画施策マネジメントシートにより、事業検証を行うこととなり、林業施策などについてもその中に含まれて、町全体の事業を検証の中で実施していくこととなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目ではありますが、新規就労者のその後はとのおたただしであります。昨年12月議会で報告した実績以降、現在把握しているところでは、4名の新規就労がありました。しかし、2名の離職もありましたので実質は2名の増とそのような状況になっています。4人ですけれども2人がやめたということです。

〔「13人ということですね」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 そうですね、トータル。

今年度は7月に開催されました合同企業説明会に参加し、林業の雇用拡大に向けた取り組みを始めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。新規就労者の平均年収はとのおたただしであります。通年雇用をした新規就労者1人当たりの平均年収は約260万円になります。平均月額にして約21万円となっております。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業についての1点目であります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の林業・林産業復活プロジェクトと林業成長産業化地域創

出モデル事業の位置づけはとのおただしであります。この2つの事業は町の林業を成長させるという同じ目的を持った取り組みになります。目標達成の年度が違うため、成果指標等には違いはありますが、林産業復活プロジェクトが不採択となったことから、今後は林業成長産業化地域創出モデル事業がこれが中心となって進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

モデル事業が本町行政機関の責任のもと、適正的確な指導のもと、取り組まれるとの理解でよいかとのおただしであります。おただしのとおりであります。53の事業所団体によるワーキンググループや分科会を通して意見交換等を行いまして、それらを踏まえた中で最終的に町が事業提案を作成し、そして実行していく、このような形式の中で進めてまいりたいと思います。

次に、3点目であります。

対策室等を設置し、専門職員を配置するなどの指導体制の強化をすべきではとのおただしあります。本町には森林管理署や農林事務所森林林業部など身近に専門的知識を有する人材に恵まれております。現段階では専門員の配置は考えておりませんが、今後その動向によって、もっと実践的な体制の強化が必要と、これは認識しておりますので、各関係機関、あるいはそういう方々との連携強化の中で、またそのようなことが必要とあれば、町としてはそれ等に対してしっかり対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

ハード事業実施者の経費負担に対する支援の考えはとのおただしであります。モデル事業ではハード整備に関しまして15%から50%の範囲で補助率が定められております。県や町のかさ上げを行って受益者負担の軽減を図るよう努めてまいりたいと、そのように対策してまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。

モデル事業の取り組みに対する町長の決意はとのおただしであります。本町の面積の約91%を占める山林をフル活用し、循環型の持続可能な林業を目指し、基幹産業である林業がこのモデル事業を契機としてさらに成長し、若い方々の夢と希望を持てる活力に満ちたまちづくりを進めてまいりたいとそのように思っています。

議会の皆様方にもなお一層のご指導、ご協力をお願いしたいと思います。この森林活用は町の最重点課題といっても私は過言ではないと思っています。議員も今おっしゃられたように、

面積の91%、ほとんど活用されていないというのが今の我が町の現状でありますし、以前のように森林の町といいますか、そのような地域になったらよりこの地域が活性化するだろうと、そういう想像のもと、しっかりこれらに対応することによって、町の豊かさが味わえるものと、私はそのように考えております。今現在そういう意味で逆に言えば、五、六%の面積で生活しているというか、そのような地域でありますので、この90%を生かせばもっともっと私どもは町に力があるものとそのように考えておりますので、今後、この活用と対策を着実に実施して町の力をつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の林業政策と、この点についての再質問をしたいというふうに思ひます。

一つは、議会で検証するということについて、確かに国の事業として採択されなかったと、こういうことでありますが、だとすればこういうことはどこか委員会等含めて説明はしてあったですか。そういうこと、採択になりませんでしたということについて伺ひます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、私の記憶では全てこれこれこういうことというのではないかもしれませんが、こういうことで採択にならなかったと、そういう報告はしたような記憶があるんですけども、町はいろいろ地方創生の中でもやっているんですけども、国の条件というものがあまして、我々がやっても、国の条件にそぐわないと却下されるということがあまして、結局木材市とかそういうのを我々がやっているんですけども、これまでやっていなかったところは採択されたと。私どものほうは、それで採択されなかったと。そういうようなことがあまして、ですから全て私も記憶していないんですけども、そういうことの中で、地方創生の絡みの事業採択というのは国のほうの条件がまず基準になったということで、残念ながら私どものほうは採択されなかったという経緯があります。ですから、その件は私は報告したような記憶があるんですけども、担当の方から答弁させますけれども、そういうことで、国のほうの条件で採択されなかったことが事実でありますし、そのような状況になっています。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 この件について、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年まで、総合施策を担当させていただいていました地方創生推進交付金の事業申請をして、採択されたもの、採択されなかったものというふうな事業が出てまいりました。その結果については、昨年の12月9日に開催されました議員懇談会において、経過をご説明しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、議員から検証の話がありましたが、これについては推進交付金のシート提出に際して、採択された場合、検証をしっかりと国にも上げてくださひというふうな流れであったために議員がおっしゃられたように、6月とそれから9月の議会での検証ということでござひますが、これにつきましては、事業が採択されなかったということから、町長答弁申し上げましたように、今回のマネジメントシートの中で林業施策全般として検証していくということでご理解をいただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうしたら、採択された事業についてはこの9月議会で検証するということになるわけでしょう、ということになれば。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

この件につきましては、議会開催日の午後に行ひました議員懇談会の席において検証シートをお示ししませて、お諮りしたところでござひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それはこの間、説明受けた分厚い資料でやったという理解なんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

この間、2点ほどありまして、まず主要施策のほうがありました。その後に行つた2番目の項目の中でお示ししましたシートが検証シートになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 じゃ、その点は理解します。わかりました。

ただ、この地方創生の関係については、かなり林業政策含めてシビアな計画をつくつて、まさに今回の後でも出てきますが、モデル事業と同じように私も実は期待していた一人であります。これにもとづいて、本格的に我が町も林業というものに具体的な政策展開、本格的に始ま

るんだなど、それは確かに採択されないにしても、そういう立場で今日まで林業政策追及してきたんだというふうに私は理解をしております。だから、あの当時、総合政策で地方創生のプランで上げたものについては私ら議会側もいろいろ知恵を絞ってそれぞれ要望等も上げたわけです。ところが実際ふたを開けてみたらその2点だというごくごく寂しい限りの事業採択に終わっているわけです。

しかしながら、あそこで積み上げた方向というのは今日、町の方角になって今日まで追求されてきているんだというふうに私はそう理解しているわけですがけれども、その辺の考えについては、どうなんですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えします。先日の議員懇談会でもそれに近いお話をさせていただきました。総合戦略ですので、単なる林業だけでなくその他の福祉も産業の活性化も当然地方創生のためには総合戦略、総合計画が必要です。その計画の中で具体的な事業実施について加速化交付金であったり、今回出しました推進交付金とかそれぞれの年に応じて総務省のほうではメニューを出していることになっております。それ以外にも総務省の言い分とすれば、地方交付税の中で全国で1兆円の予算措置をしています。そういうことで、地方創生の全体の一部の中に盛り込んでいるので、そこを活用して町としては総合計画を着実に実施してください。こういうふうないわゆる財源の使い分けを総務省でしておりますので、私どもとしては示された事業メニューの中でより多くの申請をしながら、採択されたものについては、交付金というか、具体的にわかる姿でご報告をし、それ以外については地方交付税イコール一般財源ですので、一般財源の限られた中でこの総合戦略を実施していくと、そういう理解をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうしたら1点目の点についてはわかりました。

それで、2点目の新規的林業関連の新規労働者、13名ということです。すると目標とする15名というのは後ほどのモデル事業のほうに組み込まれていくんだと、こういう理解でいいですね。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

新規就労につきましては、先ほど町長から答弁ありましたとおり、その後4名の新たな新規あったわけなんですけど、お2人リタイアしましたので、実際2名増ということで、13名。戦略

の中の目標が15名でございますので、達成といいますか、おおむね達成するような感じでございますので、これからは林野庁のモデル事業、これが一番高い目標となりますから、こちらに組み入れる形で対応していきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 4名のうち2名退職されたという人の理由というのか、原因というのか、それはどのようなことで把握していますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

このやめた理由につきましては具体的な内容は把握はしておりません。ちょっとプライバシーといいますか、個人情報の関係もありますので、ただ地区としましては、館岩地域の方が2名やめたというような情報は聞いております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それは仕事がきつとか、賃金が安いとか、危険だからだとか、何かそういうような具体的な理由というものは把握していないんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

農林課内部の関係者に聞いてみましたところ、やめた方は20代の方らしいんです。といいますと、どうしても賃金の絡みであったり、あるいは今ほど議員がおっしゃったように、仕事の内容がちょっと合わなかったとか、そういう関係じゃないかというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは、モデル事業のところでも私は言うかと思っていたんですけども、人員の関係はそういうことでわかりましたが、この新規就労者の平均的年収というのが先ほど260万円ということですよ。そして、この新規就労者には、月10万円ずつ町のほうでも補助をしていますね。そういうような中でこの26万円というのは全体の多分労働者の……

〔発言する者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 年間260万円で月21万円ということですね。ごめんなさい。失礼しました。ということなんです。だから、年間260万円で平均260万円で平均的な家族の人が生活をするというのは容易なことではないんじゃないかというふうに私は思いますが、どのように捉えていますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは林業従事者ばかりじゃなくて、どういう家庭の状況というか、その人が置かれる状況ということもあるかと思えますけれども、かなり厳しい状況であると思っています。町内の給与状況と申しますか、そういうのは200万円以下という人も大勢いらっしゃるという状況もありますし、そうした中で260万円もそんなに変わったものではないと思っていますし、そういうことをできるだけ環境と申しますか、労働環境からそれからそういう給与面からも何とか改善できるような方向性の中で、町としては頑張っていかなければならないと、そういう認識でおります。

しかし、現状として今の実勢としてそのような体系になるのはやむを得ないのかなという部分もありますけれども、課題があると、私はそのように捉えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ちなみに町民の平均的な月の所得というのは大体わかりますか。わからなければいいです。わかるのであれば聞いてみたいと思ったんですが。これは通告しておりませんからあれですが。

○五十嵐 司議長 あとで資料をもらってください。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれ今ほどの話でもわかるように、林業で働くということ、働いている人たちというのは決してそんなに収入的にも恵まれていない。さらには、山の中で本当に我が地方の山というのは、ある面急傾斜地ですから、本当に危険と隣り合わせ、この中で頑張っているんです。だから、本当に経営する側も努力しているんです。働いている人たちも努力してこうした現状だというふうに思います。こういった林業を取り巻く環境を基本的に変えていく取り組みをしていくと。これが今回採択になった私はモデル事業だろうというふうに思います。そういう立場からモデル事業のところに入っていきたいというふうに思いますが、1点目のモデル事業がこれからは中心の柱になって、今後の町の林業政策が進められるという点についてはわかりました。

それで、2つ目の当然にして町がモデル事業を進める船頭役になるんだということなんですけれども、私は今までも林業課の設置だとか、いろいろそういうことを提案してきました。本当に林業を追及していく、この機会を利用して、本当に町の責任でやっていくということになれば、この3番目の対策室等の設置とも連動してしまうんだけど、本気になって追及する

となれば、そういう体制づくりが不可欠ではないかというふうに私は思います。若干脱線しますけれども、農林課の中ではこれからこの林業問題だ。あとはこの耕地整理問題、これから本格的に出てくるわけです。そうなったときに、その辺の絡みを含めて業務上もいろいろ難しくもなるし、重くもなってくるんだというふうに思います。そういう面ではこの事業も5年間ですから、5年間限定の対策室なんかを設置をして、そしてこの対策室設置時に我が町の林業の進むべき方向をきっちり固めてもらおうと、そのための対策室をきちんとつくって向かって行ってはどうなのかという立場で私はこの問題を受けとめているところであります。そういった意味で再度、この辺の考えについて、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実際に、提案をしながら、採択されて、提案をして採択いただいたわけであります。そうした中で、今度具体的にやることになれば、どういう何と申しますか、専門的な知識が必要なのかということが当然必要になってくると思いますので、先ほども答弁申し上げましたように、これからその進み具合によってそういう専門員であったり、部署であったり、そういうことは出てくるとそのように思っています。

ですから、これからその進め方とかそういうことを検討した中で、5年間の中でそれはしっかり確立しなければならぬと思っておりますが、そういうことが必要になる状況も当然想定した中で進めていきたいとそのように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

そして、4点目のハード事業実施者、これはソフト事業についてはほとんど100%補助でもって対応できる事業なんですけれども、ハード的な部分についてはこれは事業者の負担というものが出てきます。先ほどの答弁にもありましたように、できるだけ事業者負担を少なくするように、取り組むということですが、これは今回の補正を見ても補正予算の中で約1,700万円程度の林業機械2台の購入分というものが計上をされておりますが、これは事業費全体で言えばいくらかの、この事業にかかわっていくらかの事業者負担というものが生じるのか、教えていただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今回の9月議会で森林組合が事業主体で林業機械、2台計画しておるわけなんです、総事

業費で約2,800万円でございます、そのうち国庫補助金が45%、さらに町上乗せで15%、国と町合わせまして補助金が60%、そうしますと、森林組合、受益者負担が40%、このような負担組みになります。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 前にトラックにクレーンついた、グラップルつきトラック購入のときも補助したと思うんですが、あのときは何%だったですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

グラップルつきトラック8トン1台購入したときには、町は3分の1の上乗せをいたしました。国が2分の1で、町がかさ上げで3分の1でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 すると事業主負担というのは17ぐらいなんですね。そういうことでいいですね。

そうすると、今回この事業主負担が40%、前は17%だったという、これは事業の性格上そういうふうになるという理解でいいんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、国のほうの補助金なんですが、通常ですと、我々国は2分の1、50%というような認識だったんですが、今回のモデル事業に関しましては、高性能機械の部分についてはその45%、通常よりも5%少ないわけでございますが、前回、グラップルつきトラック、この場合は2分の1というようなことで、そこに町が3分の1上乗せをしたわけでございますが、特に町の補助金の支出に関するそういう決まったような規定はございませんので、その事業に対して幾ら幾らという協議をしながらやっているわけでございますが、ただ、今回、農政のほうで国の産地パワーアップ事業、これは大型の農機具、これを29年度、今年度実施いたしますが、実はこれが国の補助が50%、さらにそこに町の上乗せ10%ということで、国と町合わせて60%の補助、そして受益者が40%ということで、同じ大型機械でございますから、町内のそういう均衡を図るためにもこちらの農業の機械と合わせましょうというようなそういうことになりました、受益者負担40%、そんな試算で計上したわけでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その補助率の出し方をどこに基準を置いたかということは理解し

ます。ただ、今後、我が町の林業政策を進めていく上において、基本はどこに置いて進めていくという考えでおりますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今回のモデル事業の大きな柱3つございます。1つは素材生産量をより拡大しましょうということで目標4万3,000立方メートル、それから2つ目が森林認証、これを最終1万立方にしましょうと、3つ目が雇用、これを300人、この3つが今回のモデル事業の大きな柱でございます。1番は素材生産力が我が町は今のところ弱いというようなことなものですから、それには当然森林組合に頑張ってもらわなくてはならないということで、森林組合の今回もそうですが、高性能大型機械とか、人材育成とか、いろいろ考えておりました、かなめになるのは、素材生産のかなめになるのは地域の林業を引っ張っていく森林組合であるというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私もそうだと思うんです。森林組合を核にしながら関連する林業業界全体を森林組合を核にして進めていくというこのやり方をやるべきだというふうに思うし、そうだと思うんです。そして、この森林組合を充実強化をするということも大切なことだというふうに私は思います。先ほど来あるように、いわゆる林業労働者の年間所得額、現状260万円ということですが、ここを最低300万円ぐらいまでは引き上げていくとこういう目標を持って、森林組合にそのことを達成してもらう努力を私はすべきだと思うんです。そのために町としても行政としても森林組合に対して、一定のバックアップをして、そのことを通じて全体の林業労働者の賃金の底上げを図る。こういうようなものの立て方ということを考えていかないと、いつまでたってもなかなか山で働こうというこういう気持ちにはならないんだろうというふうに思います。

とりわけ今、我が町は若者をいかに定着させるかと、こういうことでいろいろな施策をとっています。そういった経費も含めて極端なことを言ったら当面林業に向かせてみたらということも一つの私は方策だと思います。集中してやってみよう、ということだつて私は必要だと思います。いま全国的に見れば、若い女性が山で働きたいということで、入ってきている実態です。だから、我が町の森林組合にも若い女性の方が重機でもって山で働くという、こういう夢を自ら自身も持ちながら、この林業政策というものをやっていくべきだというふうに思うし、そういう意味で若者定着ということを追求する価値もあるんだろうというふうに思います。

率直に言って、4割という負担というのは、なかなか大変だというふうに思うし、これからこの事業というのは、機械の導入というのはこれだけではおさまらないと思います。今、林業のところはどんどんもう機械化がされておりますから、本当にもう機械中心で山に入って仕事をするという、こういう方向にシフトしてますから、そういう意味ではこれからもどんどん新たな機械導入ということだって出てくるんだと思うんです。今回の4割というのはその後の補助のベースになってしまうということもあるんだというふうに思います。これが当然にして森林組合が力をつけて年間何億円も黒字だということになったときは補助なんかやる必要ないと思うんです。そういうような森林組合の経営状況になれば、だから、一定程度のところまでは本気になって町も支援をするというこの姿勢が私は大切だというふうに思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町の事業いろいろありまして、別に言いわけするわけじゃないです。特化すべきものは特化すべきだと、その考え方はもちろん持っていますし、大事ですし、それはあれですけども、これから全体をどのようにしていくかということがまずこの事業の5年間の中で大事なまず一つ事業としては大事なんです。その森林を生かすというためには、特化してやるということもその一つだと思うんです。この事業の中心になるべきものは団体というのは森林組合はそれこそ最右翼にあると思うんです。だからそういうことも含めた中で、機械の整備もあるでしょうけれども、今度これから路網の整備とかそういうことも環境の整備もあるわけです。もう一つは、私はゆくゆくこのきっかけとなってその後のことを考えれば、森林組合はもちろん町有林とかそういうこともありますが、民間の林業をどうするかということ、民間の山林所有者を本当に何といたしますか、元気にするということが大事だと思うんです。そのためには、いわゆる木材の加工なり、6次化の問題とかそういうこと、出口の話もありますから、そういうことも含めた中でいろいろな対応を合算した中でやっていく必要があると思うんです。

今補助率は確かに今課長が言ったとおりですけども、物によっては場合によってはそういうことも総合的な中でその恩恵が受けられるような体制づくりをこの事業の中でやっていくという、そのルールを敷いていくということが一つの考え方であると、そのような方向性の中で私はやっていきたいと思うんです。

ですから、一つで決まりじゃないんで、これからいろいろなあちこちからの突き合わせの中で、総合的に支援できるような、そしてそれが効果あらわれるように、そのようにしていけれ

ばと思います。今、議員おっしゃられることも重々わかりますので、その辺も踏まえた中で今後のいろいろな事業の取り組み方、その中でまた補助率とか、どういうふうに対応するのかということはまたご意見いただきながら検討していければと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 先ほど平均収入ということでお話あった件につきましてお答え申し上げます。

今回、お配りしております事務報告41ページの欄に、④業種別所得割を納める総所得金額等の状況（課税状況）の調べというのがございます。これによりますと、例えば給与所得者の欄ですが、所得ベースでいきますと、総所得額が131億2,420万4,000円、これに対する納税義務者5,155人おりますので、これを割り返しますと、1人当たり254万5,917円ということになるかと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 大体、林業のさっきのものとそう変わらないような結果になっていると、町内でいくとほぼ平均的だというようです。こういう状況だろうというふうに思います。

それで、この林業政策も確かに、モデル事業、5年間だけれども、私はもっと中長期的な視点から捉える必要があるんだろうというふうに思います。今、会津南道路、これも南会津に向かって具体化をしています。もう用地等の話も具体的に進んでいるような状況だというふうに思います。さらには、新潟の三条から来る道路も只見を経由してくる道路もあと5年ぐらいのうちには開通する。そして、南道路とドッキングする栃木西道路というんですか、これも本格化をして調査が始まる。さらには、町議会が力を入れている栗生沢を通過して黒磯に抜ける道路も国道化を図って、トンネル化にしようという、こういう運動もしています。こういうことになれば、これらが本当に5年、10年、15年、20年先になるかわかりませんが、そうなったときの我が町の位置づけというのはさま変わりをするんだろうというふうに思います。

そのときに、この林業というものをどう我が町の特産産業として育てていくかという、こういう展望の中でこのモデル事業を私はやっていくべきではないのかと、こんなふうに強く実は思っているところであります。

先ほど、私も言うかと思っていたけれども、農業でいう6次化です、林業の6次化、いわゆる原木を付加価値をつけてほかに出す、新たな商品開発をする、新たな販路を見つける。ここ

が今後の林業にかかってくるんだらう。そういうことで生産性を上げれば、そのことを逆に山で働く人たちに返すということもできるわけです。そういう意味で今後の林業というものをお互い我が町の起爆としていくような、そんなところに位置づけして、今後私も一議員として精いっぱい頑張っていきたいというふうに思いますし、そんなような思いについて町長としてどう受けとめていただけるのか、一言聞かせてください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 精いっぱい思いを述べさせていただきます。

このモデル事業に採択されたということは非常に本当によかったと思っています。農林課の諸君も頑張ったと思います。いろいろ先ほど地方創生不採択になったとか、そういうことはあるんですけども、これは国のいろいろな条件があって我々の思うようなことにはいかないという部分もあるんですけども、提案のしかたがよかったとか、いろいろあるんでしょうけれども、時機を得た本当に私たちにとってはいいチャンスでめぐりめぐったいい事業だと私は思っています。

そういう意味で、この林業を何とかしたいという思いの中で、この庁舎の建設始まったときに、南会津の地産地消等考えたときに、県産材じゃないんだと、南会津の木材で建てましょうということで、このような本当に町の皆さんに協力いただいてまた理解いただいて、本当にこれみんな町産材ですから、本当によかったと思います。ですから、この庁舎をモデル事業だと思っていますし、モデルハウスだと思っています。

そういうことも含めた中で、これからその森林の活用といいますか、これは木材を生産するばかりじゃなくて、環境の整備であったり、防災であったり、あるいはいろいろな我々に密着するいろいろな製品、商品、そういうものが開発されると思うんです。エネルギーであったりもするし、ですからそういうことも含めた中で、このモデル事業の中で総合的にいろいろな計画を組んで、そして町としてできることをとりあえずまずやるという覚悟の中で、事業を今計画しています。

ですから、事業費も大変大きくて、そしてまた今の状況ですと、自己負担も多いんで、これは県のほうにもいろいろな要望活動させていただいて、そして支援もいただきたいと思いますが、本当に一つのきっかけとして、足場づくりをしっかりとモデル事業でやっていきたいと思えます。そういう意味で林業の、森林を生かさないうで、この町の地域の活性化はないぐらいの気持ちで私は臨みたいと思っています。

ですから、本当に先ほど申し上げましたように、環境も生かす。資源も生かす。木材もちろ

ん生かす。そして加工をして、そしてこの町が木材の力で、森林の力でどんどん雇用もふやせるような地域にしたいと、そのように考えておりますので、本当にこれからいろいろアイデアだったり、いろいろな大変なこともあるかもしれませんが、それをしっかり克服してやっていきたいと思ひます。

今、申された特別専門員の配置とか部署とか、そういうことも当然出てくると思ひますので、そういうことも含めた中で町として対応していきたくと思ひますので、ご理解お願いしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれにしても、平成33年までの事業期間の中で、林産業関係従事者、2016年219人のところを300人にまでふやすという、こういう目標ですから、これは今のトマト生産新規就農者以上の労働力確保ということになります。そういう意味で、町の意気込みということを私は感じます。そういった意味では本当に本町に林業ありと、こんなようなことが言えるようなまちづくりに私も頑張りたいというふうに思ひますし、お互い切磋琢磨して政策論議を引き続きしていきたくと思ひますので、以上でもって、私の質問は終わらせていただきたくと思ひます。

○五十嵐 司議長 以上で、17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 室井英雄 議員

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄。通告に従いまして、大きく2点について質問いたします。

まず第1点、Jアラート（全国瞬時警報システム）に対する町の対応はということでお伺いいたします。

8月29日の早朝、北朝鮮が太平洋上に向けて弾道ミサイルを発射いたしました。このとき、東日本各地でJアラート（全国瞬時警報システム）が作動して警報を発しました。対象地域は福島県を含め12道県でした。多くの町民が着弾（落下）までの間、どのように行動していいかわからず、なすすべもなくやり過ぎたと思います。

以下のことについてお伺いいたします。

①Jアラート発生後、町としてどのような対応をとられたのか。また、町民からの問い合わせなどはあったのか、お伺いいたします。

②小・中学校の対応について、学校間かなりの温度差があったと思われま。Jアラートに関してどのような指導をされてきたのか、お伺いいたします。

③今後もこのような事態が発生する可能性はあると考えられます。今回は早朝の発生でしたが、開庁中に発生した場合、来庁されている町民の方などをどのように避難誘導されるのか。また、今回の事態を受け、町民に向けてどのような注意喚起を行うのか、お伺いいたします。

大きい2番としまして、学校プールの活用についてお伺いいたします。

現在、全国的に多額の維持費がかかる公営プールを閉鎖し、かわりに学校プールを市民に開放する動きが広がり始めています。それは、開放率が2割の学校プールを、土日や夏休みを中心に有効活用しようという試みであります。

3月議会においても報告がありましたが、本町においても、平成28年度には公共施設等総合管理計画が策定され、老朽化した公共施設の将来的なあり方を早急に考えなければならない時期にきておると思います。

そのような観点から、以下のことをお伺いいたします。

①びわのかげプールの平成28年度の維持経費及び利用状況は。

②担当課からは、公共施設等総合管理計画の個別計画は今後策定するとの報告を受けていますが、びわのかげプールの将来的な活用を現時点ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

③現在、小・中学校にあるプールは全て授業などで活用しているのか、お伺いいたします。

④小・中学校にあるプールについて、町は将来的に町民に開放する考えはあるのか、お伺い

いたします。

以上、演壇での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、Jアラートに対する町の対応についての1点目ではありますが、Jアラート発生後、町としてどのような対応がとられたのか。また、町民からの問い合わせ等はあったのかとのおただしであります。8月29日午前5時57分ころ、北朝鮮からミサイルが発射されまして、午前6時2分と午前6時14分の2回にわたりまして、Jアラートが作動いたしました。町といたしましては、Jアラートの作動と同時に、町防災行政無線により町内の屋外拡声子局及び戸別受信機へ放送を行ったところであります。

また、町民からの問い合わせ等につきましては、どこに避難したらよいのかや、聞き逃した人のために再度防災行政無線で放送してほしいなどというような問い合わせがありました。

次に、Jアラートに対する町の対応についての3点目、開庁中に発生した場合、どのように町民を避難誘導し、注意喚起するのかとのおただしであります。Jアラートについては、開庁時に限らず、Jアラートが作動すると同時に、町防災行政無線により町内の屋外拡声子局及び戸別受信機への放送が行われる仕組みになっております。町民への避難誘導や注意喚起にしましては、Jアラートによる自動放送後に、屋外にいる方は速やかに屋内に避難すること、屋内にいる方はできるだけガラス窓等から離れて、そして、できれば窓のない部屋へ移動することなど、注意喚起の放送を再度防災行政無線で行いたいと、そのように考えております。

さらに、今後広報みなみあいづや町ホームページで、弾道ミサイル飛来時の行動についての町民に対する広報に努めてまいりたいと考えております。

実際にJアラートが鳴ったわけでありましてけれども、どの辺にミサイルが飛んでいるのか、その情報は全く流れませんし、基本的な行動といいますか、いざというときのそのようなことを皆さん方に、災害のときと同じ防災に対しての皆さん方の意識づけ、そして、このJアラートに対してのミサイル等の対応に対しての意識づけを町としてPRしながら、皆さん方に理解していただいて、そのような行動を落ちついてとってもらうような対応が町としてやっていければと考えております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から、Jアラートに対する町の対応はの2点目の小・中学校の対応について、かなりの温度差があると思うが、どのように指導しているのかについてお答えいたします。

今回のJアラートの情報伝達、町防災行政無線の放送に対しては、登校前の時間帯ということもあり、各学校とも個別の対応はしていませんでした。

Jアラート発生後の学校への指導につきましては、1つ、学校の敷地外にいる場合、2つ、学校の敷地内にいる場合、3つ、通学している場合等のそれぞれの場合において、屋外にいるときはできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。近くに建物がないときには、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。屋内にいるときは、できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する等のことについて、教職員、児童・生徒へ指導していただくよう、各学校長へ依頼したところであります。

次に、学校プールの活用についての1点目、びわのかげプールの平成28年度の維持管理経費及び利用状況についてのおたただしであります。平成28年度の維持管理費は197万7,000円で、利用者数は5,377名でありました。

次に、2点目、びわのかげプールの将来的な活用についての考えについてのおたただしであります。現在町民の利用を初め、町小体連水泳大会、これは町の全小学校が参加する水泳大会です。その実施や合宿などで利用されていることから、当施設等の改修等を実施しながら、レクリエーション、スポーツ施設として引き続き活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、現在小・中学校にあるプールは全て授業等で活用しているのかのおたただしであります。全ての学校プールについて授業で活用しており、小学校のプールについては、夏休み期間中も児童を対象にプールを開放しております。

なお、プールのある学校は、小学校7校中5校、中学校4校中3校で、舘岩小学校と伊南小学校は町民プールを、荒海中学校は荒海小学校のプールを利用しております。

次に、4点目、小・中学校にあるプールについて、町は将来的に町民に開放する考えはあるのかのおたただしであります。現在あるびわのかげプール、舘岩町民プール及び伊南町民プールを適正に維持・管理しながら町民の皆様にご利用いただき、学校プールについては開放する考えはありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、再質問させていただきます。

まず、①の質問に関してですが、Jアラートが発生した場合、今回ミサイルですから普通の災害時とは違うので、普通の災害（台風、水害）の場合はJアラート発生と同時に各課の課長を招集すると聞いているんですが、そういう対応はなされなかったのでしょうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

今回の北朝鮮からのミサイル発射につきましては、時間的に5時57分にまずミサイルが発射されまして、6時2分に最初のJアラートが作動しまして、ミサイルが発射されたという放送が行われています。

次に、6時14分にミサイルが北海道を通過して、襟裳岬沖に着水したというような放送がなされまして、時間的に10分程度の間でこういった経過があったということです。至急の課長会議等は招集されませんでした。ただ、6時8分に消防交通係長、防災担当係長ですが、係長が出勤しまして、私も少しおくれて出勤しております。

なお、課長会議につきましては、緊急課長会議ということで、8時半から課長会議を開催しております。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 8時30分に課長会議を開催したということでは、Jアラートのための課長会議だったのでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

Jアラートのための会議です。10分くらいの間にJアラートが鳴って、そして、北海道の東沖に着水したということでもありますので、そこでこのJアラートに関しては、我々としては、国のほうからあとは何も報告ないですから、テレビによる情報とか、そういうことで、このJアラートの分は完了したということでありまして、その確認の意味で会議を開いたということでもあります。

なお、ちょっとこれとは違いますけれども、7月18日開庁時、これは南郷地区豪雨といいますが、大雨の災害があったものですから、駒止峠も通行どめになりました。これに関しては、

またその直後、新庁舎開庁直後に支所とのテレビケーブルでその合同会議をやりましたけれども、ですから、適時そういう場面場面の中ではやっていきたいと思えますし、そして、そういう災害が起こったときには、それぞれの課長、あるいは担当者が役場に集合することになっていきますので、そのようなことで対応を町としてはしていきたい。必ずしも集合することが万全の体制とは私は思っていないので、そのときの状況の中でそれぞれの職員が判断するようにも指示しておりますので、いろいろな状況の場面場面でいろいろな対応があるということをご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そのような対応で安心しました。

もう一回確認なんですが、8時半から始められた課長会議は、各支所長も参加されての会議だったのでしょうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

各総合支所の支所長につきましては、テレビ電話での参加ということで、こちらに直接来ての参加ではありません。2階の防災室がありますが、そちらのほうにテレビ会議システムを備えておりますので、テレビ会議での参加ということになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長会議に関しましては、これで質問を終わらせて、2点目の小・中学校対応についてちょっとお聞きいたします。

教育長、ポータルサイトをご存じでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 すみません、十分に存じ上げておりません。申しわけありません。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

国民保護ポータルサイトにつきましては、内閣官房のほうで設置しているサイトでございます。今回のJアラート発動を受けまして、私もこの内容を再度確認させていただきました。

その中に、ミサイル発射時の行動というふうなことで詳細な内容が載っております。今回、きのうですが、住民向けにこういった資料というか、配布しております。これもポータルサイトに掲載されている内容を各戸配布で配布していただきましたという内容でございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 このポータルサイトと、私言い間違えたかもしれないんですが、教育ポータルサイトのほうはご存じでしょうか。南会津町教育ポータルサイト。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えします。

大変申しわけありませんが、私もその点についてはこの場ではちょっと把握しておりませんので、申しわけありません。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そのポータルサイトを開いてみましたらば、田島第二小で8月29日当日、Jアラートが発生したとき、登校するときできるだけ保護者の方と同伴で、登校後すぐに臨時の全校集会を開いて、ミサイルが撃たれた経緯とか、今回の件について説明された。万が一落ちたときを想定した場合の避難の仕方について、そういう話をされた。そして、その後、体育館で避難訓練をやったというふうにそのサイトには載っていたんですが、これは確認されていないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それにつきましては、各学校への対応はちょっと問い合わせしたんですが、そのような内容は大変申しわけありませんけれども、こちらのほうで十分動きは把握していなかったということで、大変申しわけなかったです。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 郡内小・中学校で今回Jアラートに関して、ポータルサイトを見ましたら、田島第二小はこのようなことをやっていた。あと、南会津中学校でちょっとふれていたかなと。第二小で避難訓練をやったと、すばらしいことだと、そんな感想が述べられておりました。その他の小・中学校に関しては一切ふれてなかった。そこで、そのJアラートに関してご指導していないからなのかなと思ってしまったものですから、質問したわけなんです。再度指導のほうをよろしくお願いしたいんですが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 各学校に温度差があったというのはそのような点かなと、今理解したところでございますけれども、今後の対応につきましては、先ほど申し上げたとおり、いろいろな条件に応じて子供たちに臨機応変な対応を求めることが必要かなというふうに思っています。

学校にいる場合は、学校の教職員の指導のもと、家庭にいる場合は、家庭の保護者の方の指

導のもとということで対応できるかなと思いますが、登校時におきましては、子供たちの1人とか、もしくは集団登校という場合になりますので、そのような場合は、子供たちが自主的な判断で行動することになるかなと。その場合も子供たちは大人の方の行動をまねしながら行動するかなというふうに思いますので、その点におきましては、ぜひ町民の皆様にご子供たちに適切な指示等与えていただければありがたいかなというふうに思っています。

Jアラートの対応につきましては、今後各学校温度差がないように十分指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 わかりました。今回はJアラートということで、ちょっと関連するので、9月1日は防災の日です。地震を想定した避難訓練に関してはどのような指導をされているのか。

[「学校ですか」と言う者あり]

○5番 室井英雄議員 学校です。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

各学校につきましては、おおむね避難訓練は年に2回、平均的に実施しているかなと思っております。学校によってそれぞれ目的が異なることもありますが、おおむね地震による火災の出火による避難訓練ということを実施しているかなというふうに思っています。

また、2回ありますので、火災と地震に分けて避難訓練等を実施している学校もあるかなと思っておりますが、各学校に安全マニュアル等きちっと整備されていますので、その中に対応等については明記され、それに従って各学校で避難訓練を実施しているところであります。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 町内の小・中学校で1日の防災の日にあわせて訓練をやったというのは2校ありました。それで、訓練に関しては、どこの学校も年2回は実施されているということなんで、その実施に関してはもう校長先生の裁量ということで、そう理解してよろしいんですかね。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 そのとおりです。各学校の年間の計画に基づいて実施しております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、③に移ります。

③を質問した理由なんですけど、今回はミサイルだったんですけども、開庁中に、一般の町民の方がおられる時に、ミサイルではないんです、ミサイルからはもう離れてもらって結構なんですけど、Jアラートが鳴ったと。ありますね、おおむね地震と、あと水害、台風、気象関係ではその辺が考えられるんですけど、まず、緊急性があるのは地震なんです。来庁されている町民を安全に避難させる訓練などは今まで実施されたことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

来庁者等を含めた地震等の避難につきましては、以前一度、旧庁舎時代に役場の中で避難訓練を実施したケースはありますが、近年においてはございません。新庁舎ができてから、新庁舎においてはかなり耐震構造になっておりますので、すぐに外に誘導という形ではなくて、中にいて、あとは物の落下等に注意していただくような形で、例えば町民フロアに集まっていたとか、そういった中での誘導を考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えしたいと思います。

今、課長そのように答弁しましたけれども、実は9月10日に震度6強の地震が発生したという想定のもと、南郷地区で防災訓練をやっています。これは地震ばかりではなくて、その結果を含めての防災訓練でありまして、地震によって起こった火災とか、いろいろな障害になるもの、そのようなものをどう対応するかとか、けがをした人をどう救助するかとか、そのような総合的な防災訓練であります。これは毎年毎年4地区をめぐりながらやっているところでありまして、理由づけはそれぞれであります。

また、地域でも地震を想定されるかどうかは別として、地域としての防災訓練もやっている地域もございますし、そして町は、防災訓練も地震ばかりではなくて、議員も消防団の幹部でありますので、よくご承知だと思いますけれども、毎年水防訓練もやっていますし、そのようなことも含めた中で、町として一応の考えられる基本的な訓練はやっているところであります。

そしてまた、先ほども私答弁申し上げましたけれども、自主防災ということが大事だと思いますので、災害が起きたときの、もちろん行政の責任、それから指導もありますけれども、一人一人の心構えも日ごろからの備えをしていただくということ、その啓蒙にも努めていきたい

と、また、努めているというところでもございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 実はこんなことを聞いたのは、6年前の3.11東日本大震災、多分議会開催中だったと思います。そのときの議員からのお話によると、結構職員のほうが、旧庁舎だったということもあるんでしょうけれども、かなり動揺していて、中には我先に外に避難されたということをお聞きしたものですから、ほかの自治体は本当に職員を対象に訓練されているところもあるんで、多分旧庁舎のときに、過去にやられたというのは、震災前の話ですか。ということで、耐震になっていますから、その辺安心な場所にいられると思いますけれども、でも、揺れは感じるでしょう。耐震になっているけれども、揺れは感じるんですよ。

皆さんが庁舎内にいるということに限らず、職員でも出入りしていますから、外に出て仕事をする場合もありますから、心構えというか、身構えとして、やはり年に1回くらいはやっておけば、いろいろな場所で対応できるのではないかなというふうに考えますので、大変ですよ、やるのは、わかりますけれども、前向きに考えていただけないでしょうか、お願いなんです。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

いろいろなさまざまな危機対応は当然必要なことでございますので、議員のご指摘のとおりだというふうに思っております。今までは耐震化されていないということもあって、地震が起こり、火災が起こった、そういった想定での旧庁舎での避難訓練の経過がございます。議員ご指摘のとおり、御蔵入交流館及び新庁舎については、耐震性が整備された庁舎ということでございます。今後、新庁舎、本庁舎を想定した避難訓練等々については、あってはならないことではございますが、一定の火災が起こったときの町民の避難誘導であったり、職員の対応であったりすることは、当然想定しなくてはいけない課題だろうと思っております。それについては、ご指摘受けましたので、今後庁舎内でも防災会議等で問題提起をしながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 副町長から前向きなご意見をいただいたということで、理解して、次の質問に移りたいと思います。

学校プールの活用についてでございますが、①利用状況に関して数字を示していただきましたが、この数字、過去と比べてどのように推移されているのか、お伺いして大丈夫ですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

過去と比べてということですが、先ほど町長答弁でお答えしましたとおり、平成28年度の維持管理経費につきましては、197万7,000円ということですが、平成29年度につきましては、197万6,000円となっております。大分このびわのかげプール、経過しておりますが、近年においては大体200万円前後で推移をしております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、数字を示していただいたんですが、過去のデータはお持ちでしょうか。

実を申しますと、この質問をしたのは、全国的に閉鎖が相次いでいる理由の中に、利用者数の減少、プールの管理維持費が膨大だということで閉鎖に追い込まれる自治体がふえてきたということなんで、当町においては利用状況、過去から見て、10年までさかのぼれとは言いませんけれども、直近でどのくらいなのか伺います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 過去のということですが、私、現在資料を持っておりますのは、平成27年度、それから、先ほどご説明申し上げました平成28年度、29年度と3年間の資料でございます。平成27年度について申し上げますと201万4,000円と、先ほど申し上げたとおり、ここ3年間はおおむね200万円程度の維持経費となっております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 金額的にはわかりましたが、利用状況に関してはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 大変失礼いたしました。

利用人数でございますが、平成25年度からの数字で申し上げます。平成25年度が6,229人、平成26年度が6,182人、平成27年度が5,766人、平成28年度は5,377名、平成29年度、ことしの数字であります。4,577名でございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 利用状況によって一概には言えないんですが、ことしの8月は本当に天候が悪かったということで、利用状況も減ったのではないかと考えられますので、一概にこれをもってどうのこうのと言うつもりはありませんので、安心してください。

今度は②に移りたいんですけども、公共施設総合管理計画を拝見しますと、建築系だけなんですけれども、81棟、427施設ということで、もう莫大な建物の数だと思います。この計画

が本年度より68年度、40年間でやるということで、これだけのことを一遍に40年の中でどのように処理していくのかまだわからないんですが、きのう総務課長の高野議員への答弁ですと、基本的な計画はもうできたと。29年度から複数年かけて、継続させるのか、廃止するのか、もう壊すのかと取り組んでいくというお話だったんですが、複数年とはどのように捉えればよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 昨日の高野議員に対してもお答え申し上げたんですが、28年度作成いたしました総合管理計画、これは公共施設の今後の管理の基本的な考え方をまとめた内容でございます。今後個別計画、800を超える公共施設があります。建物関係、構造物関係ですが、こういうものの一個一個、個別計画として今後継続して使っていくのか、貸与等に転用するのか、それから、場合によっては役目を果たしたということで壊していくのか、そういった個別計画をこれからつくるということになります。

ただ、件数が800を超える件数でございますから、1年くらいではできるものではないと思います。それで、複数年と回答申し上げましたのは、実際やってみないとわからない部分もありますので、複数年ということである程度期間を、長期間かかるだろうということで想定しております。

それから、計画の策定に当たっては、庁舎内にそれぞれ検討チームをつくって、個別計画の今後のあり方について検討していくと。中には住民に直接関係するものもございますので、住民の方のご意向を反映させたものも必要だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それで、やはり公共施設物で811ということで、今現在で一遍にはできないので、優先順位が絶対あると思うんです。その中において、びわのかげプールというのはどのくらいの位置づけになっているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 昨年度まとめた中では、そこまでの優先順位の整理はしてございません。今後個別計画をまとめる上で、優先的に検討していかなくてはいけない分野というものが出てくると思います。その中で検討していくということでございますから、びわのかげプールについては、中程度とか、すぐに検討しなくてはいけないとか、そういうふうな個別のランクづけはしてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 生涯学習課のきのうの高野さんの質問に対する答弁の中で、びわのかげは現時点でもう大規模な改修は必要な施設なんだということではあるんですが、当面は適正な維持管理をして使用していきたいというご答弁だったと思うんですが、大規模修理、早急にしなくては行けないと、どういう状況と判断されているんですか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 びわのかげプールの大規模修繕に関するおたがしでありますけれども、今現在は特に大きな支障はございませんので、小規模な維持管理を丁寧にやりながら使用しているところでございます。大規模な改修につきましては、先ほど総務課長からもお答えしましたとおり、公共施設等の総合管理計画の中で、他の施設との兼ね合いでありますとか、全体的な判断の中で、この計画がされるものというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私からも補完してお答えさせていただきます。

町全体の800施設、膨大にあるということを前提に置いて、今話題となっておりますびわのかげのプールにつきましては、びわのかげ総合運動公園の一部でございまして、教育委員会としては、陸上競技場の全天候、いわゆる舗装化及び内部の芝生化、旧田島体育館の老朽化に伴う新たな体育館の新設、それから、プールは時代が経過しておりますが、もともと地下水等々で運営しておりますので、プール自体の老朽化とあわせて水温の問題、そういったびわのかげ運動公園全体としても大きく課題を抱えているというふうに私どもは認識いたしております。

そういった中で、当然体育協会長もおりますが、教育委員会の生涯学習課の中で今後のびわのかげ総合運動公園のあり方の検討を進めて、その中の一部として、今ご質問されているびわのかげ運動公園の位置づけもされるものと、そういった認識でおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 よくわかりました。

次の質問の③なんですが、これは改まって再質問する内容ではないので、割愛させていただきます、④に移ります。

将来的に町民に開放する、教育長のご答弁だと、開放する気はないということで、再確認なんですが、もう一度お願いします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 先ほどの答弁のとおり、将来的に町民に学校のプールは開放するということはないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私の場合、たらばの話はしないほうがいいと思ひますが、今後計画にのって施設がどうなるかわかりません。その場合、ただいま副町長がお答へになったように、びわのかげ運動公園と考へた場合、総合的に考へたらばプールはもう絶対なければいけない施設だと思ひんです。そう考へると、どうしても将来的に考へたらば、小学校のプールはもう開放する気がないと教育長が言い切ったので、やはり一般町民に開放するには、びわのかげを残すしかないというふうに考へざるを得ないんです。今現在築33年ですか、もうずっと冬期間も水を張ってあるんでしたか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 冬期間についても水は入れてございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そうすると、傷みも早くなるのではないかなと、そういうふうにかえざるを得ないんです。逆ですか。

〔「水温のほうが高いから」と言う者あり〕

○5番 室井英雄議員 すみません、認識不足で。勘違いしていた、空にしてしまうとだめなんだ、張っておくといいんですよ。了解いたしました。

それで、33年経過して、傷みもかなりいろいろなところにきている状況なので、こちらから、もうこれを1番にやれなんて、そんな恐れ多いことは言ひませんが、大規模改修に向けて前向きに考へてもらえないか、いかがなものでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 先ほども随時傷んだ箇所を修繕しながら使っていくということで、課長のほうからも答弁がありましたけれども、町民にとってプールは一つのレクリエーションの場であり、大切な場であるというふうにも考へますので、その部分については、プールの使用状況等、あと施設の傷みぐあい等を考へしながら検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 最後に、こんな質問をしていいのか、ちょっと、もしまづかったらば、

議長、とめてください。

各学校のプールは、消防団の立場で言いますと、防火水槽の役目も果たすんです。そういう意味でつくられて、学校関係者はそんな意味はないんだよと言うかもしれないけれども、我々にはそういう側面はあります。過去には田島小学校、荒海小学校のプールの水を利用して消火活動をした経緯もあります。そういう観点からもなくしてほしくない、学校のプールは。本当に水利の悪いところに、田島小学校なんかはありますから、野原が燃えたときなんです、そういう側面もありますので、私も小学校のプールは残していただきたいということで、総務課長、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 今違った視点のお話をいただいたかなと思います。単なる行政目的でプールという運動、スポーツの側面だけではなくて、地域の防災上必要だと。当然今後個別につくっていく個別計画の中では、そういった視点も検証しながら計画の中に盛り込んで施設の方向性を出していくということでございますので、今ほど室井議員から貴重な視点をいただいたのかなというふうに思っておりますので、今後生かしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 貝 田 美 郎 議 員

○五十嵐 司議長 次に、1番、貝田美郎君の登壇を許します。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 議席番号1番、貝田美郎。通告に従いまして一般質問をいたします。

質問の1、2につきましては、今後の高齢化向けの考えでございまして、3、4につきましては、まちづくりという意味を込めまして質問をさせていただきます。

それでは、質問事項の1、消火栓の設置の質問です。

現在の消火栓は2人以上でないと放水が困難であり、高齢化、地域によっては日中、消防団がないという現状かと思っております。万が一火災が発生した際は、消防車が来るまでの初期消火

が大切であるということから、次の2点、町の考えは。

①1人でも放水可能な消火栓の設置は。

②現在設置の消火栓は、水道本管での対応であるが、本管以外（65ミリ未満）の対応の消火栓設置はできないか。

質問事項2、納税方法の質問です。

現在個人の納税方法は、銀行、会計室、納税組合などがあります。銀行は、町中心地に集中し、4地区の納税組合数については、26年度69組、27年度57組、28年度50組と年々減ってきております。こうして年々納税方法が限られ、高齢化とともに地域によっては不便性を生じるのではないのでしょうか。

そこで、郵便局、簡易郵便局での納入はできないか。

質問事項3、1万本のヤマザクラに名前をの質問です。

「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」宣言とともに、ヤマザクラ1万本の里づくり事業が始まり、この宣言の意を捉え、子供たち、地区等の協力を得ながら、ヤマザクラの苗木を植樹した際、子供たちや地区などの名前をつけてはどうか。

質問事項4、庁舎1階協働スペースの活用の質問です。

田島地区内、駒止湿原などで町の案内人の活動、案内には、本町を訪れる人たちから大いに好評を得ていることと思います。また、行政地区において、それぞれの地区の活性化、まちづくりに取り組まれています。

そこで、こうした取り組みをしている団体や地区などの活動を掲示したり、時にはその人たちが活動内容を説明していただくことはできないか、お尋ねいたします。

以上で、演台の質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、貝田美郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、消火栓設置についての1点目であります。

1人でも放水可能な消火栓の設置はとのおただしであります。南会津地方広域消防本部や消防施設を扱う業者に確認したところ、1人でも放水可能な屋外消火栓はないということになりました。

また、本町で設置している地上式消火栓は、消防庁の定める消防水利の基準に基づき設置しております。放水時の水圧や放水操作の際の安全面を考慮しても、2人以上での操作が必要であると考えております。

しかしながら、消防車両の来るまでの初期消火が大切ということもあります。貝田議員のご質問は適切であり、私もそれが正しいのかなど、そのようにも認識しております。それぞれの地区の自主防災組織を中心とした防災訓練などの際に、消火栓を使用した初期消火訓練も実施していただくよう、町としても指導してまいりたいと考えております。

考えてみますと、本当に消火栓は必ずつないで、管そうを誰かが持って、栓を開いて初めて出るということですが、地域に人がいないということになれば、今言われたようなことができるようなことも、程度はありますけれども、必要かなと思って、改めてまた思うわけがありますけれども、そのような器具があるかどうか、管そうのところにとまらないと、厳しいと思うんですね。消火栓を開いてから管そうを持ちに行くのでは、今の状況ですと、ちょっと危険なんで、その辺の器具的なこともあるでしょうし、改めてそのようなことを認識といいますか、考えさせられました。

次に、2点目であります。

現在設置の消火栓は水道本管での対応であるが、本管以外対応の消火栓設置はできないかとお尋ねであります。現在設置している消火栓は、75ミリ以上の水道本管から分岐し、口径65ミリの消火栓本体に接続することで初期消火の水圧と水量を確保するように努めております。

本管以外対応の消火栓を設置した場合、小口径のため、現在の消火栓と同等の水圧と水量を確保することは困難であることから、今後も町といたしましては、水道本管から対応すると、また、そのような建物の状況とか、場所によってもいろいろ考えなければならないのかなど、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、納税方法についてのおたしであります。町税の納付方法につきましては、窓口納付、口座振替、納税貯蓄組合、給与や年金からの特別徴収による方法があります。窓口で納付する場合としては、役場会計室、各総合支所のほか、指定金融機関や収納代理金融機関として指定している各金融機関であり、納税義務者の利便性向上に努めてきたところであります。

現在、簡易郵便局を含めた郵便局における納付につきましては、口座振替による納付や県外在住者の方などにお送りしている払込取扱票を使用した納付が可能となっておりますが、納付書による窓口納付はできないような状況となっております。

郵便局を納付場所にするにつきましては、過去に検討した経過がありますが、納付書が仙台貯金事務センターに集約されてから町へ送付されるために、納付確認に時間を要すること、それから、納付書の様式を郵便局に承認された形式に変更しなければならないことなどから、困難と判断した経過がありました。しかし、近年、高齢化による交通弱者の増加等により、さ

らなる納税環境の整備が求められております。郵便局での窓口納付を行っている自治体がふえている状況もあります。納付書による郵便局で窓口納付につきましては、今後実施している自治体の実例や実情を調査いたしまして、指定金融機関とともに調査を行いながら、実施に向けた検討をしてみたいと思います。

町といたしまして、今滞納状況がかなり改善してきております。本当に皆さん方のご理解、ご協力をありがたいと思っていますし、町としても税の公平性からいたしましても、また、皆さん方がせっかく納税していただける機会といえますか、利便性も含めた対応が必要であると、そのように認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町宣言「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」の意を捉え、ヤマザクラ1万本の里づくり事業において、苗木を植樹した際に、子供たちや地区の名前をつけてはどうかのおただしであります。ご承知のように、本年より本格的にヤマザクラ1万本の里づくり事業がスタートいたしますが、本年度は初年度ということで、11月5日日曜日に会津山村道場周辺において記念植樹祭を開催する予定で進めております。

本事業の趣旨につきましては、まちづくりの一環としてヤマザクラ1万本の里づくりを通じて、本町の自然を生かした四季折々の美しい景観づくりとかけがえのない自然遺産を後世につなぐためのものでありまして、植樹に参加した方々が後々までかかわれるような、そして、子供や孫などの代につなげられるようなそんな息の長い事業になっていくと思いますので、議員おただしのように、参加者の植樹した苗木に名前をつけることも、本事業を推進した上で、また、皆さん方にそういう思いを持っていただくために、大変効果的な方法であると考えております。

今後具体的な方法につきましては、ヤマザクラ1万本の里づくり実行委員会を中心に、しっかり実施できるように検討してみたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、庁舎1階の協働スペースを地区の活性化やまちづくりに取り組んでいる団体等の活動を掲示したり、団体等の活動内容を説明する場として活用できないかのおただしであります。本町の新庁舎は、行政の場をオープンにして、町民と行政の協働のまちづくりを実施していくための拠点になるもので、また、それを目指しております。町民が自主的にその主体的に活用できる庁舎と、そういう思いでこの庁舎をつくらせていただきました。

新庁舎の落成を契機に、「みんなの力は地域の力、みんなで創る協働のまちづくり」を宣言し、その趣旨を実践するためにも、多くの方に愛され、そして、活用していただける庁舎にしなければならないと強く心に思っております。

しかしながら、現在、今揺れていますけれども、旧庁舎の解体が今やっています。駐車スペースに限りがあります。解体をして、また来年までかかりますけれども、駐車スペースをしっかりと確保したいと思います。このような状況の中で、皆さん方に大変ご不便をかけている状況でありますけれども、外構工事が完了いたしまして、駐車スペースが確保され次第、町民との協働がもっともってご利用いただけるのかなと考えておまして、活用を実践してまいりたいと考えております。

本当に地域の力はみんなの力ということで、特に女性の方の活動が活発なところは元気だとよくいわれますので、きのうも女性の人を応援したらどうだという話もありました。ですから、女性の方が元気になれるように、そしてまた、みんなが元気になれるような地域づくりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 先ほどの答弁の中で、質問事項の①ということで、広域消防に確認したところ、ない、業者もないということですが、専門家がないと言って、私があるというのはどういうことなのでしょうか。

というのは、これは山口県宇部市の上下水道局でホームページを出しているんですが、ちょっと読ませていただきますと、市では、市民による初期消火活動の手段として、取り扱い容易な簡易型屋外初期消火設備（消火栓）を設置しました。初期消火活動の実態調査によると、水道水による初期消火率は62%、初期消火段階において水道水の果たす役割は重要であり、この簡易型屋外初期消火設備（消火栓）の設置により、初期消火率のさらなるアップが期待されると。

効果として、従来より整備した、今ある消火栓は口径は65ミリ、実際に放出できるのは訓練された消防署員、または地域消防団員に限られていた。簡易型屋外消火設備において比較的容易に取り扱うことができ、しかも、初期消火活動に十分な水量が放水できることが確認されていますということで、写真入りで、おばちゃんが1人で放水している。現在の消火栓よりは率が悪いんですが。

〔資料配付〕

○1番 貝田美郎議員 それで、そこは12カ所くらいまちなかに、あとは、今そういった中で、消火栓、2人でないとという初期消火活動なんですが、実際今言ったように、高齢化が進んで

いて、2人以上でないといけないというふうなこともあって、今いろいろなものが出ております。そうした中で、私はまちなか全部を1人用にしようというのではなくて、これからの高齢化で、先ほど言ったように日中若者がいなかったり、消防団がなかったりという地区はどこかあると思うんです。また、この先もあるかと思うんです。その際に、そういった地区に町としてこういった1人用の、初期消火ですよ、あくまで、全棟を消すのではなくて、自分の家が移らないように、人に移らないようにとかというように、1人でできるものがないかということで質問させていただいたわけで、全町ではないんです。

都市部は、高齢化ではなくて密集しているのと、消防車が入れないということで、こういった1人用のということが今普及しつつあるんです。逆に、うちの町は消防車は入れるんですが、先ほどの広域消防も大変優秀で、初期消火前に間に合うように来るというふうに褒めようかなと思ったんですが、広域消防も知らないというふうに聞いたので、ちょっと褒めるのはやめようかなと思っておりますので、それを今ごらんになっておりますが、先ほどの答弁では考えられないという答弁でございましたが、その答弁を変更できるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

現物に写真もあるし、消火している状況がありますので、否定するつもりは全くありませんが、40ミリということになってきているのかなと思います。先ほど65ミリというような話の中で答弁させていただきました。確認したら、そういうことも念頭にあつての話だと思しますので、なお確認しながら、設置場所はどのようなところに、住宅とか混み合っている、こういう町場なんかは特に有効かなとは思いますが、そのようなことも含めて今後検討していきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 これが消防法までは私ちょっと調べておりません。ただ、消防法でなければ、町独自になるかもしれません。ただ、町独自になっても、これからの高齢化を見据えて、まして、町長も、町民にやさしいまちづくりをするんだと。そのやさしい気持ちはどこにあるんだという部分もございまして、これからのことを受けまして、ぜひ再度勉強していただければなと思っております。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

我々も1人用の消火栓が本当にあるのかということで、問題提起をして、担当のほうで調査していただいて、町長答弁になっております。

前段に先ほど室井英雄議員からもありましたけれども、庁舎内、要するに火事になった場合の消火栓が設置してあります。これは1人用で使えるんですね。その屋内にある1人用で技術が開発されている部分があります。それをいかに外に出せるかということで、多分宇部の水道局が考えられたのかなど、資料を見させていただいて感じました。

そういった町全体が今、昔の45ミリを逆に65ミリに、水圧が高いものにつくり変えている、新たな消火栓を設置する場合は65ミリにこだわって、今水道課のほうでやっておりますので、そういったものと、高齢化で非常事態ができたときに、1人でも初期消火ができる体制ということの総合的に考えなくてはいけないというふうに感じておりますので、きょうご提案いただきましたので、この案件も含めて今後の地域での消火栓のさまざまな環境整備をする上で、こういった選択肢が可能なのかどうなのか、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 余りにも副町長が素直な答弁でございまして、次の質問も本当にあれなんです、①と②で同じようなものでございまして、ちなみに、②にいきますと、65ミリ未満といった水道管です。現時点の消火栓は本当の本管でないとなつかないということは私も承知しておりますが、さらに、会社名は伏せますが、ある会社では、普通の水道の蛇口に取りつけて、それで初期消火を行うというものがございまして、確かに水圧はもっと弱ることになるかもしれませんが、これ自体は、別にこれを宣伝するわけではないんですけれども、先のノズルチップをかえることによって水圧を強くしているというようなものもございまして。

ですから、本管以外といったものは、こういうものが容易にできるのではないかという意味をもって、私は質問したわけがございまして、ぜひこれから高齢化になりますと、今でもそうなんですが、こういったいろいろな問題が出てくるわけで、町は、県もそうなんですが、3年、5年後の計画を立てるということで一生懸命頑張っていらっしゃるんですが、ただ、住民にとっては3年、5年ではなくて、これからの宣言もあります、子孫までということもあると、やはりこういったものをシミュレーションをかけなければいけないと。ただこういうことをやるのではなくて、こういったときになったときに、シミュレーションをして、どうなるんだろうというものを町自体全体で、いろいろな分野、いろいろな課がいらっしゃいますが、そういうふうにかけていかないと、本当の高齢化になったときに、今皆さん、私たちがなった

ときにないかもしれない。それではなくて、町宣言も子孫までという部分もありますので、ぜひ今後のそういったシミュレーションをかけながら、お互いに勉強し合って進んでいただきたいということで、この第1の質問は終わらせていただきます。

次に、納税方法でございますが、納税方法は先ほど答弁ございまして、県は全て郵便局からコンビニからという支払いができるわけでございますが、多分コンビニになると、手数料等が高いのかなということもございまして、やはり郵便局というのは、皆さん地域住民、私もそうなんだろうが、昔から親しんだ金融機関でございます。そんな意味もありまして、民営化もなったということもございまして、先ほどの高齢化にもつながります。

ところで、まず、お尋ねしますが、この南会津町に郵便局と簡易郵便局、幾つありますでしょうか、お尋ねします。

○五十嵐 司議長 1番議員さん、通告していませんから、後で聞いてください。

○1番 貝田美郎議員 郵便局と簡易郵便局、できないかというふうなもので、このくらいは調べているのかなと思ったんですが、郵便局は10個です。簡易郵便局は4つです。これは私も電話帳で調べたんですが、別に名前まで、地区名までは言うことないと思いますが、こういった中で全部で14個あると、ここに支所を含めると、かなりの南会津町の範囲の中に、そういった便利性が出てくる。確かに今回所管でも税務課長が、滞納等もありまして、詳しく説明いただきましたが、さらに税務課長が苦勞しないように、こういった機関も早急に考えながら、お互いの便利性と私は思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

滞納の問題に関しまして、ありがとうございます。

それで、郵便局、簡易郵便局の納税方法につきましては、先ほど答弁しましたとおり、口座振替は実施しております。あとは特別徴収の年金特徴とか、そういうので年金から引かれる、郵便局の口座から引かれるというのはやっているんですが、直接の窓口納付ができないということで、近くに簡易郵便局がある地区の方は、本当に不便とか、銀行まで来るとか、農協まで行くとかという関係しているところがございますので、ただいま実態調査をしております、会津管内を調査しました。

そうしたら、会津管内の市町村で実施しているところが、会津若松市が平成28年4月1日から、その1市だけでした。それで、いろいろな制約といいますか、郵便局と指定金融機関との契約とかありまして、あと収納代理機関の契約とかありまして、その内容を調査しまして、ま

たは納税通知書も変更しなければならないみたいなんです。郵便局指定の納付書にしなくては
いけない。ですから、その辺も、今度電算会社との関係もありますし、予算も絡みますので、
今後調査しまして、できるだけ早目にできる形で、会津若松市の調査とかも行いまして、でき
る限り郵便局での納付ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひし
たいと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 課長、詳しい答弁ありがとうございます。

確かに町にとっては面倒くさいかもしれないんですが、やはり住民のことを考えて、やさし
いまちづくりでございます。苦勞した分をみんなにわかってもらうという部分に関しては、多
分満足感が出ると思いますので、いろいろ試しながら、そして若松が1番であれば、それでは
会津地区町村で1番だというように、ぜひほかにとられないように頑張っていたきたいと思
っております。

それでは、質問事項3に移らせていただきます。

1万本のヤマザクラに名前をとということでございまして、ちょうどこれにあわせたかのよう
に、町の宣言ができて、これを私は思ったときに、私もヤマザクラ、去年2本をいただき
まして、植えて今実験をしております。というのは、同じ敷地内に植えて、1つは草むしりを
して下に草をなくして、片方は草だらけのところといったもので実験をしながら、本当にこの
桜に愛着をみんな住民に持ってもらうために、どうしたらいいんだろうと、私自身問ひかけな
がらつくっているんですが、そうしたときに、確かに草をむしっていると、木が伸びて気持ち
いいんです。下に草だらけのものは、全然やらないと伸びないですよ、余り。どういうわ
けか。浅いというのかな、若い苗木のせいなのかなんでしょうか。

そうした中で、せっかく町がヤマザクラ1万本とうたった割には、まだ何か町民に対して浸
透していないのかなという寂しい思いもございます。私も桜関係で、桜には燃えておりまして、
そんなこともあって、どうしても私もみんなに愛着を持ってもらいたいというようなこともご
ざいまして、こういった提案をさせていただきました。

委員会のメンバーをちょっとお聞きしますと、本当の関係者のみの委員会のようにございま
して、そうしますと、やはり町民の声というのが届かないのかなという思いもございまして、
何とかこういったものをやりながら、みんなにわかちもらって、ヤマザクラ1万本を盛り上げ
たいなという思いでございます。

別に町長にごますっているわけではございません。私が桜が好きなのでございまして、そういうふうなことで、今回は11月というふうなことで、山村道場ということでございしますが、これでももういいんです。山村道場ヤマザクラでいいんです。そういった植えたところから地区名でもいいです。そうやって名前をつけていって、それが分布図にできるんです、将来的に。そうすると、山村道場ヤマザクラはここら辺にあって、こういうふうに咲くよというふうにつながっていくわけです。名前もつけないと、あの辺あの辺だけで終わってしまうので、そういった面も込めて、こういった思いで質問させていただいたんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

自分の植えた桜、そしてまた、その地域に愛着を持つという意味では、本当に意義あることだと思いますし、そのようにもぜひやっていきたいと、そういうことも常々思っておりました。しかし、今現状として、確かにこのような宣言というか、事業を始めました。これがなかなか思うように苗木ができないんですよ。各地から桜をほしいと要望をいただいているんですけども、今一生懸命サクランボを拾ったりして、苗木を育成したり、それから、あと接ぎ木何とかかならないかとか、いろいろなその中の苗木をつくること、今一生懸命やっているんです。

ですから、皆さん方の要望に応えられなくて、なかなかせつかく、私ら町に苗木を頼んだのに、町が準備できていないみたいな状況なんで、本当に申しわけないんですが、まずはそういうことも手がけながらやっていきたいと思います。

それから、もう一つは、植樹ばかりではなくて、もう既にある桜の木、これを大事にするということもこの事業の中でやっていきたいと思うんです。今現在もう山にも自然にもありますし、それぞれの町の町有地の中にもございますので、そういうことも含めた中で、その整備をすることによって、町全体を、ヤマザクラというのは象徴的な言い方ですけども、やはりいろいろな花であったり、樹木を大事にしながら環境整備、わかりやすくいえば、福島の花見山みたいな南会津地域をつくりたいと、そのような思いの事業でありますので、植樹した際、あるいは手入れした際、そのようなことで皆さん方に愛着を持ってもらえるような名前をつけて、あるいは名札をかけるとか、そういうことをやっていければ、もっともっとこれから皆さん方に周知もできるし、愛着も持って事業に参加してもらえるのかなと考えておりますので、委員会のほうはまだ立ち上げたばかりのことなんで、これから皆さん方にも幅広く参加していただいて、そして、この事業をずっと継続してもっともっと発展させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私も本当にどういふわけか桜好きになってしましまして、私も協力できる部分はしたいなと思っております。

参考的に、先月、郡山の緑化センターのほうに行ってきました、建設課と農林課のほうから1人入っていただきまして、行ってきました。樹木医の所長さんが言うのは、土ということ、肥料です。あとは病気はいろいろあります。カイガラムシだったり、てんぐ巢病があったりとか、いろいろするんですが、肥料が大切だという話を聞いてきましたので、私も先ほどの1本は多分カイガラムシに葉っぱを食われました。ただ生きてはいるようでございまして、そんな意味もありまして、管理という部分も大変で、管理をするためにはやはり愛着をもたなければいけないということでございまして、ぜひその辺も考慮しながら、ぜひ里づくりに頑張っていたきたいなという思いでございまして。

質問事項の4でございまして。

庁舎1階協働スペースの活用ということでございまして、町の案内人の方が、今本当に頑張っているらしいまして、先日、ちょっと飲む機会がございまして、飲んだ際、いや本当に酒をおいしく飲むというのはああいうことなのかなと、にこにこして、町の案内人のことを駒止湿原も案内できてうれしかったという思いの中で話された経緯がございまして、それを見たときに、私たち地元人というのは、本当に祇園屋台のコースであったり、駒止湿原であったりというのはよほどの機会でないとなかなか行けない。この町の案内人の町のために頑張っている人たちのお話をなかなか活動的な内容もわからないというようなこともあって、ぜひ協働のまちづくりスペースもありますのでという意味で、私、入れさせていただきました。

本来ですと、行政区長さんが午後という話だったので、行政区長さんとここに入れたんですが、でも本当に行政区の人たちも一生懸命地区づくりというんですか、それがまちづくりにつながるんですが、一生懸命やっている地区もございまして、そうした地区同士の相乗効果も見ながら、こういった掲示をしながら、本当にまちづくりに目指していききたいなという思いの中で入れさせていただきました。

確かに答弁のように、今駐車スペースがないので、せっかくいいものやってももったいない部分もございまして、ただ、これも計画的に動くのであれば、計画的に来春から動きたいんですけども、どうなんだろうという私のこの質問が採用されればの話でございまして、ただ、そういった早目に動いてはと思います。案内というんですか、話し合いというんですか、と思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 では、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

貝田議員にもワークショップのメンバーに入っていて、庁舎の建設にお知恵をいただいで、感謝申し上げます。そういった住民の方の意見も踏まえて、1階にはカフェスペースができたり、町民ラウンジができたり、多目的ホールができたり、また、2階には協働フォーラムとか、町民のワークスペースができたりということで、ほかの自治体にはない、住民が気軽に立ち寄れて活動できる場ができたというふうに感じております。

今後は、そういったスペースをどういうふうに活用してもらうのかという取り組み、これが本当に重要でございまして、協働のまちづくりの今後の根幹をなすものだというふうに思います。掛け声倒れで終わることのないように、これらについては計画的に効果的な活用が図られるよう、検討してまいりたいと思います。

なお、いろいろお話しいただきましたが、例えば生涯学習課が絡む部分だったり、総合政策課が絡む部分だったり、それぞれほかの課との連携も出てまいりますので、そういったところと調整をしながら、また、駐車場の完成等を視野に入れながら、今後つくった施設を有効に活用できるように調整していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 本当に協働のまちづくりでございまして、やはりそちら側も課を乗り越えて取り組まないと、ただの言葉だけになってしまうので、ぜひこれがずっと続くように、たとえ課長がかわっても、協働のまちづくりが続くようにぜひ引き継ぎ等をしっかりとしながら、子孫までという思いの中で、ぜひまちづくりに臨んでいただきたいことを願ひまして、私の一般質問を終えたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答弁させていただきます。

本当にこの庁舎、そういう意味で、協働のまちづくりの拠点になる庁舎ということで、思い入れのある庁舎を建設させていただきました。ですから、これからその思いといいますか、魂をしっかりとこの庁舎に入れていく必要があると思います。総務課長、いろいろ言いましたけれども、そうしたことも含め、交流館も含め、町の施設全体にもいえますけれども、やはり皆さんが参加できるようなそういう行政の環境もつくりたい。そして、施設も利用していただきたい。そういうことの中で、町として皆さん方の意見をしっかりと受けとめて、これからのこの地域づくりをやっていく、そのための拠点になると考えておりますので、ぜひ皆さん方にも利用

していただくようなPRも含め、そして、利用しやすい環境をつくって、そして、皆さん方としっかり将来のまちづくりをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

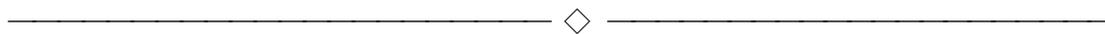
○五十嵐 司議長 以上で、1番、貝田美郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。2時50分まで休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯田 哲 議員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 通告に従ひまして一般質問を開始いたします。

大きく3つあります。

地中熱利用システムの通年型屋内プールと町民の健康維持及び体力強化について。

私はこれまで、2014年9月議会で屋内温水プールを地中熱エネルギーにより実現させ、健康増進をと題し、また2010年の3月と12月議会の2回、温水プール等で質問をしてきました。

びわのかげ運動公園の町民プールは、1984年7月にオープンし30年以上経過し、既に耐用年数は過ぎ、老朽化の公共施設の一つになっています。新庁舎や伊南保育所が地中熱を利用した冷暖房装置を導入したことにより、省エネで快適な環境の公共施設へと大きく改善されたように、次の地中熱利用システムを使った公共施設として屋内プール建設を実現するときだと考えます。

通年利用できる屋内プールが実現すれば、現在太極拳、ヨガ、フラ、バウンドテニス、3B体操、グラウンドゴルフ、ウォーキングなどによって自分の健康維持に努める人たちのさらなる健康増進、地区、県、全国のスポーツ大会等で活躍する小・中高生の皆さんの体力強化に大

きく貢献すると同時に、介護予防と医療費削減や子供たちのさらなる活躍につながると考えます。町長の考えは。

2、会津田島駅から役場までの通りを含めた各通りの整備について。

会津田島駅と新庁舎、役場までの約200メートルの通りは、駅から国道121号線までが県道で、国道121号線から役場までが町道なので、駅側はレンガの歩道が特徴的ですが、役場側は歩道がなく、景観としては統一がありません。そこで、以下の点を伺います。

1、役場側の町道の幅に限りがあるので、駅側のように歩道をつくることはできませんが、レンガ道風のカラーアスファルト舗装や統一した街灯の設置などで、駅から新庁舎までを統一した景観にすべきと考えますが、町の考えと今後の計画は。

2、町内にはこの駅前通りのほかにも多くの通りがあります。後原通り、御蔵入通り、祇園通り、鳴山通り、山寺通りなど、その名前にふさわしい、それぞれの特徴ある通りづくりや、通りの名前の宣伝周知を進める必要があると考えますが、町の考えと今後の計画は。

3、新しく導入されたテレビ会議システムについて。

2010年6月議会で、テレビ会議の早期実現をと題し質問しましたが、このたび、ついに新庁舎完成と同時にテレビ会議システムが導入されました。そこで以下の点を伺います。

1、8月29日午前6時ごろ、北朝鮮のミサイル発射による緊急放送がありました。そのときも、そのテレビ会議システムが利用されたと聞きます。そのときの状況と、このシステムの詳細や運用ルールを含めた利用計画は。

2、テレビ会議システムの最大のメリットは、会議への参加者が遠距離でも、1カ所に集合するための移動時間のロスタイムもなく、瞬時に会議を開催できることです。町部局の利用だけではなく、町内4地域のさまざまな民間団体同士や多くの町民、教育現場の先生方や児童・生徒たちなど、さまざまな人たちにも利用できるようにしてはと考えますが、町の考えは。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地中熱を利用した屋内プールを建設し、健康増進や体力強化などによる介護予防と医療費削減についてのおただしであります。屋内温水プールの建設につきましては、現時点では建設の予定はありません。

しかしながら、びわのかげプールにつきましては、オープン以来30年以上経過しておりまして、老朽化が進んでおります。この施設の改修等を行いながら、夏場における町民の健康維持と体力の向上を含めたレクリエーションスポーツ施設として引き続き利用してまいりたいと、その

ように考えております。

また、屋内温水プールの利用による町民の健康維持、体力強化などについては、議員おただしのお通り、継続した運動による健康づくりは介護予防や医療費削減に有効であると、そのようにも思っているところでもあります。いろんな方法で健康づくりもされるということでもありますし、まず私たちのこの地域でどのようなことが必要かということも当然考慮しながら考えを、対応していきたいと思えます。まずは既存のスポーツ施設の環境を整えて、いつでも、どこでも、誰でも参加できる町民の健康づくりを含めた生涯スポーツを含めて、そして振興に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、会津田島駅から役場までの通りを含めた各通りの整備についてに関する1点目であります。

カラーアスファルト舗装や統一した街灯の設置などで、駅から新庁舎までを統一した景観にすべきと考えますが、町の考えと今後の計画はとのおただしであります。まさに国道121号からこの新庁舎までといいますか、駅から新庁舎まで、町道上中町後原線におきましては、現在道路設計を委託中であります。

主な設計内容につきましては、舗装の打ちかえや道路側溝の修繕であります。それに伴いまして周辺の景観を考慮したカラー舗装や区画線等による歩行空間の確保ができないか、そのようなことを検討中であります。年内には計画がまとまるということになっております。

そういうことで、今後各通りの整備、バイパスの全線、289のバイパスの全線ですけれども、の開通や、それから縦貫南、そしてまた栃木西部道路、これらの話がかなり具体化してまいりました。それらを見据えた中でのこの私たちの、特に田島地区の景観といいますか道路整備、地区のあり方、そのようなことが、これから準備していく、しっかり対応していく必要があると、そのようにも思っています。住民の皆さん方と協働のまちづくりということで、しっかり協議しながら話し合いをして、そしてこの地域づくりができるように、実現できるように、皆さん方の思いが込められた地域づくりができるように、町としては対応していきたいと考えております。

次に、2点目であります。町内にある多くの通り名の宣伝周知を進める必要があると考えますが、町の考えと今後の計画はとのおただしであります。現在の通り名につきましては、平成18年度において、町外の観光客を対象とした、まちなか周遊マップを作成するために、当該地域及び小・中学校に募集を行いまして決定した、通りの名前です。案内する側、される側、双方の観点からわかりやすく親しみを持てるよう、計画されたところであります。

今後につきましては、新たな地域資源をマップに反映させるなど、まちなか周遊観光の充実を図りながら、その利活用、そして宣伝も含めて、しっかり対応していきたいと、そのように考えております。ご理解いただきたいと思っております。

次に、新しく導入されたテレビ会議システムに関する1点目ではありますが、北朝鮮のミサイル発射による緊急放送がされた際のテレビ会議システムの開催状況と、このシステムの詳細や運用ルールを含めた利用計画はとのおただしであります。

これにつきましては、北朝鮮からのミサイル発射を知らせるJアラート無線放送を受けまして、当日午前8時30分より緊急課長会議を、テレビ会議システムを利用して庁議室で開催いたしました。

このシステムは、本庁と各総合支所を映像でつなぎまして、多人数で同時に会話ができること、それぞれの表情を一つ一つスクリーンで見ながら、会議ができるようになっております。

先ほども申し上げましたけれども、7月18日、この開庁式のときでありましたけれども、その日も駒止峠が通行どめになったと、町内の詳しい状況、これらを情報交換するために課長会議等で、各支所を結んでの課長会議をこのテレビシステムで利用して、この対応に当たりました。

運用に当たって、庁議室に機械が設置されております庁舎1階多目的ホールに移動し活用することも可能で、どちらでも会議室の一つとして予約管理がされておりますが、庁議室は防災室として位置づけていることから、災害時など緊急時の活用が優先されることとしております。

そういうことで、いろいろな活用の仕方があるかと思いますが、土砂災害警報が発令されたこともありまして、先ほども申し上げましたけれども、そのような活用をしておるところでございまして。

利活用計画につきましては、同時に会話ができ、各地域の被害状況を確認し、情報の共有が図れることから、南会津町地域防災計画に定められている災害対策本部を設置する際など緊急時を初め、各種会議に活用してまいりたいと、これからまたいろんなアイデアも出ると思っておりますので、そのようなことで活用もしてまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。町部局の利用だけではなく、4地域のさまざまな民間団体同士や多くの町民、教育現場の先生方や児童・生徒たちなどが、さまざまな人たちも利用できるようにしてはとのおただしであります。防災機能の役割、庁舎及び設備の管理の問題など課題はありますが、新庁舎を核とした住民参加の協働によるまちづくりを進める上で、各種団体等につきまして、要望があれば利用していただくことも、検討を進めていく必要があるのかなど、

そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、学校間につきましては、既に接続できる環境が整っておりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それでは再質問させていただきます。

1番に関しては、5番議員のほうからも出ていましたし、この後もあるようですけれども、今まで過去に3回ほど、もっと前にも多分、議員になったときにやったような気もしますが、最近ではその3回でしたけれども、今回はまた特別な意味で、違う立場で、ここの質問にしました、立っているつもりです。それはなぜかという、我々はもう体感して、この新庁舎が地中熱利用システムを使って動き始めて、体感していることですね。前はまだ採用段階でもなければ、伊南保育所も先日開庁したばかりですので、この質問の段階ではまだ利用も実際動いていません。

そういう意味では、地中熱利用がこれから、あちこちの自治体でもう既に使われているんですけれども、その質問で、実は6年前、僕が産業建設委員会のときに、再生可能エネルギーの現地視察のときに、高知県の梶原町、そちらに行ったときに、既にプールが地中熱を使った、27本の100メートル、同じシステムですね、同じ地中熱を利用したシステムで町民プールを、雲の上のプールというタイトルで、あそこは雲の上のホテルとか、もうすごく有名な、梶原町なんて、既にテレビやなんかでもかなり、風力発電2基ぐらいで年間3,500万の自治体への基金をつかって再生エネルギーに努めているような町で、模範になるような町なんですけれども、そのときにプールを見てきました。

そのときはなんかうらやましく思ってきたぐらいの体感で、その後こういう質問を幾つか繰り返してきたんですけれども、再質問としましては、町長は今考えていないと、あと英雄議員のときももちろん、修繕しながらびわのかげを使っていくという形でしたけれども、僕はびわのかげをすぐ延長するよりも、これが今、既存の施設を充実しながら、あるいは体育館とかなんか使ったもので、健康維持に努めていくという答弁の内容だったと思ひますが、スイミングとか水泳に関してやる考えはないと、びわのかげにおいては、例えば今回4,000人まで減ったのは、天気が悪かったのもあるんですけれども、あそこ、副町長、先ほど地下水を使っているということでは言われました。

僕、前の質問でもそれは聞かれたし調べていましたので、水温二十何度ぐらいだったらと言うけれども、20度って結構冷たいですからね、それで規定でいくと、ことしも何か友人が行ったら、きょうは水が冷たいから閉館していたとかというのもあったんですよね。それは当然、当たり前ですよ、心臓麻痺なんか起こされたんじゃ、たまったもんじゃないので。そういう意味では、この質問の中に含むことは、やはり水温を上げなきゃならないと、一時期はびわのかげの改善という意味で話した記憶があるんですけども、今回はやはり屋根つきで、たった2カ月に投資する部分に対して、今ちゅうちょしているのではないかと私は思うので、ぜひ通年型にして、その辺の部分で考えなきゃならない時期に来たのではないかと。

例えば、もう一つ言わせていただければ、自分たちは新庁舎の中でこれだけ地中熱を使って最高の環境で、25度ではちょっと寒いなんて言いながら仕事しているとすれば、今町民が体感して、幸福感や、この町に住んでよかったという気持ちになるのは、やはり体感しなきゃならない部分でいえば、僕はジムなんかも一時行ったことあるんですけども、そういうのを含めて、こういうもので健康維持に努める部分のハード部分、言う人は言いますよね、また箱物かと、こう言いますが、言うかもしれない。でも、梶原町って4,000人ぐらいしかいない自治体で、もう平成10年11月に開所して、もう19年もプールが、もう木づくりですよ、ここよりもっと立派かもしれないような木でプールができています。

そういう意味では、まさにそういう自治体で4,000人の人口で、年間四、五千しか利用していないみたいです、きのう電話して聞きましたけれども、そういう意味では、それでもその内訳は町外が半分、町内が半分でした。正確に言いますね、そこの梶原町のプールは人口4,000の自治体で7,536人、年間使うそうです、利用者数が。町内が3,282人で町外が4,000人だということですね。決してアクセスのいい場所ではないみたいですが、やはりそういう木づくりの、30メートルの水中プールなんかもあるんですが、25メートルしかありませんけれども25メートルのプールが6レーンで、もう19年運用されて、毎年このぐらいの利用をされている、ほかの人も利用しているということなんです。

ぜひこの分では、テーブルに上げる時期だと僕は思うんです。何が幸せなのか、町民の幸せという部分に関して言うと、僕はこれは、いろいろ太極拳とかヨガ、3B体操とかで一生懸命やっている人たちの、また一つの延長上で汗を流してプールとか、その部分の考えはどのようにか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員、これで3回目、4回目くらいの温水プールの質問だと思いますけれども、最初はチップボイラーでどうだとか、それで太陽光でどうだ、今度は地中熱ということで、エネルギーの変遷はございますけれども、思い入れがあるんだなと感じました。

そうした中で、やっぱりいろいろ考えると、やっぱり先ほども公共施設の管理、これからどうやっていくんだという中で、当然温水プールをつくるということは屋内プールになるということもありますし、そうしたときに、単純にプールの水槽といいますか、プールをつくるだけでいいわけじゃないし、総合的な判断の中で、今正直言って、私が現時点でと申し上げたのは、そういうことをもろもろ含めた中で、自分としてというか、なかなかそこまでの経費とかいろんな維持管理、それから建設費、そういうことを含めたときに、果たして私たちの持つべき施設なのかと、そこら辺が整理つかないわけであります。

ですから、これからどんどん財源が少なくなっていくだろうと、担税能力もなくなっていく自治体の中で、維持管理のかかるものを持つことは果たしてどうなのかということ、必要ならばしようがないですけれども、そういうことを総合的に判断した中で、やはりもっともっとそれよりも使うべきものがあるんじゃないかというのが、私の一つの考え。

思いはわかりますよ、健康増進とかそういうことで使えば有効になると思うし、そして町民ばかりじゃなくて、それがあればよそからの人も呼べると、そういう活用の仕方もあると思いますけれども、今現時点では、そのような中で、まず優先順位もあるし、そして修繕して使えるならば今のプールを修繕しながら使っていく、あるいはちょっと改善しながら使っていくと、そういうことが現実的ではないのかなと、そういう意味で、現時点での考えはありませんという答弁をさせていただきました。

ですから、プールというよりも、大きいか小さいかになれば、どういうふうな利用の仕方が、泳ぐのか、ただ周りをぐるぐる歩くのか、そういうことであれば、またいろんな施設のあり方もあろうかと思えますけれども、ですから以前は、プールのような役割はできないかもしれませんが、温泉施設を利用するという方法を、町は当面考えていきたいというようなことで答弁させていただきましたし、今回もそのようなことを念頭に置いた答弁をさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ここで引用したいのは、まずこんなことですよ、以前、御蔵入交流館ができる段階で、結構異論もありましたよね。また箱物かとか、なぜあんなのが要るんだ、何でという、かなり反論もあった時代もありました。しかし、10年以上過ぎたときに、いろん

なコンサートや芸術発表会を見ながら、偉い人というか、かなり有名な方を呼んで、こんなところでやっているというところを見たときに、今まで2,000万も3,000万もかかりましたよ、維持費は。だけれども、そこに触れた子供たちを考えたり、大人たちの、こう手を振ったりしながらコンサートを見れるというのを、わざわざ若松や東京に行かなくても見れるということを考えたら、それをちょっと僕は含めて考えてほしいんです。それで、野球場が公式戦ができたり、今回伊南クロスカントリーコースも今回できました。あれも公式な分で公認された。そして、正式な大会が開かれるんだ。

今回、このびわのかげに関して、今回何人かの議員、出ていますけれども、ほかからの合宿の方も多分、きょうは雨だからあそこに行ってやろうという人も多分、もう今回利用しています、間違いなく。サッカー部とかなんかも行っていけば、きょうはじゃ、汗流して、きょうは午前中はプールかなと、こういう人間も利用していますよ。

そういう意味では、1万6,000ぐらいの自治体で持つべきものではなくて、例えばこの新潟県の妙高市でも、水の夢と書いて「すいむ」と読ませているみたいですがけれども、こういう部分がこの自治体に必要かどうか、これはなぜか、今我々がちゅうちょしている理由というのは、7月、8月だけで、先ほど生涯学習課長が話した利用件数で4,000人台になって、5,000人、5年前は6,000人だったのが下がってきた。だから、どんどん収縮しているように思うのは、水が冷たかったりしたら、大人なんか行かない。シャワー浴びたらもう冷たくて、もうびっくりしちゃったからって、うちの知人が、東京から来た人が行ったらしいんだけど、あんなところで泳げるのかしらなんて言って、興奮して僕にしゃべったことがあります。そういう意味では、決してびわのかげというのは冷たくない、はかっていると言うけれども、決してすてきな条件ではないと思うんですよ。

だから、先ほどの、交流館が今振り返ればという部分でいえば、この部分ができたときに、町民だけではなくて、外から来た、例えばスポーツ合宿で今さいたま市が来て、こっちに運んで、高杖とは違いますけれども、そんな中利用する意味でいえば、かなり価値あるものだ、それも通年型であるとするれば、スキーをして、もしかして、きょう吹雪だからここでちょっと泳いでいくかみたいなこと、それはわからないですよ、真冬にやっているかどうか、もちろんこれは通年型なので、そういう意味では、別に南会津町の人口1万6,000の規模じゃなくて、ある意味では通過点の中でこういうのがあつらしい、僕は下郷町だって来るだろうし、昭和、金山だって来る可能性は十分、僕はあると思います。

このほかの、今言った妙高の分なんかも、かなりこれは指定管理みたいな形で、妙高市で1

つの企業体がやっている、先ほどの榊原町なんかも指定管理でやっていますけれども、もう年間シーズン券が1万5,000とかという設定で、結構まあまあ取ってはいるみたいですが、だから金銭的な部分よりは動いたときの部分。

それでもう一つ、答弁もらう前にもう一つだけ言いたかったのは、最近、先ほど言ったスポーツ名って、ここ10年、最近だと感じますよね。ヨガにしてもフラにしても3Bにしても、太極拳なんかは10年前からスタートして、今ようやく指導者もできつつありますけれども、これってすごい健康意識が高まりつつあって、自分の健康はああやって、介護にいかなくてもいいように、今、自分たちが、女性が強いですが、身構えていると思うんですよ。

そういう意味では、プールというものがどれぐらいの価値があるかといったら、これはインパクト、我々の生活の中で、何でプールじゃなくて、この部分では、僕は大きいと思います。町民の意思とかそういう、アンケートはどうかはともかくとして、その意思なんかを確認したら、僕は断然60代、70代、ないしは50代から60代を迎える人たちは、そこで汗を流すか、自分の、あるいは70歳、80歳の人たちが、水中で浮力を感じながらリハビリするなんていうのはいいんだけどなんていう70代、80代の方は、僕聞いたことがあります。ちょっとリウマチで足が痛い、だけれども歩くにはちょっと困難なんだと、そういうリハビリみたいな、水中の中でのウォーキングができるといいなということを行った方も聞いています。

ですから、そういう意味では、視点を変えていくと、これの効果、医療費削減に僕はつながると思います。まさに今だと僕は思います。これをテーブルにのせる、そのハードルというか、そのあれは何でしょうか、お金でしょうか。あるいはここにふさわしくないのでしょうか。余り小さい自治体なんて、市並みのまねをしちゃ、いずれそれが赤字の根源になるのでしょうか。医療費削減には全くつながらないと考えているのでしょうか。その辺の医療費とかなんかに関する効用に関しては、どういう認識を持っているのでしょうか、このプールができたという想定で考えたら。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

交流館と比較されましたけれども、私は交流館と温水プールは全然、そういうふうと比較するものではないと思っています、いろんな利用の仕方も違いますし。ですから、プールそのものの、それを温水の効果を否定するものでは、私はないです。

ただ、いろいろ総合的に考えた中で、現時点で我々の町としては厳しいと、想像力がないと言われるかもしれませんが、私はそういう思いが今あるものですから、現時点では建設

の予定はありませんと、そういうふうにご回答させていただきました。

できればいろんなことを使うのかもしれないけれども、しかし今の状況を考えたときに、我々の地域性も気候も考えたときに、どうしても屋内に新築するしかない、ほかはもっと簡単な施設でもいいかもしれないけれども、我々のところは大雪、雪もある、積もらなくて落ちてしまえばいいんですけれども、周りのいろんなこともある。そうした中で、もろもろの条件を考えたときに、維持管理を考えれば、やはりかなり厳しいんじゃないかなと。

それだけお金をかけるんだったら、また別な意味での健康づくりの方法はあるんだろうと、そういう考え方、その代替のことも、私は当然考えなきゃならない部分でありまして、ですからそういう意味で、この温水プール、それはあったらいいとは思いますがけれども、私たちが本当にこれを持ってしっかり維持管理できるのかと、将来継続できていくのかと、そののころを考えれば、やっぱりこのような、現在このような判断をせざるを得ないということで今思っていますので、それはご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今回、環境省の地中熱利用エネルギーシステムを使ってやっていますよね。それで、今回は3分の2の補助が出たらしいですよ。普通だとNEDOだと2分の1だったそうですので、多分3億を1億ぐらいでできたとかという話をちらっと聞きました。すごいいいタイミングでこの新庁舎が建設にあって、それが導入されたと思うんです。そういう意味では、すごくラッキーな自治体の一つだったと僕は思います。本当にできないですよ、全部で七十何本も100メートルの井戸を掘っているわけですよ、合計すると、融雪とかも含めて。普通のこのプール、妙高もそうですし、先ほどの梶原町もですけども、27本程度で25メートルのプールを6本ぐらい、30度の温水に保ってやっています。

そういう意味では、お金の部分、予算のもの、今後我々が赤字のほうにどんどん、またさらに、今ちょうど立ち直していいときになっているので、そういう冒険ができないような答弁というか、もちろん慎重にやる部分ではあるんですけども、この70億近辺の基金があった中で、ここにどれぐらい投資するかは、ちょっともちろん試算してみないとわからないと思いますけれども、あるとないでは、町長も少しはあって、あるなら、否定はしないと、あってそれが全然町の負担にならないんだたらという部分で、ちらっと言ったと思うんですけども、実はESCO事業という事業があって、そのシステムを導入することによって、例えば1,000万の経費があれば、普通70%削減されるそうですね。例えば1,000万円の灯油、エネルギー、石炭、化石燃料を使ってかかる、実際、電気も含めて、それが70%は削減されるそうです、このシス

テム、地中熱を使えば。そうすると、700万の削減で300万の電気代、循環だけで済むんだそうです。

それで、実はその700万の削減の部分で、銀行さんが700万円を返済する形で、金融機関は貸す。どういうふうな貸し方かはわかりませんが、そういう事業で、削減分を返していくというようなシステムで、無理なくという言葉はちょっと非常に危険な言葉かもしれないんですが、いろんなやり方がある。実際は、妙高はそのE S C O事業というのを採用しながら、節約分の70%という部分で、その返済に充てているというようなやり方なので、いろんなやり方はありますよというような話を、ちょっと調べたら書いてありました。

ですから、全てがオール借金じゃなくて、医療費削減にもなるし、体を動かすことで、僕はどんどん若くなっていると思います。今の60代の人たちが、今体操しながら、ヨガだとかフラとかいろんなもので、自分の健康を保とうとする人間がいっぱいふえていますので、そういう意味では今、80、90でまだ人口がふえていますけれども、それは元気なままいくようなふうに、僕は思います。そのままの、昔の介護年齢が、90歳になればほとんどが介護されるということは、僕はないと思うぐらい、今みんな身構えているので、その辺は結構悲観はしていないんです。でも、そこにさらに輪をかけて、こういう施設が、梶原ですら4,000人の中で入れて、それも10年も前、失礼、19年も前です、平成10年に完成したプールですからね、それが今19年たって、そうやってみんなの健康に寄与しているよということで、かなり大きい言葉でした。

それで、こんなことがありました。これは岡山県の真庭です。これはその翌年に、産建でちょうど同じような再生可能エネルギーの視察で行ったところの真庭市、岡山県なんですが、そのホームページの、ここも温水プール持っています。ここは地中熱じゃないですね、バイオマスボイラーでやっていますので、ここの町と同じような、高杖と同じようなシステムを使って、温水プールが動いています。

それで、こういうふうにあります。伸ばそう健康寿命、100歳までの体づくりという形で、この温水プールのキャッチフレーズで書いてあります。医療の発達などにより、平均寿命が年々ふえる一方で、健康な状態の時間はそこまで伸びていませんと。逆に食生活によってメタボリック、糖尿病など、生活習慣病がふえているという形で、文章が書いてあるんですが、水夢、ここのプールですね、温水施設は、健康な体づくりのため、さまざまな運動プログラムを利用していますとあるんですが、ここは実は、ほかのジムとかも併用していますので、健康維持のために、ウォーキングじゃなくてちょっとしたランニングマシンとか、統合的にいろいろ入っているんですけれども、こういう意味でいえば、これはやはり健康の部分ですごく効果

あるものと思います。

だから、そういう、まさに町のところに聞いてみたら、町民に聞いたら、そんなばかなことやっているんじゃないという言葉ではなくて、まさにこれからどんどん高齢化していく中で、あつたら、あるいは80歳の人でも喜んでそこに行くんじゃないでしょうか。その辺どうですか、考えて、町民の意思を確認してテーブルにのせるということ、その試みをしてみたらどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろな自治体の例を挙げられましたけれども、私は、よその町がやっているからといって、じゃ私たちの町にそれがふさわしいかと、そういう判断の中ではどうかと、ちょっと疑問を持っています。

それで、この温水プールがなければ絶対に健康づくりができないんだということ、必須条件であるならば、それはやっぱりやっていかなきゃならないと思いますよ。だけれども、それこそ何億の事業になると思いますよ、建物から何から。そうしたときにそれだけ、財政負担からいろいろ考えたときに、先ほども言いましたけれども、その後の維持管理とかそういうこと、皆さんが本当に利用してもらって、そしてそれがペイできるんだつたらば、それはそれでまた一つの考え方なんでしょうけれども、そこまでは考えられない。健康づくりかどうかはわかりませんが、よその近くで、檜枝岐さん、アルザの郷、やっていますけれども、温水プールではないんですけれども、大変みたいですよ。

ですから、我々のところも、温水プールとなればまた別だと言われるかもしれませんが、やはり我々の地域に合った、本当に身の丈にあったものを持たないと、やがて、やはり維持管理もできなくなる、そしてそのしわ寄せが全体に及んでくるということも十分配慮しながら、考慮しながら、私はいろんな公共施設の設備であつたり、そういうことをやっていかなきゃならないと思っています。

そういう意味で、健康づくりをやるんだつたら、温水プール、使えないかもしれませんが、それにかわるものを、いろんなことを工夫しながら、やっぱりやっていくのも、やはりそれは知恵だと思うんですよ。そういう意味で、皆さん方もいろんなことをやられています。そういうことも町も支援しながら、そして町もいろんな工夫をしながら、皆さん方の支援の仕方を考えていく、そのようなことで町としては対応していきたいと思っています。

考え方は、温水プールの効能とかそういうこと、全くわからないわけではないですよ、想像

もしますし、実際にそれなりの、それで回復された方もいらっしゃることも事実ですが、私たちの地域として、町として、それが本当にできるかどうかというその判断になりますと、私はこれからのことを考えれば、優先順位からしても、今現時点ではこの建設は考えられないと、何回も申して言いますけれども、そのようなことをご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 先ほど、身の丈に合ったと言いましたけれども、それが本当に身の丈に合っていないという考えでしょうし、そぐわないと、このちっちゃな自治体、この今経済、町の中身を考えたらそんなことはと、こういう理屈だと、もちろん思います。ですから修繕しながらと言いました。

僕はこの部分で言うと、びわのかげの今の利用者数を考えたらもちろんだし、2カ月しか動かないということも考えたらもちろんだし、読めない部分はまだありますよね、未知数な部分です。できたらどうなんだ、実際やっているシミュレーションは難しいかもしれない。

例えば、僕は調べている中で体育館、学校関係の体育館、皆さんご存じだと思いますけれども、これは文部科学省でいえば、普通ならちっちゃいんだってね、もっと、規模が、田舎は。ところが、社会教育とか、ほかから来た人たちが利用できるような形、実際は住民でしょうね、社会人がそれを利用するために、一般よりかなり、それを撤廃して、大きくつくっているらしいです。

ですから、体育館は全て立派だし、スパンもでかいし、普通だとそんなことは考えられないんですが、ここの町はそういうものを想定しながら、一般社会のバレーボールとかなんかに公開するために、実際利用されていますので、そのために大きくされているんだ、そういう考え方でいえば、このプールが実際4,000人台に下がっちゃった、いろんな寒い夏だったので仕方ありませんけれども、その部分で今年間幾らか修理かけながらやっていると考えれば、この分が温水プールできて、先ほど何人かいました、高齢者が、それで足が治った人がいるかもしれないけれどもと言ったけれども、それがもし10人、5人、介護にならないで済んだら、その人方が健康のまま80代、90代に突入したならば、介護のお世話にならないとすれば、これは5人だろうが8人だろうが、すごい効果だと思いますよ。

だから、その部分でいえば、この自治体にふさわしくないとかという言葉よりも、この部分が、億単位は当たり前ですが、10億かかろうが、あんまり10億以上はしたくないんですが、10億以内でできると僕は読んでいますけれども、その意味では、これはもうそんなに大きな無理ではなくて、よくあんなのつくったなという町民が、90%だったらこんなのとんでも

ないこと、風のうわさに聞きますからね、あんな寝言みたいな質問をしていたけれども、あんなの要らないじゃないかって言われれば、もうこの終わった瞬間からどなられるでしょうから、僕はでもそれは違いと、僕は思っています。後ろではつくってほしいという声が聞こえているような気がして、質問しています。

もう一つは、先ほどここにふさわしくないと言ったけれども、宇都宮にスイミングプールがあって、そこにジムがあって、歩けば5分ぐらいのところにそれがあって、150円のバス代払えばそこに行って、汗流して2時間やってきたとか、午後3時までやってきたという人が、この町にIターンIターンと言うけれども、Iターンして来てくださいと言うけれども、都会でそんな便利な生活している人がだよ、あそこには雪しかないとかさ、その分でいったら、温水プールの効果ってめちゃめちゃ僕は、あるいはジム、そういう意味ではすごく僕はあると思いますよ。

だから、そんな意味では、ここにIターンする魅力の一つの素材としたって、ここに来たらば黙々と歩いて、自分の健康管理を80歳までやってくださいよという押しつけよりも、そういう自分の身近にあった、都会にあった温水プール、ジムがあって、年中1月の吹雪の日もそこにたどり着けば水着一丁でやれて、ウォーミングで水中運動できるんだとすれば、こんな選択肢で町の活性化の、Iターンの加速の一つになるのは、僕はもう町民の、何度も言いましたけれども、1万6,000の利用でやったらこんなのは要らないにわかるんだけれども、Iターンした人の魅力の素材に、僕はそれも聞いたことあるんです、ここにそんなジムあったらな、うちの隣にあるんだもん、戻ってもしょうがないな、戻ってもしょうがないって、どういう気持ちがあったかわからないんだけれども、それははかりにかけられた記憶が僕はありますけど。

そういう意味では、いろんな要素で、この温水プールは医療費削減でもあり、Iターンの一つの魅力ある町、身の丈に合っていないものがあるって、木づくりの中の、これも木でやるんですけれども、梶原は木ですからね、本当に木の柱がプールの外見を装っていました、25メートルのプールです。そういう意味では、ぜひテーブルにのせる、あるいはのせるような準備、あるいはのせるような町民のアンケートなり、何か一歩前に出る必要が、僕はあると思うんですけれども。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何度もあの手この手のアイデアを出していただきますけれども、私としては、現時点ではやる考えはございません。ですから、この、今の町内のいろんな施設を宇都宮市と一緒にする

気もありませんし、ですからそういうことでは、現時点ではしっかりした将来を見越した町のあり方というものを踏まえた中で、私としてはいろいろ対応していきたいと。町民の皆様にもそれをご理解いただきたいと思いますので、議員にもご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 問答で幾つか準備したことは出したつもりでした。

ただ、身の丈じゃなくて、それにふさわしくないではなくて、僕はそういう町にあるということをごく自慢、その中でこんなことがありますよ。これは、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の中の「みんなが“輝く”まち」のところをちょっと読ませてください。「快適で豊かな生活空間の創造や、誰もが安全で安心して暮らすことのできる生活環境の形成を図りながら、自然環境と共存していくことで、住んでいる人が南会津町への愛着と誇りを持って笑顔で元気に生活できる、みんなが“輝く”まちづくりを進めます。」と書いてあります。ここの、暮らすことのできる生活環境の形成、生活環境のリズムの形成の一部にスイミングがあったら、僕はいいだろうという考えで言っています。

そして、誇りを持てるというのは、こんなちっちゃな町でも宇都宮のジムがあって、おらのところにこんなのあるぜというのは、僕はすごい自慢できますね。それは僕は誇りと思って、自慢したいです。あと交流館なんか自慢しているとおりですよ。それで、新庁舎が機能をセールスすると言いましたけれども、新庁舎はこれ自慢できますね。地場産材使って、こんなに自慢できる庁舎ができた。交流館も立派です。10年以上たっていますけれども立派ですよ。ここも立派で自慢できる、身の丈に合っていないプールができたって、これも立派だと僕は自慢できると思います、いずれ、できたとすれば。経費倒れはしないと思っています。地中熱、27本じゃなくて50本打てば、多分50メートルプールの屋内、つくってほしいですけども。

次の質問に移ります。

会津田島駅からの、じゃ2番に進みます、通りを含めた景観について。

これはもう既にテーブルに上がっているんですね。今計画しているようですので、すごくこれに関しては、僕はちょっとそこの辺は調べていなかったもので、さすがに、アスファルトも近いとかですから、デザイン的には、じゃ、実際今いつごろといった、その確認でもう一つ聞きたいんですが、いつごろ完成する、計画自体ですね、お願いします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほど町長答弁でもありましたように、今現在、12月末を目途に設計のほうを進めておりま

す。

事業の計画ですが、今現在といたしましては、社会資本整備総合交付金事業ということで対応したいと考えておまして、できればですが、30年度に要望いたしまして、31年度から道路の改良にかかりたいと思っております。

それはといいますと、今現在、旧庁舎を取り壊しておまして、その後駐車場整備、後ろの道路駐車場整備等がありますので、それが終わってからということで、できれば31年度から、道路の整備についても取り組んでいきたいと考えておますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 楽しみにしています。本当、やっぱりこれも新庁舎ができたから、やっぱりこれじゃだめだろうという、駅から歩く人たちが、少しちょっと曲がっていますけれども、通りがカーブしていますけれども、それなりに見合ったようないいデザインで、期待しています。それは、じゃ、よろしくです、よろしくはないんだね、期待しています。

3番の部分なんですけど、これに関しては、ちょうど7月18日の開庁のときの災害に関しても、テレビ会議が行われたということと、あと今回のミサイル発射の一環にしても、8時半からの会議だったんですけども、この使い勝手というか、先ほど詳しく、多画面で見られて、1階も3階でも見られると言ったんですけど、これって、ちょっともうちょっと詳しく知りたいのは、会議だとよくパーンで、ここだとかこういうふうに会議の話でもできますけれども、もちろん、例えば10人で、向こうも10人でこっちも10人ならば、それぞれの部分に自動的に行くようなシステムに、もちろんなっていると思うんですけど、その辺はどうなんですか、全体像が映りながら、テレビ電話みたいに前にしか立っていきゃだめなんじゃないですか。その辺の部分の、具体的な部分はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 私のほうからお答え申し上げます。

テレビ会議システム、この庁舎完成と同時に運用して、たまたま開庁日に災害があって、やりました。副町長から、ちょっと映してみろと言われて、画面を下ろして、映してやってみたんですよ。そうしたら、4分割に分かれていて、舘岩、伊南、南郷、本庁ということで画面が見れるんです。音声も違和感なく聞こえますし、画像もきれい、非常に中身的には優れた施設かなというふうに感じました。

それで、カメラがあって、カメラで撮影した範囲を映し出すと。マイクは定点マイクで、置いておけばみんなの声を拾って聞こえるというようなシステムでございまして、本庁、今防災

室にあります。それについては1階の多目的スペースに下ろすことも可能だ、それから各支所も支所のスペースに同じようなものがあって、相互に会議ができるというようなシステムでございませう。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 普通は4分割、会社によってはもう20分割ぐらいで、支社を全部つないでやっているのをシステムで見たことあります。

実は、この質問のところでもう一つ気になったのは、これ2,000万ぐらいの予算で、予算表のほうを見たら、テレビ会議システムで2,000万を超えていましたけれども、こんなにかかるものかという感覚でいくと、先ほど学校側では、学校間同士ではテレビがもう既に完了しているというのは、多分先ほど言ったみたいなんです、いきなり2,000万というのは、ちょっと気になったんですけれども、そんなにかかるものなんですか。その大まかな部分の、心臓部ですね、その部分はどんなこと、専用回線は何か既に4支所、引いていたような気がしたんですが、わかる範囲で結構ですけれども。わかる範囲でいいですよ。ただ、確かに聞きたいところありますもんね、金額がでかいから。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 庁舎の建設に私携わっていたものですから、若干お答えしたいと思います。

中身がどういうものかということなんです、本来当初考えていたのは、本当のテレビ電話システムという形で、大体四、五百万ぐらいでできるものというふうに想定をしておりました。前に議会の中でも、新庁舎にはそういうものを取り入れますということで、総務課長も答弁したというふうに覚えておりますが、それに従って最初進めておったんですが、やはりテレビ電話というだけでは、使い方が限られてしまうということで、テレビ会議システムということで、まずグレードアップしました。それで2,000万という金額になってくるんですが、4分割にしてそれぞれのしゃべり出したところが大きく出る、画面がそこに注目をされるというような高度な仕組みになっております。そういう意味で、各4支所をつなぐという意味でも経費がかかりますし、そういう高度な技術を使っているところでもお金がかかります。

さらに、正庁で町長等の訓示があった場合、今までは固定のビデオカメラを持ってきて、インターネット回線につないで、そこで支所に流していたんですが、それもテレビ会議の一部として使えらう。それから、先ほどありましたように、別の部屋に、今庁議室から運び出して別の部屋に持って行って、多目的ホールで何らかの講演会があったときも、それも支所に映し出

せるという、多彩な機能を兼ね連えているということですので、単なるテレビで行ったり来たりの会話じゃないということで、費用がかさんでおります。

ただこれは、当初電話システムを庁舎で入れようとしていたんですが、PBXという固定のものを交換しなくちゃいけないということで、それを予算をとっておったんですが、今はクラウド化されるということで、PBXそのものを庁舎に置かなくてもクラウド化できるということで、経費が相当浮きました。その分を今申し上げたところに活用してはどうかということで、当初の予定の予算的には四、五百万だったんですが、その浮いた分をこちらのほうに回させていただいて、有効活用を図るというふうに考えて、設計をしてつくったということでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお話しさせていただきます。

ようやく湯田議員と一致することができてよかったなと思っています。

本当に、これ2回、もう災害とJアラートなんですけれども、もっといいことで体験できれば本当によかったですけれども、本当に開庁式の直後だったし、Jアラートだし、本当にこう、皆さんこうして同じ会場にいるような臨場感の中で話できるんですよ。ですから、議員の皆さんも、町民の皆さんにも、ぜひそういうことを体験してほしい。ですから、そういう機会を設けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そうすれば、もっともっと話すよりもわかりやすくなると思いますので、我々も訓練になるので、ぜひ皆さん方とそういうことを使用を通して、やってみたいと思いますので、ご協力お願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね、ぜひ我々も見てみたいし体感してみたいと思っています。

この中で、今回このスケジュールの中で、今災害がたまたま起きたから、2回もう既に使っちゃったんですよね。今後、本当は防災無線と同じく、定期的とか1週間に1度ぐらい使っていないと、本当に事があって、あれは今回何かみんなで会議したいとかじゃなくて、定期連絡的に使っていないと、普通企業だと、もう毎朝、ぱんというふうに画面が、何でしょう、何社もどんと、20人ぐらい画面にばらばらに映って、しゃべるとそれがどんと大きくなったりいろいろするんですけれども、そういう意味では、その部分のスケジュールはしっかりすべきだと思いますけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、何と申しますか、もうセットさえすれば常に動きますから、そして同時会話して、同じ、何と申しますか、お互いこのような会話の中でできますので、本当に有効だと思いますし、時間も短縮できると思います。

たまには顔を合わせることもいいかと思っておりますので、集まってもらうことも大事ですけども、やはりそのような活用法も考えていきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 この問答、あれですけども、本当実際、前に言ったとおりでしたけれども、僕はあのとき多分言ったのは、行ったり来たりする分の1時間ぐらいのロスが大きいだろうと、この部分はおかしいじゃないか、吹雪の日も行かなきゃならない、そんな会議っておかしいでしょうということで、テレビ会議システムが、こんなのできたらよかったということと言った記憶があるので、そういう意味ではいろんな活用もありますし、今みたいなチェックで、テレビなれして、会議なれしながら、ぜひそういう時間で、時間を省いて自分の、専念してほしいなと思います。

以上、質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で9番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 良 一 議 員

○五十嵐 司議長 次に、6番、湯田良一君の登壇を許します。

6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 議席番号6番、湯田良一です。本定例会の最後の質問になります。通告に従い、大きく分けて2点について質問いたします。

まず、1点目でございます。

町の花で町おこしをしてはでございます。

現在我が南会津町では、ヤマザクラ一万本の里づくり事業を実施しているところですが、町の花、ヤマツツジで町おこしをしてはどうかと私は考えます。

ヤマザクラ事業も非常に大事な事業であります。ただ、残念ではありますが、町民の中には、町の花、木、鳥を知らない方が多くいます。多くの町民に知っていただくことが大事なことで

はないでしょうか。

まず、町の花から知っていただくため、町民の方に周知をし、希望する各地域や各家庭に町の花ヤマツツジを配布し、植栽していただき、関心度を高め、一人でも多くの町民に知っていただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、自治体によっては、花で町おこしをしている自治体が多くあります。観光客の誘客にもつながっています。ヤマザクラとともに町の花ヤマツツジを見にきていただける内外の人たちも、ふえてくるのではないかと思います。町の花ヤマツツジで町おこしをしてはと思いますが、町長の考えはどうか。

続いて2点目、観光客の誘客のために町並みの整備をしては。

本年4月より、東武鉄道新型特急リバティ会津の運行により、土曜日、日曜日になると、町なかにカメラを持って散策をしている観光客が見受けられるようになりました。思ったような人数ではありません。できれば国道121号線の大通り全体を考えてほしいのですが、駅から新庁舎まで町並みをどのように考えているのか、町長の考えは。

演壇からの質問はこれで終わって、あとは再質問席から質問したいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ヤマザクラ一万本の里づくり事業を実施しているところですが、町の花、ヤマツツジで町おこしをしてはどうかのおただしであります、ヤマザクラ一万本の里づくり事業につきましては、さきの1番議員にもお答えしたとおり、本町の自然を生かした四季折々の美しい景観づくりと、かけがえのない自然遺産を後世につなぐためのものでありまして、本町の自然が織りなす四季折々の花や木々など、全体を通して自然景観のまちづくりを推進するものであります。

このようなことから、ヤマザクラ一万本の里づくり事業においては、中心となる樹種はヤマザクラであります、これまでも何回か答弁させていただいておりますけれども、自然に自生するこのヤマツツジ、コブシであったりもみじも、花ではないですけれども、やはりそのような、いろんな特徴ある木々がございます。また、四季折々の中でそれなりの彩りの中で醸し出してくれる木々もございますので、町としてはそれらを活用した地域づくりを進めたいと、そのように考えての趣旨でございます。そういう中で、春先の新緑であったり秋の紅葉、もみじ、ナラ、ブナなど町の宣伝の趣旨も合致すると、そのようなことの中で、本町の移りゆく四季の景観を大切にしていきたいと、そのように思っております。

したがいまして、議員おただしのヤマツツジについても、ヤマザクラ一万本の里づくりと一体的な中で自然景観づくりの一要素として捉えまして、町の花としてよりよい、町民に親しみを持てるような景観のまちづくりをしてまいりたいと思います。

また、ヤマツツジを希望する各地域に配布して、増殖を図り関心を高めてはどうかのおただしであります。これはヤマツツジを私は挿し木でふえると思います。ですから、そのようなことも、苗木もあろうかと思えますけれども、挿し木とかそういうことで、桜よりは簡単だと思いますので、そのような対応ができるのかなと思えます。町緑化推進事業等の中で、各地区から要望のあった樹種を、数には限りあるかもしれませんが配布して、地域の景観づくりに町民の皆さんにも、自分のまず庭にもそのようなことをまず率先して進めていただくような、町としての対応を考えていきたいと思えます。

南会津の自然、生態系を崩さない、守った地域づくりをみんなでつくる南会津町、未来への投資であると思えます。時間もかかると思えますが、今後この事業を進めることによって時間とともに価値も高まります。そういうようなことを一步一步進めて、そして着実に将来の南会津町の夢と希望をつくっていききたいと、そのように考えております。

現実に、ヤマツツジでありますけれども、今の藤生地区に7町歩ぐらいヤマツツジのエリアがあるんですよ。特に東部は間伐といいますか伐採すると、ヤマツツジが私は出てくるんじゃないかと思うんです。ですから、ドウダンツツジとかいろいろありますけれども、そういうような地域づくり、東部地区は可能性あるところいっぱいあるので、その辺を十分注視しながら、私はあるものをまず生かしていくのも早道だと思いますので、そういうことを考えて、各地区からいろんな情報もいただきながら、この地域づくりをしていきたい。

また南郷では、我々もこれまでも南郷地区で守ってきた高清水公園でのヒメサユリ、それから田代山のオサバグサとか、いろいろございますので、本当に春から秋までのいろんな自然が楽しめると思えますので、そういうこともしっかりPRし、また守りながら活用しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、次に、観光客誘客のために町並みの整備をしてはということではありますが、現在田島地区中心市街地活性化ビジョン策定を南会津町商工会が中心となって行っていただいております。自然の恵みと伝統文化を誰もが実感し、誰もが訪れたい町を基本コンセプトに議論を展開しております。

計画の重点施策の一つには、写真写りのよい町並みづくりが掲げられております。町並み、景観づくりについての検討が進められておるところであります。

その議論の中にありまして、会津田島駅から役場新庁舎までの動線を意識した景観づくりとして、空き店舗の活用、ポケットパークや案内看板の整備、景観に配慮した建物の配色などを検討されております。

道路改良においては、景観に配慮したカラーアスファルト舗装にも生かしてまいります。それ以外に景観を楽しめるような町なかマップの充実、町なか案内人の組織整備など、既に実行されていることもございます。

景観づくりにおける環境整備につきましては、短時間でできるものや、将来のまちづくりを見据えて、そして整備を進めるものがあると、そういうようなことから、一朝一夕、なかなか整備が進まない部分もございますけれども、会津田島駅から中心市街地に観光客を誘導する最重要線といたしまして、今後町商工会がまとめ上げた計画に基づきまして、事業推進の優先度合いを見極めながら事業計画を具体化する、具現化していきたいと、そのような議論を進めてまいりたいと思っております。

それにも、リバティが4月21日から1日4往復運行されております。町民の皆さんにも、来られた方々にも、観光客の方々にも、おもてなしであったりおいしい食べ物を提供していただければ、非常にありがたいと思っております。町としてもこれらを踏まえた中で、しっかり観光ルートであったり、そのような対応を町として、地域の町村も含めての話もありますけれども、そういうことを対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 ただいま町長からご答弁がございましたが、ヤマツツジもやはり、このヤマザクラ一万本の里づくり事業の中で対応できるということでありましたが、私が思っているのは、町民の方で町の花を知らないという方がいるということなので、できればヤマザクラと離れた姿の中での事業化はできないのかなという思いがあったものですから、こんな質問をしたんですが、隣接町村から南会津町に入ったところの山などに、やはりこういったヤマツツジ、もう南会津に入ったらすぐヤマツツジがあるんだというようなことも、大事なことはないのかなと。

そして、やっぱりそういうことが、ヤマツツジを見ればやはり南会津町だという意識づけ、これも大事なのかなというふうに考えますが、これは町道だけでなく国・県道、全ての道路に言えることなんです、もう町内に入ったらヤマツツジが見られるというのが南会津町なんだ

ということを、広く知っていただきたいなというふうに思います。そして、こういった町、思いを、町民の思いを込めながら、町の花として、やはり内外の方たちに認識していただけるのかなというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに1万6,000人おられますから、町の花であったり木であったり鳥であったり、ご存じない方もいらっしゃるかと思います。そうした中で、一人でも多くの人に、全員にその辺を理解してもらえるような広報だけはしっかりやっていきたいと思ひますし、広報の中にも載けておりますので、それは見てほしいなと思ひます。

私としても、本当に南会津町、自然がいっぱいだよと、こう言われますけれども、やはり栃木県のほうから、ましてや先ほども道路の話もありましたけれども、栃木西部道路が、調査費がつかしました。そして、私たちの町のほうに実際に今度、具体的な話で向かってくると思ひます。そうしたときに、栃木県、それから山王峠のトンネルを越えて南会津町に入って、南会津町に入ったなど、そう実感できるような整備をこれからしたいなと思ひています。

それで、森林管理署であったり国道ですので、県とか関係ありますので、そのような話はもう既になっているんですけども、なかなかそれを今度利用する、それを我々が整備するにしても、やはり許可も必要ですし、そういうようなことがあるもんですから、そのような話し合いはさせてもらっています。

そういう意味で、桜であったりヤマツツジであったり、いろんな準備が必要でありますので、そのようなことも含めて、関係する皆さん方にも、協力していただける皆さん方にも、十分その辺は理解してもらいながら、進めていく段取りを図っていきたくと、そのように思ひています。一人でも多くの人に参加してもらうことが、これはまちづくりの大きな意義があると思ひますので、そのような中で進めたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 先ほど、東部地区に、藤生にヤマツツジの群生林があるというようなことを聞きましたが、合併しましたから各地域、館岩地域とか伊南地域、南郷地域などにも、できれば私はそういう地域に、一山にヤマツツジを全部植えて、そして観光地にできないかなというような考えを持っているんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これも偶然かもしれませんが、中山峠の旧道のところに、シラカバの自然林があるんですよ。これも7町歩なんですよ。それで、高清水のヒメサユリ公園、これも7町歩なんですよ。それで、藤生地区、もっとエリア広げられますよと、こう言われているんですけども、これも現在約7町歩と言われているんですよ。

今、大きな、何といいますか、そういう群生地といいますか、そういうところを、私が知っているのはその部分なんですけれども、もっともっとあると思うんです。ですから、そんなことも含めて、その地域の特性を生かしたまちづくりということも常々申し上げておりますので、そうしたことも、先ほども申し上げましたけれども、地域の情報もいただきながら、やっぱりその地域に合ったものをやるということも大事なことだと思っています。

ですから、桜も現実に植えなくても、もう館岩の数間沢にはかなりあるんですよ。その周りの伐採をしてもらって、枝を張らして大きくしようという、それも町有林なので、やっていますので、それから中山峠の、今度金龍橋もできますけれども、あの金龍橋から中山トンネルのちょっと手前になりますけれども、銀竜橋ぐらいの程度のところまでは結構桜の木もあるんです。ですから、そういう、もう既にあるところがあるので、ですから町としては、そこは荒海財産区かもしれません。そういうことも含めた中で、町としてあるものを生かす、そういうことも対応しながら地域づくりをしていきたいと。

今議員おっしゃられた、このいろんな素材を生かすということは大事でありますので、それなりが1つじゃなくて、いろんなことが織りなして醸し出す地域づくりというのが大事だと思いますので、それをしっかり進めていければなど。これには地域の人たちの協力も必要なので、その辺の理解を皆さん方にもお願いしながら、町としてはやっていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 そうですね、やっぱり今の自然体を崩さないような姿で増殖するというのも非常に大事な事なのかなと。そしてやはり、内的人たちですね、外はその後になるでしょうが、この町の花、これを知らない人、こういう人たちをいかに少なくしていくか、やはりこの事業も非常に大事な事ではないのかなというふうに考えます。

この町の花を生かしてやれば、観光客の増加によって、やはり交流人口の増加にもつながるのかなというふうに考えますが、その交流人口についての考えはどう考えていますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

昨年度の観光入れ込み数につきましては、94万4,000でございます。震災前が約126万とい

うことで、約30万くらい減少しています。

その大きな要因としましては、観光バスが来なくなったということもあります。あと、旅行形態も個人の旅行が多くなったと。あと宿泊をしないで、道路もよくなったせいもあるんでしょうが、日帰りの観光客が多くなったということで、なかなか立ち寄ってもらえないというような現象があります。

町としまして、観光産業が伸びるということは地域経済にも大きく寄与するというので考えておりますので、観光イコール地域経済の発展ということで考えていますから、交流人口がふえるということは、イコール南会津に力が戻るということでもございますので、これからも交流人口の拡大、いろんな事業を通しまして、先ほど言いましたように、早く交流人口が100万になるような事業の仕組みを構築しながら、対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 それで、やはりこういうことを、こういう事業を行いながら、観光客の増加、また交流人口の増加につながればなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

それから、この町並みの整備のことなんですが、先ほども9番議員のほうからも、いろいろ道路の整備ですか、9番議員は。

私の質問は、駅から新庁舎までの町並みというのは景観なんですね。今商工会のほうでも、やはり写真写りのよい町並みづくりというのを考えているようですが、この新庁舎にも多く使っております町産材、こういう町産材を活用した、できれば格子状のような板塀を通りの両側にできないかなというような思いがあります。南会津町は祇園祭というものがあって、この祇園祭の町並みに似合ったような外観はできないのかなというような思いがありますので、これは少しでも古風的な町並みになればどうか。これは林業の活性化にもつながるのではと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

田島、祇園、歴史、伝統、文化の本当に祇園祭ということが、この地域の大きな原動力にもなっておりますし、そうした中で景観条例がございますし、この地域をどうするのかと、どのような景観に持っていくのかということは、非常にこれからの観光といいますか、そういうことも含め、地域の活性化も含めて、非常に大事な要素になってくると私は思います。

そうした中にありまして、地元の商工会の皆さん方にも、この地域おこしをどうするのかということも協議していただいていますし、そしてまた実際に直接関係する、そこの通りの人たちの意見も十分に聞かないと、一緒になってやらないとだめだと思うんです。ですから、考え方は私もそのような考えを持っていますので、皆さん方がまたどのような提案をされるかということも含めて、町としてそれらの対応をしていく必要があると、そのように思っています。

今は、議員は今、役場から駅までの通りのことで質問されておるわけでありましてけれども、私としては今後5年、10年、そこから先のこの地域づくり、道路がどう変わっていくかということ、これも含めた中で、まちづくり、道路が変わる中でのまちづくり、そういうことも想定しながら、やっぱり町としては考えていきたいなと、そのように私は思っていますので、そのようなことも念頭に置きながらまちづくりはしていければなと、そのように思っています。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 そうですね、今、前向きな返答がされましたが、やはり私も、とりあえず町なか全体的な整備はなかなか、今のところ厳しいのかなというような思いがありまして、とりあえずリバティ会津で南会津町に来られる観光客のことを考えれば、駅から一番目につくこの新庁舎までの間、これを手始めにという思いの中で質問したわけなんですけど、できれば121号、今の国道121号全線、町の外れから外れまで、これらのエリアに入れて考えていただきたいんですが、まずはという考えの中で質問をしたんです。

ただ、本当に今までになかったようなカメラを掲げた散策をする姿を見ますと、これもやはりリバティ効果かなというような感じで私も見ているんですが、そういった、少しでも、今町長も言われたように、これから先のことを考えれば、少子高齢化が続くこの南会津町の現状の中で、観光客の誘客というのは非常に大事な問題ではないのかなというふうに、常に思っているものですから、手始めにこの駅前通りの通りをぜひ整備していただいて、そして観光客の誘客につながっていただけないかなという思いで質問していますので、町なか全体も踏まえた考えがある中で、駅前整備というのは一番大事ではないのかなと、一日でも早く整備をしていただきながら、そして観光客の誘客につなげていただきたいというふうに考えます。

それと、この整備をするのには、両側の各住宅の問題が出てくると思います。そういう問題が出たとき、町のほうでも丁寧な説明をしながら、そして住民の方に理解を求めて、そして賛同していただける、そういううちから始められないかなと思いますが、そういう問題点もあるとは認識しているんでしょうけど、そこのところをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほど9番議員の質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、今商工会の皆さんと、住民参加の中でのまちづくりということ、本年度中に検討をつくり上げてもらうというようなことになっています。

そういう意味では、役場庁舎、まだ隣、工事中でありますけれども、建物は完成しました。そしてステーションプラザ、駅があります。シンボル同士を結ぶこの通りは、非常に大事な通りになってくると、降り立った人がまず最初に目にするのはその通りだということで、まずその通りからやるということはそのとおりなんですけれども、そうしたことを含めて地元の意見、それからそれぞれの関係者の意見をしっかり聞いて、そしてこの事業といいますか、それらを進めていきたいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思いますし、また皆さん方にもいろんなご意見とご指導をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 わかりました。花の問題、駅前整備の問題、町長答弁の中から町の本気が伝わってきました。

これも高齢化による人口減が常に頭の中にあるものですから、いかにしたらこの南会津町が交流人口がふえて、少しでも活気づく町になるのかなというふうなことを考えながらの質問でございました。

これからもそういったものに誠意を持って、私たちが協力していきますので、町のほうでもよろしく願いたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、6番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

平成29年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成29年9月15日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議員提出議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 日程第 2 報告第 5号 専決処分の報告について
- 専決第15号 工事請負契約の一部変更について(平成27年災町道古内平・竜伏線道路災害復旧工事)
- 専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第64号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第65号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第68号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第69号 ヤマザクラ一万本の里づくり基金条例
- 日程第 9 議案第70号 工事請負契約について(新庁舎建設事業地中熱利用システム導入(融雪2期)工事)
- 日程第10 報告第 6号 平成28年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第11 議案第71号 平成28年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第72号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第73号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第74号 平成28年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第75号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第76号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第77号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第78号 平成28年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第79号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第80号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第81号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第82号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第83号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について（総務委員会）
- 追加日程第1 委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 議員派遣の件について
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員

11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により遅刻する旨届出のあった議員は、12番、高野精一君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるようお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申し入れ

○五十嵐 司議長 ここで総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○渡部正義総務課長 おはようございます。

議会の冒頭に配付資料に間違いが発見されましたので、ご報告申し上げますとともに訂正の件につきましてご理解をいただきたいと思っております。

間違いが発見された資料ですが、過日、一度差しかえ配付をさせていただきました財産に関

する調書でございます。この中の13ページに数字の誤りが確認できましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、間違い箇所の説明を申し上げます。

13ページ、5番、債権の2つ目の行にあります介護事業安定化資金貸付金、こちらの欄でございます。現在末残高は変更ございません。2,521万円で変わりありません。その隣、決算年度中増減額、こちらが変動ありまして、三角の220万円、三角の2,200になります。決算年度末残高、ここも修正になります。表記では2,521万円となっておりますが、これが2,301万円、23,010に変わります。そしてその下の合計の欄でございます。年度末増減額、ここについては三角の220万円、三角の2,200、そして合計の欄でございますが、こちらが修正後の数字が27,998、2,799万8,000円というふうに記述すべきが正しい数字でございます。

たび重なる修正で本当に申しわけございません。シールによる張りつけで修正をさせていただきたいと思っております。心より陳謝を申し上げて、おわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 ただいまの総務課長説明のとおり、議案の附属資料の一部訂正についてご了承願います。

暫時休議いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。



◎議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、議員提出議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第5号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第5号 専決処分の報告について、専決第15号 工事請負契約の一部変更について（平成27年災町道古内平・竜伏線道路災害復旧工事）、専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第64号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第64号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

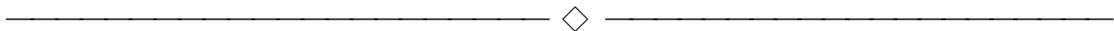
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第65号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第66号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第67号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第68号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第69号 ヤマザクラ一万本の里づくり基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 この条例につきまして、3点ほどお尋ねしたいと思います。

第1条、第2条、南会津会の件でございまして、まず、第1条の「本町の豊かな自然を未来につなぐため」ということの基金でございしますが、未来につなぐためというふうなことです、具体的にどういったものに対しての基金なのか、第2点の「基金として積み立てる額は、予算で定める」となっておりますが、おおむねどのくらいの予算を考えていらっしゃるのか。

3点目が南会津会、東京で行われた際に、南会津会の人たちが寄附を募ってこのヤマザクラに協力したいというふうなことでありまして、ここに集めた寄附金に関しましては、これに入れるものなのか、それともヤマザクラ一万本始まっておりますが、この事業にもう使われているのかの3点をお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、第1点目のこの基金条例の第1条、「本町の豊かな自然を未来につなぐため」の目的でございますが、これはきのうも貝田議員からもご質問を受けた、答弁、町長もいたしました。この事業を成功させるためには、多くの方々に愛着を持って取り組んでいただくことが一番大事だと思います。これかなり長い時間かかります。大体10年のスパンで考えておりますが、そうしたときにやはり財源の確保ですね、これだけの10年間で町の予算だけではなかなか対応できませんので、この長い期間の中において賛同者、協賛といえますか、そういうものを受け入れながら財源の確保も同時に行っていきたいと。

具体的にはかなり苗木代ですとか、あるいは植えた後の管理ですとか、あるいは活動資金とか、もろもろの経費がこれからかかるわけでございますから、そういうものも含めてみんなでこのサクラづくりを支えていきたいと思いますという、そういう趣旨で第1条、未来につないでいきたいというふうな、そういう目的で受け皿として今回の基金を設置するというふうなことでございます。

それから、2つ目の予算もどのくらい積み立てるんだというふうなことで、これは平成30年度の予算編成がこれから始まりますので、その中で当然農林課だけでは決められませんから、財政のほうと協議をしながら、どのくらいが適当であるかというふうなことを検討いたしました。平成30年度の予算に計上したいというふうなことで考えております。

それから、3点目のふるさと南会津会ですか、ことしの7月だったと思いますが、約40万円ほどヤマザクラに使ってくださいというふうなことで寄附を受けました。当然この条例が可決されましたら、この40万円はこの基金に入りたいというふうなことで考えております。

当然それはヤマザクラ、目的がそういう寄附でありますから、今後はヤマザクラの事業に使わせていただきたいなというふうなことで考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 第1条の件で、本当にそういった考えのもとで将来に残すためにというふうなことで大変すばらしいかなと思っておりますが、ただ、基金でございますので、毎年積んで毎年おろすわけにはいかないと。と申しますのは、やはり自然のものでございますので、枯れるものがあったり、また病気が、オオヤマザクラは病気になりにくいという質はありますが、それでもやはりきのうも述べましたように、私の家でさえ葉っぱも食われてなくなってい

るというふうな状態もございますので、やはり基金とは別に考えてほしいのは、毎年の予算の中でせめて駆除の薬代ぐらいは出しておかないと、基金から毎年繰り出すようになってしまうおそれがありますので、その辺を気をつけながら、ヤマザクラ一万本の里づくりを目指していただきたいということでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおりだというふうに認識いたしております。本年度のヤマザクラ一万本の里づくりも県の森林環境税約900万円程度該当になりまして、本年度の予算額を決定しております。ただいま冒頭で全国の森林環境税の意見書の可決もいただきました。来年度の税制改正に向かって、国のほうでこれから動き出すというふうに認識いたしております。

そういった国の環境税、あるいは県の環境税、それから町が独自にヤマザクラ一万本を町民に広げていく、そういう総合的な視点に立って基金の額が設定されたり、維持管理経費が適切に執行されるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 第3条についてお伺いいたします。

「金融機関への預金その他確実かつ有利な方法」と明記されておりますが、その他確実で有利な方法とは具体的にどのような方法なのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 会計室長。

○室井竜典会計室長 ただいまのおただしにお答えいたします。

まず、金融機関への預金ということで、預金は普通預金もありますし、定期預金もあると。それと有価証券等に現金をかえるということでございます。

以上でございます。

○5番 室井英雄議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 理解の関係、理解を深めるために2点ほどお聞きをしたいと思っております。

1つは、4条の後段、「基金に編入するものとする」と。「一般会計歳入歳出予算を計上し

て、基金に編入する」という、このことについて具体的にどういうことなんだかということ
1つは教えてほしい。

あと第5条、これも後段の部分です。「基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する」
というこのこと。具体的に専門用語で読んでもちょっとわかりませんので、具体的に教えてい
ただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 会計室長。

○室井竜典会計室長 それでは、ただいまのおたがしでございませう。運用益金の処理というこ
とで、第4条に定めてございませう。これは基金の運用、例えば定期預金に預けておきまして、
その利子が生じた場合、その利子が生じた場合、まず一般会計の予算の中で予算に計上して
ございませうので、それを基金会計のほうに繰り入れする、編入するということとございませう。

第5条につきましてですが、この（繰替運用）とございませう。これは一般会計のほうに現金
に不足した場合、不足する時期がございませう。例えば災害があつたりして現金が不足するとか、
除雪経費がかさんで現金が不足すると。そういった場合に、この基金のほうから運用するとい
うこととございませう。

まず、運用というのは、基金を一時取り崩しまして、それを一般会計の歳計現金、一般会計
のほうに移すということとございませう。ただしこれは制限がございませうして、年度内期間を定め
て運用するということになっておきませうので、年度末にはまた基金に戻すと、戻し入れする
という、そういうふうなシステムになってございませう。

以上とございませう。

○17番 室井嘉吉議員 はい、了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにありませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めませう。

これで質疑を終りませう。

これから討論を行います。

討論はありませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めませう。

これで討論を終りませう。

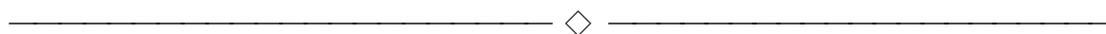
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第70号 工事請負契約について（新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（融雪2期）工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

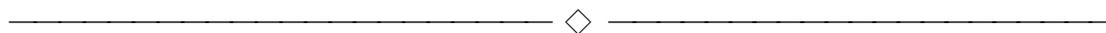
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第6号について

○五十嵐 司議長 日程第10、報告第6号 平成28年度中における主要な施策の成果及び予

算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成28年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号、次の議案第71号以下各会計歳入歳出決算の認定についての審議と合わせて質疑することにはいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、議案第71号から議案第78号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と合わせて質疑することといたします。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第71号 平成28年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 冒頭確認させていただきたいんですが、決算概要の関係については今ほど申されました議案の、例えば一般会計から国民健康保険、後期高齢者、介護のほうまで決算概要に入っているんですが、その関係で議案に関係してないところも関連する質問をしてよろしいかどうか、それとも分けて、それぞれ分けるのか、ちょっと確認をしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 それぞれ関係ごとに分けていたします。

○4番 渡部訓正議員 関係ごとに分けます。では、わかりました。

それでは、まず、決算概要の16ページ、第9表、平成28年度地方債の借入状況の中で、例えば臨時財政対策債は、今回この今年度の平成28年度の利率は0.02、ただ前年度は0.1、そしてほとんど安く、政府関係の資金関係は安くなっています。いいことだなというふうに思うんですが、ただ、一般単独事業債、会津信用金庫さん、あと過疎対策事業債、中ほどの東邦銀行さん、あと一番下の一般単独事業債で会津信用金庫さん、ここのはそれぞれ一番上から

申しますが、前年度0.175だったのが平成28年度は0.38、そして中ほどの過疎対策事業債が平成27年度は0.17だったのが0.25、そして、一番下の一般単独事業債が平成27年度は0.19が0.495ということで、入札をやってこの形を決めているということで理解は、理解というか入札の結果ということになるわけですが、本来これだけ政府関係機関が0.1から0.01という10分の1まで利率が下がっているにもかかわらず、民間のほうが高くなっているというのは、やはりちょっといかなものかなど。入札ですからこれは、そしてそれぞれの関係する銀行の行く末というのものもあるというふうには聞いているわけですが、やはりこういうのがちょっとの、これだけの金嵩の中で、そんなには小数点以下の金額ですから、そんなに大したことはないというふうに捉えるかもしれませんが、やはり利率は少ないほうがいいわけでございますので、それらについてどのような考えなのか、お聞きをしたいなというふうに思います。

一般会計の関係でいうと、この関係だけで、ほかの議案の関係でも同じような関係が出てくるから、先ほど質問はどうでしょうかという質問をさせていただいたんですが、先ほど議長からそれぞれの議案のごとにやれということなもので、ちょっと関連するような形には考えるんですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 ただいま地方債の借入れ、その利率等々に関するご質問をいただきました。

まず、16ページにあります利率の一覧見ていただけるとわかるように、議員ご指摘のとおりでございます。ここに財政融資資金と書いてある項目は、国のほうで指定された機関、それから利率でございますので、これについては町が関与するというか、町の意向で変わってくるものではございません。

それ以外の部分、例えば一般単独事業債、合併特例債、そして中ほどにあります過疎対策事業債、基金造成分、それから繰越明許のほうにいきますと、一般単独事業債の合併特例債、そして事故繰越のほうの一般単独の合併特例債。これについては国が指定するところではなくて、それぞれの自治体で借入先を選定していいですよという決まりになっているものでございます。

それで我が町の取り扱いとしては、合併以降、市中金融機関との取引、それから支援、そういった意味合いもあってかと思いますが、これらについては市中金融機関に対して借入れをやってきたということでございます。

それでお話の中にもありましたが、借入先を決めるに当たって金融機関ですね、東邦銀行、大東銀行、それから会津信用金庫、福島労働金庫、J A会津よつばというような金融機関があ

りますが、こちらに照会をかけまして、入札という形でその年度に借り入れる金額の利率を決定しているというような取り扱いが今の中身でございます。

ただ、議員がおっしゃられるように、政府の示したものとちょっと差があるのではないかとというのはご指摘のとおりかと思えます。

なお、この件については、次年度以降の契約に際し、お願いすることで少し下がるのか、そういったところも検討課題かというふうに捉えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○4番 渡部訓正議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

8番、湯田賢太朗君。

○8番 湯田賢太朗議員 私は、この報告第6号の件でちょっとお聞きしたいと思えますが、事務報告の中の34ページですか、地域の乗り合いタクシー運行率という項目の中でちょっとお聞きいたします。

この運行回数とか年間乗車人数、こういうのをちょっと分析してみると、例えば館岩地域の乗り合いタクシー、これが1日3往復、3往復ということは6回車を出しているということだと思いますが、これをつまり365日運行しているわけですから、大体そうすると年間に2,200回走っているわけですね。2,200回走っている中で、年間の乗車人数が2,003人と。ということは、あの大きなバスに0.9人しか乗っていないということですよ。ほとんど空気を運んでいるような状態。これをさらに委託料から押してみると、大体1人6,800円、まあ7,000円くらい、1回の。そしてその人はまた帰るわけですから、2回使っているわけですよ。2人になっているわけです。そうすると、1万4,000円その人には交通費を払っているというような、私計算するんですが、それでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

今ほどの館岩なんですが、1日3往復ということで運行しておりますが、大体1日の平均の乗車でいきますと8人程度ということ……

〔「いやいや、1日な」と言う者あり〕

○渡部浩治総合政策課長 1日で。1便当たりになりますと、やはり1.何人という形になってしまっております。それが現状であります……

〔「ちょっと計算が違うでないの」と言う者あり〕

○渡部浩治総合政策課長 運行日数が365日ではなくて平日のみになりますので、月に20日前後の運行ということになっております。ということで割りますと、先ほど申しましたように、1便当たり1.何人、そうしますと1人当たりになりますと、大体8,000から9,000円ぐらいの費用負担がかかっているということが現状であります。

ということがありまして、今、公共交通のあり方というものを検討中でありまして、今までのままでいいのかということではなく、今後、こういった形がいいのか、地域の中と協議しながら検討していきたいと思っているところがございますので、ご了解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 これはそうすると、365日走っているというわけではないということで、私の計算もちょっと違ってきます。

それにしても、1.何人かだと。大きなバスに1.何人か。確かに人にやさしいまちだとか、福祉の行き届いたまちだとかという項目には、大変当てはまってい立派な事業だとは思いますが、それにしてもちょっとこれは考える余地があるのかなと。

というのは、やはり何かこういう利用者の少ないのに対して、車を相乗りタクシーだとか、あるいはワンボックスカーの小さいやつを回すとか、そして委託料も大体半分ぐらい、このぐらいしか乗っていないんだからということで、やはり交渉する余地があるのかなと私は思うんですが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお話をさせていただきたいと思えます。

これは本当に現実対応と実情と乖離しているということはわかっているんですけども、これいろいろ公共交通、このような交通もありますし、あとスクールバスもありますし、会津バスもあるわけでしょう。これトータルにするとかなりかかっていますし、実際の利用者は1台当たりになると本当に1.何人とか、いいところで2人とか3人とかの数字くらいなんですよ。

もう一方で、これの便利さを、利便性を図りたいとあれこれ今までも検討してまいりましたが、ことしまた特命の中で総合施策のほうで私も何とかやってくれと、そのような話を今しています。県のほうにもお話ししましたら、県も、県全体の中ではこのような状況が各町村にあると。その事情も県はある程度理解していただいているんですけども、そうした中で、スクールバスとか一般の公共交通といえますか、そういうことの利活用をどのように、規制緩和もあろうかと思えますけれども、そうしていかないとなかなかここ、それぞれの単独だけでやってたんでは、ここの改善はできない。

また一方で、では、何と申しますかね、経費だけのことを考えてこれを合理化するわけにもいかないし、実際に使う人がどのような使い方をしたいのか、どのような利用の仕方をしたいのかということが非常に大事になってくると私は思うんですね。

町も去年、おとしですか、デマンド交通とかも一部で試みましたがけれども、これもなかなかうまくいかないですね。それは利用者、それから業者、実際に日にちによっても違うとか、場所によっても違うとか、買い物難民、通院、通学どうするんだという話になるんですけども、その辺のところなかなかうまく解決法がないというのが今の現状なんです。

しかし、これは一方で、また後で皆さん方から恐らく質問受けるかもしれないけれども、免許返納の話もございまして、そういうことももろもろ絡んだ話になってくるんで、町としては何とか、どっちもいいということはないかもしれませんが、その中でできるだけいい方法を見つけ出したいといろいろ今研究しています。ですから、県のほうにも今後も相談しながら、財源も含めての話になりますけれども、そういうことも含めて県のほうにもいろいろ問い合わせをして、そして町の考えを言って今後の解決策を、すぐにはできないかもしれませんが、見出していききたいというのが今の考え方を持っていますので、その辺は、今の実情はよくわかりますので、今議員おっしゃられるとおりでと思いますので、その辺をしっかり踏まえた中で今後対応していききたいと思いますので、ご理解とまたいろいろアイデアあったら教えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 確かにこれやめろというわけにもいかないし、難しい問題だと思いますが、とにかく私考えるには、これだけ利用少なければ、例えばタクシー券を出してその6割とか7割とか補助するとか、何かそういう方法のほうがかえって得かなと思うような面もあるし、これはそうでなくて、自分で自家用車持って年間車を買ってガソリン代使ってやっている人からすれば、年間に車の償却まで含めれば100万円ぐらいはみんなかかっているわけですから。だから、そういう面からいうと、一方では、不平等な面があるのかなということも考えますので、とにかくこれはもう一度検討してみる必要があるのではないかと私は思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事務報告の244ページ、奨学資金の償還状況を述べておられますが、この中で921万7,100円という数字が上がっております。本当に奨学資金をもらって一生懸命

勉強されて社会に出て行かれると思うんですが、償還をされていないという状況だと思うんですけれども、これについての現状把握と、それからそれに対してこれから償還していただくということでの対応について伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えをいたします。

921万7,100円となっておりますが、これに対しては毎月口座から償還していただくようになっておりますが、諸事情によって落ちない方もいらっしゃいます。定額を償還していただくことになっておりますが、現状を聞いて分納していただくというような対策も現在はしております。

この金額は、議員おただしのおり、非常に大きい金額ですので、これからは定期的な、課全体として定期的な督促をして現状把握に努めてまいりたいと思います。

ことしも過年度分については、ある程度の何というんですかね、徴収はしていただいたんですが、固定化しておりまして、現状の把握に努めてから、これから督促をしてまいりたいと思います。定期的な督促では、何というんですか、一方的な問題もあるので、現状を把握させていただきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事情は相当把握されていると思うんですが、たしか奨学資金貸与のときには、保証人という方もたしかあったなというふうに記憶しているんですが、例えばその辺の保証人との関係というふうにはどういうふうにされておられますか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えをいたします。

本人がだめな場合、だめというとおかしいですが、本人と面談をしたり、通知を出して返事がもらえない場合については、通知を出す際に保証人の方にも何回か償還されない場合には、そちらのほうにも通知を申し上げてよろしいですかというような文面を昨年からつけさせていただいて、それによって何人かの方は返事がありまして、その対策はしております。ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 対応されているというふうに思っておりますが、今後とも金額が多いので、全体的な事情は国の本当に、国でもそういう政策をやるというね、やっておりますので、本当に厳しい状況はわかりますが、本当幾らかでも、しっかり納めている人を考えると、

やはり少しでも納めていただくような努力をこれからも続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 事務報告を中心に何点か質問をさせていただきます。

1点目は、総務課案件にかかわる点でございます。

1ページに、顧問弁護士設置事業ということで、平成28年度11件の相談件数があったと、こういうことでご報告されておりますが、この相談の中身についてどんなような案件で相談をしたのかということと、あとこの間、顧問弁護士の設置事業ということをやってきて、行政の立場から、何というのかな、スムーズな行政というか、そういう点で顧問弁護士を設置したのために、特にこういう事業について成果があったというような点あれば、ご紹介をいただきたいなという点が1点であります。

あと1点は、ここ3年間くらい前、3、4年たちますかね、人事評価制度という運用ものが導入されてきているというふうに思いますが、これらに対する表記がどこ見ても一切ございません。これ次年度に向けて、この辺も事務報告の中に表記を、ぜひ次年度に向かって、上がったたり下がったりという分も実数としてあるんだろうというふうに思いますので、その辺のご報告もしていただきたいなと、こう思います。

あとは、この間の議会の中で私もずっと感じてきてることなんですが、専決処分で事故にかかわる分ですね、交通事故にかかわる分、これもやはりきちっと年間何件で、補償額としていくら払いましたよと、こういうこともやはり事務報告上きちっと報告すべきだろうと、こう思いますので、この辺も次年度に向かって検討をいただきたいなと。

あと1点、マネジメントシートの関係でございます。

これの31ページ関係ですね、これ売上額というか、そういうものの額の表示でございますが、ここ工夫して労働者の年間所得の欄もぜひ設けていただいて、表記をしていくと。目標値もきっちり持つと。こういうことをぜひマネジメントのところではご検討をしていただけないかと、こんな点を申し上げて、私の質問と要望にかえたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 総務課案件3件ほどご質疑いただきました。

まず、顧問弁護士制度でございます。これの11件の主な中身ということでございますが、複

数回相談しているものもありますので数字は合致しませんが、まず1つは、地域おこし協力隊への事故の関係もあるんですが、車両の貸し付け、保険の負担、そういったものが町として貸し付け、車両の保険料を町が協力隊員のほうに交付して、協力隊員が保険をかけることが可能かというようなことを相談した事例がございました。

それから、建物賃貸契約書の解約、解釈について。それから、林道を走行して車に傷がついたというような補償を求められるような話がありましたので、そのクレームに対する対応について。それか出資会社を退職した者からの陳情に関する相談。それから、臨時福祉給付金の現金給付と介護保険料の納付、滞納にかかる取り扱い。それから、虐待のため措置されているものからこの生活支援にかかるもの。第3セクターに関する長期債務に関する町のかかわり方。それから奨学金の未納がある破産者に対する滞納整理。そして町有地に承諾なく存在する建物の撤去等のかかわりというようなことで、いずれも法律的な解釈が必要なものについて顧問弁護士のほうに相談をしております。年間30万円ということをやらせていただいておりますが、我々事務方としては、相談をすると数日内には回答がまいります。非常にありがたい制度だというふうに感じておりますし、制度的にも十分機能しているものというふうに感じております。

それから、人事評価制度、それから、交通事故に関する賠償の事例の事務報告の記述がないというふうなご指摘でございます。これについては、次年度に向けて検討事項とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

マネジメントシートの欄で今ほど成果指標の状況のところをちょっと改善すべきではないかということがありました。まずは目標達成、どのような事業があつて、それを達成するためにはどういう目標がありますかと、その目標を因るための指標ということで今回このような形にしましたが、ご指摘のあった件について担当課のほうと協議をしまして、今後どういったほうがわかりやすいのか、検討させていただきたいと思います。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 確認なんです。今総務課長の顧問弁護士料、年に30万円という形であれしたんですが、相談1件、例えば個別の相談したときは個別の相談料も含めてあれなんです。何回相談しても年間30万円で大丈夫なんです。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

30万円の年間顧問契約しております、その間に相談する案件に限りございません。ですから、困ったことがあれば何件でも相談できると。ただし、そこの相談から実際に訴訟を引き受けてもらう、弁護してもらうというような場合に発展した場合、それは別途弁護士費用としての金額が発生するということをご理解いただきたいと思います。

○13番 星光議員 はい。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 事務報告の161ページで生涯学習課のほうでございますが、上段、公用車車庫主体工事というふうなことで、これはスクールバスの車庫の工事かと思われませんが、せっかくいいものを建てたわけでございますが、スクールバスの中古を買いかえたということがございまして、そのバスが車庫の中に入るんですが、長すぎて鼻先とか後ろが出るというふうにお聞きしておりますが、これは建てた時点で前車のサイズ等に合わせてつくられた、それはわかるんですが、私言いたいのは、これから冬になってくるというふうなことで、多分子供たちのスクールバス出るのは朝早いと思いますが、運転手さんが今以上に早く出ていって、暖機運転しないと雪がとけないというようなことも起き得るわけございまして、今後早急にそういう対策、冬対策をやはり運転手さんいらっしゃると思うんですが、相談しながらどうしたら暖機運転を長くしないで迎えに行けるかというのを相談してはと思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり認識はしておりますので、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 検討という言葉いいんですが、やはり運転手さんも子供たちに暖かいのに乗せてやりたいという気持ちで多分運転していらっしゃると思うので、これは車庫のほうも次年度どういうふうになるのか、よく考慮しながらやっていただかないと、ずっと外に出っぱなしというような状態であります。頭を先に入れば、お尻が出ているというふうなことになりますけれども、それにしてもやはりお尻が出ても後ろも凍ると、バックに支障がするとい

うようなこともございますので、その点は臨時的でも何でもいいんですが、早急にそういうものを考えていただきたいということでございます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 事務報告29、地域協議会について、同じく事務報告138、観光振興事業について、2点について伺います。

まず1点目、地域協議会についてですけれども、こちら田島地域協議会について載っています。そのほかの地域に関しては支所のほうに載っているかと思うんですけれども、状況について伺いたいんですけれども、我々行政の視点からしますと、事務事業の視点と、あと地域の視点というのがやはり広大な面積持つ南会津町では必要かと思っています。

そんな中で、例えば田島地域の第3回では地域課題に関する意見交換とございます。こういったところで地域の代表の方々がどのような視点でどのような課題を、どのようなことを課題と捉えていらっしゃるのか、それについて各地域お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

ただいまちょっと手元にそのときの会議資料持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきますと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ないということですので、それでは、観光振興事業のほうから質問したいと思います。

138ページ、こちらに観光資源について、るるずうっと文章による報告がなされております。私、数年前からこのような形式になってから少し疑問に思っているんですけれども、今回からこういったマネジメントシートによる、数値による、それとあと事業の関連性による見方、そういった視点非常に必要かなと思っています。特に観光事業に関しては、例えばマネジメントシート、37ページ、観光事業ずっと見ていくと、全体を通して4億2,100万円かかっているわけです。これに対する数値による検証というのは必要かなと思っているんですけれども、観光事業一つ一つ、これら一つ一つに対する事業の検証についてはどのように行っているのか伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

南会津町観光物産協会に委託している事業、あと運営補助金等々約40ぐらいあるわけですが、これについては、6月に観光協会のほうに検証しなさいということで指示をしております。おのおの田島、館岩、伊南、南郷、4支部ございますので、その担当者が8月末で自分なりに検証しまして報告をいただいております。議会終わり次第、その検証をもとに意見交換をしようということの流れになっておりまして、その意見交換の結果を踏まえて当初予算に反映していきたいということを考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 6月に前年度の事業について検証しなさい、8月までに報告していただいて、この議会が終わった後に次年度の予算査定までに意見交換しているということによろしいですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 議員おただしのとおりでございまして、議会終わり次第、まだ日程は調整中なんですけど、町のマネジメントを参考にしながらいろいろの事業の問題点、課題、今後どう進めるんだまで含めた中で議論を深めていきたいなという考えでおります。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 現在、90万人ぐらいに下がってしまった観光客の入り込み、これを140万人とか、震災前まで持っていきたいというのが当然目標かと思うんですけども、それに対する数字の積み上げというのは一つ一つ、恐らく、例えば100万人とかというのは、観光施設がそれぞれ決まっていって指定された観光施設だったり、イベントがあって、その積み上げかと思うんですけども、それに対する数字の積み上げというのは行っていますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

先ほど、先日もお話ししましたが、観光の入り込みの数字につきましては、福島県から19施設が指定を受けております。その中にはスキー場、道の駅たじまとか、花木の宿とか、そういった主な施設でございまして、そのほかに新たに町が建設しました宮本のふるさと物産館と、あと小規模なペンションとか、旅館については対象外になっているところでございます。入り込みについても、小規模な施設については観光協会のほうでいろいろなアンケートをとったり、いろいろなことで集約をお願いはしているところですが、なかなか私らが期待するような数字をもらえないというのが実態でございまして、推定の中で今動いているのが実態でございます。

今議員おただしのとおり、数字があつて次に進むと私らも思っておりますので、その中でま

だ小規模な施設の入り込みについても、再度観光協会とお話をしながら正確な数字の把握に努めていきたいなということでございます。

大型施設については、既に19施設以外については把握をしているところでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 19施設の合計がその100万人であったり、140万人であったりということでございます。しかしながら、果たしてそれで町の観光というのは全て網羅しているわけではないという理解かとは思いますが、ぜひやはり町の観光事業をどうしていくのかという大きな話の中で細分化されていくかと思うので、そこに関しては、商工観光課が先陣を切ってしっかり数字の積み上げなり、各施設への指示なり、お願いなりをしていくべきかと考えますが、その方針について伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

確かに観光施設、指定管理施設だけでも13施設を管理しております。そういった意味で、数字の管理等々、あと来年以降の事業の展開についても、これから来年度予算の打ち合わせ等々の中でもしっかりと今の現状を説明いただきながら、今後どういう展望をしていくんだということを含めた中で議論を深めて、その中での予算措置をしていきたいなということ考えておりますので、ご理解いただきたいです。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ観光事業を推進発信することによって交流人口ふえてくる、大きな目標達成させられると思います。また、アウトソーシングしている部分が非常に多い、合併して以降相当ふえているはずなんですね。したがって、今回、振興公社さんの決算書などもいただいておりますが、しっかりこちらで管理すること、指導することが非常に大事だと思っていますので、職員の資質向上であったり、町の観光を盛り上げていくんだという機運をぜひ役場中心に盛り上げていただくことを期待したいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、地域協議会に移りたいと思いますが、先ほどの質問に対して答弁いただけますでしょうか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 答えさせていただきます。

各地域ごとのということもございましたので、館岩地域のほう答えさせていただきます。

事務報告184ページにもございますが、昨年度の地域協議会の開催内容、掲載させていただ

いております。もちろん地域協議会ですので、そのときその時点での全町的な取り組み、こちらについては、ぜひ各地域とも情報共有しなくてはいけないということで、それなりの内容、お互いに情報共有しましょうということで開催しております。

地域協議会ですので、それ以外に地域独自のという特出しの観点がございます。こちらのほうごらんいただきますとわかりますように、特に館岩地域、今1つの大きな問題になっているのが少子高齢化の中で非常に子供たちが減っていると、今後、館岩幼稚園、あるいは小学校、こういったものの体制どうなっていくんだろうと。それはやはり支所、我々の体制だけでもなかなか難しいという観点がある中で、昨年度は教育長さんにもおいでいただいているいろいろな意見交換をさせていただいたというものがございます。

それと、あと地域特性の中では、都市交流事業ですね、拠点となりますさいたま自然の家、こちらもございます。今後、どういう形で地元の人たちも含めて取り組んでいこうという話をするには、当然自然の家のほうからもまた来ていただいて、いろいろな意見交換をすると。そういった形で、それぞれに開催前に各地域協議会の役員さん方を含めまして、事務局含めまして、テーマを設定しながら、開催を必要に応じて、その回数を実施しているということになります。

なお、余談になりますが、どうしても毎開催ごとに項目が多くなります。予定していた時間をオーバーして会議時間に要するというのはよくある話となっております。

なお、附属しますと、各行政区、区長さん方の区長会でございますけれども、区長さん方の各地域の問題、こちら非常にそのときそのときの細やかな問題でございますので、こちらの情報もみんなで共有しようということで、年に1回は区長会との合同会議と、こちらのほうも実施していると、そのような現状ということで、館岩地域の地域協議会については報告させていただきます。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

まず、伊南地域におきましての平成28年度の開催状況につきましては、事務報告の205ページに掲載のとおりでございますが、まず、全庁的に共通する課題等であったり、取り組み状況についてまずはお説明をして、ご意見をいただくということがまずございます。それ以外、伊南地域におきまして、地域の課題というふうに考えられるものにつきましては、毎年集落支援員のほうで地区の座談会を開催しておりますので、そういった座談会で出されました課題等について、特に地域協議会のほうのご意見を伺いながら取り組んでいかないと、なかなか難し

いというものもございますし、また、そこでご検討いただいても、すぐ課題の解決につながるものもございません。

そういった中で、具体的なものとしましては、ある地域のほうから、先ほど公共交通の話もございましたが、地域からはその足の確保をしてほしいというふうな要望が出されているところもございますので、伊南地域の協議会としてそこについてどういった考え方があるのか、そういったものをまとめた上で、町としての取り組みの中に諮っていただきたいというふうなものもございます。

また、伊南クロスカントリーコース、完全に昨年度完成したわけですが、冬場、夏場の活用を含めてまだまだ不十分でありますので、そういった活用につきまして、地域協議会のほうにお諮りをしてご意見等をいただいて、今後のさらなる活用、さらには伊南地域の振興に図っていきたいというふうなことで取り組んでいるというふうなことが現状でございます。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 それでは、南郷総合支所の地域協議会の関連でお答えをさせていただきます。

事務報告の224ページに、1番に掲載をしております。南郷総合支所、平成28年度については開催1回でございましたが、主な協議事項についてはこのような内容になっております。それぞれの地域と同じように、町の共通の課題についてそれぞれご説明を申し上げまして、ご意見をいただいております。それから、それぞれの地域の事業、この掲載の例で申し上げますと、現在、建設中であります南郷総合センターの整備の事業の関連、それから南郷地域の観光振興計画の関連というふうなものも合わせてやっているところでございます。

それから、2月10日の会議に当たりましては、事前に各委員の方からそれぞれが課題と思っ
ていらっしゃるようなものを出してくださいということで事前に出していただいて、皆さんに周知をしながら当日それについて話をさせていただいているということもやっております。主にやはり人口がこれから少なくなる中で、各地域の集落の施設の維持の管理、あるいは子育て等、高齢者関係等多岐にわたっているいろいろご意見をいただいているというふうなところでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、地域協議会の地域課題に関する意見交換会の内容ということでございますが、第

2回目、第3回目ということで上げさせていただきました。大きなタイトルとしては、第2回には東武鉄道の乗り入れ、特急乗り入れについてと、あと第3回目については、公共施設等総合管理計画という大きなタイトルとして事務局のほうから上げさせていただきました、あとそのほか委員さんのほうからいろいろな地域課題ということでご意見をいただいたところであります。

その主だったものとしましては、中学校の統廃合、それに伴う校舎の利活用をどうしていったらいいのかとか、あとは地域の人口減少に対する対応はどうしていったらいいのか、あと特急乗り入れありますが、それらの受け皿として、来たときの観光客の対応をどうしたらいいのか、あとは廃業した旅館・民宿の活用をどうしたらいいのか、観光誘客のマップ作成的なご意見とか、そういったことを委員さんのほうからいただいて、それについて委員さんの中でそれぞれ意見を交換していったという形になっております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ご丁寧な説明ありがとうございました。

それで、このように地域課題、報告の部分と地域からの吸い上げという2つの構成になっているかと思うんですけども、少し気になったのはマネジメントシートの中の98ページ、この03に地域協議会運営事業というのがございまして、その地域振興係の問題というところ、地域協議会の存在、活動の衰退が危惧されるということがございました。これどういうことなんだろうと、何となく想像しますと、やはり開催してもどうつなげていっていいかわからない。したがって、存在意義がどうなんだろうということを係の方が考えているのが記述かなと思うんですけども、これについての見解を伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

地域協議会、それぞれ4地域で活動しております。合併しまして、10年が経過しました。そういう中で、今後どういった形でそれぞれの地域協議会を持っていったらいいかなという、ちょっと悩んでいる面がありまして、このような表現になりました。

それで今年度に入りましてから、4地域協議会の連絡会等も開きまして、今後の地域協議会のあり方、どういう、では、位置づけはありますが、内容、これからどう活動していったらいいかということで、今、4地域協議会、連絡会開いて話し合っているところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 我々議員としては、地域の課題吸い上げて非常に大事だと思っているものの、地域協議会という決定権のない機関に関して、やはり行政としては非常に難しい存在ではないかなと思っております。

したがって、今ほど総合政策課長悩ましいながらも検討しているということございましたので、その方向性についてはしっかり合併10年という位置づけもございますので、ぜひ整理していったほうがいいのではないかなと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 ただいまの件に関して、私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、合併したときですね、4地域の情報の共有、平等なる発展、それを地方自治法に基づく地域協議会の位置づけということで、国のほうで法的に指定された協議会でございます。

具体的にいうと、合併して本庁が1カ所、各支所が3カ所、どうしても本庁主導型で支所の意見等々が薄れてないかといった危惧感がまずあったかと思えます。

そういった意味で、旧町村単位に従来型の基本的な、町に対する政策の提言を地域協議会として受けるというのがまず一番の目標値でございます。

しかしながら、事務局は役場にありますので、役場の担当者レベルでいうと、やはり当初予算がスタートして本年度の当初予算に向けた決定は、こんなことで各地域ごとに決定になっているといった報告事項、あるいはこれから秋以降でございますが、地域課題を検証しながら、次の年の予算に提言をするというのが大きな流れで来たというふうに思っています。それがどうしても提言を取りまとめる機関といえますか、その部分がなかなか反省点に立てばスムーズに行ってこなかったというふうに認識しております。

合併10年して、今後本当にさらにまた10年間地域協議会を続けるのか、廃止するのか、そのことも含めて、総合政策課では検討をお願いした経過もございますので、担当者のマネジメントシートのコメントはそういった経過があったので、多分具体的な発展的というよりは、反省的な文言になっているというふうに理解しております。

ただ、なぜこの協議会があるのかというのは、合併してからに基づくものでございますので、10年の検証も議員の皆さんにも一定程度報告しました。新たな10年に向かって、さらに地域協議会の位置づけというのは、基本は変わりませんが、やはりやり方、検証の仕方というのは変わっていくべきものだろうと思っておりますので、それは随時私どもも総合政策課と協議をしながら、議員おただしの方向性で検討が加えられるという運営をしてまいりたいと考えてお

りますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

やはり自治のあり方とか、あと統治といったら変なんですけれども、こうどうやったら組織がうまく回っていくかという考え方というのは、やはりトップが考えるべきかなと思います。やはり指示系統が、消防団で考えるとわかりやすいと思うんですけれども、やはり指令したものがしっかり下まで伝わる。あとしたものがしっかり返ってくる。こういったしっかりキャッチボールが行き届くような組織をつくっていくことが、我々の未来に対する責務かと思っておりますので、ぜひ合併10年という部分でぜひお考えいただきたい、再考いただきたいと思っております。

1つだけ、この対策の部分にですね、マネジメントシートの対策のところにあるような、地域協議会が主体となった事業を行っていくような方向性というのは、私はやらないほうがいいと思っています。これは意見です。

なぜかという、そういった団体ではないと思っています。そうなってしまうと、何というんですかね、主体者となってしまっ、公平に地域を見る目がなくなってしまう。この事業やりたいから協力してくださいという組織になってしまうので、これは余りうまい手ではないなと思っておりますので、一言付して私の質問を終了させていただきます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、事務報告の40ページと128ページの中小企業支援、40ページの部分は下段の国民健康保険税についてなんですけれども、平成27年度から平成28年度は1億6,206万円という大きな金額が、会計でいうと低くなって、そのために国民健康保険税の割合は16.4%を占めることになった。昨年の決算議会のときで見ると、医療費というのはふえる、先進医療等々でふえていくということで会計もふえていくと。平成26年、27年のときは3億円会計がふえてきたという実績がありました。ここで1億6,200万円減少、これの大部分というか、何かわかればこの部分、そしてあと割合が16.4%を占めますけれども、今後の推移としてはどの程度を求めていく考えなのか、聞きたいと思っております。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税が減額となっている理由でございますけれども、やはり1番は被保険者数の減少でございます。一般被保険者と退職被保険者が平成28年度と比較しますと190人ほど減になっておりまして、その関係で国民健康保険税が減額となっておりますのでご理解願いたいと思います。

医療費については、高額となっている部分がありますが、被保険者数が減少したということで税額が減っておりまして、その分国民健康保険税の国保会計内の割合が16.4%ということでございますが、その点につきましては、国庫補助金とかその辺の会計間の中で、国民健康保険税の割合がちょっと高くなったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

あと、今後の見込みですが、財政運営機関が来年度から県に移管ということになります。その点につきましては、今概算の、概算の要求等を試算がされておりますが、新たに試算がされた次第、12月にでも議員説明会といたしますか、住民生活課を中心として説明会を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この部分は税の部分でなくなってしまうのかもしれないんですけども、ここに記載されている部分で聞くと、27から28は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、26、27で3億円ふえたのは、ここで減ったというこの理由、ここは1億6,000万円減ったと、この部分は所管の部分なのかもしれませんが、この理由というのは突き詰めていращやるかどうか聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

国保会計総額、平成27年に対して平成28年度約6,000万円ほど減になっておりますが、大きな要因としては、医療費、療養給付費が減少したということが大きな要因になっております。

平成27年度ですとC型肝炎、これの新薬ができてその部分だけで2,000万円以上かかっているというふうなのがありまして、そういった大きな要因が平成28年度ではなくなって、通常ベースに戻ったというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

この税額を決定するには運協とか開いていくんだと思うんですけども、その指針として応能・応益45対55になっておりますけれども、そういう部分も根本的に見直ししていくんだ

から、必要税額求めるためにその辺にも見通しがあるのかどうか、その辺わかりましたら。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

国保制度については、来年の4月から財政運営を県のほうに移管されます。その中で、その国保の賦課についても、そういった割合についても、今ワーキンググループという各市町村の代表が集まった中で細かい検討をしています。まだ最終的な方向を示されてませんが、そういった中で、現在の南会津町の状況よりも多少変わるような状況も出てくるかと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、商工振興係のほうの1、中小企業支援の①の部分について、まあ①、②一緒に聞きたいんですけども、平成28年度の貸し付け額がゼロ件、ゼロ円ということになっているんですけども、この中身、これより下のほう、これとこれの違い。

〔「ページ言っていない」と言う者あり〕

○10番 楠 正次議員 最初に言ってたよ、わかってるでしょう、128ページ。

〔「わかります」と言う者あり〕

○10番 楠 正次議員 このゼロ件というこれの主だった理由というか、それを説明してほしいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

①のまず、平成28年度の貸し付けが件数ゼロで金額がゼロだったということですが、これは町の金融機関から直接お借りしてお支払いするという内容でございます。下の方は商工会の中金等のほうから借り入れるものでございます。

今の傾向としましては、下の②のほうの利子補給が受けられるということもありまして、こちらの件数の貸し付けのほうが伸びている、伸びているという表現はおかしいんですが、そちらに移行しているのが現状でございます。

ですので、東邦銀行さん、会津信用金庫さん、大東銀行さんも②に私どももまぜてくれないかという話もございますが、ある程度仕切りは設けていこうということで、①と②を分けながら融資制度の状況を図っているという内容でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

特別な理由ということではなくて、この利子補給の割合が2分の1と3分の2で、借りる人に有利なほうを選択されているということによろしいですね。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今、議員おただしのおりだと私らも感じております。

○10番 楠 正次議員 了解です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 事務報告の9ページでちょっとお伺いしたいと思いますが、職員研修の中において計算しますと93名の方が研修を受けていると、昨今この若い人たちがコミュニケーション障害というものを持って、なかなかコミュニケーションができないために職場においてもなかなか、そういう障害、弊害が出ているというような話が多く聞いておりますので、当町、この役場でも現実的にそういう障害を持っている人がいるのかどうか、ちょっとお伺いしたいなど、こう思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 では、私のほうからお答えします。

コミュニケーション障害という具体的な名称でございまして、何と申しますかね、いろいろな、例えば病気で休むとか、いわゆる診断書、適応障害とか、いろいろな正式な病名が出ます。そういった中でのコミュニケーション障害という言葉は、病名では当庁の職員としては把握はいたしておりません。

しかしながら、先ほどの人事評価制度を発令して、それぞれの所属長さんが自分の組織にいる人たちとマンツーマンで1年間の目標値、それにプロセスの中間の話し合い、最終的に年度末に結果のそういう担当課長と職員との話し合いは、最低年2回は今行われております。その中で、日ごろコミュニケーションでございまして、対町民としての基本的なコミュニケーション、あるいは同僚、あるいは県、あるいは国、そういった対外的なコミュニケーション、そういった部分があるかと思えます。そういう中で、それぞれの担当している課長さん方は、一定の標準値からそういった能力が落ちている部分がある・なし、そういった1年間における評価はしておりますので、病名としてのコミュニケーション障害はありませんが、そういう職員の中での人事評価制度の中で、そういうランク的にABCが結果的に出るというケースは当然でございますので、そういったものを含めて、いわゆる職員間のコミュニケーションを高めて、

そういうものを少しずつ排除しようというふうな努力はさせてもらっているというふうに認識をいたしております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これもなかなか、どういう病名で物事を話したほうがいいのかなど思いながら、思ったんですが、実を言うと職員が、実質的には職員が行政の仕事をやるわけでありまして、その職員の元気のなさがなくなると、やはり職場に対する低下というのも危惧されますので、職員の健康管理を特別的な部門で見つけるような部署をつくるとか、そういう形をしていかないと、なかなか職員が元気になれないような状況ができて困るなど思ってこの提起をしたのですが、副町長今答えていただいたので、副町長、これに対して補足するようなことはまた何かございますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

職員の執務状況、これは私としても絶対的な責任があります。そういう中で、町として今副町長も答えましたように、所管の中での同僚との関係とか、あるいは常日ごろの生活の状況とか、そういうことがあるわけでありまして、また一方で、これは機械的になるかもしれませんが、ストレスチェックといいますが、これは自分の感じ方の報告でありますので、それを素直にとっていいかどうかはあるかもしれませんが、そのようなことをまずやっているということです。それによって、町の担当の職員がちょっと問題というか、課題がある人に対してはいろいろ事情聴取したり、相談に乗ったりしているということでありまして、ある日突然の話はなかなか対応できない部分もあるんですけれども、そのようなことの中で町としては職員の管理をやっているのが現状であります。

しかし、もう一つ、それはそれとして、あとは職員のやる気というのか、職員としての意識、やはりこれは常日ごろからある程度みんなにも位置づけをしっかりとっていくということは、また別な意味でしっかりやらなきゃならないと、それは町の全体的な、また、ある意味職員としての役割があるものですから、その辺も踏まえた中で機会あるごとにそのような話をさせていただいています。

そうした中で、先ほども人事評価の話も出ましたけれども、自分のやる意欲というのか、目標というのか、そういったことをしっかり自分なりに定め、そしてまたそれによって評価というのか、達成したかしないかと、そういうふうな中での判定をするというふうな状況、そういったことを今やっているわけでありまして、常日ごろからの職員の意識の高揚をまず目指すという

ことも責任と、そういうことを果たしていくんだと、その意識づけをしっかりとやっていきたいと思えます。

そういう意味では、いろいろなところでの研修も必要があるでしょうし、多くの人にも参加していただいておりますけれども、やはりそれも十分かといえば決して十分だというものはないかと思えますけれども、そういうことも含めて、職員の研修も含めて意識の高揚に努めていきたい、そのように今思っているところであります。

せっかく立派な庁舎ができました。今度は職員の意識改革が絶対大事だと私は思いますので、そういう意味で全職員、あるいは我々の町に関するいろいろな職場に従事している人たちまで含めた中でそういうことは必要だと思いますので、一体化したのが南会津町だと思っておりますので、そういうことで努めてまいりたいと思えます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 町長の思い、大変よくわかりましたので、総合的にやはりそれを含めながら、職員の健康管理を考えて、そういう仕事のやる気のある、そういう職員も必要だし、そういう中で、職員ひとつ、役場は村社会という捉え方を私はしておりますので、そういう中で職員の健康管理とやる気をしっかり管理してやっていただきたいと思えます。終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありますか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 2点ほど質問いたします。

1点目は、財産に関する調書の16ページの7番に関する事、それから事務報告の238ページの9番の特別支援教育について、2点質問をいたします。

1点目の財産に関する調書のナンバー7、特別養護老人ホームの優雅というような添え書きがありますけれども、当初私の認識では町の土地を優雅さんに貸してあげるよと、土地の移動はありませんよということだったのですけれども、この2点について、2項目についてちょっと説明をしていただけますか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答えいたします。

財産に関する調書の公有財産増減移動内訳書⑦その他の施設の土地の移動の関係でございますが、1点目、新規取得によりまして579平米の増、同じく616平米の増ということで、特別養護老人ホーム優雅に対する土地の増ということでの記載になっております。これにつきまして、優雅につきましては、過去に既に敷地の分については、町で取得いたしまして無償で現在

貸し付けをしているところでございますが、この579、616については、そこに隣接する土地、こちらについても追加で購入、町で取得して優雅に対応しているというものでございます。

具体的に、優雅の入り口と線路、踏切の間に雑種地がございましたが、その土地を新たに購入しまして、優雅のほうでそちらを活用したいという要望がありましたので、今回、取得をしているというところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、町で買ったということを議会に報告はあったんだけど、私が認識してなかったと、こういうことでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 まず、2つに分かれているのは、まず、579平米のほうにつきましては、平成27年度に基金で購入しております。したがって、予算には平成27年度は出ておりませんが、平成28年度、昨年度の一般会計のほうで購入をして買い戻しをしておりますので、こちらは昨年度に予算に計上して実績となっております。

それから、もう一方の616平米につきましては、昨年度の一般会計で直接購入をしておりますので、こちらも予算に計上した上で予算に表記になっているということになってございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 はい、わかりました。

私が認識していなかったということですね。町で買ったと。

ついでですので、すみません。私全然記憶してないもんですから、これは幾らで買ったんですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 お答え申し上げます。

平成27年度に基金で買って、昨年買い戻しをした579平米については、金額を申し上げますと、665万8,500円、6658500。もう一方の616平米、昨年度直接購入した分については、708万4,000円、7084000円でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 はい、了解しました。

次に、事務報告238ページの9番、特別支援教育の件なんですけれども、実は今回のマネジ

メントを見ても、それから事務報告を見ても、実はこの9番に関連することで、9番は学校での教育ですから、ただ、一番大事なのは、これは今回、10月文教厚生委員会で視察に行くので、12月の議会できっちり誰かしら質問するんじゃないかと思うので、今後の予算編成について、こういった教育と合わせて、多分この人たちが学校を終わった後、働く場所はどうかというところが一番の多分不安材料になると思うんです。あるいは現在もこういった方々が社会に出ている、南会津町にいるんだけど、働く場所がないよということで困っている方もいるんじゃないかと思うんです。特に最近、農薬関係の問題があって、こういったものとそれから複合汚染というものが、40年前話題になったことが原因の1つになっているんじゃないかということも今、40年前の話が繰り返し言われるようになったと。

ここで一番大事なのは、当面働く場所どうするんだということになるんですけれども、この決算を踏まえて、今後、やはりこういった教育を受けた方が社会に出て、今現在、このくらいいるよ。実際このくらいいるけれども、何人くらい働いたんだと、どのくらい働く場所が少ないんだというような、やはり一目でみてぱっとわかるようなものを今後の決算報告には出していく必要があるんじゃないかと、こんなふう思うんですけれども、町長、その予算ね、相当取ると思うんですけれども、その辺については、今後に対してどんなふう考えているか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員の質問に的確に答えられるかどうかちょっとあれですけども、そういうことで、今議員質問されましたけれども、特殊支援学級と申しますか、これ増加傾向にあるということは承知していますし、これらの対応を町としてもどうするのかということをしっかり対応していかなければならないと思っています。

これはまず義務教育の分なんですけど、もう一つは、学校をどうするのか、高等部と申しますか、やはり社会に出るためにはそれなりの教育をして、そして社会にしっかり対応できるような人材の育成をしなければならぬと。これは県のほうにもここ数年要望しております。これは南会津町ばかりじゃなくて、特に南会津郡として、東日本大震災以降、避難者の方が会津方面にあった学校に入学できないと、いわきのほうとか、相馬のほうとか行かなきゃならないような実情になったときに、ぜひ南会津のほうにもそういう学校をつくってほしいという要望をしているところであります。県でもそれを検討しますということだったんですが、とりあえずは阿武隈と申しますか、あの辺の地域をまずやるというふうな方向性があるみたいですけども、私どものほうの現状も考えても、やはり地理的なことも考えても、南会津のほうにぜひ高校の

空き教室の活用だとか、そういうことも、具体的な例を申し上げながら要望しているところでございますけれども、県のほうの対応はもう少し待ってくれというのが今の現状であります。

ですから、職場も、もちろんそのような状況の中で、今あたご製作所とか、そういうところでやっていただいておりますけれども、町としてもその辺を対応できるような状況に、何といえますかね、そういう子供たちが成長に応じた中でのそういう場所の、我々行政ができるもの、あるいは民間ができるもの、その辺の協議は必要になってきていると、そのような認識でおります。

具体的にまだ新しいところの解消ということまではいっていませんけれども、そのようなことも含めた中で、こういう場合の対応の仕方というものは、しっかり検討していかなければならないなど、そのように考えております。県のほうにもそのようなことを要望活動を続けながら、南会津郡全体として今やっているところでございますので、確かにまだまだ不足しているような状況にはあると、そのように認識しておりますが、これからその対応をしていく考え方でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長、どうぞ。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから子供たちの就学についてご説明申し上げたいと思います。

子供たちの学校の学びの中では、特別支援を要する子供たちということで、1つは特別支援学校的な子供、1つは特別支援学級的な子供、あとは通級的な子供というふうに、子供の障害に応じて指導体制を整えています。おおむね支援学校に進学した場合は、南会津には高等部の支援学校がありませんので、支援学校を希望した場合は近くの会津養護とか、猪苗代養護とか、あと西郷養護のほうに就学することになります。そちらのほうに就学した場合は、おおむね大体の子供たちは高等部に進学して、高等部の中で今度就職の指導ですね、就職についての指導をガイダンスを受けて、インターンシップとか、そういうものを経験して就労施設へ就職するという形をとっています。なかなか地元ではそういう就労施設が十分でない場合もありまして、なかなか難しくあったり、あと作業所等で就労している方もいるかなというふうに思いますので、やはりそういう方の就職先をどんどん広げていくというのは非常に大事なことかなというふうに思っていますので、その辺は今後、関係機関と相談しながらいこうかなというふうに考えています。

そのほかの子供たちにつきましては、障害の程度に応じて地元の中学校、高校ということで、そこから高校の進路指導に応じて社会に飛び立っていくという状況になっていますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 この件に関しては、10月、文教厚生委員会で視察に行きますし、多分文教厚生委員会のみならず、委員会としての政策提言をやるぐらいの気持ちで多分研修に行くと思いますので、そのときに、町長ね、今は学校の問題、学校教育でしょう、これが卒業したとなると健康福祉課に行くわけでしょう、今度担当が。それが終わって、では働こうと思うと、商工観光課になるわけでしょう、町の担当としては。全体を見渡して、では、この問題を多分全国の町でもそんなにめっちゃめっちゃ力を入れてやっているというところはないと思うんですよ。もしこれ相当力を入れてやれば、全国で初めての自治体になると私は思いますよ。

そういう意味からいったら、この分かれた課を統合してみる人の責任者を決めるぐらいの気持ちでやらないと、私は事業が成功しないと思うんですけども、この3月の予算に向かって、例えば予算規模だとか、そういったものに対して、この決算を見た上で執行部のほうとしては、どんなふうを考えているのか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

行政、特に横の連絡がないと言われがちで、縦ばかりだと、そういうことのないようにできるだけ心がけてやっていくところ思っているわけですが、やはり物事の事象によっては、そのようなことが現実起こってくることは本当に申しわけないなという部分もあります。

きのうも言われました。そういう特殊な部門をつくったらどうだと。そういう特殊部門、特殊部門つくって、本来の課がどうなるんだということもありますからね。ですから、そこら辺も踏まえた中で、しっかり横の連絡を取りながら、関係者が連携できるような、そういう常日ごろからの職員としての、先ほども申し上げましたけれども、意識づけとか、そういうこと大事だと思います。

ですから、特別なこと、そういうことをやるために、一々特殊部門をつくるということは、私は物理的に不可能だと思います。ですから、そういう中で、しっかりできるような体制をまず、意識づくりと体制づくりといいますかね、そこだけはしっかりやっていく必要があると、とりあえずはそういう答弁になりますけれども、そういう心構えでやっていきたいと思います。

ですから、ここで改めてそれだけの専門部署を人を集めてつくるのか、そういうことじゃなくて、やはりそういうことがしっかり連携できて対応できるような、そういう認識と町の組織としての強いつながりを持つと、持っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 相当私を感じたのは、第二小学校だけでもこれだけの人数いるよ
ということで感じましたので、本格的にこれをスタートすると相当の人数になるかと思ひます。

そこで、ぜひ町長、今いろいろな部署を統合するように、新たにまたつくとふえちやうと
いう話ありましたけれども、実際にあの人に聞けば全体の流れわかると、これは、町長は外歩
き多いから副町長の役目だと私はこんなふうに思ひんです。だから、その辺は議会が終わった
ら、びしっと副町長あたりと就職の件までありますから、びしっと打ち合わせをして、ぜひ文
教厚生委員会のほうで政策提言できたときには、私は代表者だと言ひて、その質問に答えるよ
うな体制をつくってほしいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 職員の組織の部分にかかわりますので、私のほうからお答ひします。

本年度も林業成長化があつたり、三セクの統合の課題があつたり、あるいは田島の祇園祭の
次の世代に渡す大きな課題があつたり、そういった意味で、各課横断し、連携のプロジェクト
チームをつくって今さまざまな検討を進めております。そういった重大といひますか、重要な
政策課題について各課連携のプロジェクトチームを発足し、私が座長で進めております。今福
祉の提言も受けましたので、そういったことも必要と認識した段階で、そういう町のプロジェ
クトチームをつくって、入り口から山の上は、川上から川下へという話がありましたが、今特
別支援学級から、いわゆるその子たちの一生、人生を踏まえてどうやって就労させ、収入を与
えていくか、福祉的視点という大きな視点の提言を受けましたので、それも含めて今後庁内で
検討してまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ただいま平成28年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定を議題としてお
りますが、今後質疑を予定される議員はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言ひ者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑なしと認めて、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言ひ者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

ここで昼食休憩とします。

午後 1 時より会議を開きます。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。



◎議案第 72 号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第72号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

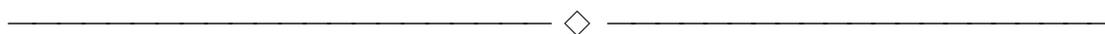
これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第73号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第73号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

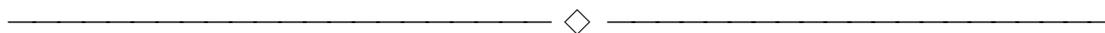
これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第74号 平成28年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

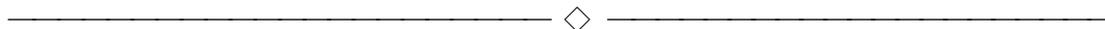
これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第75号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第76号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第76号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第77号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第78号 平成28年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 監査の報告のほうからでございますが、水道の未納金について質問したいと思います。

平成28年度の未納額は612万8,000円ということで、未納累計額が3,459万8,000円、前年比較すると188万5,000円ということで、5.8%の増ということでございますが、この増に至った経緯、要因は何なのか、お尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

1つには、昨年度、滞納のある分について過年度分のほうに優先的にお金を納入していただいていたということがありまして、まずそれが1点、それからもう一つにつきましては、昨年度7月より料金を改定させていただきまして、料金が上がっておりますので、その分もあるのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 行政の流れの中でというふうなことになりますと、行政側の責任分も感じられる答弁かと思いますが、その中で毎年、前の質問も私させていただきましたけれども、徴収計画書を作成してその滞納解消を努めるというふうになっておりますが、その分に関しまして、今後どういった徴収方法なのか、お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

監査をしていただきまして指摘がございました滞納の解消につきましては、課の中で意識を統一するというところで取り組みの内容について打ち合わせをさせていただいております。

まず、目標としまして、平成29年度については、現年度分について最優先に納入をしていただくというふうな形で対応していくと。それから納付書払いの対応については、勤務の都合で支払いができないといった場合については、時間外でも対応するとか、そういった形で課内の意識の統一を図って、今年度、平成29年度につきましては、現年度分を最優先に納めていただくというふうな形で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つは、悪質滞納者につきましては、最終的な処置といたしまして、給水停止まで実施していくというふうな形で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 税務課の職員の方は一生懸命で、納税滞納者の分を幾らか上げたという実績がある中で、水道料金だけ増になってはちょっと、何というんでしょう、人目が悪いとか、ということになるかと思えます。

それで、この意見書の中の②になるんですけれども、通常は5年間なんだけれども、2年で消滅しますよというふうなこと書いてあるんですけれども、結局は2年間我慢すると、集金、こちらが集金という言い方あれなんですけれども、徴収ですね、2年間我慢しているとその方は落とされる、何というんだろうな……

〔「時効になる」と言う者あり〕

○1番 貝田美郎議員 うん。になると私は理解しているんですが、そういう理解でよろしいんですかね。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

私の捉え方からしますと、請求行為がなくなってしまった場合には消滅してしまうということです、必ず滞納の催促なり、請求なりを継続して実施していくというふうにして、時効消滅しないような形で実施していきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変失礼いたしました。

それは民間と同じ考えでいいのかなということですが、やはり住民の方は全てにおいて徴収する、払う側からすると税金から、こういった水道料から全て払っている方がいらっしゃるとい、善人の方がいらっしゃるといの中で、これだけ分の数字を出してくると、本当に善人の方に対してどうなんだろう、毎年毎年同じ、ましてさっき言った要因の中で5.8%もふえたというのは、やはりこれはちょっと示しがないということにもなるので、やはりこの辺を本当に努力していただいて、次年度については、これが本当にマイナスになるようにと思いますので、その意気込みを聞いて質問を終えたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、課の中で情報共有しながら、取り組みを課内一同全員でもって取り組めるように実施をしまして、まずは現年度分について未納額が平成28年度より減額するような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第79号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 一般補正、19ページの消防費、消防施設費の工事請負費の中に、防火水槽埋立工事請負費というものがありますが、防火水槽を埋めるのであれば、例えば回りの人たちの了解等生じるのかなというふうに思うわけですが、この説明をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

本防火水槽でございますが、まず、場所といたしましては、古町の大イチョウから小塩側に約20メートルぐらいでしょうか、行ったところにまずあるものでございます。

現状につきまして説明をさせていただきますが、長方形の形をしたため池的な防火水槽に現状なっております。それで2つの辺につきましては町道に接しております、残りの2辺につ

きましては、民間の住宅の敷地に接しておる防火水槽でございます。

それで、用水を利用して自然にためて、ある一定の高さになりますと排水するような、本当にため池的なような防火水槽になっておりまして、設置されましたのが昭和30年代ごろということで、60年以上経過しているというふうな防火水槽になっております。それで今回、隣接する敷地の所有者の方から、非常に防火水槽の底がコンクリートで張ってあるというふうな構造でないものですから、敷地の沈下等を非常に心配されまして、その辺の対応をしてほしいというふうな要望がございました。そういったことを受けまして、地区の方に2回ほどご相談を申し上げまして、最終的に近隣の方の不安を払拭するというを優先に考えまして、埋め立てをして、それでこの機能は廃止をするということで今回提案をさせていただきました。

以上でございます。

○11番 山内 政議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 まず、16ページ、18ページ、19ページの関係で、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目の16ページの箇所が一番上、款で労働費、項で雇用対策費の雇用対策費のところは補正額がゼロなんですけど、なぜ計上されているのかなど、ちょっとわからない。

ただ、その関係が戻りまして、歳入の10ページになりますね、14の国庫支出金、国庫補助金の労働費国庫補助金が補正額が3,200万円、その絡みで出てきているのかどうか、ちょっとこのところの説明をお願いをしたいと思います。

1項目ずつでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 4番議員ご指摘のとおり、歳入関係で科目、今回、国庫補助金のほうに3,205万9,000円計上し、一方、県補助金のほうで三角の3,205万9,000円ということで、これは県のほうから歳入で受ける科目は国庫補助金にしてくださいというふうなことで、今回同額の組みかえを行いました。ここで歳入の補正が出て来ます。ということは、歳出のほうにも動きがあるということで、ご指摘の16ページですか、16ページの雇用対策費、補正額ゼロということですが、プライマイゼロということございまして、本来であればこの合計の次の欄、国庫支出金の項目、ここに国庫分、県費分というふうに分かれていれば増減が出てくるんですけども、歳出の予算の書き方上は同じ場所であるために、数字が発生しないということでござ

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 了解します。

あと18ページの土木費の道路橋梁費の2目が道路新設改良費のところ、15工事請負費が社会資本整備総合交付金事業工事請負費ということで、これ減額の4,300万円ということで大分大きな金額になっているなというふうに思ったものですから、これの内容について説明をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業でございますが、当初の予算で計上、計画していた金額に対しまして、交付金の内示額が約60%ということで減額の内示額になってきておりました。その関係で、今回、さまざまな委託料、工事請負費と見直しさせていただきまして、その中におきまして、工事請負費といたしましては4,302万5,000円の減額ということでございます。

説明欄にございますとおり、大新田1号線、向山1号線、田部原2号線、後原・寺前線、和泉田2号線ということで工事請負費は計画しておりましたが、最優先の路線は何かであるということ考えた場合に、向山1号線、これは減額にはなっておりますが、1億7,900万円ということで、向山1号線の橋梁の上部工の架設を第一優先として予算を組みかえいたしました。

そのような関係がありまして、大新田1号線につきましては5,100万円から4,700万円ということで、大新田にかかる橋梁部分であります。それについては左岸側の橋台を計画減額させていただいております。

そのほか田部原2号線、後原・寺前線、和泉田2号線でございますが、和泉田2号線につきましては、当初工事請負費まで計画させていただいておったんですが、今申し上げましたいろいろさまざまな事情がありまして、工事請負費は今回なくなったということになっております。そのかわりではございませんが、和泉田2号線につきましては、公有財産購入費ということで側溝部分に対する用地費を今回増額計上させていただきまして、次年度以降の工事請負に対応したいというふうに考えております。

社会資本整備事業全般につきましては、予算のつきが非常に悪くなっておりまして、当初予算でも減額もいろいろ考えた中で予算は組み立ててみたのですが、それを上回る減額となってしまいました。それで組みかえさせていただいたということですので、どうかご理解願います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 わかりました。

あと19ページの一番上、土木費、都市計画費の公園費の修繕料、追加ですが、600万円というところで金額多いと思うんですが、修繕料の中身について説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

公園費、こちらになります。館岩地域に都市公園としてのしらかば公園がございます。今回、予算的に追加させていただきましたものは、それぞれ施設関係老朽化が進んでいるという中で、しらかば公園に体育館がございます。体育館の屋根、こちらのさびがもう浮いておりますので、屋根の塗装費、それと合わせまして、体育館の屋内防火水槽、こちらが一部漏水が発生しているということでの防水工事、それぞれ両方合わせまして655万6,000円ということで追加させていただいております。

○4番 渡部訓正議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、一般補正の9、10ページに係るのが1点と、あとは11ページにかかるもので質問をさせていただきます。

最初に、9ページから10ページに係る分で質問したいと思います。収入の14款国庫支出金の5の土木費国庫補助金の中で、全体で1億4,000万円近く減額になっていますね。その中で特に除雪、減額が8,973万6,000円ほど計上されていますが、これはどういうことなんだかちょっと説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えいたします。

ただいま質問のありました除雪費の減額、8,973万6,000円でございますが、これにつきましても先ほどお答えいたしましたように、これも社会資本整備総合交付金事業に係るものでございます。先ほど申し上げましたように、社会資本整備交付金事業で平成26年度から除雪費に関しましても交付金として認められることになっておりました。当初の予定では過去3年間の除雪費の委託料ということで算定いたしまして、1億3,500万円につきまして3分の2の補助ということで9,000万円を見込んでおったのですが、先ほど申し上げましたように、何が最重

要かということ考えた場合に、さいたま市の橋梁であるとか、そういうものが最重要であるというふうに優先順位を考えまして、今回、この除雪費に充てることのできる交付金が40万円ということで、大幅な減額になった次第でございます。

工事請負費の関係で動きがあれば調整させていただきたいと思っておりますが、現段階ではこのような配分になりますので、減額補正となりましたことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ということは、これは工事箇所に伴うところの除雪費という理解でいいんですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 工事箇所に伴うということではございません。南会津町管内の全ての除雪費につきまして、その除雪費用につきまして交付金でも採用が認められるということになりましたので、3分の2の交付金を計画では出ておりました。ですが、交付金自体のつきが先ほど申し上げましたように、当初の計画に比べまして6割程度ということになってしまいましたので、何が優先か考えた場合に、除雪費についての補助というか交付金もありますが、工事を終わらせるということを最重点に考えたので、除雪費の交付金については減額させていただいたところです。

この除雪費の補助交付金というのは、工事箇所とかそういうところには関係なくて、南会津町の除雪路線、除雪の委託料といいますか、それについての交付金ということですので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからも補完してご説明申し上げたいと思います。

ただいま建設課長のほうから答弁したとおりではございますが、いわゆるこういう雪寒地域において除雪経費というのは必要不可欠なものでして、膨大な費用がかかります。この間、いわゆる社会資本整備事業交付金ということですね、いわゆる自由度ですね、町が一定の交付金来れば箇所づけるような制度になっております。

そういった意味で、従来型から町長を初め、そういったこういう過疎中間地域に除雪費用についても国が支援すべきだろう、そういった要望活動を行ってきた結果、平成26年度から除雪経費、その中でも従来の言い方をすれば1、2級町道の中の国が指定する雪寒道路というのがあつたんです、雪寒道路。いわゆる幹線道路だと思っていただければいいんですが、その除雪

費用についても配分を受けた社会資本整備の中で充当してもいいということで制度上なっております。それで平成26年度からということでございます。その中で、除雪機械の毎年の整備費用もかかります。そういったものも一定の交付金の額があれば修繕に充てたり、除雪費に充てたりという制度になっています。

しかしながら、この間、社会資本整備交付金の国全体の予算の割り当てが減っていると、あるいは国的には同額だと説明はしておりますが、各市町村とも配分額が実質的には減ってるということがあったので、町の優先順位度をその配分によって変更せざるを得ません。

そういうことで、今回、今4番議員からもありましたし、17番ありますが、町としての箇所づけの優先順位のほうを優先にして、最終的には除雪経費はソフト事業的なものでございますので、その分を今回充当分から外したと。しかしながら、これについては、今後またことしの降雪のぐあいにもよりますが、特別交付税、特公の部分がございまして、あらゆる分での減額された分については、国に訴えながら特別交付金が措置されるように、今後我々の課題だ、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私は今、副町長が後段言った、これだけ約9,000万円からの減額、大体年間2億円からの除雪かかっていますから、こんな中でどうして9,000万円も減額したんだろうと、されたんだろうと、こんな思いから質問をしたことでありましたので、それは今後さらに特別な交付金で措置をしていくというその努力をするということですから、この分については了解をします。

次に、11ページの県支出金、15款ですね、15款の県支出金、5の農林水産業費県補助金ですね、こここのところで19万2,000円ということの額、増の額になっていますから、これ全体でこの補正が1,292万5,000円ですから、この下の林業費県補助金という項目にはなっているんだが、これ県からの支援金は減っていないという理解でいいわけですよ。きのうの議論聞くと。どうなんですか。にもかかわらず、この県補助金なんていう名前つけること自体が納得できないんだよな。県から実際、県が補助もしてないのに、何だろうって、こんな県の補助金だなんていう、こんな名目をつけるんだと。ちょっとその辺どうなんですかね。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この林業成長産業化地域モデル事業、これは確かに国からの補助金でございまして、ただ補助金のシステム上、国から県に經由して町に交付されるという観点から、予算上は県補助金と

いうふうな、こういうならざるを得ない、こういう予算上のシステムになっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それはシステム上そうならざるを得ないということはわかりますが、中身的にもやはり県の来た中で県の補助も派生をして、そして県補助金も含めて国・県ということならこれはわかりますけれども、全然それは県がただ通過しているだけの話であって、県補助金なんていう、町からすれば言われる筋合ひはないんだというふうに思うんですね。町の立場からすれば、まさに。だから、そこは言ってみてもしょうがない話だが、これは県補助金ということですから、これ今後に向かって、ぜひこれは県の支援というところね、やはり本気になって県にも訴えていただいて、これは事業者の負担が軽くなるようなことで、町としても再度認識を新たに取組みを要請をしたいと。以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

いろいろな補助金の出し方というか、我々もいただくケースがありまして、そういうシステム上そうやらざるを得ない部分があります。いろいろ多目的な部分もこれまでの、私たちの町の捉え方も1つありまして、課題もありました。しかし、皆さん方に大変取り組んでいただいておりますし、そうする中で、これからはますます私たちのこの地域にとっては大事なことだと思います。これに限らずですけれども、県のほうにしっかりこの地域の事情をお話しして、そしてこれまで、今議会でもいろいろ出ました。ですから、農林水産部ばかりじゃなくて、その予算ばかりじゃなくて、いろいろなことを事情を説明した中で、しっかりと県にも要望してまいりたい。そしてそのルートですか、そこら辺もちょっとこういうことあったよと、そんなことも伝えながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 ほかに。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 一般補正17の下段になります除雪費計算システム使用料ということで、除雪車にGPSをつけられるということでございますが、全車両となっているんですが、全車両とは何台あるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 委託・直営分合わせまして80台にということで計画しております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 80台がことし全部つかるといふうなことでございまして、これは事務関係の処理的なもの関係でつけられるかと思うんですが、それで建設側のデメリットはないんでしょうが、メリット・デメリットと委託業者のメリット・デメリットはどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 まず初めに、このシステムを搭載いたしますと、手のひらに乗る程度のGPSロガーというか、それを持っていただいて車両に乗っていただいて、スイッチを入れれば、その段階からその車両がどういう動き方をしたのかというのが把握できるようになります。それをパソコンに突っ込みまして、月締めに精算いたしますと、計算できることになっておりまして、そうしますと今までですと、タコグラフから作業日報、作業日報から請求書ですね、作業実績に基づく請求書というものを業者さんのほうはつくらなくてはなりません。ということは、我々職員もそれを一々タコグラフから、作業日報から請求書の内容というのを、1日1日何時間だったかというのをチェックしなければならないという作業がありました。その作業につきましては、委託業者、それから我々発注者側といたしましても、そういう労力の軽減にはなるということで、どちらについてもメリットがあるということになると思います。

あともう一つは、このシステムを搭載することによりまして、瞬時にその場でその車両がどういうふうに動いていたかということまでは把握できませんが、あとでその車両が何時にどういう路線を通ったかというのは記録できることになっております。ですから、例えば関係ないところをやってしまったり、そういうところがあればそれはもう罰点だよとか、だめだということが判明してしまうということもありますので、そういう点につきましては、我々もそういうことがないようにということでチェックすることになりますが、そういう点についても、メリットということであるというふうに捉えております。

このシステムの導入に当たりましては、平成28年度に8台ほど、本庁、各支所に2台試験的に昨シーズン搭載しております。その中で、せんだって担当者を交えて協議したところですが、どういう結果でしたかという、それは非常にいいことであるのでやってほしい、中にはある業者さんにつきましては、ちょっと困るなというような、どういう意味かわかりませんが、そういう話もあったようですが、今年度につきましては、今年度からほかの市町村ですと、もう画面にその車両がいつもリアルタイムで把握できるというようなシステムもありますが、当町におきましては、そこまでの必要性は今のところ感じないとか、なくてもいいだろうということで担当者間では協議いたしまして、このシステムを今シーズンから導入ということ

にさせていただきたいというふうに思っております。

メリット・デメリットといいますか、どちらにつきましても、その請求業務、確認業務というのが省けるというのがいいと思います。あと去年やってみた段階で、ちゃんと正確に突き合わせてみますと結果が出ているということもありましたので、採用させていただきたいというふうに思っております。

ただ、今シーズンにおきましても、タコグラフは念のためということで今までどおりつけて提出はさせたいというふうに思っておりますので、どうかご理解願います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 事務的処理大変ですよ。確かに業者のほうも一々そういうふう書き込みをして提出しなくてはいけないという部分がある中で、そういったシステムというのはいいんですが、私の思っているデメリットは、やはり業者が、例えば私のところ除雪請け負っているという中で、路線を来て、今までだと路線のついでに除雪をしてってそれで行ったところ、これがだめになってくると、1回向こうまで行って、それを終わってから戻ってくるという、そうするとうちのほうで頼んだ側からすると、何だ、今まで早かったのに、ことは遅くて困っちゃうよなという、多分そういうことが起きるのではないかと仮定するわけで、ですから、確かに今言っているのは事務方の楽をしたいという部分でございまして、現場側のことも考慮しながら、その辺は業者とよく話し合っ、路線を見てその部分で話し合いを持っていただきたいなど。GPSをつけたからもうここはだめですよという言い方にしちゃうと、そういった迷惑がかかる部分も出るので、その辺をやはり話し合いですよ、話し合いでやってほしいなと思いますが、どうでしょうかね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 その件については、私からちょっと話させていただきたいと思います。

実はそれ現実に問題がありまして、公共の道路、やはりこれは町として業者に委託するからにはそれを優先してほしい。ということは、やはり生活がかかっている、命がかかっている、その道路を優先しないと、途中で民間の施設があるからそこをやって、また終わったら、また道路では、町としてその仕事を委託するわけにいかない。もしもそういう事故が遭ったときに、除雪がおくれたから助かる命も助からなかった、どうするんだという話になるんですよ。ですから、現実にその話もあったことも確かです。命がどうのこうのはないですよ。ただ、システム、そういうやり方をしてどうなんだという、そういう問われ方したんですね。

ですから、そういうことあって、それだけは業者に、昨年からですか、しっかりそのとこ

ろは町の道路を優先してやってくださいとお願いしました。それよりも先やるんだったら、民間の人と話すなりして早くやるなり、道路を終わってからやるなりと、また別に対応するなりと、そういうことをしてほしいということを業者さんのほうにお願いするようにと、建設課に私、話しました。

ですから、民間の仕事と本当に町、あるいは県が出す仕事を一緒に路線の中で都合いいからとやられちゃうと、これは問題があると。そんなことなので、ぜひこの点だけご理解いただきたいと思います。

ですから、あとシステム入れたことはいろいろありまして、1つはそういうこともあるんですね。どういうふうに動いたかわからなくて、ですから、ただ報告だけ聞くと、確かに全体的には何時間やったという話にはなるんですけども、その中間がわからないと。ですから、そういうためにはお互いの安全のためだし、そういうことでご理解いただきたいと思います。

ですから、逆に民間の人はその業者さんと直接話をして、そして町からそういう条件なんだということを話してもらって結構ですから、そこら辺のところは調整してやっていただければ町としても助かりますし、そのようにお願いしたいです。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長が言うのもごもっともで、そのごもっともなところをしっかりと業者と話し合っしてほしいという意味でございまして、せっかくいい試みでございまして、本当にスムーズに除雪ができるようお願いしたいなと思っております。また、チャート紙がこたしもつけるというふうなことでございまして、私助かりますので、よろしく願いして終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 最後に、私のほうから申し上げたいと思います。

この件につきましては、今月末に田島地域、伊南、南郷、館岩地域と2回に分けて、委託業者さんを交えて説明会を開催したいということになっております。

今心配されました、途中でどうしてもやらなくてならない場所があつてということも確かにあるというふうに、こちらのほうでも認識しております。その辺の取り扱いにつきましても、例えばそのときにスイッチを切れば、その部分抜けて大丈夫なのかということもありますので、その辺についても説明会のほうで各委託業者さんのほうには説明させていただきたいと思えます。

先ほど町長申し上げましたとおり、最優先は公道というかそういうことでありますので、そ

の辺も含めて除雪のやり方、それから今回のシステムの導入につきましては、業者さんと綿密に打ち合わせして、トラブルのないようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 1点だけ、前議員とダブりますけれども、一般補正9ページの14の5、土木費の国庫補助金ということで、社会資本整備事業について、今回私は初めてこの社会資本に除雪費が充てられると聞いたもんですから、まず1点、こういった従来ですと交付税の中に大体除雪関係は入っていたと思うんです。もし大雪が降って足りないよというときには、国のほうで新たに一括して交付金をくれたというような、こんな記憶をしています。

それでこの社会資本整備のほうも、当初予算から使えるよとなったのは、いつからこういうようになったのか、まず第1点。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 平成26年から使えるようになったというふうに認識しております。

今議員おただしの点でございますが、それ以前は確かに12月、1月、2月ごとになりますと、除雪経費について集計の依頼がまいりまして、それが特別交付税の算定のための、我々に課せられました除雪経費の集計だというふうに認識しております。

今回、社会資本整備総合交付金事業の交付金については減額になりましたが、その分につきましては、従来どおりの交付税措置ということで、それに反映できるように事業費の除雪経費の積算については、今年度もやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願ひます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうすると、平成28年度の決算から社会資本整備事業にも除雪費があらわれるよと、こういう説明ですよね。それで、従来の除雪費の国からの補助と、当然社会資本整備となると、国60の町が40でしたっけ。ということは、当然40%は町で出さなきゃいかんということになるわけなんですけれども、平成28年度の除雪関係、決算した場合に、従来の方法と今回の新たな方法では一般財源の増減、負担割合というのはどのようになっているのか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 申しわけありません。ただいまその資料を持ち合わせておりませんの

で、後日というか、後で……

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 細かな数字まではお答えできませんけれども、先ほどから言っておりますとおり、全体の除雪経費は6億円とか8億円とか降った量によって支出の経費は決まってくると思っております。その間、一部でございますが、いわゆる社会資本整備で過去において3,000万円から5,000万円ぐらい充当したケースもございます。しかし、国交省で除雪経費に対する補助金の考え方、あるいは総務省で先ほど住民の安全・安心のために必要だという除雪経費の特別交付税のあり方という算出根拠は全く違いますので、いわゆる決算所掌で1,000万円の事業費で500万円もらって、一般財源500万円だというのはわかりやすいというか、AマイナスBがCになるというような資料は出せないと思います。平成28年度の特別交付税もおおむね6億円くらいいただいておりますが、そのうちの半分くらいは除雪経費にかかったものの算定の中から配分いただいたと、その程度の比率といいますか、そういったので我々としては財政運営をしておりますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 平成28年度決算分からこういうスタイルになったので、そういった仕訳がしたほうがいいのかどうかというのも多分わからなかったと思うんですけども、我々議会としては、やはり一般財源がどう使われたかということを検証するのが一番の役目ですので、来年度に向けて従来の、例えば従来の交付税体制のほうが一般財源は少ないよと、当然だと思うんです、これは交付金でやるわけですから。ただ、社会資本になると40%負担しなきゃいけないわけですから、それがどのくらいあるかと。その結果によっては、我々議員でもやはり陳情のときに、ちょっと今までのこういうふうに変ったから、おかしいからもとに戻せとか、そういった交渉をする必要が絡まれてくると思うんです。

ですから、今すぐこの議会とは言いませんけれども、従来の除雪関係の、機械も入れて除雪関係の国からの支出金のあり方と、平成28年度から変わったやり方でやった結果、精算した結果、一般財源はこのくらいになりましたと、もし従来の方法であればこのくらいでしたとか、そういった書類をぜひ、12月の議会まででもいいですから出してほしいと、こんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

そういう意味で、さまざまな財源内訳をとといいますか、財源内訳を明確にするように今後検

討したいと思います。

いずれにしても、我々、さまざまな事業全てそうですけれども、何らかの形で国・県から支援を受ける作業をまずして、やむを得ずしてできなかった場合は有利な起債事業、なるべく、いわゆる一般財源が有効に活用できるように全ての事業で取り組んでいることは事実でございます。そこもご理解いただいて、除雪経費についての過去の財源内訳を検証しながら、今求められた資料が提出できるように努力したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○16番 星 登志一議員 以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第80号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第81号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、議案第82号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第23、議案第83号 平成29年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 一般会計、消防費から繰り出しを受けて消火栓を設置するというこの予算であります。当初には計画をされていないのか、もしくは緊急を要した消火栓設置なのか、設置場所はどこなのか、お願いします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

まず、繰出金では3カ所ございます。まず田島地域が水無地区、これは現在の消火栓が破損等しておりますので、交換ということになります。それから関本地区が新規の設置でございます。それから下塩江地区、こちらが移設の工事になります。次に、館岩地域では井桁地区が交換工事でございます。それから南郷の界地区、これが移設ということで、全部で5カ所の工事ということになります。

以上です。

〔「緊急性」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 緊急性ということですが、いずれも各地区のほうから要請がありまして、できるだけ急いで設置していただきたいというような要望があって設置するものです。

○11番 山内 政議員 了解です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成29年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第24、平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ただいま議題となりました請願につきまして、今回の第3回定例会において、総務委員会に付託されたもので、委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、平成29年8月25日、南会津町田島字後原甲3531-1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明氏からの提出のもので、紹介議員は渡部訓正議員であります。

この請願の趣旨は、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保とこれに見合う地方財政の確立を目指す必要がある中、社会保障費の圧縮や地方財政を対象に、歳出削減に向けた議論が加速しています。

特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の縮小につながるものが危惧され、「インセンティブ改革」と合わせ地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を平成32年度までに倍増される目標が掲げられ、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間作業の展開度合いの違いを無視するものである。

このため、平成30年度の地方予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政でなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府関係機関に意見書を求めるものであります。

本委員会といたしまして、町財政担当者から聞き取りを行い、本年度から18業務が対象となり、普通交付税算定における「トップランナー方式」導入による影響額は、算定8項目、2,300万円程度減額であることがわかりました。

このことから、当委員会において慎重に審査した結果、「トップランナー方式」の導入、「インセンティブ改革」は地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員会委員長報告といたします。

以上、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから平成29年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、平成29年請願3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は庁内放送でお知らせします。

議会運営委員の方にお知らせします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は

議長室に参集してください。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 委員会提出議案第4号。

南会津町議会議長、五十嵐司様。南会津町議会総務委員長、貝田美郎。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

本議案は、先ほど委員長報告をいたしご決定いただきましたことを受け、総務委員会として提出するものであります。

地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記。提案理由、地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」と合わせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公的サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスを削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものです。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担

当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）。

意見書につきましては、別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

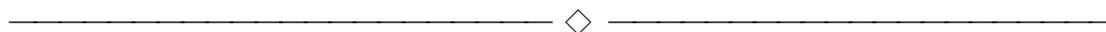
これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。

◇

◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時29分